

大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表.....	1
2 . 取引参加者規程の一部改正新旧対照表.....	6
3 . 清算・決済規程の一部改正新旧対照表.....	12
4 . 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表.....	19
5 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表.....	21
6 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表.....	171
7 . T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	173
8 . 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	175
9 . 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	177
10 . 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則 の一部改正新旧対照表.....	179
11 . 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表.....	183
12 . 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	202
13 . 有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則 の特例の一部改正新旧対照表.....	204
14 . 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則 の特例の一部改正新旧対照表.....	208
15 . 指数先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例 の一部改正新旧対照表.....	210
16 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	212
17 . 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表.....	216
18 . 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	218
19 . 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表.....	219
20 . 売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表.....	228
21 . 取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表	229
22 . 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	230
23 . 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	231
24 . 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	289
25 . 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表.....	290
26 . 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表.....	481
27 . 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表.....	510
28 . T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則 の一部改正新旧対照表.....	512
29 . 当取引所が指定する市場デリバティブ取引を廃止する規則.....	514

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、出資証券(法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。)、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 1 項に規定する商品をいう。)の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国指標連動証券(外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券の性質を有するものであつて、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。)に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書で受</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。)、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 1 項に規定する商品をいう。)の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国指標連動証券(外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券の性質を有するものであつて、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。)に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書で受</p>

国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

（2）～（4）（略）

2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定する現物取引参加者）をいう。以下同じ。）に通知する。

（売買の種類）

第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

（1）・（1）の2（略）

（1）の3 出資証券

a 当日決済取引

b 普通取引

（2）～（5）（略）

2（略）

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して

益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

（2）～（4）（略）

2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者）をいう。以下同じ。）に通知する。

（売買の種類）

第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

（1）・（1）の2（略）

（新設）

（2）～（5）（略）

2（略）

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して

5日目の日に決済を行うものとする。	5日目の日に決済を行うものとする。
(1) 第25条第1項の規定により出資証券について、配当落又は権利落として定める期日	(新設)
(2) (略)	(1) (略)
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
4~7 (略)	4~7 (略)
(呼値)	(呼値)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。	3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。
(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）	(1) 株券（優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）
株券は、1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超える場合は5,000円以下の場合は5円、5,000円を超える場合は3万円以下の場合は10円、3万円を超える場合は50円、5万円を超える場合は30万円以下の場合は100円、30万円を超える場合は500円、50万円を超える場合は300万円以下の場合は1,000円、300万円を超える場合は500万円以下の場合は5,000円、500万円を超える場合は30,000円以下の場合は1万円、30,000円を超える場合は5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただ	株券は、1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、3,000円を超える場合は5,000円以下の場合は5円、5,000円を超える場合は3万円以下の場合は10円、3万円を超える場合は50円、5万円を超える場合は30万円以下の場合は100円、30万円を超える場合は500円、50万円を超える場合は300万円以下の場合は1,000円、300万円を超える場合は500万円以下の場合は5,000円、500万円を超える場合は30,000円以下の場合は1万円、30,000円を超える場合は5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただ

し、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。

(3)～(5) (略)

4～8 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a・b (略)

(1)の2 出資証券は、100口とする。

(2)～(6) (略)

し、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは、「1口（投資法人債券に類する外国投資証券にあっては、1証券を1口とする。）」と読み替えるものとする。

(3)～(5) (略)

4～8 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a・b (略)

(新設)

(2)～(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者)	(取引参加者)
第2条 取引参加者は、総合取引参加者、 <u>現物取引参加者</u> 、国債先物等取引参加者、指數先物等取引参加者、有価証券オプション取引参加者の <u>5種類</u> とする。	第2条 取引参加者は、総合取引参加者、国債先物等取引参加者、指數先物等取引参加者、有価証券オプション取引参加者の <u>4種類</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 <u>現物取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「現物取引資格」という。）を有する者をいう。</u>	(新設)
4 (略)	3 (略)
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)
8 総合取引参加者は、総合取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。	7 取引参加者は、総合取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。
9 現物取引参加者は、現物取引資格とそれ以外の取引資格を同時に有することはできない。	(新設)
(取引資格の取得の申請及び承認)	(取引資格の取得の申請及び承認)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 当取引所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であって、当取引所が定めるところによる審査により適當であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。	2 当取引所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であって、当取引所が定めるところによる審査により適當であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。
(1) 総合取引資格、 <u>現物取引資格</u> 、指數先物等取引資格又は有価証券オプション取引資格次のa又はbに該当する者	(1) 総合取引資格、指數先物等取引資格又は有価証券オプション取引資格 次のa又はbに該当する者
a・b (略)	a・b (略)
(2) (略)	(2) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)	(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)
第22条 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は <u>法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。</u>	第22条 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は <u>国債証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（内国商品信託受益証券に限る。）若しくは外国受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。</u>
(非清算参加者の定義)	(非清算参加者の定義)
第24条の2 現物非清算参加者とは、現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者及び現物取引参加者をいう。	第24条の2 現物非清算参加者とは、現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者をいう。
2 (略)	2 (略)
3 指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者、 <u>指数先物等取引参加者及び有価証券オプション取引参加者</u> をいう。	3 指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない総合取引参加者及び <u>指数先物等取引参加者</u> をいう。
(削る)	4 <u>有価証券オプション非清算参加者</u> とは、 <u>有価証券オプション清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する有価証券オプション清算資格をいう。以下同じ。）</u> を有しない総合取引参加者及び <u>有価証券オプション取引参加者</u> をいう。
4 この規程においては、現物非清算参加者、国	5 この規程においては、現物非清算参加者、国

<p>債先物等非清算参加者及び指数先物等非清算参加者を総称して、非清算参加者という。</p>	<p>債先物等非清算参加者、指数先物等非清算参加者及び有価証券オプション非清算参加者を総称して、非清算参加者という。</p>
<p>(清算受託契約の締結)</p>	<p>(清算受託契約の締結)</p>
<p>第24条の3 (略)</p>	<p>第24条の3 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 指数先物等非清算参加者である総合取引参加者は、当取引所の市場における指数先物取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指数先物等非清算参加者は、当取引所の市場における指数先物取引及び指数オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>
<p>4 指数先物等非清算参加者である指数先物等取引参加者は、当取引所の市場における指数先物取引及び指数オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、指数先物等他社清算参加者との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 指数先物等非清算参加者である有価証券オプション取引参加者は、当取引所の市場における有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める清算参加者との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>	<p>4 有価証券オプション非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める清算参加者との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。</p>
<p>(1) 現物清算資格を有しない場合</p> <p>現物他社清算参加者及び指数先物等他社清算参加者</p>	<p>(1) 有価証券オプション取引参加者であつて現物清算資格を有しない場合</p> <p>現物他社清算参加者及び有価証券オプション他社清算参加者（有価証券オプション清算資格に係る他社清算資格を有するものをいう。以下同じ。）</p>
<p>(2) 現物清算資格を有する場合</p>	<p>(2) 総合取引参加者である場合又は有価証</p>

		<u>券オプション取引参加者であって現物清算資格を有する場合</u>
		<u>有価証券オプション他社清算参加者</u>
6 (略)	5 (略)	
7 前項の規定は、指数先物等非清算参加者である総合取引参加者について準用する。この場合において、「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」とあるのは「指数先物取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引」と読み替えるものとする。	6 前項の規定は、指数先物等非清算参加者である総合取引参加者について準用する。この場合において、「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」とあるのは「指数先物取引及び指数オプション取引」と読み替えるものとする。	7 第5項の規定は、有価証券オプション非清算参加者である総合取引参加者について準用する。この場合において、「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」とあるのは「有価証券オプション取引」と、「これらの取引」とあるのは「有価証券オプション取引」と読み替えるものとする。
(削る)		
(指定清算参加者の指定)		(指定清算参加者の指定)
第24条の4 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者（現物他社清算参加者、国債先物等他社清算参加者又は指数先物等他社清算参加者をいう。以下同じ。）のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。	第24条の4 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者（現物他社清算参加者、 <u>有価証券オプション他社清算参加者</u> 、国債先物等他社清算参加者又は指数先物等他社清算参加者をいう。以下同じ。）のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。	2 前条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承認を受けて清算受託契約を締結しない場合の当該清算資格の種類に係る取引については、前項の規定は適用しない。
2 前条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承認を受けて清算受託契約を締結しない場合の当該清算資格の種類に係る取引については、前項の規定は適用しない。		2 前条第5項（同条第6項又は第7項において準用する場合を含む。）の承認を受けて清算受託契約を締結しない場合の当該清算資格の種類に係る取引については、前項の規定は適用しない。
3 (略)	3 (略)	

- 1 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）の現物取引資格又はジャスダック取引資格を有する者のうち、当取引所の取引参加者でない者は、施行日において、改正後の第2条第3項に定める現物取引資格を取得しようとする場合には、平成25年5月31日までに、当取引所が定めるところにより当該取引資格の取得の申請を行うものとする。
- 3 当取引所は、前項の申請を行った者が、施行日において、第35条第2項各号のいずれにも該当しないと見込まれる場合に、改正後の第2条第3項に定める現物取引資格の取得の承認を行うものとする。
- 4 当取引所は、前項の承認を受けた者が、第5条第1項に規定する取引資格の取得手続（入会金の納入を除く。）を履行した場合には、施行日において、第6条第1項の規定に基づき、改正後の第2条第3項に定める現物取引資格を付与する。
- 5 当取引所は、第2項に定めるほかは、当分の間、改正後の第2条第3項に定める現物取引資格の取得の申請を受け付けないものとする。
- 6 当取引所は、当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、大証取引資格保有者（取引参加者のうち、施行日の前日において、大証の現物取引資格又はジャスダック取引資格を有する者をいう。以下同じ。）に対し、大証の取引資格を取得したときから施行日の前日までの間の当該大証取引資格保有者の業務又は財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該大証取引資格保有者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- 7 大証取引資格保有者が施行日前に行った施行日の前日における大証の取引参加者規程第42条第1項各号又は第2項に該当する行為(大証の市場における市場デリバティブ取引に関するものを除く。)は、それぞれ、第34条第1項各号又は第2項に該当する行為とみなして、これらの規定を適用する。
- 8 大証取引資格保有者に対して、施行日前に、施行日の前日における大証の取引参加者規程及び同規程に基づく諸規則によって大証が行った行為及び当該大証取引資格保有者から大証に対して行われた行為(大証の市場における市場デリバティブ取引に関するものを除く。)は、当取引所の取引参加者規程及び同規程に基づく諸規則の規定中の相当する規定によって当取引所が行ったもの及び当取引所に対して行われたものとみなす。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(引渡有価証券)	(引渡有価証券)
<u>第8条 指定現物清算参加者に出資証券の有価証券等清算取次ぎの委託をした現物非清算参加者である取引参加者が、その決済のために引き渡す出資証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたものでなければならない。</u>	(新設)
<u>2 前項の規定にかかわらず、出資証券の売買の決済において、指定現物清算参加者が同意した場合には、現物非清算参加者である取引参加者は、他の券種の出資証券を引き渡すことができる。</u>	(新設)
<u>3 (略)</u>	<u>第8条 (略)</u>
(転売又は買戻し)	(転売又は買戻し)
<u>第20条 指数先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条の2第3項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券オプション取引の各銘柄について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉(以下「清算取次買建玉」という。)に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉(以下「清算取次売建玉」という。)に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者(当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者(指数先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定す</u>	<u>第20条 有価証券オプション非清算参加者(取引参加者規程第24条の2第4項に規定する有価証券オプション非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券オプション取引の各銘柄について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉(以下「清算取次買建玉」という。)に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉(以下「清算取次売建玉」という。)に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定有価証券オプション清算参加者(当該有価証券オプション非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した有価証券オプション他社清算参加者(有価証券オプション</u>

る指数先物等清算資格をいう。以下同じ。)に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)の指定する时限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(取引代金の授受)

第21条 指数先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）が成立したときは、その取引代金を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

第22条 有価証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者が指定する时限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリ

清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する有価証券オプション清算資格をいう。以下同じ。）に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)の指定する时限までに当該指定有価証券オプション清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより有価証券オプション非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 有価証券オプション非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(取引代金の授受)

第21条 有価証券オプション非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）が成立したときは、その取引代金を、指定有価証券オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う有価証券オプション非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定有価証券オプション清算参加者が指定する日時までに、当該指定有価証券オプション清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

第22条 有価証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、有価証券オプション非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定有価証券オプション清算参加者が指定する时限までに指定有価証券オプション清算参加者に申告することにより行うもの

ング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないとあっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) ・ (2) (略)

3 (略)

4 指数先物等非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

5 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者について指定指数先物等清算参加者と異なる者を指定している指数先物等非清算参加者は、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

（権利行使の割当てに関する通知）

第23条（略）

2 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者について指定指数先物等清算参加者と異なる者を指定している指数先物等非清算参加者は、清算取次売建玉につき、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割当てを受けた場合

とする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより有価証券オプション非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないとあっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、有価証券オプション非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) ・ (2) (略)

3 (略)

4 有価証券オプション非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、当取引所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

5 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者について指定有価証券オプション清算参加者と異なる者を指定している有価証券オプション非清算参加者は、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

（権利行使の割当てに関する通知）

第23条（略）

2 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者について指定有価証券オプション清算参加者と異なる者を指定している有価証券オプション非清算参加者は、清算取次売建玉につき、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割

には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使による有価証券の売買の取扱い)

第24条 有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものと、指数先物等非清算参加者を現物非清算参加者とそれぞれみなして、この規程を適用する（指数先物等非清算参加者が現物清算資格を有する場合を除く。）。

2 有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買が指数先物等清算資格を有する現物非清算参加者の売建玉又は買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

3 (略)

(決済のために授受する金銭及び有価証券の特例)

第25条 第6条の規定にかかわらず、有価証券オプション特例第4条第2項に規定する有価証券オプションを対象とする有価証券オプション取引における清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のために指数先物等非清算参加者が指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 最小単位の権利行使により成立する対

当てを受けた場合には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使による有価証券の売買の取扱い)

第24条 有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買が清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものと、有価証券オプション非清算参加者を現物非清算参加者とそれぞれみなして、この規程を適用する（有価証券オプション非清算参加者が現物清算資格を有する場合を除く。）。

2 有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買が有価証券オプション清算資格を有する現物非清算参加者の売建玉又は買建玉に係るものである場合には、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立したものとみなして、この規程を適用する。

3 (略)

(決済のために授受する金銭及び有価証券の特例)

第25条 第6条の規定にかかわらず、有価証券オプション特例第4条第2項に規定する有価証券オプションを対象とする有価証券オプション取引における清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のために有価証券オプション非清算参加者が指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 最小単位の権利行使により成立する対

象有価証券の有価証券等清算取次ぎに係る売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を上回る場合において、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付指数先物等非清算参加者であるときは a に規定する買付代金を、当該売買に係る売付指数先物等非清算参加者であるときは b に規定する金銭及び c に規定する有価証券を交付するものとする。

a ~ c (略)

(2) 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を下回る場合において、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付指数先物等非清算参加者であるときは a に規定する買付代金を、当該売買に係る売付指数先物等非清算参加者であるときは b に規定する金銭を交付するものとする。

a · b (略)

2 前項第 1 号 b 及び第 2 号 b の規定により授受する金銭の額は、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売方指数先物等非清算参加者であるときは、第 6 条第 1 号に規定する総買付代金に、当該売買に係る買方指数先物等非清算参加者であるときは、同号に規定する総売付代金に含めるものとする。

3 前 2 項の規定は、指数先物等清算資格を有する現物非清算参加者が権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のために指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量について準用する。この場合において、第 1 項中「清算取次売建玉又は清算取次買建玉」とあるのは「売建玉又は買建玉」と、前 2 項中「指数先物等非清算参加者」とあるのは「現物非清算参加者」と、それぞれ読み替えるものと

象有価証券の有価証券等清算取次ぎに係る売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を上回る場合において、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付有価証券オプション非清算参加者であるときは a に規定する買付代金を、当該売買に係る売付有価証券オプション非清算参加者であるときは b に規定する金銭及び c に規定する有価証券を交付するものとする。

a ~ c (略)

(2) 最小単位の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る数量が当該対象有価証券の売買単位を下回る場合において、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る買付有価証券オプション非清算参加者であるときは a に規定する買付代金を、当該売買に係る売付有価証券オプション非清算参加者であるときは b に規定する金銭を交付するものとする。

a · b (略)

2 前項第 1 号 b 及び第 2 号 b の規定により授受する金銭の額は、権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売方有価証券オプション非清算参加者であるときは、第 6 条第 1 号に規定する総買付代金に、当該売買に係る買方有価証券オプション非清算参加者であるときは、同号に規定する総売付代金に含めるものとする。

3 前 2 項の規定は、有価証券オプション清算資格を有する現物非清算参加者が権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のために指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量について準用する。この場合において、第 1 項中「清算取次売建玉又は清算取次買建玉」とあるのは「売建玉又は買建玉」と、前 2 項中「有価証券オプション非清算参加者」とあるのは「現物非清算参加者」と、それ

する。

それ読み替えるものとする。

(転売又は買戻し)

第43条 指数先物等非清算参加者は、指数先物取引の各限月取引について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者が定める时限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

(転売又は買戻し)

第43条 指数先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条の2第3項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、指数先物取引の各限月取引について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者(当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者(指数先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。)に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)が定める时限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

2 (略)

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第54条 非清算参加者(取引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)である取引参加者が新たに清算資格を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(当該清算資格に係るものに限る。)は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買等とする。

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第54条 非清算参加者(取引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)である取引参加者が新たに清算資格を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの(当該清算資格に係るものに限る。)は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買等とする。

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定する現物取引参加者)をいう。以下同じ。)が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社(以下「指定証券金融会社」という。)から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引(以下「貸借取引」という。)について、必要な事項を定める。</p>	(目的) <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をいう。以下同じ。)が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社(以下「指定証券金融会社」という。)から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引(以下「貸借取引」という。)について、必要な事項を定める。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
(新株予約権証券等の信用取引の禁止) <p>第3条 取引参加者は、新株予約権証券、出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)、上場廃止の基準に該当した銘柄その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p>	(新株予約権証券等の信用取引の禁止) <p>第3条 取引参加者は、新株予約権証券、上場廃止の基準に該当した銘柄その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p>
(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止) <p>第7条 取引参加者は、業務規程第2条第1項第1号に掲げる有価証券(新株予約権証券及び出資証券を除く。)のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p>	(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止) <p>第7条 取引参加者は、株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)及び外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)を含む。)不動産投資信託証券(投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。)、指標連動型投資信託受益証券(投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標(金融商品市場における相場その他の指</p>

標をいう。)の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。)のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。

2 (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)における取引参加者が、株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という。)の市場において行った自己の信用売り又は信用買いに係る取引の未決済勘定については、施行日以後、当取引所の市場における自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引の未決済勘定とみなす。この場合において、当該大証の市場における取引の売買成立日に、当取引所の市場においてその売買が成立したものとみなし、第13条の規定を適用する。
- 3 取引参加者と顧客との間で、施行日の前日までに大証の市場において行われた顧客の制度信用取引に係る未決済勘定は、施行日以後、当取引所の制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことができる。この場合において、当該大証の市場において行われた顧客の制度信用取引に係る未決済勘定は、施行日以後、当取引所の制度信用取引に係る未決済勘定とみなす。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章 総則 (第101条 <u>第103条</u>)</p> <p>第2章 新規上場</p> <p> 第1節～第3節 (略)</p> <p> <u>第3節の2 JASDAQへの新規上場</u></p> <p> (<u>第216条の2 第216条の10</u>)</p> <p> 第4節 (略)</p> <p> 第5節 雜則 (第218条 <u>第220条</u>)</p> <p>第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等</p> <p> 第1節～第3節 (略)</p> <p> 第4節 市場変更 (第312条 <u>第315条の7</u>)</p> <p> 第5節 (略)</p> <p> 第6節 雜則 (第318条 <u>第320条</u>)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>第6章 上場廃止</p> <p> 第1節・第2節 (略)</p> <p> <u>第2節の2 JASDAQの上場廃止基準</u></p> <p> (<u>第604条の2 第604条の5</u>)</p> <p> 第3節 (略)</p> <p>第7章 雜則</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 雜則 (第702条 <u>第714条</u>)</p> <p>第3編 (略)</p> <p>第4編 債券等</p> <p> 第1章～第3章 (略)</p> <p> 第4章 <u>ETN</u>(第941条 第956条)</p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章 総則 (第101条・<u>第102条</u>)</p> <p>第2章 新規上場</p> <p> 第1節～第3節 (略)</p> <p> (新設)</p> <p> 第4節 (略)</p> <p> 第5節 雜則 (第218条・<u>第219条</u>)</p> <p>第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等</p> <p> 第1節～第3節 (略)</p> <p> 第4節 市場変更 (第312条 <u>第315条</u>)</p> <p> 第5節 (略)</p> <p> 第6節 雜則 (第318条・<u>第319条</u>)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>第6章 上場廃止</p> <p> 第1節・第2節 (略)</p> <p> (新設)</p> <p> 第3節 (略)</p> <p>第7章 雜則</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 雜則 (第702条 <u>第713条</u>)</p> <p>第3編 (略)</p> <p>第4編 債券等</p> <p> 第1章～第3章 (略)</p> <p> 第4章 指標連動証券 (第941条 第956条)</p>

第5章 (略)	第5章 (略)
第5編 ETF	第5編 受益証券及び投資証券
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
(削る)	第3章 不動産投資信託証券(第1201条 第1225条)
第6編 ファンド	(新設)
第1章 総則(第1201条)	(新設)
第2章 不動産投資信託証券(第1201条 の2 第1225条)	(新設)
第3章 ベンチャーファンド(第1301条 第1325条)	(新設)
第4章 カントリーファンド(第1401条 第1421条)	(新設)
第7編 日本取引所グループが発行する有価証券(第1501条 第1506条)	第6編 日本取引所グループが発行する有価証券(第1301条 第1306条)
付則	
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(1)の2 ETN 外国で発行された法第2 条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同 項第5号の社債券の性質を有するものであつ て、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金 融商品市場における相場その他の指標をい う。以下同じ。)に連動することを目的とす るものをいう。	(新設)
(1)の3 ETN信託受益証券 施行令第2 条の3第3号に規定する有価証券信託受益証 券のうち、受託有価証券がETNであるもの をいう。	(新設)
(1)の4 委託者指図型投資信託 投資信託 法第2条第1項に規定する委託者指図型投資 信託をいう。	(新設)
(1)の5 委託者非指図型投資信託 投資信 託をいう。	(新設)

託法第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。

(1)の6 (略)

(2)～(8) (略)

(9) 外国株券等保管振替決済業務 指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券、外国株預託証券、優先証券（第813条第1項に規定する優先証券をいう。）、外国ETF、外国商品現物型ETF及びカントリーファンドの保管及び振替決済に関する業務をいう。

(10)～(13) (略)

(13)の2 外国投資証券 法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。

(13)の3 外国投資信託 投資信託法第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。

(13)の4 外国投資法人 投資信託法第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。

(14)～(37)の2 (略)

(38) 債券 新株予約権付社債券（新株予約権を付した社債券をいう。以下同じ。）、交換社債券及びETNを除く債券をいう。

(39)～(41) (略)

(41)の2 資産運用会社 投資信託法第2条第19号に規定する資産運用会社（当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。）をいう。

(1)の2 (略)

(2)～(8) (略)

(9) 外国株券等保管振替決済業務 指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券、外国株預託証券及び優先証券（第813条第1項に規定する優先証券をいう。）の保管及び振替決済に関する業務をいう。

(10)～(13) (略)

(13)の2 外国指標連動証券 外国で発行された法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう。

(13)の3 外国指標連動証券信託受益証券 施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国指標連動証券であるものをいう。

（新設）

(14)～(37)の2 (略)

(38) 債券 新株予約権付社債券（新株予約権を付した社債券をいう。以下同じ。）、交換社債券及び外国指標連動証券を除く債券をいう。

(39)～(41) (略)

（新設）

(42)～(43)の2 (略)	(42)～(43)の2 (略)
<u>(43)の3 受益証券 投資信託法第2条第7項、信託法第185条第1項又は資産流動化法第2条第15号に規定する受益証券をいう。</u>	(新設)
<u>(43)の4 出資証券 法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。</u>	(新設)
<u>(43)の5 上場ETN信託受益証券 当取引所に上場しているETN信託受益証券をいう。</u>	(新設)
(44)～(49) (略) (削る)	(44)～(49) (略) <u>(49)の2 上場外国指標連動証券信託受益証券 当取引所に上場している外国指標連動証券信託受益証券をいう。</u>
(50)～(53)の2 (略) <u>(54) 削除</u>	(50)～(53)の2 (略) <u>(54) 上場市場変更申請者 マザーズから本則市場への上場市場の変更を申請する者をいう。</u>
(55)～(72) (略) <u>(73) テクニカル上場規定 第208条、第215条又は第216条の9の規定をいう。</u>	(55)～(72) (略) <u>(73) テクニカル上場規定 第208条又は第215条の規定をいう。</u>
(74)・(75) (略) <u>(75)の2 投資運用業 法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。</u>	(74)・(75) (略) <u>(75)の2 投資運用業 法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。</u>
<u>(75)の3 投資証券 投資信託法第2条第15項に規定する投資証券をいう。</u>	(新設)
<u>(75)の4 投資信託 投資信託法第2条第3項に規定する投資信託をいう。</u>	(新設)
<u>(75)の5 投資信託委託会社 投資信託法第2条第11項に規定する投資信託委託会社（当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。）をいう。</u>	(新設)
<u>(75)の6 投資信託法 投資信託及び投資</u>	(新設)

<p><u>法人に関する法律</u>（昭和26年法律第198号）をいう。</p>	
<p><u>(75)の7 投資信託法施行規則</u> <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>（平成12年総理府令第129号）をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(75)の8 投資信託法施行令</u> <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令</u>（平成12年政令第480号）をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(75)の9 投資法人</u> <u>投資信託法第2条第12項に規定する投資法人</u>をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(75)の10 投資法人計算規則</u> <u>投資法人の計算に関する規則</u>（平成18年内閣府令第47号）をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(75)の11 投資法人債券</u> <u>投資信託法第2条第18項に規定する投資法人債券</u>をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(75)の12</u> （略）</p>	<p><u>(75)の2</u> （略）</p>
<p><u>(75)の13 特定有価証券開示府令</u> <u>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</u>（平成5年大蔵省令第22号）をいう。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(76)～(93)</u> （略）</p>	<p><u>(76)～(93)</u> （略）</p>
<p><u>(94) 預託機関等</u> 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいい、外国ETF信託受益証券（第1001条第3号に規定する外国ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）及び外国商品現物型ETF信託受益証券（第1001条第5号に規定する外国商品現物型ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）については当該外国ETF信託受益証券又は当該外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託者をいう。</p>	<p><u>(94) 預託機関等</u> 外国株預託証券については当該外国株預託証券に係る預託機関をいい、外国株信託受益証券については当該外国株信託受益証券に係る受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいい、外国ETF信託受益証券（第1001条第6号に規定する外国ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）及び外国商品現物型ETF信託受益証券（第1001条第6号の3に規定する外国商品現物型ETF信託受益証券をいう。以下この条において同じ。）については当該外国ETF信託受益証券又は当該外国商品現物型ETF信託受益証券に係る受託者をいう。</p>
<p><u>(95)・(96)</u> （略）</p>	<p><u>(95)・(96)</u> （略）</p>

<p>(本則市場)</p> <p>第101条 当取引所に上場する株券等（優先株等を含む。以下この<u>章</u>において同じ。）のうち、次条に定めるマザーズ及び第103条に定めるJASDAQに上場する株券等を除くものに係る市場は、本則市場と称する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(マザーズ)</p> <p>第102条 当取引所は、当取引所の市場において、高い成長の可能性を有する新興企業の資金調達を円滑にし、もって新たな産業の育成に資るとともに、投資者に多様な投資物件を提供することを目的として、当該新興企業の株券等（優先出資証券を除く。以下この<u>条</u>及び次条において同じ。）に係る上場制度を設ける。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(JASDAQ)</u></p> <p>第103条 当取引所は、当取引所の市場において、多様な業態及び成長段階の企業に対しより広範な上場と資金調達の途を開き、もって幅広い産業の育成に資するとともに、投資者に多様な投資対象を提供することを目的として、当該企業の株券等及び出資証券に係る上場制度を設ける。</p> <p>2 前項に定める上場制度に基づき上場する株券等及び出資証券に係る市場は、JASDAQと称する。</p> <p>3 JASDAQにおいては、一定の事業規模と実績を有し、事業の拡大が見込まれる企業群を対象とした内訳区分（以下「スタンダード」という。）及び特色ある技術やビジネスモデルを有し、将来の成長可能性に富んだ企業群を対象とした内訳区分（以下「グロース」という。）</p>	<p>(本則市場)</p> <p>第101条 当取引所に上場する株券等（優先株等を含む。以下この<u>条</u>において同じ。）のうち、次条に定めるマザーズに上場する株券等を除くものに係る市場は、本則市場と称する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(マザーズ)</p> <p>第102条 当取引所は、当取引所の市場において、高い成長の可能性を有する新興企業の資金調達を円滑にし、もって新たな産業の育成に資るとともに、投資者に多様な投資物件を提供することを目的として、当該新興企業の株券等（優先出資証券を除く。以下この<u>条</u>において同じ。）に係る上場制度を設ける。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

を設ける。

4 JASDAQに上場する株券等は、スタンダード又はグロースのいずれかに属するものとする。

(新規上場申請)

第201条 (略)

2・3 (略)

4 新規上場申請者から新規上場申請のあった株券等の審査は、第205条から第210条まで、第212条から第216条まで又は第216条の3から第216条の10までの規定によるものとする。

5 (略)

(予備申請)

第202条 (略)

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、当取引所は第205条から第207条まで、第210条、第212条から第214条まで又は第216条の3から第216条の8までの規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第204条第9項、第211条第9項及び第216条の2第9項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(上場契約等)

第203条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券等（優先出資証券を除く。以下この項において同じ。）が第601条第1項第18号（第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、

(新規上場申請)

第201条 (略)

2・3 (略)

4 新規上場申請者から新規上場申請のあった株券等の審査は、第205条から第210条まで又は第212条から第216条までの規定によるものとする。

5 (略)

(予備申請)

第202条 (略)

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、当取引所は第205条から第207条まで、第210条又は第212条から第214条までの規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第204条第9項及び第211条第9項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(上場契約等)

第203条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券等（優先出資証券を除く。以下この項において同じ。）が第601条第1項第18号（第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止

第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券等と引換えに交付される株券等が第303条の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券等が上場されるまでの間、上場株券等の発行者とみなす。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第211条 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、新規上場申請を行う時に、当該新規上場申請者の商号又は名称、新規上場申請に係る株券等(優先出資証券を除く。以下この節及び次節において同じ。)の銘柄、種類、発行数その他の新規上場申請者に関する内容として施行規則で定める事項を記載した当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

2~12 (略)

(テクニカル上場)

第215条 第212条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のマザーズへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1) 上場株券等(上場優先出資証券を除く。)が、マザーズの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合(マザーズの上場会社がマザーズ以外の市場に上場している上場会社と新設合併する場合において、マザーズ

となり、かつ、当該株券等と引換えに交付される株券等が第303条の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券等が上場されるまでの間、上場株券等の発行者とみなす。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第211条 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、新規上場申請を行う時に、当該新規上場申請者の商号又は名称、新規上場申請に係る株券等(優先出資証券を除く。以下この節において同じ。)の銘柄、種類、発行数その他の新規上場申請者に関する内容として施行規則で定める事項を記載した当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

2~12 (略)

(テクニカル上場)

第215条 第212条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のマザーズへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1) 上場株券等(上場優先出資証券を除く。)が、マザーズの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合(マザーズの上場会社が本則市場の上場会社と新設合併する場合において、マザーズの上場会社が実質的な存

の上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。) 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) (略)

(3) マザーズの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態として施行規則で定める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、マザーズ以外の市場に上場している上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

(4) (略)

(5) マザーズの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようすることにより第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は第2項第1号の規定による第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなつた場合に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がマザーズの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、マザーズ以外の市場に上場している上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)に限る。)当該

続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)

(2) (略)

(3) マザーズの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態として施行規則で定める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場の上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

(4) (略)

(5) マザーズの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようすることにより第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は第2項第1号の規定による第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなつた場合に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がマザーズの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場の上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)に限る。)当該他の会社(当該会社が発行

他の会社（当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

第3節の2 JASDAQへの新規上場

（新設）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第216条の2 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、新規上場申請を行う時に、当該新規上場申請者の商号又は名称、新規上場申請に係る株券等の銘柄、種類、発行数、内訳区分その他の新規上場申請者に関する内容として施行規則で定める事項を記載した当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、定款、新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち施行規則で定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、テクニカル上場規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第1項に規定する「有価証券新規上場申請書」に、定款その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

4 第201条第2項の規定に基づき設立前に新規上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち新規上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することがこととなった後直ちに提出

- すれば足りるものとする。
- 5 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場
申請者は、新規上場申請日の属する事業年度の
初日以後上場することとなる日までに内閣総理
大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出
しに関する届出若しくは通知書の提出を行った
場合その他の施行規則で定める場合に該当する
こととなるときには、施行規則で定める書類を
提出するものとする。
- 6 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場
申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のう
ち施行規則で定める財務計算に関する書類につ
いて、施行規則で定めるところにより、法第1
93条の2の規定に準じて、2人以上の公認会
計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期
レビューを受け、それに基づいて当該公認会計
士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監
査報告書又は四半期レビュー報告書を添付する
ものとする。ただし、新規上場申請者が施行規
則で定める外国会社である場合には、この限り
でない。
- 7 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場
申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外
国会社を除く。）は、施行規則で定めるところ
により、前項に規定する監査、中間監査又は四
半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）
について公認会計士又は監査法人が作成した監
査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー
概要書各1部を提出するものとする。
- 8 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場
申請者は、第6項に規定するほか、施行規則で
定める財務計算に関する書類について、施行規
則で定めるところにより、公認会計士又は監査
法人による監査報告書又は財務数値等に係る意
見を記載した書面を添付するものとする。
- 9 当取引所は、上場審査のため必要と認めると

きには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

10 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認した場合には、第2項から第8項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類を提出し、当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

11 JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認した場合には、次の各号に掲げる書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

(2) 第2項に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及び施行規則で定めるところによりその理由を記載した画面

12 前項に規定する場合において、内国株券等及び当取引所を主たる市場とする外国株券等の新規上場申請を行う新規上場申請者は、施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(内国会社の形式要件(スタンダード))

第216条の3 内国株券に係る第216条の5 (新設)

に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株券等の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場の時において見込まれる上場株券等の数の10%のいずれか多い株式数以上の新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行うこと。
ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されている場合又は新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請日から上場日の前日までの期間に新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行わない場合には、この限りでない。

b 株主数が、上場の時までに、300人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式時価総額

上場日における流通株式の時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 純資産の額

上場日における純資産の額が2億円以上となる見込みのあること。

(4) 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

a 最近1年間における利益の額が1億円以上であること。

b 上場日における時価総額が50億円以上となる見込みのあること。

(5) 次のa及びbに適合すること。

a 第212条第6号及び第6号の2に適合

していること。

- b 第205条第8号から第11号までに適合していること。

(外国会社の形式要件(スタンダード))

第216条の4 外国株券等に係る次条に定める (新設)

上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 株券等の分布状況

次のa及びbに適合すること。

- a 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に、次の(a)から(f)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)から(f)までに定める株式数又は上場時において見込まれる上場株券等の数の10%のいずれが多い株式数以上の新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行うこと(新規上場申請に係る株券等が、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所において上場されている場合を除く。)。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請日から上場日の前日までの期間に新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行わない場合には、この限りでない。

(a) 売買単位を1,000株とする銘柄(以下「1,000単位銘柄」という。)

100万株

(b) 売買単位を500株とする銘柄(以下「500単位銘柄」という。)

50万株

(c) 売買単位を100株とする銘柄(以下「100単位銘柄」という。)

10万株

- (d) 売買単位を 50 株とする銘柄（以下「50 単位銘柄」という。）
5万株
- (e) 売買単位を 10 株とする銘柄（以下「10 単位銘柄」という。）
1万株
- (f) 売買単位を 1 株とする銘柄（以下「1 単位銘柄」という。）
1,000 株
- b 本邦内における株主数が、上場の時までに 300 人以上となる見込みのあること。
- (2) 次の a 及び b に適合すること。
- a 前条第 2 号から第 4 号までに適合していること。
- b 第 206 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 212 条第 6 号に適合していること。

（上場審査（スタンダード））

- 第 216 条の 5 JASDAQへの新規上場申請（新設）
- が行われた株券等（内訳区分としてスタンダードが選択された株券等に限る。）の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 企業の存続性
 事業活動の存続に支障を来す状況がないこと。
- (2) 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立
 企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること。
- (3) 企業行動の信頼性
 市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。
- (4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができ
る状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から
当取引所が必要と認める事項

2 前項の上場審査は、第216条の2各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の上場審査（外国株券等に係る上場審査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第1項の上場審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 新規上場申請者が第216条の3第5号a又は前条第2号bの規定により適用される第212条第6号cに適合しないおそれがあると認められる場合には、第1項の上場審査を延期するものとする。

（内国会社の形式要件（グロース））

第216条の6 内国株券に係る第216条の8（新設）
に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 純資産の額

上場日における純資産の額が正となる見込みのあること。

(2) 次のaからcまでに適合すること。

a 第216条の3第1号及び第2号に適合していること。

b 第212条第6号及び第6号の2に適合していること。

c 第205条第8号から第11号までに適合していること。

（外国会社の形式要件（グロース））

第216条の7 外国株券等に係る次条に定める (新設)

上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) 前条第1号に適合していること。
- (2) 第216条の4第1号に適合していること。
- (3) 第216条の3第2号に適合していること。
- (4) 第206条第1項第2号から第4号まで及び第212条第6号に適合していること。

(上場審査(グロース))

第216条の8 JASDAQへの新規上場申請 (新設)

が行われた株券等（内訳区分としてグロースが選択された株券等に限る。）の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 企業の成長可能性
成長可能性を有していること。
- (2) 成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立
成長の段階に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること。
- (3) 企業行動の信頼性
市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。
- (4) 企業内容等の開示の適正性
企業内容等の開示を適正に行うことができること。
- (5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

2 前項の上場審査は、第216条の2各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の上場審査（外国株券等に係る上場審査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第1項の上場審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 新規上場申請者が第216条の6第2号b又は前条第2号の規定により適用される第212条第6号cに適合しないおそれがあると認められる場合には、第1項の上場審査を延期するものとする。

（テクニカル上場）

第216条の9 第216条の3から前条までの（新設）

規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のJASDAQへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。）は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

（1）上場株券等（上場優先出資証券を除く。）が、JASDAQの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合（JASDAQの上場会社が本則市場、マザーズ又は内訳区分を別にするJASDAQの上場会社と新設合併する場合において、当該申請において選択される内訳区分と同一の内訳区分であるJASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

（2）上場外国株券等が、JASDAQの上

場会社の設立準拠法の変更のための合併により第604条の3第3号又は第604条の5第3号の規定により適用される第602条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券等が外国金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき 当該合併に係る存続会社

(3) JASDAQの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態として施行規則で定める場合 (JASDAQの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場、マザーズ又は内訳区分を別にするJASDAQの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について当該申請において選択される内訳区分と同一の内訳区分であるJASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。) 当該他の会社又は当該他の会社の親会社 (当該会社が発行者である株券等を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

(4) 上場外国株券等が、JASDAQの上場会社の外国持株会社への組織変更により第604条の3第3号又は第604条の5第3号の規定により適用される第602条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券等が外国金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき 当該外国持株会社

(5) JASDAQの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようすることにより第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の

4 第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がJASDAQの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（JASDAQの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場、マザーズ又は内訳区分を別にするJASDAQの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について当該申請において選択される内訳区分と同一の内訳区分であるJASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）当該他の会社（当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（テクニカル上場に係る上場審査）

第216条の10 前条各号に定める会社が発行 (新設)

する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該株券等が内国株券である場合には次のaからcまでに適合すること。

a 第205条第8号から第11号までに適合すること。

b 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、150人以上となる見込みのこと。

c 流通株式の数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、500単位以上となる見込みのこと。

(2) 当該株券等が外国株券である場合には次のaからcまでに適合すること。

a 第206条第1項第2号から第4号までに適合すること。

b 前号 b に適合すること。
c 流通株式の数が、次の(a)から(f)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)から(f)までに定める株式数以上となる見込みのこと。

(a) 1,000 単位銘柄

50万株

(b) 500 単位銘柄

25万株

(c) 100 単位銘柄

5万株

(d) 50 単位銘柄

2万5,000 株

(e) 10 単位銘柄

5,000 株

(f) 1 単位銘柄

500 株

(3) 当該株券等が、上場の時において、第 601 条第 1 項第 17 号に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合並びに同項第 19 号及び第 20 号に該当しないこととなる見込みがあること。

(JASDAQ へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例)

第 220 条 第 201 条第 1 項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等の JASDAQ への新規上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併(上

(新設)

場会社が当事会社となる場合を除く。)

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりＪＡＳＤＡＱへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第216条の2第1項から第8項までに規定する書類のほかに、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 第1項の規定によるＪＡＳＤＡＱへの新規上場申請にあっては、第216条の2第11項第1号及び同条第12項に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

4 第1項の規定によりＪＡＳＤＡＱへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第216条の3、第216条の4、第216条の6及び第216条の7の規定の適用については、第216条の3第1号a（第216条の6第2号aの規定により適用される場合を含む。）、第216条の4第1号a（第216条の7第2号の規定により適用される場合を含む。）並びに第216条の3第5号a、第216条の4第2号b、第216条の6第2号b及び第216条の7第4号の規定により適用される第212条第6号d中「新規上場申請に係る株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券等」とする。

(新株券等の上場申請)	(新株券等の上場申請)
第301条 (略)	第301条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 第1項の上場申請により、上場議決権付株式（マザーズ上場銘柄を除く。）の発行者が発行する無議決権株式を上場する場合には、当該無議決権株式は、上場議決権付株式と同一の市場区分又は同一の内訳区分に指定する。	8 第1項の上場申請により、上場議決権付株式（マザーズ上場銘柄を除く。）の発行者が発行する無議決権株式を上場する場合には、当該無議決権株式は、上場議決権付株式と同一の市場区分に指定する。
(異なる種類の新株券等の上場審査)	(異なる種類の新株券等の上場審査)
第302条の2 第301条の規定により上場申請のあった株券等が上場株券等と異なる種類のものである場合には、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める基準に適合するものを対象として、公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項について上場審査を行う。	第302条の2 第301条の規定により上場申請のあった株券等が上場株券等と異なる種類のものである場合には、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める基準に適合するものを対象として、公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項について上場審査を行う。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) JASDAQの上場会社</u>	<u>(新設)</u>
<u>a 第1号a及びbに適合すること。</u>	
<u>b 第216条の3第1号b、第2号及び第5号b（同bの規定により適用される第205条第8号及び第9号の2を除く。）に適合すること。</u>	
2・3 (略)	2・3 (略)
(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券等の上場)	(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券等の上場)
第303条 第302条の規定にかかわらず、第301条の規定により上場申請のあった株券等が、第601条第1項第18号（第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号、 <u>第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2</u>	第303条 第302条の規定にかかわらず、第301条の規定により上場申請のあった株券等が、第601条第1項第18号（第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号 <u>又は</u> 第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引

号又は第604条の5第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券等である場合(当該株券等が、当該上場廃止となる銘柄と異なる種類の上場株券等と同一の種類のものである場合を除く。)には、施行規則で定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(本則市場への上場市場の変更申請)

第312条 上場株券等のマザーズ又はJASDAQから本則市場への上場市場の変更(第5節の規定に基づく上場市場の変更を除く。)は、上場会社からの申請により行うものとする。

2 前項の規定に基づき本則市場への上場市場の変更を申請する者(以下「本則市場への上場市場変更申請者」という。)は、当該本則市場への上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)について本則市場への上場市場の変更申請を行うものとする。

3 本則市場への上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとし、本則市場への上場市場の変更申請に係る株券等の市場第一部銘柄への指定を申請する場合には、「上場市場の変更申請書」にその旨を併せて記載するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、本則市場への上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

5 本則市場への上場市場変更申請者は、施行規

換えに交付される株式に係る株券等である場合(当該株券等が、当該上場廃止となる銘柄と異なる種類の上場株券等と同一の種類のものである場合を除く。)には、施行規則で定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(上場市場の変更申請)

第312条 上場株券等のマザーズから本則市場への上場市場の変更(第5節の規定に基づく上場市場の変更を除く。)は、上場会社からの申請により行うものとする。

2 前項の規定に基づく上場市場変更申請者は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)について上場市場の変更申請を行うものとする。

3 上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとし、上場市場の変更申請に係る株券等の市場第一部銘柄への指定を申請する場合には、「上場市場の変更申請書」にその旨を併せて記載するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

5 上場市場変更申請者は、施行規則で定める財

則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

- 6 当取引所は、本則市場への上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、本則市場への上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他本則市場への上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(本則市場への上場市場の変更予備申請)

第312条の2 本則市場への上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、本則市場への上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び本則市場への上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、本則市場への上場市場の変更申請の予備的申請（以下「本則市場への上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により本則市場への上場市場の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条及び第315条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

- 3 (略)

(本則市場への上場市場の変更審査)

第313条 第205条（第7号の2及び第9号を除く。）、第206条、第207条第1項及

務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

- 6 当取引所は、上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場市場の変更予備申請)

第312条の2 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により上場市場の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条及び第315条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

- 3 (略)

(上場市場の変更審査)

第313条 第205条（第7号の2及び第9号を除く。）、第206条、第207条第1項及

び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第312条の場合について準用する。この場合において、第205条及び第206条中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「本則市場への市場変更申請日の直前事業年度の末日（本則市場への市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「本則市場への市場変更申請日の属する事業年度の初日（本則市場への市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替える。

2 前項において準用する第207条第1項各号に掲げる事項の審査は、第312条の規定に基づき本則市場への上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3・4 (略)

5 第2項の審査により本則市場への上場市場の変更申請に係るすべての株券等の上場市場の変更を適當と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）につき本則市場への上場市場の変更を行う。

6 当取引所は、前項の規定により本則市場へ上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

（マザーズへの上場市場の変更申請）

第313条の2 上場株券等のJASDAQから

マザーズへの上場市場の変更は、上場会社からの申請により行うものとする。

2 前項の規定に基づきマザーズへの上場市場の変更を申請する者（以下「マザーズへの上場市

び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第312条の場合について準用する。この場合において、第205条及び第206条中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」とそれぞれ読み替える。

2 前項において準用する第207条第1項各号に掲げる事項の審査は、第312条の規定に基づき上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3・4 (略)

5 第2項の審査により上場市場の変更申請に係るすべての株券等の上場市場の変更を適當と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）につき上場市場の変更を行う。

6 当取引所は、前項の規定により上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

（新設）

場変更申請者」という。)は、当該マザーズへの上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)についてマザーズへの上場市場の変更申請を行うものとする。

3 マザーズへの上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、マザーズへの上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

5 マザーズへの上場市場変更申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

6 当取引所は、マザーズへの上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、マザーズへの上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他マザーズへの上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(マザーズへの上場市場の変更予備申請)

第313条の3 マザーズへの上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日(当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)から起算して3か月前より後においては、マザーズへの上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載し

(新設)

た「上場市場の変更予備申請書」及びマザーズへの上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、マザーズへの上場市場の変更申請の予備的申請（以下「マザーズへの上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定によりマザーズへの上場市場の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 前条第6項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

（マザーズへの上場市場の変更審査）

第313条の4 第212条（第6号の2及び第7号の規定により適用される第205条第9号を除く。）、第213条、第214条第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合について準用する。（新設）

- 2 前項において準用する第214条第1項各号に掲げる事項の審査は、第315条の2の規定に基づきマザーズへの上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。
- 3 第1項において準用する第214条第1項各号に掲げる事項の審査（外国株券等に係る審査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。
- 4 第2項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。
- 5 第2項の審査によりマザーズへの上場市場の変更申請に係るすべての株券等のマザーズへの上場市場の変更を適当と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）につきマザ

ーズへの上場市場の変更を行う。

6 当取引所は、前項の規定によりマザーズへ上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(JASDAQへの上場市場の変更申請)

第313条の5 上場株券等の本則市場又はマザーズからJASDAQへの上場市場の変更は、

上場会社からの申請により行うものとする。

2 前項の規定に基づきJASDAQへの上場市場の変更を申請する者（以下「JASDAQへの上場市場変更申請者」という。）は、当該JASDAQへの上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）についてJASDAQへの上場市場の変更申請を行うものとする。

3 JASDAQへの上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとし、上場市場の変更申請に係る内訳区分を、「上場市場の変更申請書」に併せて記載するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、JASDAQへの上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

5 JASDAQへの上場市場変更申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

6 当取引所は、JASDAQへの上場市場の変

(新設)

更審査のため必要と認めるときには、ＪＡＳＤＡＱへの上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更予備申請)

第313条の6　ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請を行うとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及びＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、

ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請の予備的申請（以下「ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

2 前項の規定によりＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 前条第6項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更審査)

第313条の7　第216条の3（第5号bの規定により適用される第205条第9号を除く。）、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項、第216条の6（第2号cの規定により適用される第205条第9号を除

く。）、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第313条の5の場合について準用する。

2 前項において準用する第216条の5第1項各号及び第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査は、第313条の5の規定に基づきＪASDAQへの上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第216条の5第1項各号及び第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査（外国株券等に係る審査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第2項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 第2項の審査によりＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請に係るすべての株券等の上場市場の変更を適當と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）につき上場市場の変更を行う。

6 当取引所は、前項の規定によりＪＡＳＤＡＱへ上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

（吸収合併等の場合の上場市場の変更）

第314条 マザーズの上場会社がマザーズ以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、施行規則で定めるところにより、当該マザーズの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（ＪＡＳＤＡＱの上場会社が実質的な存続会社である場合であって、当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望するときには、3年以内に施行規則で

（吸収合併等の場合の上場市場の変更）

第314条 前3条の規定にかかわらず、マザーズの上場会社が本則市場の上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、施行規則で定めるところにより、当該マザーズの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、マザーズから本則市場への上場市場の変更を行うものとする。

定める基準に適合しないときに、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、マザーズから実質的な存続会社であるマザーズ以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更（ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更の場合には、当該上場会社と同一の内訳区分とする。）を行うものとする。

2 本則市場の上場会社が本則市場以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、本則市場から実質的な存続会社である本則市場以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更（ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更の場合には、当該上場会社と同一の内訳区分とする。）を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

3 ＪＡＳＤＡＱの上場会社がＪＡＳＤＡＱ以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該ＪＡＳＤＡＱの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（当該ＪＡＳＤＡＱの上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該ＪＡＳＤＡＱの上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）に

2 本則市場の上場会社がマザーズの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、本則市場からマザーズへの上場市場の変更を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

（新設）

について、JASDAQから実質的な存続会社であるJASDAQ以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

4 会社が第208条第1号、第3号若しくは第5号若しくは第215条第1号、第3号若しくは第5号又は第216条の9第1号、第3号若しくは第5号の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が本則市場の上場会社であり、一の当事者がマザーズ又はJASDAQの上場会社であって、かつ、本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認める場合に限る。）において、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、本則市場から実質的な存続会社である本則市場以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更（JASDAQへの上場市場の変更の場合には、当該上場会社と同一の内訳区分とする。）を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

5 第313条第5項、第313条の4第5項及び前条第5項の規定は、前各項の場合について準用する。

（吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査の申請）

第314条の2 当取引所は、前条第2項から第4項までに規定する施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかつた場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、同条第2項から第4項

3 会社が第208条第1号、第3号又は第5号の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が本則市場の上場会社であり、一の当事者がマザーズの上場会社であって、かつ、本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認める場合に限る。）において、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、本則市場からマザーズへの上場市場の変更を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

4 前条第5項の規定は、前3項の場合について準用する。

（吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査の申請）

第314条の2 当取引所は、前条第2項又は第3項に規定する施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかつた場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、前条第2項及び第3項にそ

	<p>までにそれぞれ該当したものとみなす。</p>		<p>れぞれ該当したものとみなす。</p>
2・3 (略)		2・3 (略)	
	<p>(上場市場の変更の場合の一部指定)</p>		<p>(上場市場の変更の場合の一部指定)</p>
第315条 (略)		第315条 (略)	
2 第313条第5項並びに第314条第1項及び第3項の規定によりマザーズ又はJASDAQから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。)のうち、第210条第1項各号(重複上場の外国株券等の場合には、同項第2号bを除く。)に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。		2 第313条第5項及び第314条第1項の規定によりマザーズから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。)のうち、第210条第1項各号(重複上場の外国株券等の場合には、同項第2号bを除く。)に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。	
3 前2項の規定による市場第一部銘柄への指定は、一部指定日において、その発行する株券等(優先出資証券を除く。)に次の各号に掲げる発行者の区分に従い、当該各号に定める期間を経過した銘柄がない場合には、これを行わないものとする。		3 前2項の規定による市場第一部銘柄への指定は、一部指定日において、その発行する株券等(優先出資証券を除く。)に上場日から起算して1年以上を経過した銘柄がない場合には、これを行わないものとする。	
(1) マザーズの上場会社 1年		(新設)	
(2) JASDAQの上場会社 6か月		(新設)	
4 (略)		4 (略)	
	<p>(内訳区分の変更申請)</p>		
第315条の2 上場株券等のJASDAQにおける内訳区分の変更は、上場会社からの申請により行うものとする。		(新設)	
2 グロースからスタンダード又はスタンダードからグロースへの内訳区分の変更を申請する者(以下「内訳区分変更申請者」という。)は、当該内訳区分変更申請者が発行するすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)について内			

	<u>訳区分の変更申請を行うものとする。</u>
3	<u>内訳区分変更申請者は、当取引所所定の「内訳区分の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「内訳区分の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。</u>
4	<u>前項に規定する「内訳区分の変更申請書」には、内訳区分変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。</u>
5	<u>内訳区分変更申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。</u>
6	<u>当取引所は、内訳区分の変更審査のため必要と認めるときには、内訳区分変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他内訳区分の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。</u>
<u>(内訳区分の変更の予備申請)</u>	
第315条の3 内訳区分の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、内訳区分の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「内訳区分の変更予備申請書」及び内訳区分の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、内訳区分の変更申請の予備的申請（以下「内訳区分の変更予備申請」という。）を行うことができる。	

2 前項の規定により内訳区分の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条又は第315条の5の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 前条第6項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(スタンダードへの内訳区分の変更審査)

第315条の4 第216条の3(第5号bの規定により適用される第205条第9号を除く。)、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、グロースからスタンダードへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。

2 前項において準用する第216条の5第1項各号に掲げる事項の審査は、第315条の2の規定に基づき内訳区分変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第216条の5第1項各号に掲げる事項の審査(外国株券等に係る審査を除く。)は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第2項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 第2項の審査により内訳区分の変更申請に係るすべての株券等のスタンダードへの内訳区分の変更を適当と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)につきスタンダードへの内訳区分の変更を行う。

6 当取引所は、前項の規定によりスタンダードへの内訳区分を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(グロースへの内訳区分の変更審査)

第315条の5 第216条の6（第2号cの規定）（新設）

定により適用される第205条第9号を除く。）、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、スタンダードからグロースへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。

2 前項において準用する第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査は、第315条の2の規定に基づき内訳区分変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査（外国株券等に係る審査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第2項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 第2項の審査により内訳区分の変更申請に係るすべての株券等のグロースへの内訳区分の変更を適当と認めた場合には、当取引所は、当該発行者が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）につきグロースへの内訳区分の変更を行う。

6 当取引所は、前項の規定により内訳区分を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

（吸収合併等の場合の内訳区分の変更）

第315条の6 内訳区分がスタンダードである（新設）

JASDAQの上場会社（以下「スタンダード上場会社」という。）が、内訳区分がグロースであるJASDAQの上場会社（以下「グロース上場会社」という。）の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該スタンダード上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、

当取引所が定める日（当該スタンダード上場会社が吸收合併等の場合の内訳区分変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該スタンダード上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）についてスタンダードからグロースへの内訳区分の変更を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 グロース上場会社がスタンダード上場会社の吸收合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該グロース上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（当該グロース上場会社が吸收合併等の場合の内訳区分変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該グロース上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、グロースからスタンダードへの内訳区分の変更を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

3 前条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

（吸收合併等の場合の内訳区分の変更に係る審査の申請）

第315条の7 当取引所は、前条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかつた場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、前条第1項又は第2項にそれぞれ該当したものとみなす。

2 前項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確

（新設）

認書」を提出するものとする。

3 当取引所は、第1項の審査のため必要と認め
るときには、上場会社に対し参考となるべき報
告又は資料の提出その他当該審査に対する協力
を求めることができるものとする。

(本則市場への上場市場の変更申請を行う上場
会社が市場変更日以前に合併等を実施する予
定である場合の特例)

第319条 上場会社は、次の各号に掲げる行為
を予定している場合には、当該各号に掲げる行
為の区分に従い、当該各号に定める者が発行す
る株券等の本則市場への上場市場の変更申請を
行うことができるものとする。この場合における
本則市場への上場市場の変更申請手続その他の
規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で
定める。

(1)・(2) (略)

2~4 (略)

(マザーズへの上場市場の変更申請を行う上場
会社が市場変更日以前に合併等を実施する予
定である場合の特例)

第319条の2 上場会社は、次の各号に掲げる
行為を予定している場合には、当該各号に掲げ
る行為の区分に従い、当該各号に定める者が発
行する株券等のマザーズへの上場市場の変更申
請を行うことができるものとする。この場合に
おけるマザーズへの上場市場の変更申請手続そ
の他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規
則で定める。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社とな
る合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は
存続会社の親会社（当該会社が発行者である
株券等を当該合併に際して交付する場合に限

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変
更日以前に合併等を実施する予定である場合
の特例)

第319条 上場会社は、次の各号に掲げる行為
を予定している場合には、当該各号に掲げる行
為の区分に従い、当該各号に定める者が発行す
る株券等の上場市場の変更申請を行う能够であ
るものとする。この場合における上場市場の
変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な
事項は、施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

2~4 (略)

(新設)

る。)

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転
当該他の会社又は当該他の会社の親会社
(当該会社が発行者である株券等を当該株式
交換又は株式移転に際して交付する場合に限
る。)

2 前項の規定によりマザーズへの上場市場の変更申請を行う上場会社についての第313条の2第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券等」とする。

3 第1項の規定によりマザーズへの上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第313条の2第3項から第5項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定によりマザーズへの上場市場の変更申請を行う上場会社についての第313条の4第1項の規定の適用については、同項中「第212条」とあるのは「第219条第4項の規定により読み替えて適用する第212条」とする。

(JASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第319条の3 上場会社は、次の各号に掲げる(新設)
行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQへの上場市場の変更申請を行うことができるものとする。この場合におけるJASDAQへの上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により JASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社についての第313条の5第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券等」とする。

3 第1項の規定により JASDAQへの上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第313条の5第3項から第5項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定により JASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社についての第313条の7第1項の規定の適用については、同項中「第216条の3」とあるのは「第220条第4項の規定により読み替えて適用する第216条の3」とする。

（内訳区分の変更申請を行う内訳区分変更申請者が内訳区分変更日以前に合併等を実施する場合の特例）

第320条 上場会社は、次の各号に掲げる行為（新設）を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行す

る株券等のＪＡＳＤＡＱにおける内訳区分の変更申請を行うことができるものとする。この場合におけるＪＡＳＤＡＱにおける内訳区分変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1) 内訳区分の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 内訳区分の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりＪＡＳＤＡＱにおける内訳区分の変更申請を行う上場会社についての第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「当該内訳区分市場変更申請者が発行者であるすべての上場株券等」とあるのは「当該内訳区分の変更申請に係るすべての上場株券等」とする。

3 第1項の規定によりＪＡＳＤＡＱにおける内訳区分の変更申請を行う場合にあっては、第15条の2第3項から第5項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定によりＪＡＳＤＡＱにおける内訳区分の変更申請を行う上場会社についての第315条の4第1項の規定の適用については、同項中「第216条の3」とあるのは「第220条第4項の規定により読み替えて適用する第216条の3」とする。

	(支配株主等に関する事項の開示)	(支配株主等に関する事項の開示)
第 4 1 1 条 (略)		第 4 1 1 条 (略)
2・3 (略)		2・3 (略)
4 <u>J A S D A Q の上場会社についての前 2 項の規定の適用については、「親会社等」とあるのは「当該上場会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所持している会社」とする。</u>		(新設)
	(グロース上場会社による中期経営計画の策定等)	
第 4 2 1 条の 3 グロース上場会社は、経営計画の進捗状況及びその要因並びに今後の進捗についての見通し及びその前提条件について、当取引所所定の様式による 3 か年の経営計画（以下「中期経営計画」という。）を、1 事業年度に対して 1 回以上、次の各号に掲げる事項を遵守し、策定するものとする。		(新設)
(1) 記載内容が虚偽でないこと。		
(2) 記載内容に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。		
(3) 記載内容が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。		
(4) 前 3 号に掲げる事項のほか、記載内容が適正性に欠けていないこと。		
2 グロース上場会社は、前項の規定により策定した中期経営計画を記載した書類を、当取引所が定める日までに当取引所に提出しなければならない。		
3 グロース上場会社は、当取引所に対し提出した中期経営計画の内容に変更が生じた場合には、変更内容を記載した書面を、遅滞なく当取		

<p><u>引所に提出しなければならない。</u></p> <p>4 グロース上場会社は、前2項の規定により当取引所に提出した中期経営計画を記載した書類について、当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p><u>(投資者向け説明等)</u></p> <p>第421条の4 グロース上場会社は、前条第1項の規定により策定した中期経営計画（前条第3項の規定により変更内容を記載した書面を提示している場合にあっては、当該変更内容を記載した書面を含む。）の内容について説明を行う、投資者向け説明会又はそれに相当する活動を、当取引所が定めるところにより、少なくとも1事業年度において1回以上、実施しなければならない。</p>	<p><u>(独立役員の確保)</u></p> <p>第436条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、JASDAQの上場内国会社のうち、内訳区分がグロースである会社（以下「グロース上場内国会社」という。）は、上場後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに独立役員を1名以上確保するものとする。</p> <p><u>(上場内国会社の機関)</u></p> <p>第437条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、グロース上場内国会社は、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに同項各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p><u>(公認会計士等)</u></p> <p>第438条 (略)</p>
--	--

<p>2 前項の規定にかかわらず、グロース上場内国 <u>会社は、上場日から起算して1年を経過する日</u> <u>以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総</u> <u>会の日までに当該グロース上場内国会社の会計</u> <u>監査人を同項の公認会計士等として選任するも</u> <u>のとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p>	<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p>
<p>第439条 (略)</p>	<p>第439条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、グロース上場内国 <u>会社は、上場日から起算して1年を経過する日</u> <u>以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総</u> <u>会の日までに同項に定める体制の整備を決定</u> <u>し、当該体制を適切に構築及び運用するものと</u> <u>する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p>	<p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p>
<p>第501条 当取引所は、次の各号に掲げる場合 であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。</p>	<p>第501条 当取引所は、次の各号に掲げる場合 であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。</p>
<p>(1) 上場会社が第601条第1項第9号の 2、第11号、第12号、第19号又は第20号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、<u>同条第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号</u>による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合</p>	<p>(1) 上場会社が第601条第1項第9号の 2、第11号、第12号、第19号又は第20号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は<u>同条第2項第1号</u>による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2~4 (略)</p>	<p>2~4 (略)</p>

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)	(書類の提出等に係る改善報告書の提出)
第504条 当取引所は、上場会社が第3章第1節、第421条、 <u>第421条の2第2項、第421条の3第2項若しくは同条第3項</u> の規定に基づく書類の提出等又は <u>第421条の2第1項若しくは第421条の4</u> の規定に基づく説明会等の開催を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。	第504条 当取引所は、上場会社が第3章第1節、第421条 <u>若しくは第421条の2第2項</u> の規定に基づく書類の提出等又は <u>同条第1項</u> の規定に基づく説明会の開催を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。
2 (略)	2 (略)
3 第502条第4項の規定は、第421条の3 <u>(第4項を除く。)の規定に基づく書類の提出等又は第421条の4の規定に基づく説明会等の開催を適正に行わなかった場合について準用する。</u>	(新設)
(公表措置)	(公表措置)
第508条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。 (1)・(1)の2 (略) <u>(1)の3 上場会社が第421条の3(第4項を除く。)又は第421条の4の規定に違反したと当取引所が認める場合</u> (2)・(3) (略)	第508条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。 (1)・(1)の2 (略) (新設)
2 (略)	2 (略)
<u>第2節の2 JASDAQの上場廃止基準</u>	(新設)
(スタンダード上場内国会社の上場廃止基準)	
第604条の2 <u>スタンダード上場内国株券(JASDAQの上場内国株券のうち内訳区分がスタンダードであるものをいう。)が次の各号のいずれかに該当する場合(第2号にあっては、</u>	(新設)

最近 4 連結会計年度に新規上場申請日の属する連結会計年度を含まれる場合を除く。) には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株価

株価が 10 円未満となった場合において、3か月以内に 10 円以上とならないとき。

(2) 業績

最近 4 連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1 年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならないとき。

(3) 第 601 条第 1 項第 1 号、第 2 号 a 及び b 並びに第 5 号から第 20 号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第 1 号中「400 人」とあるのは「150 人」と、第 2 号 a 中「2,000 単位」とあるのは「500 単位」と、同号 b 中「5 億円」とあるのは「2 億 5,000 万円」と、第 7 号中「10 億円」とあるのは「5 億円」と、第 9 号 b 中「第 208 条」とあるのは「第 216 条の 9」と、それぞれ読み替える。

2 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが JASDAQ に上場している場合において、当該議決権付株式が前項各号のいずれかの基準に該当したとき（同項第 3 号において準用する第 601 条第 1 項第 18 号に該当した場合のうち当取引所が適当と認めるときを除く。）は、当該無議決権株式についても上場を廃止する。

（スタンダード上場外国会社の上場廃止基準）

第 604 条の 3 スタンダード上場外国株券等 (新設)

(JASDAQ の上場外国株券等のうち内訳区分がスタンダードであるものをいう。) が次の

各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当した場合

(2) 第601条第1項第1号、第2号a及びb、第5号（ただし書を除く。）、第6号から第12号まで、第15号並びに第17号から第20号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第1号中「株主数」とあるのは「本邦内における株主数」と、「400人」とあるのは「150人」と、第2号a中「2,000単位」とあるのは「1,000単位銘柄については50万株、500単位銘柄については25万株、100単位銘柄については5万株、50単位銘柄については2万5,000株、10単位銘柄については5,000株、1株単位銘柄については500株」と、同号b中「5億円」とあるのは「2億5,000万円」と、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第216条の9」と、それぞれ読み替える。

(3) 第602条第1項第2号、第3号及び第4号並びに同条第2項第1号のいずれかに該当した場合

（グロース上場内国会社の上場廃止基準）

第604条の4 グロース上場内国株券（JASDAQの上場内国株券のうち内訳区分がグロースであるものをいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 第604条の2第1項第1号及び第2号のいずれかに該当した場合（第2号にあつ

（新設）

ては、最近 4 連結会計年度に新規上場申請日の属する連結会計年度から起算して 5 連結会計年度が含まれる場合を除く。)

(2) 第 601 条第 1 項第 1 号、第 2 号 a 及び b 並びに第 5 号から第 20 号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第 1 号中「400 人」とあるのは「150 人」と、第 2 号 a 中「2,000 単位」とあるのは「500 単位」と、同号 b 中「5 億円」とあるのは「2 億 5,000 万円」と、第 7 号中「10 億円」とあるのは「5 億円」と、第 9 号 b 中「第 208 条」とあるのは「第 216 条の 9」と、それぞれ読み替える。

(3) 利益計上

上場申請連結会計年度（上場会社が JASDAQ への上場に係る上場申請を行った日の属する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては事業年度とする。）をいう。）の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後 9 連結会計年度の営業利益の額が負である場合において、1 年以内に当該上場会社の属する企業集団の営業利益（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、当該上場会社の営業利益）の額が負でなくならないとき。

2 発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが JASDAQ に上場している場合において、当該議決権付株式が前項各号のいずれかの基準に該当したとき（同項第 2 号において準用する第 601 条第 1 項第 18 号に該当した場合のうち当取引所が適当と認めるときを除く。）は、当該無議決権株式についても上場を廃止する。

（グロース上場外国会社の上場廃止基準）

第 604 条の 5 グロース上場外国株券（JAS（新設）

D A Q の上場外国株券等のうち内訳区分がグローバルであるものをいう。) が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第1項第1号又は第3号に該当する場合

(2) 第601条第1項第1号、第2号a及びb、第5号(ただし書を除く。)、第6号から第12号まで、第15号並びに第17号から第20号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第1号中「株主数」とあるのは「本邦内における株主数」と、「400人」とあるのは「150人」と、第2号a中「2,000単位」とあるのは「1,000単位銘柄については50万株、500単位銘柄については25万株、100単位銘柄については5万株、50単位銘柄については2万5,000株、10単位銘柄については5,000株、1株単位銘柄については50株」と、同号b中「5億円」とあるのは「2億5,000万円」と、第7号中「10億円」とあるのは「5億円」と、第9号b中「第208条」とあるのは「第216条の9」と、それぞれ読み替える。

(3) 第602条第1項第2号、第3号及び第4号並びに同条第2項第1号のいずれかに該当した場合

(上場廃止に係る審査の申請等)

第605条 当取引所は、第601条第1項第7号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は前条第2号による場合を含

(上場廃止に係る審査の申請等)

第605条 当取引所は、第601条第1項第7号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に定める施行規則で定める再建計画であるかどうか及び時価総額の審査は、上場会社か

む。以下この条において同じ。)に定める施行規則で定める再建計画であるかどうか及び時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合は、第601条第1項第7号に該当したものとみなす。

2 当取引所は、第601条第1項第9号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は前条第2号による場合を含む。以下この条において同じ。)に定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第601条第1項第9号に該当したものとみなす。

3・4 (略)

(上場廃止に係る規定の審査)

第607条 当取引所は、第601条から第604条の5までの規定に基づく審査に関して必要な事項は、上場管理等に関するガイドラインをもって定める。

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券)

第707条 (略)

2~5 (略)

6 第4項の規定は、被支援会社である上場会社が発行する株券についての第604条の2第3号及び第604条の4第1項第2号の規定により適用される第601条第1項について準用する。

らの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合は、第601条第1項第7号に該当したものとみなす。

2 当取引所は、第601条第1項第9号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、前条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。以下この条において同じ。)に定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第601条第1項第9号に該当したものとみなす。

3・4 (略)

(上場廃止に係る規定の審査)

第607条 当取引所は、第601条から第604条までの規定に基づく審査に関して必要な事項は、上場管理等に関するガイドラインをもって定める。

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券)

第707条 (略)

2~5 (略)

(新設)

(東日本大震災に伴う新規上場申請手続の特
例)

第707条の2 第202条、第204条、第2

(新設)

11条及び第216条の2の規定にかかわらず、新規上場申請者が当該新規上場申請を行った日より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に新規上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該新規上場申請又は予備申請より前の新規上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が東日本大震災に起因するものであると当取引所が認めたときは、当該新規上場申請者の提出する書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

2 第202条、第204条、第211条及び第216条の2の規定にかかわらず、新規上場申請者が東日本大震災に起因して当取引所が特に定める時期までに新規上場に至らないと当取引所が認める場合であって、当該新規上場申請者が上場審査の継続を希望するときには、当該新規上場申請者は、当取引所が必要と認める書類を改めて提出するものとし、この場合において、当取引所は当該書類に基づいて上場審査を行うものとする。

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特
例)

第708条 新規上場申請者(第205条第7号c又は第212条第6号b(第216条の3第5号又は第216条の6第2号bによる場合を含む。)に適合しない者に限る。)が、内国株券の新規上場申請を行うときにおける虚偽記載

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特
例)

第708条 新規上場申請者(第205条第7号c又は第212条第6号bに適合しない者に限る。)が、内国株券の新規上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定める。

<p>又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定める。</p>	
<p>(東日本大震災に伴う上場市場の変更審査の特例)</p>	<p>(東日本大震災に伴う上場市場の変更審査の特例)</p>
<p>第711条 第708条の規定は、上場内国株券の上場市場の変更申請<u>又は内訳区分の変更申請</u>を行うときについて準用する。</p>	<p>第711条 第708条の規定は、上場内国株券のマザーズから本則市場への上場市場の変更申請を行うときについて準用する。</p>
<p>(東日本大震災に伴う本則市場及びJASDAQの上場廃止基準の特例)</p>	<p>(東日本大震災に伴う本則市場の上場廃止基準の特例)</p>
<p>第712条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての第601条第1項(第604条の2第3号又は第604条の4第1項第2号による場合を含む。)の適用については、第601条第1項第5号を次のとおりとする。</p>	<p>第712条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての第601条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。</p>
<p>(5) 債務超過 上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>	<p>(5) 債務超過 上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>
<p>(出資証券)</p>	
<p>第714条 当取引所は、公益又は投資者保護のため、当取引所に上場することが適當と認めた出資証券につき、当取引所のJASDAQに上場する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 当取引所は、前項の出資証券の上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載する。</p>	
<p>3 前2項のほか、出資証券について必要な事項は、当取引所がその都度定める。</p>	
<p>4 出資証券については、前3項に規定する内容を除き、この規程を適用しない。</p>	
<p>(新規上場申請)</p>	<p>(新規上場申請)</p>

第801条（略）	第801条（略）
2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株等については、その設立前においても、次の各号に規定する新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。	2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株等については、その設立前においても、次の各号に規定する新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
<u>(3) 第216条の9第1号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第3号（上場会社の株式移転に係る部分に限る。）に掲げる場合において、設立される会社の株券等が同条第1号又は第3号の適用を受けるとき。</u>	<u>(3)（略）</u>
<u>(4)（略）</u>	<u>(3)（略）</u>
3・4（略）	3・4（略）
（上場契約等）	（上場契約等）
第802条（略）	第802条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 優先株等（外国株券及びマザーズ上場銘柄を除く。）は、当該優先株等を発行する上場会社の内国株券と同一の市場区分（JASDAQの上場会社である場合には同一の市場区分及び同一の内訳区分）に指定する。	4 優先株等（外国株券及びマザーズ上場銘柄を除く。）は、当該優先株等を発行する上場会社の内国株券と同一の市場区分に指定する。
（新規上場申請に係る提出書類等）	（新規上場申請に係る提出書類等）
第803条（略）	第803条（略）
2～5（略）	2～5（略）
6 子会社連動配当株の新規上場を申請する当該子会社連動配当株の発行者（JASDAQの上場会社を除く。）のうち、対象子会社の企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める発行者については、当取引所が当該子会社連動配当株の上場を承認した場合には、当該	6 子会社連動配当株の新規上場を申請する当該子会社連動配当株の発行者のうち、対象子会社の企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める発行者については、当取引所が当該子会社連動配当株の上場を承認した場合には、当該

連動配当株の上場を承認した場合には、当該対象子会社の企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 (略)

(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)

第807条の2 上場子会社連動配当株の発行者
(JASDAQの上場会社を除く。)は、第803条第6項に規定する報告書(この項の規定により変更後の報告書を提出している場合にあっては、当該変更後の報告書)の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出し、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、当該変更内容が軽微であると当取引所が認める場合は、この限りでない。

(上場廃止基準)

第808条 上場優先株等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株等全銘柄の上場を廃止する。この場合における上場廃止の時期は、施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場優先株等の発行者が発行者である株券等が第601条から第604条の5までのいずれかの基準に該当した場合(第601条第1項第18号(第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

対象子会社の企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 (略)

(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)

第807条の2 上場子会社連動配当株の発行者は、第803条第6項に規定する報告書(この項の規定により変更後の報告書を提出している場合にあっては、当該変更後の報告書)の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出し、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、当該変更内容が軽微であると当取引所が認められる場合は、この限りでない。

(上場廃止基準)

第808条 上場優先株等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株等全銘柄の上場を廃止する。この場合における上場廃止の時期は、施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場優先株等の発行者が発行者である株券等が第601条から第604条までのいずれかの基準に該当した場合(第601条第1項第18号(第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

<p>む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(新規上場申請) 第813条 (略)</p>	<p>(新規上場申請) 第813条 (略)</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の子法人の発行する優先証券については、その設立前においても、当該各号に規定する新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の子法人の発行する優先証券については、その設立前においても、当該各号に規定する新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略) <u>(3) 第216条の9第1号 (上場会社の新設合併に係る部分に限る。) 又は第3号 (上場会社の株式移転に係る部分に限る。) に掲げる場合において、設立される会社の株券等が同条第1号又は第3号の適用を受けるとき。</u></p>	<p>(1)・(2) (略) (新設)</p>
<p><u>(4) (略)</u> 3 (略)</p>	<p><u>(3) (略)</u> 3 (略)</p>
<p>(上場廃止基準) 第821条 上場優先証券の発行者又は対象親法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先証券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p>	<p>(上場廃止基準) 第821条 上場優先証券の発行者又は対象親法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先証券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p>
<p>(1) (略) (2) 上場優先証券の対象親法人が発行者である株券等が第601条から<u>第604条の5</u>までのいずれかの基準に該当した場合 (第601条第1項第18号 (第602条第1項第1号第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第1号又は</p>	<p>(1) (略) (2) 上場優先証券の対象親法人が発行者である株券等が第601条から<u>第604条までの</u>いずれかの基準に該当した場合(第601条第1項第18号(第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、第603条第1項第6号又は</p>

項第6号、第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

(3)・(4) (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分に従い、当該aからdまでに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)及び(b)に定める場合

(a) 上場社債券(当取引所に上場している社債券をいう。以下同じ。)の発行者が上場会社である場合

上場社債券の発行者が発行する株券等が第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号のいずれかに該当した場合(第603条第1項第6号、第604条の2第3号又は第604条の4

第1項第2号による場合を含む。)

(b) (略)

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める場合

第604条第1項第2号若しくは第2項第1号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

(3)・(4) (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分に従い、当該aからdまでに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)及び(b)に定める場合

(a) 上場社債券(当取引所に上場している社債券をいう。以下同じ。)の発行者が上場会社である場合

上場社債券の発行者が発行する株券等が第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号のいずれかに該当した場合(第603条第1項第6号による場合を含む。)

(b) (略)

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める場合

(a) 上場社債券の発行者が上場会社である場合(重複上場の場合を除く。)

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第1項第1号、第604条第1項第2号、第604条の3第2号又は第604条の5第2号による第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号のいずれかに該当した場合

(b) 上場社債券の発行者が上場会社である場合(重複上場の場合に限る。)

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第2項第3号、第604条第2項第1号、第604条の3第2号若しくは第604条の5第2号による第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号若しくは第20号又は第602条第2項第1号本文(第604条第2項第3号、第604条の3第3号又は第604条の5第3号による場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、第602条第2項第1号本文(第604条第2項第3号、第604条の3第3号又は第604条の5第3号による場合を含む。)に該当した場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

(c) 上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第1項第6号から第9号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第11号a、第19号若しくは第20号、

(a) 上場社債券の発行者が上場会社である場合(重複上場の場合を除く。)

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第1項第1号又は第604条第1項第2号による第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号又は第20号のいずれかに該当した場合

(b) 上場社債券の発行者が上場会社である場合(重複上場の場合に限る。)

上場社債券の発行者が発行する株券等が、第602条第2項第3号若しくは第604条第2項第1号による第601条第1項第6号から第12号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第19号若しくは第20号又は第602条第2項第1号本文(第604条第2項第3号による場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、第602条第2項第1号本文(第604条第2項第3号による場合を含む。)に該当した場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

(c) 上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第1項第6号から第9号まで(同項第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)、第11号a、第19号若しくは第20号、第60

第 6 0 2 条第 2 項第 1 号本文（第 6 0 4 条第 2 項第 3 号、第 6 0 4 条の 3 第 3 号又は第 6 0 4 条の 5 第 3 号による場合を含む。）又は前 a の（b）の口若しくはハのいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、第 6 0 2 条第 2 項第 1 号本文（第 6 0 4 条第 2 項第 3 号、第 6 0 4 条の 3 第 3 号又は第 6 0 4 条の 5 第 3 号による場合を含む。）に該当した状態となったと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

c・d（略）

2（略）

（上場審査基準）

第 9 2 0 条（略）

2（略）

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）・（2）（略）

（3） 上場会社が他の会社に吸収合併される場合（第 1 号に該当する場合を除く。）又は新設合併を行う場合において、新規上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（第 2 0 8 条第 1 号、第 2 1 5 条第 1 号又は第 2 1 6 条の 9 第 1 号の規定の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該吸収合併又は新設合併による解散により当該上場

2 条第 2 項第 1 号本文（第 6 0 4 条第 2 項第 3 号による場合を含む。）又は前 a の（b）の口若しくはハのいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、第 6 0 2 条第 2 項第 1 号本文（第 6 0 4 条第 2 項第 3 号による場合を含む。）に該当した状態となったと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

c・d（略）

2（略）

（上場審査基準）

第 9 2 0 条（略）

2（略）

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）・（2）（略）

（3） 上場会社が他の会社に吸収合併される場合（第 1 号に該当する場合を除く。）又は新設合併を行う場合において、新規上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（第 2 0 8 条第 1 号又は第 2 1 5 条第 1 号の規定の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該吸収合併又は新設合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債

	<p>会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>次の a 及び b に適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸收分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、新規上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（第208条第5号、<u>第215条第5号又は第216条の9第5号</u>の規定の適用を受ける新設会社又は承継会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該吸收分割又は新設分割により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>次の a 及び b に適合していること。</p> <p>a・b (略)</p>	<p>型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>次の a 及び b に適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸收分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、新規上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（第208条第5号又は第215条第5号の規定の適用を受ける新設会社又は承継会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該吸收分割又は新設分割により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>次の a 及び b に適合していること。</p> <p>a・b (略)</p>
4	<p>前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券等が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合又は第208条第3号、<u>第215条第3号若しくは第216条の9第3号</u>の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合又は第208条第3号、<u>第215条第3号若しくは第216条の9第3号</u>の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）の発行する転</p>	<p>前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券等が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合又は第208条第3号若しくは第215条第3号の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合又は第208条第3号若しくは第215条第3号の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の</p>

換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) ・ (2) (略)

(上場廃止基準)

第921条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 発行する株券等が第601条から第604条の5までのいずれかの基準に該当した場合(次号に該当する場合を除く。)。

(3) (略)

(上場廃止基準)

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場会社である場合

次の a 又は b に掲げる場合

a (略)

b 発行する株券等が、第601条第1項第6号から第12号まで、第19号若しくは第20号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の2第3号、第604条の2号)による場合を含む。)のいずれか又は

当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) ・ (2) (略)

(上場廃止基準)

第921条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 発行する株券等が第601条から第604条までのいずれかの基準に該当した場合(次号に該当する場合を除く。)。

(3) (略)

(上場廃止基準)

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場会社である場合

次の a 又は b に掲げる場合

a (略)

b 発行する株券等が、第601条第1項第6号から第12号まで、第19号若しくは第20号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のいずれか又は

	<p><u>3 第 2 号、第 604 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 604 条の 5 第 2 号による場合を含む。) のいずれか又は第 602 条第 2 項第 1 号本文 (第 604 条第 2 項第 3 号、第 604 条の 3 第 3 号又は第 604 条の 5 第 3 号による場合を含む。) に該当した場合</u></p>	<p>第 602 条第 2 項第 1 号本文 (第 604 条第 2 項第 3 号による場合を含む。) に該当した場合</p>
(2) (略)		(2) (略)
2 (略)		2 (略)
3 上場交換社債券の交換対象株券等が、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、その上場を廃止する。ただし、交換対象株券等の発行者の合併による解散又は株式交換若しくは株式移転による完全子会社化によって第 1 号又は第 2 号 a に該当する場合において、当該合併、株式交換又は株式移転の後の交換対象株券等が第 929 条第 1 項第 3 号 a 又は b に適合するとき（同号 a については、当取引所がその上場を承認している場合を含む。）は、この限りでない。	3 上場交換社債券の交換対象株券等が、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、その上場を廃止する。ただし、交換対象株券等の発行者の合併による解散又は株式交換若しくは株式移転による完全子会社化によって第 1 号又は第 2 号 a に該当する場合において、当該合併、株式交換又は株式移転の後の交換対象株券等が第 929 条第 1 項第 3 号 a 又は b に適合するとき（同号 a については、当取引所がその上場を承認している場合を含む。）は、この限りでない。	
(1) 交換対象株券等が当取引所の上場株券等である場合	交換対象株券が第 601 条から第 604 条の 5 までのいずれかの基準に該当した場合	(1) 交換対象株券等が当取引所の上場株券等である場合
(2) (略)		交換対象株券が第 601 条から第 604 条までのいずれかの基準に該当した場合
		(2) (略)
<h4>第 4 章 <u>E T N</u></h4>		<h4>第 4 章 <u>指標連動証券</u></h4>
<p>(<u>E T N の新規上場申請</u>)</p>		<p>(新規上場申請)</p>
第 941 条 <u>E T N 信託受益証券</u> の新規上場は、当該 <u>E T N 信託受益証券</u> に係る受託有価証券である <u>E T N</u> の発行者（以下この章において「新規上場申請に係る <u>E T N 信託受益証券</u> の発行者」という。）からの申請により行うものとする。	第 941 条 <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の新規上場は、当該 <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の発行者（以下この章において「新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の発行者」という。）からの申請により行うものとする。	
2 (略)		2 (略)
3 新規上場申請に係る <u>E T N 信託受益証券</u> の発	3 新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受</u>	

行者から新規上場申請のあったE TN信託受益証券の審査は、第945条の規定によるものとする。

(上場契約等)

第942条 当取引所が新規上場申請に係るE TN信託受益証券を上場する場合には、当該新規上場申請に係るE TN信託受益証券の発行者は、施行規則で定める当取引所所定の「E TN信託受益証券上場契約書」を提出するものとする。ただし、上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの発行者（以下この章において「上場E TN信託受益証券の発行者」という。）が他のE TN信託受益証券の新規上場を申請する場合には、提出を要しない。

- 2 前項による上場契約は、新規上場申請に係るE TN信託受益証券の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 当取引所は、新規上場申請に係るE TN信託受益証券の上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載する。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第944条 E TN信託受益証券の新規上場を申請しようとする者は、施行規則で定める事項を記載した当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

- 2 (略)
- 3 新規上場申請に係るE TN信託受益証券の発行者は、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE TNについて発行者とは別に、施行規則で定める適切な保証を行っている者（以下こ

益証券の発行者から新規上場申請のあった外国指標連動証券信託受益証券の審査は、第945条の規定によるものとする。

(上場契約等)

第942条 当取引所が新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券を上場する場合には、当該新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、施行規則で定める当取引所所定の「外国指標連動証券信託受益証券上場契約書」を提出するものとする。ただし、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行者（以下この章において「上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者」という。）が他の外国指標連動証券信託受益証券の新規上場を申請する場合には、提出を要しない。

- 2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の上場日にその効力を生ずるものとする。
- 3 当取引所は、新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載する。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第944条 外国指標連動証券信託受益証券の新規上場を申請しようとする者は、施行規則で定める事項を記載した当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

- 2 (略)
- 3 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国指標連動証券について発行者とは別に、施行規則で定める適切な保証を

の章において「保証者」という。)が存在する場合には、施行規則で定める書類を提出するものとする。	行っている者(以下この章において「保証者」という。)が存在する場合には、施行規則で定める書類を提出するものとする。
4 (略)	4 (略)
5 新規上場申請に係る <u>E TN信託受益証券</u> の発行者は、新規上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合その他の施行規則で定める場合のいずれかに該当することとなるときには、施行規則で定める書類を施行規則で定めるところにより提出するものとする。	5 新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の発行者は、新規上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合その他の施行規則で定める場合のいずれかに該当することとなるときには、施行規則で定める書類を施行規則で定めるところにより提出するものとする。
6 当取引所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請に係る <u>E TN信託受益証券</u> の発行者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。	6 当取引所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の発行者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
7 新規上場申請に係る <u>E TN信託受益証券</u> の発行者は、当取引所が新規上場申請銘柄の上場を承認した場合には、第2項及び第5項の規定により提出した書類のうち、施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	7 新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の発行者は、当取引所が新規上場申請銘柄の上場を承認した場合には、第2項及び第5項の規定により提出した書類のうち、施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
(上場審査基準)	(上場審査基準)
第945条 <u>E TN信託受益証券</u> の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則(第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン)で定める。	第945条 <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則(第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン)で定める。
(1) 新規上場申請に係る <u>E TN信託受益証券</u> の発行者が次のaからeまでに適合してい	(1) 新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券</u> の発行者が次のaからeまでに

ること（保証者が存在する場合は、保証者が次の a から e までに適合し、かつ、当該発行者が c から e までに適合していること。この場合において、b 中「新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者」とあるのは「新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。）

- a (略)
- b 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して 3 年前より前から継続的に事業活動をしていること。新設合併、株式移転又は新設分割によって設立された会社が新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者となる場合にあっては、その設立前から継続的に事業活動をしており、新規上場申請日の直前事業年度の末日において 3 年を経過していること。

c ~ e (略)

(2) 新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日において次の a から c までに適合していること。

- a ~ c (略)
- (3) 新規上場申請銘柄が、次の a から k までに適合していること。
 - a 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である E TN の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は新規上場申請銘柄に係る信託契約に次の(a)から(c)までの内容が記載されていること。

(a) 当該新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である E TN を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求

適合していること（保証者が存在する場合は、保証者が次の a から e までに適合し、かつ、当該発行者が c から e までに適合していること。この場合において、b 中「新規上場申請に係る 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者」とあるのは「新規上場申請に係る 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。）

- a (略)
- b 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して 3 年前より前から継続的に事業活動をしていること。新設合併、株式移転又は新設分割によって設立された会社が新規上場申請に係る 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者となる場合にあっては、その設立前から継続的に事業活動をしており、新規上場申請日の直前事業年度の末日において 3 年を経過していること。

c ~ e (略)

(2) 新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日において次の a から c までに適合していること。

- a ~ c (略)
- (3) 新規上場申請銘柄が、次の a から k までに適合していること。
 - a 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は新規上場申請銘柄に係る信託契約に次の(a)から(c)までの内容が記載されていること。

(a) 当該新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 を所有している者からの一定の数量又は金額以

	<p>求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 新規上場時において、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の最終償還期限の到来する日までの期間及び新規上場申請銘柄に係る信託契約終了までの期間が 5 年を上回るものであること。</p> <p>d 新規上場申請に係る<u>E TN</u>信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。以下この d において同じ。）が発行する<u>E TN</u>（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の残存償還価額総額（他社の発行する<u>E TN</u>（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の償還を保証する額を含む。）に、新規上場に際して新たに発行される<u>E TN</u>の発行予定額を合算した額が発行者の純資産の額の 25 % を超過していないこと。</p> <p>e・f (略)</p> <p>g 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>E TN</u>が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること（保証者が外国の者以外である場合は除く。）。</p> <p>h 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の発行のための法律が整備されていること及び当該新規上場申請に係る<u>E TN</u>信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者（保証者が外国の者以外である場合は除く。））を監督する行政</p>	<p>上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間ごとに応じる旨</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 新規上場時において、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の最終償還期限の到来する日までの期間及び新規上場申請銘柄に係る信託契約終了までの期間が 5 年を上回るものであること。</p> <p>d 新規上場申請に係る<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。以下この d において同じ。）が発行する<u>外国指標連動証券</u>（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の残存償還価額総額（他社の発行する<u>外国指標連動証券</u>（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。）の償還を保証する額を含む。）に、新規上場に際して新たに発行される<u>外国指標連動証券</u>の発行予定額を合算した額が発行者の純資産の額の 25 % を超過していないこと。</p> <p>e・f (略)</p> <p>g 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること（保証者が外国の者以外である場合は除く。）。</p> <p>h 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の発行のための法律が整備されていること及び当該新規上場申請に係る<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者（保証者が外国の者以外である場合は除く。））を監督する行政</p>
--	--	---

	<p>庁が存在すること。</p> <p>i 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載があること（保証者が存在する場合に限る。）。</p> <p>j・k （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（変更上場申請）</p> <p>第946条 上場<u>E TN</u>信託受益証券の発行者が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。</p> <p>(1) 上場<u>E TN</u>信託受益証券の発行可能限度額若しくは発行可能総受益権口数又は上場<u>E TN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の発行可能限度額若しくは発行可能総証券数</p> <p>(2) 上場<u>E TN</u>信託受益証券の名称又は上場<u>E TN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の名称</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第947条 上場<u>E TN</u>信託受益証券の発行者は、投資者への適時、適切な情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>2 上場<u>E TN</u>信託受益証券の発行者は、当該上場<u>E TN</u>信託受益証券に関する次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより日々開示しなければならない。</p>	<p>く。））を監督する行政庁が存在すること。</p> <p>i 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載があること（保証者が存在する場合に限る。）。</p> <p>j・k （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（変更上場申請）</p> <p>第946条 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。</p> <p>(1) 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行可能限度額若しくは発行可能総受益権口数又は上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の発行可能限度額若しくは発行可能総証券数</p> <p>(2) 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の名称又は上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の名称</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第947条 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者は、投資者への適時、適切な情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>2 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者は、当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に関する次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより日々開示しなければならない。</p>
--	--	---

(1) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の上場受益権口数並びに上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>ETN</u> の残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額	(1) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の上場受益権口数並びに上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額
(2) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>ETN</u> の一証券あたりの償還価額と特定の指標の日々変動率の乖離率	(2) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の一証券あたりの償還価額と特定の指標の日々変動率の乖離率
(3) (略)	(3) (略)
3 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	3 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の発行者又は保証者が、次のaからqまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	(1) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者又は保証者が、次のaからqまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
a 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の売出し	a 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の売出し
b 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の併合又は分割	b 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の併合又は分割
c ~ f (略)	c ~ f (略)
g 国内の金融商品取引所に対する <u>ETN</u> 信託受益証券の上場の廃止に係る申請又は外国金融商品取引所等に対する <u>ETN</u> の上場の廃止に係る申請（上場 <u>ETN</u> 信託受益証券又は上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>ETN</u> に係る申請に限る。）	g 国内の金融商品取引所に対する <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の上場の廃止に係る申請又は外国金融商品取引所等に対する <u>外国指標連動証券</u> の上場の廃止に係る申請（上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券又は上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> に係る申請に限る。）
h ~ i (略)	h ~ i (略)
j 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券又は上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>ETN</u> の名称の変更	j 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券又は上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の名

	称の変更
k ~ n (略)	k ~ n (略)
<p>o 上場<u>E T N</u>信託受益証券の追加発行若しくは上場<u>E T N</u>信託受益証券の買取又は上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の追加発行若しくは償還に係る請求の申込を臨時に停止することとしたこと。</p> <p>p 上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>に係る全部若しくは一部の繰上償還、最終償還期限の変更、最終償還期限の到来に伴う償還に係る請求の申込の停止若しくは最終償還価額の決定、上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>に関する権利に係る重要な事項</p> <p>q a から前 p までに掲げる事項のほか、当該上場<u>E T N</u>信託受益証券の発行者又は保証者の運営、業務若しくは財産又は当該上場<u>E T N</u>信託受益証券若しくは当該上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	<p>o 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の追加発行若しくは上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の買取又は上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である外國指標連動証券の追加発行若しくは償還に係る請求の申込を臨時に停止することとしたこと。</p> <p>p 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>に係る全部若しくは一部の繰上償還、最終償還期限の変更、最終償還期限の到来に伴う償還に係る請求の申込の停止若しくは最終償還価額の決定、上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>に関する権利に係る重要な事項</p> <p>q a から前 p までに掲げる事項のほか、当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者又は保証者の運営、業務若しくは財産又は当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券若しくは当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>
(2) 上場 <u>E T N</u> 信託受益証券の発行者又は保証者に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合	(2) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者又は保証者に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
<p>a 上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る上場廃止の原因となる事実</p> <p>b・c (略)</p>	<p>a 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る上場廃止の原因となる事実</p> <p>b・c (略)</p>

- d 債権者その他の当該上場ETN信託受益証券の発行者又は保証者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て
- e (略)
- f 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに係る期限の利益の喪失
- g 上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに係る全部若しくは一部の繰上償還、最終償還期限の変更、上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに関する権利に係る重要な事実
- h・i (略)
- j 発行するETN（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下このjにおいて同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行するETNの償還を保証する額を含む。）が発行者（保証者が存在する場合は、保証者。）の純資産の額の25%を超過した場合又はその見込みが生じた場合
- k aから前jまでに掲げる事実のほか、当該上場ETN信託受益証券の発行者又は保証者の運営、業務若しくは財産又は当該上場ETN信託受益証券若しくは当該上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNに関する重要な事項であって投資

- d 債権者その他の当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者又は保証者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
- e (略)
- f 上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券に係る期限の利益の喪失
- g 上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券に係る全部若しくは一部の繰上償還、最終償還期限の変更、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類の重要な変更又は社債権者集会の招集その他当該上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券に関する権利に係る重要な事実
- h・i (略)
- j 発行する外国指標連動証券（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下このjにおいて同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する外国指標連動証券の償還を保証する額を含む。）が発行者（保証者が存在する場合は、保証者。）の純資産の額の25%を超過した場合又はその見込みが生じた場合
- k aから前jまでに掲げる事実のほか、当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者又は保証者の運営、業務若しくは財産又は当該上場外国指標連動証券信託受益証券若しくは当該上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指

- 者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証者の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合 (上場 E T N 信託受益証券の発行者又は保証者が上場会社である場合を除く。)。
- (4) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が前号若しくは第 404 条に基づく開示を行った場合又は上場 E T N 信託受益証券の保証者が第 404 条に基づく開示を行った場合には、施行規則で定める信用状況等に関する情報を開示しなければならない。
- (5) 上場 E T N 信託受益証券の発行者 (保証者が存在する場合は、保証者) に、次の a から c までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 信用格付の変更又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付の変更 (当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付を取得している場合に限る。)
- b・c (略)
- (6) 上場 E T N 信託受益証券について、本邦以外の地域において、当該上場 E T N 信託受益証券又は当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合
- (7) 上場 E T N 信託受益証券の発行者若しくは保証者又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託者が、第 951 条第 1 項第 3 号 i に規定する
- 標運動証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場 外国指標運動証券信託受益証券の発行者又は保証者の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合 (上場 外国指標運動証券信託受益証券の発行者又は保証者が上場会社である場合を除く。)。
- (4) 上場 外国指標運動証券信託受益証券の発行者が前号若しくは第 404 条に基づく開示を行った場合又は上場 外国指標運動証券信託受益証券の保証者が第 404 条に基づく開示を行った場合には、施行規則で定める信用状況等に関する情報を開示しなければならない。
- (5) 上場 外国指標運動証券信託受益証券の発行者 (保証者が存在する場合は、保証者) に、次の a から c までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 信用格付の変更又は当該上場 外国指標運動証券信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標運動証券に係る信用格付の変更 (当該上場 外国指標運動証券信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標運動証券に係る信用格付を取得している場合に限る。)
- b・c (略)
- (6) 上場 外国指標運動証券信託受益証券について、本邦以外の地域において、当該上場 外国指標運動証券信託受益証券又は当該上場 外国指標運動証券信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標運動証券の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合
- (7) 上場 外国指標運動証券信託受益証券の発行者若しくは保証者又は上場 外国指標運動証券信託受益証券に係る受託者が、第 951 条第 1 項第 3 号 i に規定する

定する信託契約その他の契約の変更若しくは終了その他の上場ETN信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

- 4 第411条の2、第413条から第417条までの規定は、上場ETN信託受益証券の発行者による前項の規定に基づく開示について準用する。

(書類の提出等)

第948条 上場ETN信託受益証券の発行者は、施行規則で定める場合には、施行規則で定めるところにより書類を提出するものとする。

- 2 上場ETN信託受益証券の発行者は、前項のほか、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第949条 上場ETN信託受益証券の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場ETN信託受益証券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(法第24条の4の2第2項(法において準用する場合を含む。)の規定により、同条第1項に規定する確認書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づ

条第1項第3号iに規定する信託契約その他の契約の変更若しくは終了その他の上場外国指標連動証券信託受益証券に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合

- 4 第411条の2、第413条から第417条までの規定は、上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者による前項の規定に基づく開示について準用する。

(書類の提出等)

第948条 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、施行規則で定める場合には、施行規則で定めるところにより書類を提出するものとする。

- 2 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、前項のほか、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第949条 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(法第24条の4の2第2項(法において準用する場合を含む。)の規定により、同条第1項に規定する確認書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づ

いて当該確認書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)を提出している場合にあっては、当該確認書の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場ETN信託受益証券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(発行者の代理人等の選定)

第950条 上場ETN信託受益証券の発行者(上場会社を除く。)は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき当該上場ETN信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(行動規範)

第950条の2 上場ETN信託受益証券の発行者は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は所有者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ETN信託受益証券の併合又は分割を行わないものとする。

(上場廃止基準)

第951条 上場ETN信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ETN信託受益証券の発行者が次のaからgまでのいずれかに該当する場合(保証者が存在する場合は、保証者が次のaからgまでのいずれか又は当該発行者がeからgまでのいずれかに該当する場合。この場合において、f中「上場ETN信託受益証券

含む。)の規定に基づいて当該確認書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)を提出している場合にあっては、当該確認書の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(発行者の代理人等の選定)

第950条 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者(上場会社を除く。)は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(行動規範)

第950条の2 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は所有者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場外国指標連動証券信託受益証券の併合又は分割を行わないものとする。

(上場廃止基準)

第951条 上場外国指標連動証券信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者が次のaからgまでのいずれかに該当する場合(保証者が存在する場合は、保証者が次のaからgまでのいずれか又は当該発行者がeからgまでのいずれかに該当する場合。この場合において、f中「上場外国指標連動証券信託受益証券

の発行者」とあるのは「上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a ~ e (略)

f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場E T N信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このfにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（天災地変等、上場E T N信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2) 上場E T N信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が、事業年度の末日において次のaからcまでのいずれかに該当する場合

a ~ c (略)

(3) 上場E T N信託受益証券が、次のaか

連動証券信託受益証券の発行者とあるのは「上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a ~ e (略)

f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このfにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（天災地変等、上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2) 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が、事業年度の末日において次のaからcまでのいずれかに該当する場合

a ~ c (略)

(3) 上場外国指標連動証券信託受益証券が、

ら j までのいずれかに該当する場合

a 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場 E T N 信託受益証券に係る信託契約の変更が行われる場合

(a) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間毎に応じる旨の定めがなくなる場合

(b) 上場 E T N 信託受益証券を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に 5 営業日を上回らない期間毎に応じる旨の定めがなくなる場合

(c) (略)

b 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額と特定の指標の相関係数が 0 . 9 未満となつた場合において、 1 年以内に 0 . 9 以上とならないとき

c 上場 E T N 信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。以下この c において同じ。）が発行する E T N （国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この c において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含む。）が、発行者の純資産の額の 25 % を超過する場合において、 3 年以内に 25 % 以下とならないとき

次の a から j までのいずれかに該当する場合

a 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する上場 外国指標連動証券 信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場 外国指標連動証券 信託受益証券に係る信託契約の変更が行われる場合

(a) 上場 外国指標連動証券 信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 を所有している者からの一定の数量又は金額以上の償還請求に 5 営業日を上回らない期間毎に応じる旨の定めがなくなる場合

(b) 上場 外国指標連動証券 信託受益証券を所有している者からの一定の数量又は金額以上の買取請求に 5 営業日を上回らない期間毎に応じる旨の定めがなくなる場合

(c) (略)

b 上場 外国指標連動証券 信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 の一証券あたりの償還価額と特定の指標の相関係数が 0 . 9 未満となつた場合において、 1 年以内に 0 . 9 以上とならないとき

c 上場 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。以下この c において同じ。）が発行する 外国指標連動証券 （国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この c において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する 外国指標連動証券 の償還を保証する額を含む。）が、発行者の純資産の額の 25 % を超過する場合において、 3 年以内に 25 % 以下とならないとき

- | | |
|---|---|
| <p>d 次の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a) 上場<u>ETN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>ETN</u>の最終償還期限が到来する場合</p> <p>(b) 上場<u>ETN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>ETN</u>が、期限の利益を喪失した場合</p> <p>(c) 吸収分割又は新設分割により上場<u>ETN</u>信託受益証券の受託有価証券である<u>ETN</u>に係る債務が他の会社に承継される場合</p> | <p>d 次の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a) 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の最終償還期限が到来する場合</p> <p>(b) 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>が、期限の利益を喪失した場合</p> <p>(c) 吸収分割又は新設分割により上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>に係る債務が他の会社に承継されることになった場合</p> |
| <p>e 上場<u>ETN</u>信託受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第944条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> | <p>e 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第944条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> |
| <p>f 当該上場<u>ETN</u>信託受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となることとなった場合</p> | <p>f 当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となることとなった場合</p> |
| <p>g 当該上場<u>ETN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>ETN</u>が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場<u>ETN</u>信託受益証券等の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場<u>ETN</u>信託受益証券等の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合（保証者が外国の者以外である場合は除く。）。ただし、当該上場<u>ETN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>ETN</u>の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況そ</p> | <p>g 当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券等の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券等の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合（保証者が外国の者以外である場合は除く。）。ただし、当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の外国金融商品取引</p> |

	<p>の他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適當でないと認められるときは、この限りでない。</p>
	<p>h 上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載がなくなること（保証者が存在する場合に限る。）。</p>	<p>h 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載がなくなること（保証者が存在する場合に限る。）。</p>
	<p>i 第945条第1項第3号jに規定する信託契約その他の契約が終了となる場合。ただし、上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託者等の変更により当該信託契約その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。</p>	<p>i 第945条第1項第3号jに規定する信託契約その他の契約が終了となる場合。ただし、上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託者等の変更により当該信託契約その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。</p>
	<p>j aから前iまでのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場<u>E T N</u>信託受益証券の上場廃止を適当と認めた場合</p>	<p>j aから前iまでのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の上場廃止を適当と認めた場合</p>
2	<p>前項第3号dの(c)の場合にあっては、上場<u>E T N</u>信託受益証券の発行者が発行する同(c)に規定する<u>E T N</u>に係る債務が他の会社に引き継がれ、かつ、当該他の会社が「<u>E T N</u>信託受益証券上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。</p>	<p>前項第3号dの(c)の場合にあっては、上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者が発行する同(c)に規定する<u>外国指標連動証券</u>に係る債務が他の会社に引き継がれ、かつ、当該他の会社が「<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。</p>
	<p>（当取引所への協力義務）</p>	<p>（当取引所への協力義務）</p>
第952条	<p>上場<u>E T N</u>信託受益証券の発行者は、当取引所が上場<u>E T N</u>信託受益証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。</p>	<p>上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の発行者は、当取引所が上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。</p>

2 (略)

(上場廃止日)

第953条 上場ETN信託受益証券の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

(監理銘柄の指定)

第954条 上場ETN信託受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、当取引所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場ETN信託受益証券を監理銘柄に指定することができる。

(整理銘柄の指定)

第955条 上場ETN信託受益証券の上場廃止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより、上場廃止日の前日までの間、当該上場ETN信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(上場に関する料金)

第956条 新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者及び上場ETN信託受益証券の発行者は、上場審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(準用規定等)

第957条 第429条、第608条及び第612条の規定は、債券、転換社債型新株予約権付社債券、交換社債券及びETN信託受益証券について準用する。

2 (略)

(上場廃止日)

第953条 上場外国指標連動証券信託受益証券の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

(監理銘柄の指定)

第954条 上場外国指標連動証券信託受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、当取引所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場外国指標連動証券信託受益証券を監理銘柄に指定することができる。

(整理銘柄の指定)

第955条 上場外国指標連動証券信託受益証券の上場廃止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより、上場廃止日の前日までの間、当該上場外国指標連動証券信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(上場に関する料金)

第956条 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の発行者及び上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者は、上場審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(準用規定等)

第957条 第429条、第608条及び第612条の規定は、債券、転換社債型新株予約権付社債券、交換社債券及び外国指標連動証券信託受益証券について準用する。

2 (略)	2 (略)
3 第412条の規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する情報の開示に係る審査等について準用する。	3 第412条の規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場外国指標連動証券信託受益証券の銘柄に対する情報の開示に係る審査等について準用する。
4 第425条の規定は、上場ETN信託受益証券について準用する。	4 第425条の規定は、上場外国指標連動証券信託受益証券について準用する。
5 第501条から第504条まで、第506条及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。	5 第501条から第504条まで、第506条及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場外国指標連動証券信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。
6 第607条の規定は、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券に対する上場廃止に係る審査について準用する。	6 第607条の規定は、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場交換社債券及び上場外国指標連動証券信託受益証券に対する上場廃止に係る審査について準用する。
(第5編における定義)	(第5編における定義)
第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第1001条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(削る)	(2) 委託者指図型投資信託 投資信託法第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託をいう。
(削る)	(3) 委託者非指図型投資信託 投資信託法第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。
(削る)	(4) 運用資産等 新規上場申請に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投資信託の投資信託財産をいい、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。
(2) 外国ETF 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であつ	(5) 外国ETF 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であつ

て、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託に係るもの及び外国投資証券であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するものをいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 外国商品市場 商品先物取引法第2条第12項に規定する外国商品市場をいう。

(削る)

(削る)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(削る)

(削る)

(12) (略)

(13) (略)

(削る)

(14) ~ (17) (略)

(18) (略)

て、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資信託に係るもの及び同項第11号に規定する外国投資証券であつて、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するものをいう。

(6) (略)

(6)の2 (略)

(6)の3 (略)

(6)の4 外国商品市場 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第12項に規定する外国商品市場をいう。

(7) 外国投資信託 投資信託法第2条第2項に規定する外国投資信託をいう。

(8) 外国投資法人 投資信託法第2条第2項に規定する外国投資法人をいう。

(8)の2 (略)

(9) (略)

(9)の2 (略)

(9)の3 (略)

(9)の4 (略)

(10) 資産運用会社 投資信託法第2条第19号に規定する資産運用会社(当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)をいう。

(11) 資産流動化法 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)をいう。

(12) (略)

(12)の2 (略)

(13) 受益証券 投資信託法第2条第7項又は信託法第185条第1項に規定する受益証券をいう。

(14) ~ (17) (略)

(17)の2 (略)

<u>(1 9)</u> (略)	<u>(1 7)の 3</u> (略)
<u>(2 0)</u> (略)	<u>(1 7)の 4</u> (略)
<u>(2 1)</u> (略)	<u>(1 8)</u> (略)
<u>(2 2)</u> (略)	<u>(1 8)の 2</u> (略)
(削る)	<u>(1 9) 上場不動産投資信託証券 当取引所</u> に上場している不動産投資信託証券をいう。
<u>(2 3)</u> (略)	<u>(1 9)の 2</u> (略)
<u>(2 4)</u> <u>商品先物取引法</u> <u>商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)</u> をいう。	(新設)
<u>(2 5)</u> (略)	<u>(1 9)の 3</u> (略)
<u>(2 6)</u> (略)	<u>(1 9)の 4</u> (略)
(削る)	<u>(2 0) 信託会社等 投資信託法第 3 条に定める信託会社等 (委託者非指図型投資信託受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等にあっては、当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。) を</u> いう。
<u>(2 7)</u> (略)	<u>(2 1)</u> (略)
<u>(2 8)</u> (略)	<u>(2 2)</u> (略)
(削る)	<u>(2 3) 投資運用業 法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業</u> をいう。
(削る)	<u>(2 4) 投資証券 投資信託法第 2 条第 15 項に規定する投資証券</u> をいう。
(削る)	<u>(2 5) 投資信託 投資信託法第 2 条第 3 項に規定する投資信託</u> をいう。
(削る)	<u>(2 6) 投資信託委託会社 投資信託法第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社 (当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。) を</u> う。
<u>(2 9)</u> (略)	<u>(2 6)の 2</u> (略)
(削る)	<u>(2 7) 投資信託法 投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号)</u> をいう。

(削る)	<u>(28) 投資信託法施行令</u> <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令</u> （平成12年政令第480号）をいう。
(削る)	<u>(28)の2 投資信託法施行規則</u> <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u> （平成12年総理府令第129号）をいう。
(削る)	<u>(29) 投資法人</u> <u>投資信託法第2条第12項に規定する投資法人</u> をいう。
(削る)	<u>(29)の2 投資法人債券</u> <u>投資信託法第2条第18項に規定する投資法人債券</u> をいう。
(30)・(31) (略)	(30)・(31) (略)
(削る)	<u>(32) 不動産</u> <u>投資法人の計算に関する規則</u> （平成18年内閣府令第47号）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。
(削る)	<u>(33) 不動産関連資産</u> 次のaからfまでに掲げる資産をいう。 a <u>当事者の一方が相手方の行う出資された財産の2分の1を超える額を不動産等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産の2分の1を超える額について不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</u> b <u>資産流動化法に規定する優先出資証券</u> （当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。） c <u>受益証券</u> （当該投資信託の投資信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。） d <u>投資証券</u> （当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産

等に対する投資として運用するものに限る。)

e 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)

f 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でaから前eまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの

(34) 不動産等 次のaからgまでに掲げる資産をいう。

a 不動産

b 不動産の賃借権

c 地上権

d 地役権

e 投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに規定する資産

f aから前eまでに掲げる資産を信託する信託の受益権(不動産関連資産に該当するものを除く。)

g 外国の者に対する権利で前fに掲げる権利の性質を有するもの

(35) 不動産投資信託証券 法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

(36) 流動資産等 投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(ETFの新規上場申請)

第1101条 (略)

(新規上場申請)

第1101条 (略)

(上場審査基準)

第1104条 内国E T Fの上場審査について
は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
この場合における第2号d又はdの4の審査に
関して必要な事項は、上場審査等に関するガイ
ドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。)に適合していること。

a～dの4 (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書、有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。)及び

(上場審査基準)

第1104条 内国E T Fの上場審査について
は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
この場合における第2号d又はdの4の審査に
関して必要な事項は、上場審査等に関するガイ
ドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。)に適合していること。

a～dの4 (略)

e 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このeにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(第2条第89号の規定にかかわらず、有価証券届出書、有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。)及びその添付書類、半期報告

その添付書類、半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）並びに目論見書をいう。）に虚偽記載（第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であつて、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。）を行っていないこと。

（b）（略）

f・g（略）

（3）（略）

2～6（略）

第6編 ファンド

第1章 総則

（第6編における定義）

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 運用資産等 新規上場申請に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投

書（半期代替書面を含む。以下同じ。）並びに目論見書をいう。以下この章において同じ。）に虚偽記載（第2条第30号の規定にかかわらず、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であつて、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下この章において同じ。）を行っていないこと。

（b）（略）

f・g（略）

（3）（略）

2～6（略）

（新設）

（新設）

（新設）

資信託の投資信託財産をいい、新規上場申請に係る不動産投資信託証券、上場不動産投資信託証券、新規上場申請に係るベンチャーファンド、上場ベンチャーファンド、新規上場申請に係るカントリーファンド又は上場カントリーファンドが投資証券又は外国投資証券である場合には当該投資証券又は外国投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。

(2) LPS法 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)をいう。

(3) カントリーファンド 法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券(外国ETFに該当するものを除く。)であって、特定の国又は地域の証券に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

(4) 資産流動化法 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)をいう。

(5) 上場カントリーファンド 当取引所に上場しているカントリーファンドをいう。

(6) 上場後5年以内の株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。

a 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等に上場若しくは継続的に取引されている株券となってから5年間を経過していない内国株券

b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

(7) 上場不動産投資信託証券 当取引所に上場している不動産投資信託証券をいう。

(8) 上場ベンチャーファンド 当取引所に上場しているベンチャーファンドをいう。

(9) 信託会社等 投資信託法第3条に定める信託会社等(委託者非指図型投資信託受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社

等にあっては、当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。)をいう。

(10) 不動産 投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。

(11) 不動産関連資産 次のaからfまでに掲げる資産をいう。

a 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の2分の1を超える額を不動産等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の2分の1を超える額について不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

b 資産流動化法に規定する優先出資証券(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)

c 受益証券(当該投資信託の投資信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)

d 投資証券(当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)

e 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。)

f 外国の法令に基づく権利及び外国の者の

発行する証券で a から前 e までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの

(12) 不動産等 次の a から g までに掲げる資産をいう。

- a 不動産
- b 不動産の賃借権
- c 地上権
- d 地役権
- e 投資法人計算規則第37条第3項第2号
ヘに規定する資産
- f a から前 e までに掲げる資産を信託する
信託の受益権（不動産関連資産に該当する
ものを除く。）
- g 外国の者に対する権利で前 f に掲げる権
利の性質を有するもの

(13) 不動産投資信託証券 法第2条第1
項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は
同項第11号に掲げる投資証券であって、投
資者の資金を主として不動産等に対する投資
として運用することを目的とするものをい
う。

(14) ベンチャーファンド 法第2条第1
項第11号に掲げる投資証券であって、投資
者の資金を主として未公開株等に対する投資
として運用することを目的とするものをい
う。

(15) 未公開株 国内の金融商品取引所に
上場されている株券又は外国金融商品取引所
等において上場若しくは継続的に取引されて
いる株券以外の内国株券をいう。

(16) 未公開株等 未公開株並びに未公開
株の発行者が発行する優先株等、新株予約権
証券及び新株予約権付社債券をいう。

(17) 未公開株等関連資産 次の a から e
までに掲げる資産をいう。

- a 当事者の一方が、相手方の行う出資され

た財産を主として未公開株等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

b L P S 法第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分（出資者が共同で未公開株等の取得及び保有のために出資を行い、出資された財産について主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。）

c 受益証券（投資信託の投資信託財産をして未公開株等に対する投資として運用するものに限る。）

d 投資証券（投資法人が運用のために保有する資産を主として未公開株等に対する投資として運用するものに限る。）

e 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でaから前dまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの

(18) 未公開株等評価機関 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を業として行っている者をいう。

(19) 流動資産等 投資法人計算規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）をいう。

第2章 不動産投資信託証券

(新設)

(不動産投資信託証券の新規上場申請)

(新規上場申請)

第1201条の2 (略)

第1201条 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)	(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)
第1213条 (略)	第1213条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	3 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次のa又はbに掲げる事実が発生した場合	(2) 次のa又はbに掲げる事実が発生した場合
a 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、 <u>第1201条第12号f</u> に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生	a 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、 <u>第1001条第34号f</u> に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生
b (略)	b (略)
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
4～6 (略)	4～6 (略)
<u>第3章 ベンチャーファンド</u>	
<u>(ベンチャーファンドの新規上場申請)</u>	
第1301条 <u>ベンチャーファンドの新規上場</u> は、当該ベンチャーファンドの発行者である投資法人（以下「ベンチャーファンド発行投資法人」という。）及び当該投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。）からの申請により行うものとする。	(新設)

2 新規上場申請銘柄が、第1307条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該新設合併を行う上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及び新規上場申請に係るベンチャーファンド資産運用会社が行うものとする。

3 新規上場申請に係るベンチャーファンドの審査は、第1305条から第1307条までの規定によるものとする。

(予備申請)

第1302条 ベンチャーファンドの新規上場申請を行おうとするベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（第1307条の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月前より後においては、新規上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券新規上場予備申請書」及び新規上場申請に必要な書類に準じて作成した書類を提出することにより、予備申請を行うことができる。

2 前項の規定により予備申請が行われた場合は、第1305条及び第1306条に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第1304条第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(上場契約等)

第1303条 当取引所が新規上場申請に係るベンチャーファンドを上場する場合には、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「新規ベンチャーファンド上場申請者」という。）

は、施行規則で定める当取引所所定の「ベンチャーファンド上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係るベンチャーファンドの上場日にその効力を生ずるものとする。

3 当取引所は、新規上場申請に係るベンチャーファンドの上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1304条 ベンチャーファンドの新規上場を(新設)
申請しようとする新規ベンチャーファンド上場
申請者は、当取引所所定の「有価証券新規上場
申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の
「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するもの
とする。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」
には、施行規則で定める書類を添付するものと
する。

3 第1301条第2項の規定に基づき設立前に
新規上場申請する場合は、前項に定める添付書
類のうち新規上場申請時に提出することができ
ない書類（当取引所がやむを得ないものとして
その都度認めるものに限る。）については、提
出することができることとなった後直ちに提出
すれば足りるものとする。

4 新規ベンチャーファンド上場申請者は、新規
上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日
以後上場することとなる日までに内閣総理大臣
等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに關す
る届出又は通知書の提出を行った場合その他の
施行規則で定める場合のいずれかに該当するこ
となるときには、施行規則で定める書類を施
行規則で定めるところにより提出するものとす
る。

- 5 当取引所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規ベンチャーファンド上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 6 新規ベンチャーファンド上場申請者は、当取引所が新規上場申請に係るベンチャーファンドの上場を承認した場合には、前各項の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供すること（新規ベンチャーファンド上場申請者が上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社となった後も含む。）に同意するものとする。
- 7 新規ベンチャーファンド上場申請者は、当取引所が当該ベンチャーファンドの上場を承認した場合には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するものとする。

（上場審査の形式要件）

- 第1305条 ベンチャーファンドの上場審査（新設）
は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。
- （1）新規上場申請に係るベンチャーファンド資産運用会社が、一般社団法人投資信託協会の会員であること。
- （2）新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。
- a 運用資産等の比率
運用資産等の総額に占める未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等への投資額の合計額のうち施行規則で定める金額（以下「未公開株等投資額」という。）の比率が70%以上となり、か

つ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が 50 %以上となる見込みのこと。

b 上場投資口口数

上場投資口口数が、上場の時までに 2,000 単位以上となる見込みのこと。

c 純資産総額

純資産総額が、上場の時までに 30 億円以上となる見込みのこと。

d 投資口の分布状況

次の (a) 及び (b) に適合すること。

(a) 大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場の時までに、上場投資口口数の 80 %以下になる見込みのこと。

(b) 大口投資主を除く 1 単位以上の投資口を所有する投資主の数が、上場の時までに 300 人以上となる見込みのこと。

e 虚偽記載又は不適正意見等

次の (a) 及び (b) に適合していること。

(a) 最近 2 年間に終了する各営業期間（当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の設立後の期間に限る。以下この e において同じ。）の財務諸表等又は各営業期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) 最近 2 年間に終了する各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近 1 年間に終了する営業期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を

表示している旨の意見若しくは「除外事項
を付した限定付意見」が記載されているこ
と。ただし、施行規則で定める場合は、
この限りでない。

f 規約の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド
発行投資法人の規約において、次の（a）
から（g）までに掲げる事項が記載されて
いること。

(a) 運用資産等の総額に占める未公開
株等投資額の比率を70%以上とする旨
及び未公開株等投資額に占める未公開株
等への投資額の比率を原則として50%
以上とする旨

(b) 未公開株等、未公開株等関連資産
及び上場後5年以内の株券等以外の資産
が、流動資産等及び運用資産等に係る価
格変動による損失の危険その他の危険を
減殺することを目的とし、かつ、当該損
失の危険その他の危険を減殺することが
客観的に認められる取引に係る権利その
他の資産に限られる旨。ただし、施行規
則で定める場合は、この限りでない。

(c) 特定の投資先に取得時における純
資産総額の10%を超えて投資しない旨

(d) 配当可能利益を超えて金銭の分配
をしない旨

(e) 資金の借り入れ及び投資法人債券の
募集をしない旨

(f) 投資主の請求による投資口の払戻
しをしない旨

(g) 営業期間として定める期間が6か
月以上であること。

g 指定振替機関における取扱い

指定振替機関の振替業における取扱いの
対象であること又は上場の時までに取扱い

の対象となる見込みのこと。

h 投資主名簿等管理人の設置

投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が当取引所の承認する機関として施行規則で定めるものであること。

(上場審査)

第1306条 ベンチャーファンドの上場審査 (新設)

は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。

(1) 運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を適正に行うことができる状況にあること。

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が、当該ベンチャーファンドに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(3) その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものないこと。

2 前項各号に適合するかどうかの審査は、ベンチャーファンドの新規上場申請書類（第1304条の規定に基づき新規ベンチャーファンド上場申請者が提出した書類をいう。）及び質問に基づき行うものとする。

3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(テクニカル上場)

第1307条 前2条の規定にかかわらず、次の (新設)

各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行するベンチャーファンドの新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ

ヤーファンド発行投資法人が非上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に吸收合併され、当該吸收合併による解散により当該上場ベンチャーファンドが上場廃止となる場合

第1305条第1号並びに第2号a、b及びeからhまでに適合していること。

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場ベンチャーファンドが上場廃止となる場合

a 第1305条第1号並びに第2号b及びfからhまでに適合していること。

b 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、第1318条第2項第1号前段に該当している場合には、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が、新規上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が非上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人と新設合併し、当該新設合併による解散により当該上場ベンチャーファンドが上場廃止となる場合

a 第1305条第1号並びに第2号a、b及びfからhまでに適合していること。

b 当該非上場ベンチャーファンドが、第1305条第2号eに適合していること。この場合における同eの(a)の規定の適用については、同(a)中「新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人」とあるのは「非上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人」とす

る。

2 前項の規定により上場されるベンチャーファンドの上場日は、吸收合併又は新設合併がその効力を生ずる日とする。ただし、新規上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(上場前の公募又は売出し等)

第1308条 ベンチャーファンドの新規上場申請 (新設)
請日から上場日の前日までの期間に行われる公募（一般募集によるベンチャーファンドの新たな発行をいう。以下この章において同じ。）又は売出し（上場審査について前条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されているベンチャーファンドの公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行するベンチャーファンドの新規上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募並びに上場前に行われるベンチャーファンドの発行（上場審査について同条の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の金融商品取引所に上場されているベンチャーファンドに係る発行を除く。）に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(新証券の上場申請)

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベ
ンチャーファンド発行投資法人が当取引所に上
場していない新たなベンチャーファンドの上場
を申請する場合には、当該上場ベンチャーファ
ンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及
びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上
場ベンチャーファンド発行者等」という。）が
当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出
するものとする。

- 2 上場ベンチャーファンド発行者等は、新たに
ベンチャーファンドを発行する場合には、原則
として、その発行に先立ちその都度前項の上場
申請の手続をとるものとする。
- 3 当取引所は、第1項の上場申請により、同項
の新たなベンチャーファンドを上場する場合に
は、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事
項を変更するものとする。

(新証券の上場)

第1310条 前条の規定により上場申請があつ (新設)

た場合には、次の各号に掲げるところにより原
則として上場を承認するものとする。この場合
における取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ
ヤーファンド発行投資法人の新たに発行され
るベンチャーファンドが上場ベンチャーファ
ンドと権利関係を異にする場合であって、施
行規則で定める基準に該当する場合には、当
該ベンチャーファンドはその発行された時に
上場する。

(2) 前号に該当する場合のほか、新たに發
行されるベンチャーファンドは、その発行さ
れた時(上場ベンチャーファンドと権利関係
を異にするベンチャーファンドについては権
利関係が同一となった時)に、上場ベンチャ
ーファンドに追加して上場する。

(変更上場申請)

第1311条 上場ベンチャーファンド発行者等 (新設)

が、当該ベンチャーファンドの銘柄、数量等を
変更しようとする場合は、当取引所所定の「有
価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

- 2 当取引所は、前項の規定により変更上場を行
う場合には、その上場日に、上場有価証券原簿
の記載事項を変更する。

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 上場ベンチャーファンド発行者等 (新設)

は、当該上場ベンチャーファンド、上場ベンチャーファンド発行者等及び上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の適時開示を行わなければならない。

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからmまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 投資口の併合又は分割
- b 投資口の追加発行又は売出し
- c 合併
- d 規約の変更又は解散
- e 国内の金融商品取引所に対するベンチャーファンドの上場の廃止に係る申請
- f 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- g 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
- h 未公開株等評価機関の異動
- 役員の異動
- i 金銭の分配
- k 1単位の投資口口数の変更
- l 投資主名簿に関する事務を当取引所の承

認する機関に委託しないこと。

m a から前 1 までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次の a から j までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政府による法令に基づく処分又は行政府による法令違反に係る告発

b 法令上の解散事由への該当

c 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

d 純資産の額が投資信託法第 124 条第 1 項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。

e 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号 g の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

f 未公開株等評価機関の異動（業務執行を決定する機関が、当該未公開株等評価機関の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号 h の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

h 投資主による投資主総会の招集の請求

投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を当取引所の承認する機関に委託しないこととなつたこと。

j aから前iに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからiまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 国内の金融商品取引所に対するベンチャーファンドの上場の廃止に係る申請

b 合併

c 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

d 解散（合併による解散を除く。）

- e 資産の運用に係る業務の廃止
- f 会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
- g 事業の全部の譲渡
- h 法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
- i a から前 h までに掲げる事項のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(4) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社に、次の a から e までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

- a 業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- b 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなること。
- c 当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社でなくなること。
- d 債権者その他の当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- e a から前 d までに掲げる事実のほか、上場ベンチャーファンド又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3 上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報の適時開示については、上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該

当する場合（第1号に掲げる事項にあっては、
施行規則で定める基準に該当するものその他の
投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと
当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則
で定めるところにより、直ちにその内容を開示
しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ
ヤーファンド資産運用会社が次のa又はbに
掲げる事項を行うことについての決定をした
場合（当該決定に係る事項を行わないことを
決定した場合を含む。）

- a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得
- b 前aに掲げるもののほか、運用資産等に
関する重要な事項であって投資者の投資判
断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 運用資産等に次のaからdまでに掲げ
る事実が発生した場合

- a 未公開株等が金融商品取引所に上場され
ることとなった場合（当該上場が延期され
ることとなった場合又は取り消されること
となった場合を含む。）
- b 国内の金融商品取引所に上場されている
株券等又は外国金融商品取引所等に上場若
しくは継続的に取引されている株券等が上
場廃止又は登録取消しがれることとなった
場合
- c 未公開株等若しくは未公開株等関連資産
の発行者又は発行者以外の者が未公開株等
又は未公開株等関連資産の発行者の破産手
続開始、再生手続若しくは更生手続開始の
申立てを行った場合又はこれに準ずる状態
として施行規則で定める場合

- d aから前cまでに掲げるもののほか、運
用資産等に関する重要な事実であって投資
者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

4 上場ベンチャーファンド発行者等は、上場ベ

ンチャーファンドに係る営業期間又は中間営業期間に係るファンドの決算の内容（施行規則で定める情報を含む。）が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

5 上場ベンチャーファンド発行者等は、当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額を、週1回開示しなければならない。

6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、月1回開示しなければならない。

（1）上場後5年以内の株券等の銘柄

（2）未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者の概要

（3）直近の運用状況及び短期的な運用方針

7 第412条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等の会社情報の開示に係る審査等について準用する。

8 第401条、第411条の2、第413条、第414条及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条、第417条及び第443条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

（書類の提出等）

第1313条 上場ベンチャーファンド発行者等（新設）が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、前項のほか、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）

第1314条 上場ベンチャーファンドに係るベ
ンチャーファンド発行投資法人は、有価証券報
告書若しくは半期報告書を内閣総理大臣等に提
出した場合又は運用報告書を投資主に交付した
場合には、当該上場ベンチャーファンドに係る
ベンチャーファンド発行投資法人の代表者がそ
の提出又は交付の時点において当該有価証券報
告書、半期報告書又は運用報告書に不実の記載
がないと認識している旨及びその理由を施行規
則で定めるところにより記載した書面を遅滞な
く当取引所に提出するものとする。この場合に
おいて、当該上場ベンチャーファンドに係るベ
ンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を
当取引所が公衆の縦覧に供することに同意する
ものとする。

(投資口の分割の効力発生日等)

第1315条 上場ベンチャーファンド発行者等
は、上場ベンチャーファンドに係る投資口の分
割を行う場合には、当該分割に係る権利を受け
る者を確定するための基準日の翌日を当該分割
の効力発生日として定めるものとする。

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、前項に
規定する場合において、投資主総会の決議を要
する等一定の要件を満たす必要があるときに
は、前項の分割を行うことが確定する日から起
算して4日目（休業日を除外する。）の日以後
の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定
するための基準日とするものとする。

(上場ベンチャーファンドに関する行動規範)

第1316条 上場ベンチャーファンド発行者等
は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資
主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ベ
ンチャーファンドに係る投資口の併合又は分割
を行わないものとする。

(実効性の確保)

第1317条 第501条から第504条まで、(新設)

第506条及び第508条から第510条までの規定は、上場ベンチャーファンドに対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止基準)

第1318条 上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。(新設)

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。

- a 法令上の解散事由への該当
- b 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
- c 未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が「ベンチャーファンド上場契約書」及び第1304条第7項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場ベンチャーファンドが第1306条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

- a 投資法人の資産の運用に係る業務に必要

- な免許、認可又は登録等が、失効、取消し
又は登録変更等を受け、資産運用会社とし
ての業務を行わないこととなつた場合
- b 一般社団法人投資信託協会の会員でなく
なつた場合
- c 当該上場ベンチャーファンドに係るベン
チャーファンド資産運用会社でなくなつた
場合
- 2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号
のいずれかに該当する場合には、その上場を廢
止する。この場合における当該各号の取扱いは
施行規則で定める。
- (1) 運用資産等の比率
上場ベンチャーファンドに係るベンチャー
ファンド発行投資法人に係る営業期間の末日
において、運用資産等の総額に占める未公開
株等投資額の比率が70%未満又は未公開株
等投資額に占める未公開株等への投資額の比
率が50%未満となつた場合において、1年
以内に運用資産等の総額に占める未公開株等
投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株
等投資額に占める未公開株等への投資額の比
率が50%以上とならないとき。ただし、施
行規則で定める場合は、この限りでない。
- (2) 上場投資口口数
上場投資口口数が2,000単位未満であ
る場合
- (3) 売買高
毎年の12月末日以前1年間の売買高が6
0単位未満である場合
- (4) 有価証券報告書等の提出遅延
2人以上の公認会計士又は監査法人による
監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は
中間監査報告書を添付した有価証券報告書又
は半期報告書を、法第24条第1項又は第2
4条の5第1項に定める期間の経過後1か月

以内（天災地変等、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 上場ベンチャーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合
- b 上場ベンチャーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（施行規則で定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

(6) 上場契約違反等

上場ベンチャーファンド発行者等が上場契約に関する重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1304条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合。ただし、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が、前項第2号ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(7) 規約の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約において、次の

a から gまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

- a 運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率を 70 %以上とする旨又は未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率を原則として 50 %以上とする旨の定めがなくなること。
- b 未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後 5 年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
- c 特定の投資先に取得時における純資産総額の 10 %を超えて投資をしない旨の定めがなくなること。
- d 配当可能利益を超えて金銭の分配をしない旨の定めがなくなること。
- e 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨の定めがなくなること。
- f 投資主の請求により投資口の払戻しを行えることとなること。
- g 営業期間が 6 か月未満となる場合

(8) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなつた場合

(9) 投資主名簿管理人等の設置

投資主名簿に関する事務を第 1305 条第 2 号 h に規定する当取引所の承認する機関に委託しないこととなつた場合又は委託しないことが確実となつた場合

(10) 反社会的勢力の関与

上場ベンチャーファンド発行者等が反社会

的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する投資主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

(11) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適當と認めた場合

3 前項第1号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

4 第607条の規定は、前3項の規定に基づく上場廃止に係る審査について準用する。

(当取引所への協力義務)

第1319条 上場ベンチャーファンド発行者等 (新設)

は、当取引所が上場ベンチャーファンドの上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(上場廃止日)

第1320条 上場ベンチャーファンドの上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱い (新設)

は、施行規則で定める。

(監理銘柄の指定)

第1321条 上場ベンチャーファンドが上場廃止の新設

止のおそれがある場合には、当取引所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場ベンチャーファンドを監理銘柄に指定することができる。

(整理銘柄の指定)

第1322条 上場ベンチャーファンドの上場廃止の新設

止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより、上場廃止日の前日までの間、当該上場ベンチャーファンドを整理銘柄に指定することができる。

(上場に関する料金)

第1323条 新規上場申請に係るベンチャーフ

アンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(テクニカル上場時の引継ぎ)

第1324条 上場ベンチャーファンドに係るベ

ンチャーファンド発行投資法人が第1307条の規定の適用を受けて上場したベンチャーファンド発行投資法人である場合における当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人（当該投資法人が発行する上場ベンチャーファンド及びベンチャーファンド資産運用会社を含む。以下この条において同じ。）に対する施行規則で定める規定の適用については、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチ

ヤーファンド発行投資法人を同条の規定の適用に伴い上場廃止となったベンチャーファンド投資法人（当該投資法人が発行するベンチャーファンド及びベンチャーファンド資産運用会社を含む。）と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(準用規定)

第1325条 第424条、第429条、第608条及び第612条の規定は、ベンチャーファンドについて準用する。

第4章 カントリーファンド

(新設)

(カントリーファンドの新規上場申請)

第1401条 カントリーファンドの新規上場は、当該カントリーファンドの発行者である外国投資法人（以下「カントリーファンド発行投資法人」という。）及び当該外国投資法人から資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「カントリーファンド資産運用会社」という。）からの申請により行うものとする。

2 新規上場申請に係るカントリーファンドの審査は、第1405条及び第1406条の規定によるものとする。

(予備申請)

第1402条 カントリーファンドの新規上場申請を行おうとするカントリーファンド発行投資法人及びカントリーファンド資産運用会社は、当該新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月前より後においては、新規上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券新規上場予備申請書」及び新規上場申請に必要な書類に準じて作成した書類を提出すること

とにより、予備申請を行うことができる。

- 2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、第1405条及び第1406条に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 3 第1404条第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(上場契約等)

第1403条 当取引所が新規上場申請に係る力 (新設)

ントリーファンドを上場する場合には、新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人は、施行規則で定める当取引所所定の「カントリーファンド上場契約書」を提出するものとする。

- 2 前項による上場契約は、新規上場申請に係るカントリーファンドの上場日にその効力を生ずるものとする。

- 3 当取引所は、新規上場申請に係るカントリーファンドの上場日にその銘柄について上場有価証券原簿に記載するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第1404条 新規上場申請に係るカントリーフ (新設)

アンド発行投資法人及びカントリーファンド資産運用会社（以下「新規カントリーファンド上場申請者」という。）は、新規上場申請を行う時に、当取引所所定の「有価証券新規上場申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

- 2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には施行規則で定める書類を添付するものとする。

- 3 新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人は、新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日ま

で内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合その他の施行規則で定める場合のいずれかに該当することとなるときには、施行規則で定める書類を施行規則で定めるところにより提出するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、新規カントリーファンド上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場するカントリーファンドの発行者である場合には、当該新規カントリーファンド上場申請者が提出すべき書類の一部を省略することができる。
- 5 当取引所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規カントリーファンド上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 6 新規カントリーファンド上場申請者は、当取引所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から前項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供すること（新規カントリーファンド上場申請者が上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人となった後も含む。）に同意するものとする。
- 7 新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人は、当取引所が当該カントリーファンドの上場を承認した場合には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するものとする。

（上場審査の形式要件）

第1405条 カントリーファンドの上場審査 (新設)
は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱

いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請に係るカントリーファンド資産運用会社が、外国の法令に基づきカントリーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等を受けていること。

(2) 新規上場申請銘柄が、次の a から i までに適合していること。

a 上場投資口口数

施行規則で定める上場投資口口数が、上場の時までに 400 万口以上となる見込みのあること。

b 純資産総額

純資産総額が、上場の時までに 50 億円以上となる見込みのあること。

c 利益の額

新規上場申請日の直前営業期間（当該新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人の設立後の期間に限る。）において利益の額を計上していること又は当該営業期間の末日において剰余金を計上していること。

d 本邦内投資主数

本邦内における投資主の数が、上場の時までに 600 人以上となる見込みのあること。

e 虚偽記載又は不適正意見等

次の (a) から (c) までに適合していること。

(a) 最近 2 年間に終了する各営業期間（当該新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人の設立後の期間に限る。以下この e において同じ。）の財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) 最近 2 年間に終了する各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書
(最近 1 年間に終了する営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。) において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(c) 最近 1 年間に終了する営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近 1 年間に終了する営業期間における中間営業期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

f 投資主による投資口の払戻し請求

新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人の規約において、次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 投資主に対して金銭の分配を行う旨
(b) 投資主の請求による投資口の払戻しをしない旨

g 投資口の譲渡制限

投資口の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのこと。

h 指定振替機関における取扱い

指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

i 外国金融商品取引所等における流通

外国金融商品取引所等における流通の状況が円滑であると認められること。

(上場審査)

第1406条 カントリーファンドの上場審査 (新設)

は、次の各号に適合するかどうかについて行うものとする。

(1) 新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人が、当該カントリーファンドに関する情報の開示を適正に行うことができること。

(2) その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項各号に適合するかどうかの審査は、カントリーファンドの新規上場申請書類（第1404条の規定に基づき新規カントリーファンド上場申請者が提出した書類をいう。）及び質問に基づき行うものとする。

3 第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(新証券の上場申請)

第1407条 上場カントリーファンドに係る力 (新設)

ントリーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなカントリーファンドの上場を申請する場合には、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人及びカントリーファンド資産運用会社（以下「上場カントリーファンド発行者等」という。）が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場カントリーファンド発行者等は、新たにカントリーファンドを発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の上場申請の手続をとるものとする。

3 当取引所は、第1項の上場申請により、同項の新たなカントリーファンドを上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更するものとする。

(新証券の上場)

第1408条 前条の規定により上場申請があつ(新設)

た場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

(1) 新たに発行される投資口に係るカントリーファンドは、その発行された時(上場カントリーファンドと権利関係を異にするカントリーファンドについては権利関係が同一となつた時)に、上場カントリーファンドに追加して上場する。

(2) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の分配再投資等により追加発行されるカントリーファンドで発行の都度上場申請を行うことが困難なカントリーファンドの発行が行われる場合は、発行投資口口数を確認する前においても、上場カントリーファンドに追加して上場する。

(変更上場申請)

第1409条 上場カントリーファンド発行者等(新設)

が、当該上場カントリーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 当取引所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場カントリーファンドに関する情報の開示)

第1410条 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、当該上場カントリーファンド及び上場カントリーファンド発行者等に関する情報の適時開示を行わなければならない。	(新設)
2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。	
(1) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が次のaからmまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	
a 投資口の併合又は分割	
b 投資口の追加発行又は売出し	
c 投資法人債の募集又は資金の借入れ	
d 自己投資口の取得	
e 金銭の分配	
f 合併	
g 規約の変更又は解散	
h 名称の変更	
i 営業期間の末日の変更	
j 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対するカントリーファンドの上場の廃止又は登録の取消しに係る申請	
k 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の委託を受けてその資産の運用、保管その他の業務に係る事務を行う者の変更	
l 破産手続開始又は再生手続開始の申立て	
m 有価証券報告書又は半期報告書に記載さ	

れる財務諸表等又は中間財務諸表等の監査
証明を行う公認会計士等の異動

- (2) 上場カントリーファンドに係るカント
リーファンド発行投資法人に、次の a から f
までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 業務改善命令、登録の取消しその他これ
らに準ずる行政庁による法令に基づく処分
又は行政庁による法令違反に係る告発
 - b 法令上の解散事由への該当
 - c 法律の規定に基づく破産手続若しくは再
生手続を必要とするに至った場合又はこれ
に準ずる状態になった場合
 - d 投資主による投資主総会の招集の請求
 - e 有価証券報告書又は半期報告書に記載さ
れる財務諸表等又は中間財務諸表等の監査
証明を行う公認会計士等の異動（業務執行
を決定する機関が、当該公認会計士等の異
動を行うことについての決定をした場合
(当該決定に係る事項を行わないことを決
定した場合を含む。)において、前号mの
規定に基づきその内容を開示した場合を除
く。)
 - f 2人以上の公認会計士又は監査法人によ
る監査証明府令第3条第1項の監査報告書
又は中間監査報告書（公認会計士又は監査
法人に相当する者による監査証明に相当す
る証明に係る監査報告書又は中間監査報告
書を含む。）を添付した有価証券報告書又
は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、
法第24条第1項又は第24条の5第1項
に定める期間内に提出できる見込みのない
こと及び当該期間内に提出しなかったこと
(当該期間内に提出できる見込みのない旨
の開示を行った場合を除く。)、これらの
開示を行った後提出したこと並びに当該期
間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受

けたこと。

(3) 上場カントリーファンドに係るカント

リーファンド資産運用会社が次の a から g ま
でに掲げる事項のいずれかを行うことについ
ての決定をした場合（当該決定に係る事項を
行わないことを決定した場合を含む。）

- a 国内の金融商品取引所又は外国金融商品
取引所等に対するカントリーファンドの上
場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- b 合併
- c 破産手続開始、再生手続開始又は更生手
続開始の申立て
- d 解散（合併による解散を除く。）
- e 資産の運用に係る業務の廃止
- f 会社分割（事業の全部を承継させる場合
に限る。）
- g 事業の全部の譲渡

(4) 上場カントリーファンドに係るカント

リーファンド資産運用会社に、次の a から c
までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

- a 業務改善命令、登録の取消しその他これ
らに準ずる行政庁による法令に基づく処分
又は行政庁による法令違反に係る告発
- b 当該上場カントリーファンドに係るカン
トリーファンド資産運用会社でなくなるこ
と。
- c 債権者その他の当該上場カントリーフア
ンドに係るカントリーファンド資産運用会
社以外の者による破産手続開始、再生手続
開始又は更生手続開始の申立て

(5) 特定有価証券開示府令第 29 条第 2 項

各号に掲げる場合（前各号に掲げる場合を除
く。）

(6) 上場カントリーファンドに係る営業期

間又は中間営業期間に係る決算の内容が定ま
った場合又は本国等の法令等により四半期に

	<p><u>係る決算を要する場合において当該四半期に 係る決算の内容が定まった場合</u></p> <p>(7) <u>上場カントリーファンドに係るカント リーファンド発行投資法人の業績に重大な影 響を与える本国等又は当該上場カントリーフ ァンドに係るカントリーファンド発行投資法 人の投資の対象となる特定の国若しくは地域 における社会経済情勢の変化又は本国におけ る資本市場に係る制度等に関する法令等の変 更</u></p>
3	<u>第412条の規定は、上場カントリーファン ド発行者等の会社情報の開示に係る審査等につ いて準用する。</u>
4	<u>第401条、第411条の2、第413条、 第414条及び第416条の規定は、前3項の 規定に基づく開示について、第415条及び第 443条の規定は、上場カントリーファンドに 係るカントリーファンド発行者等についてそれ ぞれ準用する。</u>
	<u>(書類の提出等)</u>
1	<p><u>第1411条 上場カントリーファンドに係る力</u> (新設)</p> <p><u>ントリーファンド発行投資法人が当取引所に対 して行う書類の提出等については、施行規則で 定めるところによる。</u></p>
2	<u>上場カントリーファンドに係るカントリーフ ァンド発行投資法人は、前項のほか、当取引所 が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく 提出するものとし、当該書類のうち当取引所が 必要と認める書類について当取引所が公衆の縦 覧に供することに同意するものとする。</u>
	<u>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</u>
3	<p><u>第1412条 上場カントリーファンドに係る力</u> (新設)</p> <p><u>ントリーファンド発行投資法人は、有価証券報 告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出し</u></p>

た場合には、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の代表者がその提出の時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場カントリーファンドに関する行動規範)

第1413条 上場カントリーファンドに係る力 (新設)

ントリーファンド発行投資法人は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場カントリーファンドに係る投資口の併合又は分割を行わないものとする。

(実効性の確保)

第1414条 第501条から第504条まで、 (新設)

第506条及び第508条から第510条までの規定は、上場カントリーファンドに対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止基準)

第1415条 上場カントリーファンドが次の各 (新設)

号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が次の a 又は b に該当する場合は、当該カントリーファンドの上場を廃止する。

a 法令上の解散事由に該当する場合

b 法律の規定に基づく破産手続若しくは再

生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

(2) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド資産運用会社が次のa又はbに該当する場合は、当該上場カントリーファンドの上場を廃止する。ただし、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該上場カントリーファンドが第1406条第1項各号に適合する場合は、この限りでない。

a カントリーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等が、外国の法令に基づき失効、取消し又は登録変更等を受けることにより、資産運用会社としての業務を行わないこととなつた場合

b 当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド資産運用会社でなくなった場合

2 上場カントリーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 有価証券報告書等の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の責めに帰すべからざる事由によるも

のである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場カントリーファンドに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

b 上場カントリーファンドに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(施行規則で定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

(3) 上場契約違反等

上場カントリーファンドに係るカントリーファンド投資法人が上場契約に関する重大な違反を行った場合として施行規則で定める場合、第1404条第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又はカントリーファンド発行投資法人が上場契約の当事者でなくなることとなつた場合

(4) 規約の記載事項

上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の規約において、次のa又はbに掲げる変更が行われる場合

a 投資主に対して金銭の分配を行う旨の定めがなくなること。

b 投資主の請求により投資口の払戻しを

行えることとなること。

(5) 投資口の譲渡制限

投資口の譲渡につき制限を行うこととした場合

(6) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなった場合

(7) 外国における上場廃止等

外国金融商品取引所等における当該銘柄の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該銘柄の外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(8) 外国における流通の状況

上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の営業期間の末日において外国金融商品取引所等における当該銘柄についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。ただし、当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(9) 反社会的勢力の関与

上場カントリーファンド発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する投資主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めるとき

(10) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、

当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認め
た場合

3 第607条の規定は、前2項の規定に基づく
上場廃止に係る審査について準用する。

(当取引所への協力義務)

第1416条 上場カントリーファンド発行者等 (新設)

は、当取引所が上場カントリーファンドの上場
廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務
諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公
認会計士等（当該公認会計士等であった者を含
む。次項において同じ。）に対して事情説明等
を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場カントリーファンド発行者等は、前項の
規定により当取引所が前項の公認会計士等に対
して事情説明等を求めるため、当取引所が請求
した場合には、当該公認会計士等が事情説明等
に応じることについて同意する旨の書面を速や
かに提出しなければならない。

(上場廃止日)

第1417条 上場カントリーファンドの上場廃止 (新設)

が決定した場合における上場廃止日の取扱い
は、施行規則で定める。

(監理銘柄の指定)

第1418条 上場カントリーファンドが上場廃止 (新設)

のおそれがある場合には、当取引所は、施行
規則で定めるところにより、その事実を投資者
に周知させるため、当該上場カントリーファン
ドを監理銘柄に指定することができる。

(整理銘柄の指定)

第1419条 上場カントリーファンドの上場廃止 (新設)

が決定された場合には、当取引所は、その事
実を投資者に周知させるため、施行規則で定め

るところにより、上場廃止日の前日までの間、
当該上場カントリーファンドを整理銘柄に指定
することができる。

(上場に関する料金)

第1420条 新規上場申請に係るカントリーフ
　　アンド発行投資法人及び上場カントリーファン
　　ドに係るカントリーファンド発行投資法人は、
　　上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加發
　　行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場
　　に関する料金を施行規則で定めるところにより
　　支払うものとする。

(新設)

(準用規定)

第1421条 第425条、第426条、第43
　　0条、第608条及び第612条の規定は、カ
　　ントリーファンドについて準用する。

(新設)

第7編 日本取引所グループが発行する有価証
　　券

(基本理念)

第1501条 (略)

(基本理念)

第1301条 (略)

(承認申請による上場)

第1502条 (略)

(承認申請による上場)

第1302条 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1503条 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1303条 (略)

(上場管理等)

第1504条 (略)

(上場管理等)

第1304条 (略)

(一部指定又は指定替え)

第1505条 (略)

(一部指定又は指定替え)

第1305条 (略)

(上場廃止の承認申請)

第1506条 (略)

(上場廃止の承認申請)

第1306条 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

(大証の本則市場の上場会社に係る経過措置)

第2条 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）の本則市場（大証に上場する株券等に係る市場のうち大阪証券取引所JASDAQ（以下「大証JASDAQ」という。）を除いた市場をいう。以下同じ。）に上場している株券等（以下「大証上場銘柄」という。）のうち、当取引所に上場していない株券等（以下「大証単独上場銘柄」という。）は、施行日において、当取引所の本則市場に上場するものとする。この場合において、当取引所は、大証の市場第一部銘柄に指定されている株券等は市場第一部銘柄に、当該株券等以外の株券等は市場第二部銘柄にそれぞれ指定する。

2 前項の規定に基づき当取引所の本則市場に上場する大証単独上場銘柄は、大証への新規上場時から、当取引所の本則市場に上場していたものとみなす。

3 大証上場銘柄のうち当取引所の本則市場に上場している株券等（以下「大証重複上場銘柄」という。）の発行者であって、次の各号に掲げる者は、平成25年6月28日までに、当取引所所定の「市場選択申請書」を提出し、市場第一部銘柄又は市場第二部銘柄のいずれか一方への指定を選択するものとする。この場合において、当取引所は、施行日を期日として、当該選

- 択に従い、当該大証重複上場銘柄について市場第一部銘柄又は市場第二部銘柄に指定する。
- (1) 当取引所の市場第一部銘柄に指定され
ており、かつ、大証の市場第二部銘柄に指定
されている株券等の発行者
- (2) 当取引所の市場第二部銘柄に指定され
ており、かつ、大証の市場第一部銘柄に指定
されている株券等の発行者
- 4 大証単独上場銘柄のうち、施行日の前日において、大証により整理銘柄に指定されている株券等については、施行日から、大証が整理銘柄の指定にあたり定めた当該株券等の上場廃止の日の前日までの期間に限り、当取引所の本則市場に上場するものとする。この場合において、当取引所は、施行日において、当該株券等を整理銘柄に指定できるものとする。
- 5 大証単独上場銘柄の発行者は、施行日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、第419条に規定するコーポレート・ガバナンスに関する報告書を提出するものとする。
- 6 大証単独上場銘柄の発行者は、施行日以後に終了する事業年度に係る株主総会において、社外取締役又は社外監査役の選任に係る議案が付議される場合には、当該株主総会の日の2週間前の日までに、当取引所が定める「独立役員届出書」を提出するものとする。
- 7 当取引所は、大証単独上場銘柄の発行者が、施行日の前日までに行った行為についても、第2編第5章の規定に基づき実効性の確保に係る措置を実施することができるものとする。
- 8 大証単独上場銘柄（平成25年1月31日から施行日までの間に当取引所に上場廃止申請を行って上場廃止となった銘柄及び施行日の翌日以後に当取引所に市場第一部銘柄の指定を受けた銘柄を除く。以下第9項及び第3条第2項に

において同じ。)に対する第601条第1項(第602条第1項第1号及び第2項第3号の規定による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、施行日から起算して3年以内に終了する事業年度の末日までの間は、第601条第1項項第1号中「400人」とあるのは「150人」と、同項第2号a中「2000単位」とあるのは「1,000単位」と、同号b中「5億円」とあるのは「2億5,000万円」とし、施行日から起算して3年を経過する日が属する月の前月までの間は、同項第3号中「次のa又はbに該当する場合」とあるのは「次のaに該当する場合」と、同号a中「10単位」とあるのは「5単位」と、同項第4号中「次のa又はbに該当する場合」とあるのは「次のaに該当する場合」と、同号a中「10億円」とあるのは「5億円」と、同項第7号中「10億円」とあるのは「5億円」とする。

9 大証上場銘柄に対する第601条第1項第3号の適用については、同号aに規定する毎年の12月末日以前1年間に、施行日より前の日が含まれる場合には、当該期間における月平均売買高の算定にあたっては、施行日より前の期間における大証の市場における売買高(施行日の前日において株式会社名古屋証券取引所に上場している株券等については、同取引所における売買高を含む。以下同じ。)を、同一の期間における当取引所の本則市場における売買高に加算するものとする。

10 大証単独上場銘柄のうち、施行日の前日ににおいて大証により監理銘柄、特設注意市場銘柄又は開示注意銘柄(以下「監理銘柄等」という。)に指定されていた株券等については、原則として、施行日において当取引所の監理銘柄等に指定するものとする。この場合において、当取引所は、大証が監理銘柄等に指定した日をもって

当取引所の監理銘柄等に指定したものとみなす。

1 1 大証単独上場銘柄のうち、施行日の前日ににおける大証の株券上場廃止基準の取扱い又は上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いにおける猶予期間に該当していた株券等については、原則として、施行日において当取引所が定める猶予期間に該当するものとする。この場合において、当取引所は、大証において猶予期間に該当した日から当取引所が定める猶予期間に該当していたものとみなす。

（大証単独上場銘柄の上場に関する料金に係る経過措置）

第3条 第701条の規定にかかわらず、大証単独上場銘柄の発行者は、施行日から平成25年9月30日までの期間に係る年間上場料（T D n e t 利用料を除く。）に関しては、次の各号に定める額を合算した額を平成25年8月30日までに支払うものとする。

（1） 施行日から平成25年7月31日までの期間に対応する額 年間上場料の1か月分に相当する額を日割計算した額

（2） 平成25年8月分及び9月分に対応する額 年間上場料の2か月分に相当する額

2 大証単独上場銘柄の上場に関する料金のうち、次の各号に規定するものについては当該各号によるものとし、第701条の規定は適用しない。

（1） 大証単独上場銘柄については、平成28年8月末日までの間は、大証に平成25年2月末日を納入期として支払った年賦課金及びT D n e t 利用料の額に2を乗じた額を、当取引所に対して年間上場料として支払うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、大証単独上場銘柄のうち、施行日の前日において大証の有価証券上場規程(以下「大証規程」という。)第19条第2項の規定に基づき上場手数料及び年賦課金を免除されている銘柄については、当取引所は、施行日から起算して3年を経過する日までの間は、当該規定に基づき免除される期間に限り、年間上場料その他当取引所が認める料金を免除する。なお、当該免除される期間経過後、施行日から起算して3年を経過する日までの間の当取引所における年間上場料は免除される期間が開始した支払期日の直前の支払期日に納入した額を支払うものとする。

(3) 大証単独上場銘柄の発行者により施行日の前日までに発行決議が行われ、上場日が施行日以後となる新株券等(株式の転換又は新株予約権の行使等により新たに発行される株券等を除く。)の上場に係る料金は、施行日の前日における大証の有価証券上場規程別表及びその取扱いに基づき算定する。

(4) 大証単独上場銘柄の発行者により施行日の前日までに決議された上場株券等の発行若しくは処分、新株予約権の目的となる株式が上場株券等である新たな新株予約権の発行又は上場株券等の売出しに係る料金は、その支払いを要しないものとする。

(5) 大証単独上場銘柄の発行者により施行日の前日までに決議され、効力発生日が施行日以後となる吸収合併等(吸収合併、吸収分割又は株式交換をいう。)に係る料金は、施行日の前日における大証の有価証券上場規程別表及びその取扱いに基づき算定する。

(大証の本則市場への新規上場に係る経過措置)

第4条 施行日の前日までに、大証の本則市場への上場が承認され、かつ新規上場日を迎えていない株券等（当取引所の市場に上場する株券等を除く。）は、当該新規上場日に、当取引所の本則市場へ上場するものとする。この場合において、大証の市場第一部銘柄への指定が決定されている株券等については当取引所の市場第一部銘柄に、大証の市場第二部銘柄への指定が決定されている株券等については当取引所の市場第二部銘柄にそれぞれ指定するものとし、施行日の前日までに、市場区分が決定されていない株券等の市場区分については、当取引所が施行日以後に決定する。

- 2 施行日の前日において、現に、大証に対して、株券等の本則市場への新規上場申請を行っている者（当取引所の市場に上場する株券等の発行者を除く。）は、施行日において、当取引所に対して、当取引所の本則市場への新規上場申請を行っていた者とみなす。
- 3 前項に規定する者の新規上場申請に係る上場審査は、大証に新規上場申請を行った日に適用されていた大証の株券上場審査基準に基づき行う。なお、この場合における第207条第3項に規定する施行規則で定める期間の起算日は、当該大証に新規上場申請を行った日とする。

（大証における市場第一部銘柄への指定に係る経過措置）

第5条 大証上場銘柄のうち、施行日の前日までに、大証の市場第一部銘柄への指定が承認され、かつ市場第一部銘柄指定日を迎えていない株券等（付則第2条第3項に規定する「市場選択申請書」を提出した者の発行する株券等を除く。）は、当該市場第一部銘柄指定日に当取引所の市場第一部銘柄に指定する。

- 2 施行日の前日において、現に、大証に対して、

市場第一部銘柄への指定を申請（第2条第3項に規定する「市場選択申請書」を提出した者による申請を除く。）している者については、施行日において、当取引所に対して、市場第一部銘柄への指定の申請を行っていた者とみなす。

- 3 前項に規定する者の市場第一部銘柄への指定の申請に係る審査は、大証の市場第一部銘柄への指定の申請日に適用されていた大証の上場株券の市場第一部銘柄指定基準に基づき行う。なお、この場合における第309条第3項に規定する施行規則で定める期間の起算日は、当該大証の市場第一部銘柄への指定の申請日とする。
- 4 大証上場銘柄の発行者が施行日以後に行う市場第一部銘柄への指定の申請についての第308条第1項第3号の適用については、同号に規定する最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間に、施行日より前の日が含まれる場合には、当該期間における月平均売買高の算定にあたって、施行日より前の期間における大証の市場における売買高を、同一の期間における当取引所の市場における売買高に加算するものとする。

（大証における上場市場の変更に係る経過措置）

第6条 大証上場銘柄のうち、施行日の前日までに、大証JASDAQへの上場市場の変更が承認され、かつ上場市場の変更日を迎えていない株券等については、当該上場市場の変更日に当取引所が開設するJASDAQ（以下「東証JASDAQ」という。）への上場市場の変更を行う。

- 2 施行日の前日において、現に、大証に対して、大証JASDAQへの上場市場の変更申請を行っている大証上場銘柄の発行者は、施行日において、当取引所に対して東証JASDAQへの

上場市場の変更申請を行っていた者とみなし、上場市場の変更申請に係る内訳区分は、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 大証 JASDAQ スタンダードに上場市場の変更申請を行った株券等 スタンダード

(2) 大証 JASDAQ グロースに上場市場の変更を行った株券等 グロース

3 前項に規定する上場市場の変更申請に係る審査は、大証に上場市場の変更申請を行った日に適用されていた JASDAQ における有価証券上場規程（以下「JASDAQ 上場規程」という。）に基づき行う。なお、この場合における第 313 条の 7 第 3 項に規定する施行規則で定める期間の起算日は、当該大証に上場市場の変更申請を行った日とする。

（大証における指定替えに係る経過措置）

第 7 条 大証上場銘柄のうち、施行日の前日までに、施行日以後の日を大証の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを行う日として、大証に指定替えの申請がなされた株券等及び大証により申請によらずに指定替えが決定された株券等（付則第 2 条第 3 項の規定により市場第二部銘柄への指定を選択した者の発行する株券等を除く。）については、当該指定替えを行う日に当取引所の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを行う。

2 大証上場銘柄に対する第 311 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、平成 25 年 1 月 1 日から施行日の前日までの間は、当該期間における月平均売買高の算定にあたって、大証の市場における売買高を、同一の期間における当取引所の市場における売買高に加算するものとする。

(大証ＪＡＳＤＡＱの上場会社に係る経過措置)

第8条 施行日の前日において大証ＪＡＳＤＡＱに上場している株券等（以下「大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄」という。）及び出資証券は、施行日において東証ＪＡＳＤＡＱに上場するものとし、内訳区分は、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 大証ＪＡＳＤＡＱスタンダードに上場している株券等 スタンダード

(2) 大証ＪＡＳＤＡＱグロースに上場している株券等 グロース

2 前項の規定により施行日において東証ＪＡＳＤＡＱに上場する大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄は、大証ＪＡＳＤＡＱへの新規上場時から、東証ＪＡＳＤＡＱに上場していたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄のうち、当取引所の本則市場又はマザーズに上場している株券等（以下「ＪＡＳＤＡＱ重複上場銘柄」という。）の発行者は、平成25年6月28日までに、当取引所所定の「市場選択申請書」を提出し、それぞれ当取引所の本則市場若しくは東証ＪＡＳＤＡＱ（内訳区分は、大証ＪＡＳＤＡＱにおける内訳区分と同一のものに限る。以下この項において同じ。）のいずれか一方又はマザーズ若しくは東証ＪＡＳＤＡＱのいずれか一方を上場市場として選択するものとする。この場合において、当取引所は、当該ＪＡＳＤＡＱ重複上場銘柄のうち東証ＪＡＳＤＡＱを選択したものについて、施行日を期日として当取引所の本則市場又はマザーズから東証ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更を行うものとする。

4 大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄（ＪＡＳＤＡＱ重複上場銘柄を除く。以下この条並びに次条第4項及

び第5項において同じ。)のうち、施行日の前日において、整理銘柄に指定されている株券等については、施行日から、大証が整理銘柄の指定にあたり定めた当該株券等の上場廃止日の前日までの期間に限り、東証JASDAQに上場するものとする。この場合において、当取引所は、施行日において、当該株券等を整理銘柄に指定できるものとする。

- 5 大証JASDAQ銘柄の発行者は、施行日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、第419条に規定するコーポレート・ガバナンスに関する報告書を提出するものとする。
- 6 大証JASDAQ銘柄の発行者は、施行日以後に終了する事業年度に係る株主総会において、社外取締役又は社外監査役の選任に係る議案が付議される場合には、当該株主総会の日の2週間前までに、当取引所が定める当取引所所定の「独立役員届出書」を提出するものとする。ただし、大証JASDAQグロースの上場株券等の発行者であって、当該株主総会の日までに独立役員を1名以上確保していない場合については、この限りではない。
- 7 当取引所は、大証JASDAQ銘柄の発行者が、施行日の前日までに行った行為についても、第2編第5章の規定に基づき実効性の確保に係る措置を実施することができるものとする。
- 8 大証JASDAQ銘柄のうち、施行日の前日における大証の業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則(以下「旧JASDAQ経過規則」という。)第4条第11項各号に掲げる株券等については、第604条の2第1項第3号の規定により読み替える第601条第1項第2号a(第604条の3第2号又は第604条の4第1項第2号の規定により読み替える場合を含む。)の規

定は、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。

9 大証JASDAQ銘柄のうち、旧JASDAQ経過規則第4条第14項各号及び第19項各号に掲げる株券等については、第604条の2第1項第3号の規定により読み替える第601条第1項第2号b（第604条の4第1項第2号の規定により読み替える場合を含む。）の規定は、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用するものとし、適用前の期間については、なお従前の例によるものとする。

10 大証JASDAQ銘柄のうち、旧JASDAQ経過規則第4条第23項各号に掲げる株券等については、第604条の2第1項第3号の規定による第601条第1項第5号（第604条の4第1項第2号による場合を含む。）の規定は、旧ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」への新規上場申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に到来する連結会計年度の末日においては適用しない。

11 大証JASDAQ銘柄のうち、旧JASDAQ経過規則第4条第25項各号に掲げる上場会社については、第604条の2第1項第2号（第604条の3第1号、第604条の4第1号及び第604条の5第1号による場合を含む。）の規定は、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

12 第604条の4第3号の規定は、大証JASDAQ銘柄のうち、旧JASDAQ経過規則第4条第26項各号に掲げる上場会社については、新規上場申請日の属する連結会計年度以降、営業利益の額が負でなくならない連結会計年度が継続している場合に、平成23年4月1日以後に最初に開始する連結会計年度から適用するものとする。この場合において、第604条の

4 第3号中「上場後9連結会計年度」とあるのは、「平成23年4月1日以後に開始する9連結会計年度」と読み替えるものとする。

13 大証JASDAQ銘柄のうち、施行日の前日において大証により監理銘柄等に指定されていた株券等については、原則として、施行日において当取引所の監理銘柄等に指定するものとする。この場合において、当取引所は、大証が監理銘柄等に指定した日をもって当取引所の監理銘柄等に指定したものとみなす。

14 大証JASDAQ銘柄のうち、施行日の前日におけるJASDAQ上場規程に関する取扱要領における上場廃止基準に係る猶予期間に該当していた株券等については、原則として、施行日において当取引所が定める猶予期間に該当するものとする。この場合において、当取引所は、大証において猶予期間に該当した日から当取引所が定める猶予期間に該当していたものとみなす。

15 第701条の規定にかかわらず、大証JASDAQ銘柄の発行者は、施行日から平成25年9月30日までの期間に係る年間上場料（Talent利用料を除く。）に関しては、次の各号に掲げる額を合算した額を平成25年8月30日までに支払うものとする。

(1) 施行日から平成25年7月31日までの期間に対応する額 年間上場料の1か月分に相当する額を日割計算した額

(2) 平成25年8月分及び9月分に対応する額 年間上場料の2か月分に相当する額

(大証JASDAQにおける新規上場に係る経過措置)

第9条 施行日の前日までに、大証JASDAQへの上場が承認され、かつ新規上場日を迎えていない株券等（当取引所の市場に上場する株券

等を除く。)は、当該新規上場日に、東証ＪＡＳＤＡＱに上場するものとし、内訳区分は、前条第1項第1号及び第2号の規定を準用するものとする。この場合において、同項第1号及び第2号中「に上場している」とあるのは「への上場が決定している」と読み替える。

- 2 施行日の前日において、現に、大証に対して、株券等の大証ＪＡＳＤＡＱへの新規上場申請を行っている者(当取引所の市場に上場する株券等の発行者を除く。)は、施行日において、当取引所に対して、東証ＪＡＳＤＡＱへの新規上場申請を行っていた者とみなす。
- 3 前項に規定する者の新規上場申請に係る上場審査は、大証に新規上場申請を行った日に適用されていたＪＡＳＤＡＱ上場規程に基づき行う。なお、この場合における第216条の5第3項及び第216条の8第3項に規定する施行規則で定める期間の起算日は、当該大証に新規上場申請を行った日とする。
- 4 施行日の前日までに、当取引所が本則市場又はマザーズへの上場を承認し、かつ新規上場日を迎えていない大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄は、当該新規上場日に、当取引所の本則市場又はマザーズに上場市場を変更するものとする。
- 5 施行日の前日において、現に、当取引所に対して、株券等の本則市場又はマザーズへの新規上場申請を行っている大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄の発行者は、施行日において、当取引所に対して、当取引所の本則市場又はマザーズへの上場市場の変更申請を行っていた者とみなす。

(大証ＪＡＳＤＡＱにおける上場市場の変更又は内訳区分に係る経過措置)

第10条 大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄のうち、施行日の前日までに、大証の本則市場への上場市場の変更が承認され、かつ大証の本則市場への上場

市場の変更日を迎えていない銘柄は、当該大証の本則市場への上場市場の変更日に当取引所の本則市場へ上場市場を変更するものとする。

- 2 施行日の前日において、現に、大証に対して、株券等の大証の本則市場への上場市場の変更申請を行っている大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄の発行者は、施行日において、当取引所に対して、当取引所の本則市場への上場市場の変更申請を行っていた者とみなす。
- 3 前項に規定する者の上場市場の変更申請に係る審査は、大証に上場市場の変更申請を行った日に適用されていた大証規程に基づき行う。なお、この場合における第313条第3項に規定する施行規則で定める期間の起算日は、当該大証に上場市場の変更申請を行った日とする。
- 4 大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄のうち、施行日の前日までに、上場市場区分の変更が承認され、かつ上場市場区分の変更日を迎えていない株券等については、当該上場市場区分の変更日に内訳区分の変更を行う。
- 5 施行日の前日において、現に、大証に対して、株券等の上場市場区分の変更申請を行っている大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄の発行者は、施行日において、当取引所に対して、内訳区分の変更申請を行っていた者とみなす。
- 6 前項に規定する内訳区分の変更申請に係る審査は、大証への内訳区分の変更申請を行った日に適用されていたＪＡＳＤＡＱ上場規程に基づき行う。なお、この場合における第315条の4第3項及び第315条の5第3項に規定する施行規則で定める期間の起算日は、当該大証への内訳区分の変更申請を行った日とする。

(大証の上場ＥＴＮ信託受益証券等に係る経過措置)

第11条 施行日の前日において大証の市場に上

場しているＥＴＮ信託受益証券、ＥＴＦ、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド及びカントリーファンドのうち、当取引所に上場していないもの（以下「大証単独上場ＥＴＦ等」という。）は、施行日において、当取引所の市場に上場するものとする。

- 2 前項の規定に基づき当取引所の市場に上場する大証単独上場ＥＴＦ等は、大証への新規上場時から、当取引所の市場に上場していたものとみなす。
- 3 大証単独上場ＥＴＦ等のうち、施行日の前日において、大証により整理銘柄に指定されているものについては、施行日から、大証が整理銘柄の指定にあたり定めた当該大証単独上場ＥＴＦ等の上場廃止の日の前日までの期間に限り、当取引所の市場に上場するものとする。この場合において、当取引所は、施行日において、当取引所に上場した当該大証単独上場ＥＴＦ等を整理銘柄に指定するものとする。
- 4 大証単独上場ＥＴＦ等の発行者等は、施行日以後に有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣に提出した場合又は運用報告書を投資主若しくは受益者に交付した場合には、第949条、第1109条、第1215条並びに改正後の第1314条及び第1412条に規定する有価証券報告書等の適正性に関する確認書を遅滞なく提出し、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日の前日において大証の市場に上場しているベンチャーファンドに対する改正後の1318条第2項第1号の規定の適用については、当分の間、「上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%未満又は未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比

率が 50 %未満となった場合において、1年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が 70 %以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が 50 %以上とならないとき。」とあるのは「上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が 70 %未満となった場合において、1年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が 70 %以上とならないとき。」と、改正後の同項第 7 号 b の規定の適用については、当分の間、「上場後 5 年以内の株券等」とあるのは「上場後 10 年以内の株券等（国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等に上場若しくは継続的に取引されている株券となってから 10 年間を経過していない内国株券及びこれらの株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。）」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

6 大証の市場に上場している不動産投資信託証券に対する第 1218 条第 2 項第 7 号の適用については、同号に規定する毎年の 12 月末日以前 1 年間に、施行日より前の日が含まれる場合には、当該期間における売買高の算定にあたっては、施行日より前の期間における大証の市場における売買高を、同一の期間における当取引所の市場における売買高に加算するものとする。

7 大証の市場に上場しているベンチャーファンドに対する改正後の第 1318 条第 2 項第 3 号の適用については、同号に規定する毎年の 12 月末日以前 1 年間に、施行日より前の日が含まれる場合には、当該期間における売買高の算定にあたっては、施行日より前の期間における大

証の市場における売買高を、同一の期間における当取引所の市場における売買高に加算するものとする。

- 8 大証単独上場 E T F 等のうち、施行日の前日における大証の E T F に関する有価証券上場規程の特例、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い及びベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱いにおける上場廃止基準に係る猶予期間に該当していたものについては、原則として、施行日において当取引所が定める猶予期間に該当するものとする。この場合において、当取引所は、大証において猶予期間に該当した日から当取引所が定める猶予期間に該当していたもののみなす。
- 9 付則第 2 条第 7 項（実効性確保）及び第 10 項（監理銘柄等への指定）の規定は、第 1 項の規定に基づき当取引所の市場に上場する大証単独上場 E T F 等について準用する。

（大証の上場 E T N 信託受益証券等の上場に関する料金に係る経過措置）

第 12 条 大証単独上場 E T F 等のうち、施行日の前日において大証の市場に上場している E T N 信託受益証券の発行者、 E T F に係る管理会社、不動産投資信託証券の発行者及びベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、施行日から平成 25 年 9 月 30 日までの期間に係る年間上場料（ T D n e t 利用料を除く。以下同じ。）に関しては、改正後の第 956 条、第 1117 条、第 1223 条及び改正後の第 1323 条の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額を平成 25 年 8 月末日までに支払うものとする。

（1） 施行日から平成 25 年 7 月 31 日までの期間に対応する額 年間上場料の 1 か月分

に相当する額を日割計算した額

(2) 平成25年8月分及び9月分に対応する額 年間上場料の2か月分に相当する額

2 大証単独上場E T F等のうち、施行日の前日において大証の市場に上場しているカントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、施行日から平成25年12月31日までの期間に係る年間上場料に関しては、改正後の第1420条の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額を平成25年11月末日までに支払うものとする。

(1) 施行日から平成25年7月31日までの期間に対応する額 年間上場料の1か月分に相当する額を日割計算した額

(2) 平成25年8月から12月分に対応する額 年間上場料の5か月分に相当する額

3 大証単独上場E T F等のうち、施行日の前日において大証の市場に上場しているE T Fの管理会社（施行日の前日において当取引所の市場にE T Fを上場していない者に限る。）は、施行日から平成25年9月30日までの期間に係るT D n e t 利用料に関しては、第1117条の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額を平成25年8月末日までに支払うものとする。

(1) 施行日から平成25年7月31日までの期間に対応する額 T D n e t 利用料の1か月分に相当する額から大証のE T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則第12条第1項第4号aに規定するT D n e t 利用料（以下この項において「大証T D n e t 利用料」という。）の1か月分に相当する額を減じた額を日割り計算した額

(2) 平成25年8月分及び9月分に対応する額 T D n e t 利用料の2か月分に相当する額から大証T D n e t 利用料の2か月分に

相当する額を減じた額

- 4 大証単独上場 E T F 等のうち、施行日の前日における大証の E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則平成 20 年 10 月 28 日改正付則に規定する「平成 19 年 3 月 15 日より前において上場されている E T F に係る追加上場時の上場手数料及び年賦課金」の適用を受けている銘柄の上場に関する料金に関しては、第 1117 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 施行日から平成 28 年 8 月末日までの間は、大証に平成 25 年 2 月末日を納入期として支払った年賦課金の額に 2 を乗じた額を、当取引所に対する年間上場料として支払うものとする。
- (2) 平成 25 年 12 月末日を基準とする追加上場料については、次の a 及び b に定める額とする。
- a 施行日から平成 25 年 7 月 31 日までの期間に対応する額 追加上場料の 1 か月分に相当する額を日割計算した額
- b 平成 25 年 8 月から 12 月までの期間に対応する額 追加上場料の 5 か月分に相当する額
- 5 大証単独上場 E T F 等のうち、施行日の前日において大証の市場に上場している不動産投資信託証券の発行者により施行日の前日までに追加発行又は追加信託に関する決定が行われた場合の追加上場料については、大証の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱いに基づき算定するものとし、第 1223 条の規定は適用しない。
- 6 大証単独上場 E T F 等のうち、施行日の前日において大証の市場に上場している E T N 信託受益証券及び E T F (第 4 項に規定する銘柄を除く。) の平成 25 年 12 月末日を基準とする

追加上場料については、改正後の第956条及び第1117条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 施行日から平成25年7月31日までの期間に対応する額　追加上場料の1か月分に相当する額を日割計算した額

(2) 平成25年8月から12月までの期間に対応する額　追加上場料の5か月分に相当する額

(大証のETN信託受益証券等の新規上場に係る経過措置)

第13条 施行日の前日までに、大証の市場への上場が承認され、かつ新規上場日を迎えていないETN信託受益証券、ETF、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド及びカントリーファンドのうち、当取引所に上場していないものは、当該新規上場日に、当取引所の市場へ上場するものとする。

2 施行日の前日において、現に、大証に対して行われているETN信託受益証券、ETF、不動産投資信託証券、カントリーファンド又はベンチャーファンドの大証の市場への新規上場申請は、施行日において、当取引所に対して、当取引所の市場への新規上場申請とみなす。

3 前項に規定する新規上場申請に係る上場審査は、大証に新規上場申請を行った日に適用されていた大証のETNに関する有価証券上場規程の特例、ETFに関する有価証券上場規程の特例、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例、ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例及び外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例に規定する上場審査基準に基づき行う。

(必要事項の決定)

第14条 第2条から前条までの規定において定めのないものについては、当取引所が定めるところによる。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(遵守義務)	(遵守義務)
第2条 顧客及び取引参加者(取引所の総合取引参加者及び現物取引参加者)をいう。以下同じ。)は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。	第2条 顧客及び取引参加者(取引所の総合取引参加者をいう。以下同じ。)は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。
(普通取引における顧客の受渡時限)	(普通取引における顧客の受渡時限)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。
(1) <u>出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</u>	(新設)
(2) (略)	(1) (略)
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
3~5 (略)	3~5 (略)
(引渡有価証券)	(引渡有価証券)
第20条 <u>取引参加者に出資証券の売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す出資証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたものでなければならない。</u>	(新設)
2 <u>前項の規定にかかわらず、出資証券の売付けの委託において、受託する取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の出資証</u>	(新設)

券を引き渡すことができる。

3 (略)

第 20 条 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）の市場において行われた顧客の制度信用取引に係る未決済勘定を、この改正規定施行の日以後、取引所が信用取引・貸借取引規程平成 25 年 7 月 16 日改正付則第 3 項に定めるところにより取引所の制度信用取引に係る未決済勘定とみなす場合は、大証の市場における当該取引の売買成立日に、取引所の市場においてその売買が成立したものとみなし、第 43 条の規定を適用する。

T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(この章の目的)</p> <p>第3条 株券（新株予約権証券、出資証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を含む。第6条第2号を除き、以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいい、外国法人の発行するものを除く。以下同じ。）に係るT o S T N e T 取引については、この章の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(T o S T N e T 取引の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者及び同条第3項に規定する現物取引参加者をい</p>	<p>(この章の目的)</p> <p>第3条 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を含む。第6条第2号を除き、以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいい、外国法人の発行するものを除く。以下同じ。）に係るT o S T N e T 取引については、この章の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(T o S T N e T 取引の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をい</p>

う。以下この章において同じ。)が売買システムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

(引渡有価証券)

- 第31条 取引参加者に出資証券の売付けの委託をした顧客が、T o S T N e T取引の決済のために引き渡す出資証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたものでなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、出資証券の売付けの委託において、受託する取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の出資証券を引き渡すことができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、株式会社大阪証券取引所に上場している株券のうち、当取引所に上場していない株券は、施行日においてT o S T N e T市場に上場するものとする。

テムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

第31条 削除

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f <u>E TN</u> (外国で発行された法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。)</p> <p>g～k (略)</p> <p>1 受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益権をいう。以下同じ。）のうち、次の（a）及び（b）に掲げるもの</p> <p>（a） (略)</p> <p>（b） 外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、<u>E TN</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は次のmに掲げる外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものをいう。）</p> <p>m (略)</p> <p>(4)～(48) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f <u>外国指標連動証券</u> (外国で発行された法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。)</p> <p>g～k (略)</p> <p>1 受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益権をいう。以下同じ。）のうち、次の（a）及び（b）に掲げるもの</p> <p>（a） (略)</p> <p>（b） 外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、<u>外国指標連動証券</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は次のmに掲げる外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものをいう。）</p> <p>m (略)</p> <p>(4)～(48) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施

行する。

国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(ストラテジー取引)	(ストラテジー取引)
第3条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次条第1項第1号a、同項第2号a及び同項第3号aに定める時間においては、中期国債標準物及び長期国債標準物に係るラージ取引並びにミニ取引において、一又は複数の銘柄間で複数の限月取引の売付け又は買付けを同時に成立させる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができるものとする。	第3条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次条第1項第1号a、同項第2号a及び同項第3号aに定める時間においては、中期国債標準物及び長期国債標準物に係るラージ取引並びにミニ取引において、一又は複数の銘柄間で複数の限月取引の売付け又は買付けを同時に成立させる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができるものとする。
2～4 （略）	2～4 （略）
（ギブアップ）	（ギブアップ）
第26条 （略）	第26条 （略）
2 ギブアップとは、国債証券先物取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の国債証券先物取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。	2 ギブアップとは、国債証券先物取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の国債証券先物取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。
3～5 （略）	3～5 （略）
（業務規程の読み替え）	（業務規程の読み替え）
第45条 国債証券先物取引に係る業務規程第7	第45条 国債証券先物取引に係る業務規程第7

4条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における毎取引日」と、第76条及び第77条の2中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する国債先物等取引参加者をいう。）」とする。

4条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における毎取引日」と、第76条及び第77条の2中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。）」とする。

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 この規則において「取引参加者」とは、取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者、同条第 4 項に規定する国債先物等取引参加者、同条第 5 項に規定する指數先物等取引参加者又は同条第 6 項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。	3 この規則において「取引参加者」とは、取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者、同条第 3 項に規定する国債先物等取引参加者、同条第 4 項に規定する指數先物等取引参加者又は同条第 5 項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。
4 ~ 8 (略)	4 ~ 8 (略)
9 この規則において「非清算参加者」とは、取引参加者規程第 24 条の 2 第 4 項に規定する非清算参加者をいう。	9 この規則において「非清算参加者」とは、取引参加者規程第 24 条の 2 第 5 項に規定する非清算参加者をいう。
10 ~ 18 (略)	10 ~ 18 (略)
(清算参加者の取引証拠金)	(清算参加者の取引証拠金)
第 4 条 清算参加者の先物・オプション取引に係る取引証拠金に関する事項は、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則（以下「クリアリング機構取引証拠金規則」という。）によるものとする。	第 4 条 清算参加者の先物・オプション取引に係る取引証拠金に関する事項は、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則（以下「クリアリング機構取引証拠金規則」という。）によるものとする。
(取引証拠金の差入期限又は預託期限)	(取引証拠金の差入期限又は預託期限)
第 8 条 前 3 条の規定による取引証拠金の差入れ又は非清算参加者証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）のクリアリング機構が定める預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して行うものとする。	第 8 条 前 3 条の規定による取引証拠金の差入れ又は非清算参加者証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日のクリアリング機構が定める預託期限までの指定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して行うものとする。

すれに該当するか明示して行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(証拠金の差入れ又は預託)

第 26 条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第 30 条第 1 項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額が顧客の現金支払予定額（同条第 2 項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して 3 日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

2 ~ 6 (略)

第 28 条 削除

(1) ~ (4) (略)

(証拠金の差入れ又は預託)

第 26 条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第 30 条第 1 項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額が顧客の現金支払予定額（同条第 2 項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して 3 日目（休業日を除外する。以下同じ。）の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

2 ~ 6 (略)

(指定先物・オプション取引に関する証拠金の取扱い)

第 28 条 第 26 条第 1 項及び前条の規定にかかわらず、取引参加者は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じている場合において、当該顧客が国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取

引のうち当取引所が指定する取引（以下「指定先物・オプション取引」という。）の委託を行っているときは、次の各号に掲げる額のいずれか大きい額以上の額を証拠金として差し入れ又は預託されれば足りるものとする。この場合において、第2号に掲げる額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用させることができないものとする。

(1) 当該顧客の総額の不足額から、当該顧客の委託に基づく指定先物・オプション取引が行われている金融商品取引所の定める受入証拠金の総額が当該金融商品取引所の定める証拠金所要額の総額を超えている場合の当該超過額を控除した額

(2) 当該顧客の現金不足額から、当該顧客の委託に基づく指定先物・オプション取引が行われている金融商品取引所の定めるところにより引出しが可能である証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額及び当該金融商品取引所の定めるところにより計算上の利益額の払出しが可能である場合における当該払出可能額を控除した額

（証拠金の区分）

第29条 第26条及び第27条の規定に基づき顧客が取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金のうち顧客の現金支払予定額に相当する額の金銭以外の金銭又は有価証券については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができる。

2 (略)

（証拠金の区分）

第29条 前3条の規定に基づき顧客が取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金のうち顧客の現金支払予定額に相当する額の金銭以外の金銭又は有価証券については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができる。

2 (略)

<p>(証拠金の引出しの制限)</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総合取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をいう。）又は有価証券オプション取引参加者（取引参加者規程第2条<u>第6項</u>に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める金銭又は有価証券を引き出させることができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>	<p>(証拠金の引出しの制限)</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総合取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をいう。）又は有価証券オプション取引参加者（取引参加者規程第2条<u>第5項</u>に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める金銭又は有価証券を引き出させることができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。</p>	

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、<u>株式会社日本証券クリアリング機構</u>（以下「クリアリング機構」という。）が<u>金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るもの除去。）</u>（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴 から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴 に先物・オプション取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>その他の法令、<u>先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）</u>の定款、業務規程、受託契約準則、<u>取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則</u>（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、<u>クリアリング機構の業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則</u>及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、<u>金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及</u></p>	<p>私は、<u>株式会社東京証券取引所</u>（以下「東京証券取引所」という。）が開設する取引所<u>金融商品市場において取引される市場デリバティブ取引</u>（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴 から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴に先物・オプション取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>その他の法令、<u>東京証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則</u>（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、<u>株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）</u>の業務方法書、取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、<u>東京証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</u></p>

び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。

(先物・オプション取引口座による処理)

第1条 私が今後貴 に対して行う先物・オプション取引のうち私が指定する取引の委託において、次に掲げる事項をすべてこの先物・オプション取引口座で処理すること。

(1)・(2) (略)

(3) 法第2条第21項第3号に掲げる取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、証拠金、権利行使に伴い授受する有価証券及び金銭（信用取引による売付け又は買付けが成立した場合を除く。）、その他授受する金銭

(取引証拠金及び委託証拠金)

第3条 私がこの先物・オプション取引口座を通じて貴 に差し入れた証拠金（私の現金支払予定額に相当する額の金銭を除く。以下同じ。）は、貴 が保管するのではなく、私の代理人である貴（貴 が非清算参加者である場合には、貴 及び貴 の指定清算参加者）が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。ただし、私が貴 に証拠金を差し

(先物・オプション取引口座による処理)

第1条 私が今後貴 に対して行う先物・オプション取引のうち私が指定する取引の委託において、次に掲げる事項をすべてこの先物・オプション取引口座で処理すること。

(1)・(2) (略)

(3) 法第2条第21項第3号に掲げる取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、証拠金、権利行使に伴い授受する有価証券及び金銭（有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の規定により、信用取引による売付け又は買付けが成立した場合を除く。）、その他授受する金銭

(取引証拠金及び委託証拠金)

第3条 私がこの先物・オプション取引口座を通じて貴 に差し入れた証拠金（私の現金支払予定額に相当する額の金銭を除く。以下同じ。）は、貴 が保管するのではなく、私の代理人である貴（貴 が非清算参加者である場合には、貴 及び貴 の指定清算参加者）が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。ただし、私が貴 に証拠金を差し

入れた日から起算して 4 日目（金融商品取引所が定める休業日を除く。）の日までの間は、貴方が取引証拠金としてこれを保管し、貴自身が所有するこれに相当する金銭又は代用有価証券が差換預託され得ることについて異議のないこと。

2 （略）

（証拠金の代用有価証券の範囲）

第 7 条 証拠金の差入れ又は預託を有価証券をもって代用する場合については、貴方は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴方が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

2 前項の場合における有価証券の代用価格の計算に係る時価（金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。）に乗すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴方が設定することに異議のないこと。

（取引の取消し）

第 7 条の 2 過誤のある注文により先物・オプション取引が成立した場合において、金融商品取引所がその規則に基づき、先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

2 天災地変その他のやむを得ない理由により金融商品取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、当該金融商品取引所

入れた日から起算して 4 日目（東京証券取引所が定める休業日を除く。）の日までの間は、貴方が取引証拠金としてこれを保管し、貴自身が所有するこれに相当する金銭又は代用有価証券が差換預託され得ることについて異議のないこと。

2 （略）

（証拠金の代用有価証券の範囲）

第 7 条 証拠金の差入れ又は預託を有価証券をもって代用する場合については、貴方は貴方が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

（新設）

（取引の取消し）

第 7 条の 2 過誤のある注文により先物・オプション取引が成立した場合において、東京証券取引所が先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

2 天災地変その他のやむを得ない理由により東京証券取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、東京証券取引所が

<p><u>所</u>が先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 私は、<u>金融商品取引所</u>が先物・オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。</p> <p>5 私は、<u>金融商品取引所</u>が先物・オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、<u>当該金融商品取引所</u>に対して、故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。</p> <p>(権利行使の割当ての処理等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 オプション取引(<u>次項に規定するオプション取引を除く。</u>)について、私が権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の时限までに貴 に指示しなかったときは、<u>当該銘柄を上場する金融商品取引所</u>が別に定めた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。</p> <p>(1) プットオプション(権利行使により<u>当該権利行使をした者が売主として地位を取得するものをいう。以下同じ。</u>)については、権利行使価格がオプション清算値段、<u>オプション清算指数の数値又はオプション清算数値</u>を上回っている場合</p> <p>(2) コールオプション(権利行使により</p>	<p>先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 私は、<u>東京証券取引所</u>が先物・オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。</p> <p>5 私は、<u>東京証券取引所</u>が先物・オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、<u>東京証券取引所</u>に対して、故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。</p> <p>(権利行使の割当ての処理等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 <u>有価証券オプション</u>取引について、私が権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の时限までに貴 に指示しなかったときは、<u>東京証券取引所</u>が別に定めた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のこと。</p> <p>(1) <u>有価証券</u>プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段を上回っている場合</p> <p>(2) <u>有価証券</u>コールオプションについて</p>
--	---

<p><u>当該権利行使をした者が買主としての地位を取得するものをいう。以下同じ。)に</u> ついては、権利行使価格がオプション清算値段、オプション清算指数の数値又はオプション清算数値を下回っている場合</p>	<p>は、権利行使価格がオプション清算値段を下回っている場合</p>
<p>3 <u>取引開始の日から取引最終日の終了する日までを権利行使期間とするオプション取引</u>について、私が権利行使期間満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の期限までに貴に指示しなかったときは、<u>当該銘柄を上場する金融商品取引所</u>が別に定めた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。</p>	<p>3 <u>国債証券先物オプション取引</u>について、私が権利行使期間満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の期限までに貴に指示しなかったときは、<u>東京証券取引所</u>が別に定めた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。</p>
<p>(1) プットオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を上回っている場合</p>	<p>(1) <u>国債証券先物</u> <u>プットオプション</u>については、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を上回っている場合</p>
<p>(2) コールオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を下回っている場合</p>	<p>(2) <u>国債証券先物</u> <u>コールオプション</u>については、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を下回っている場合</p>
<p>(削る)</p>	<p>4 <u>指数オプション取引</u>について、私が権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の期限までに貴に指示しなかったときは、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。</p>
	<p>(1) <u>指数</u> <u>プットオプション</u>については、</p>

	<p><u>権利行使価格がオプション清算指数の数值を上回っている場合</u></p> <p>(2) 指数コールオプションについては、 <u>権利行使価格がオプション清算指数の数值を下回っている場合</u></p>
4 前項に規定するオプション取引について、私が権利行使を委託した場合又は権利行使の割当てを受けた場合において、私が当該権利行使又は当該権利行使の割当てに係る先物取引の限月取引ごとに新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別及びその数量を所定の时限までに貴に指示しなかったときは、当該指示をしなかった数量について新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。	5 国債証券先物オプション取引について、私が権利行使を委託した場合又は権利行使の割当てを受けた場合において、私が当該権利行使又は当該権利行使の割当てに係る <u>国債証券先物</u> 取引の限月取引ごとに新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別及びその数量を所定の时限までに貴に指示しなかったときは、当該指示をしなかった数量について新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。
(決済条件の変更)	(決済条件の変更)
第9条 金融商品取引所又はクリアリング機構が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、先物・オプション取引に係る決済物件、権利行使期間、権利行使日、受渡決済期日又は最終決済期日の変更等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。	第9条 東京証券取引所又はクリアリング機構が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、先物・オプション取引に係る決済物件、権利行使期間、権利行使日、受渡決済期日又は最終決済期日の変更等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。
(経過利子の取扱い及び最終清算指数等の変更等)	(経過利子の取扱い及び最終清算指数等の変更等)
第10条 クリアリング機構が、先物取引の受渡決済において、非課税扱いの申告に係る経過利子の取扱いについて課税扱いの指定を行った場合には、その措置に従うこと。	第10条 クリアリング機構が、 <u>国債証券先物</u> 取引の受渡決済において、非課税扱いの申告に係る経過利子の取扱いについて課税扱いの指定を行った場合には、その措置に従うこと。

- 2 指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。
- 3 指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数又はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。
- 4 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴、金融商品取引所(指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。)及び指数の算出者(当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。
- 5 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に掲げる場合には、当該オプション取引が行われた金融商品取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。
- 2 東京証券取引所が、指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数に誤りがあると認められた場合において、最終清算指数の変更を行ったときは、その措置に従うこと。
- 3 東京証券取引所が、指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数に誤りがあると認められた場合において、オプション清算指数の変更を行ったときは、その措置に従うこと。
- 4 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数若しくはオプション清算指数の変更により損害を被った場合においても、貴、東京証券取引所及び指数の算出者(当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。)に対してその損害の賠償を請求しないこと。
- 5 有価証券オプション取引の対象である有価証券が、いずれの国内の金融商品取引所においても上場されなくなる場合若しくは売買を停止された場合又は有価証券オプション取引の対象である有価証券の発行者が会

	<p><u>社分割を行った場合における有価証券オプション取引の処理については、東京証券取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。</u></p> <p>(新設)</p>
(1) <u>当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれの国内の金融商品取引所においても上場されなくなる場合</u>	(新設)
(2) <u>当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれかの国内の金融商品取引所において売買を停止された場合</u>	(新設)
(3) <u>当該オプション取引の対象である有価証券の発行者が会社分割を行った場合</u>	(新設)
(4) <u>当該オプション取引の取引状況等を勘案して当該取引に係るオプションの上場廃止を行う場合</u>	(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)
第12条 (略)	(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)
2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、先物・オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、 <u>当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の規則</u> により、当該遅滞に係る先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の計算において貴 が任意に行うことには異議のないこと。	2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、先物・オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、 <u>東京証券取引所の規則</u> により、当該遅滞に係る先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の計算において貴 が任意に行うことには異議のないこと。
3～5 (略)	3～5 (略)
(貴 に増担保等措置が実施された場合の措置)	(貴 に増担保等措置が実施された場合の措置)
第12条の2 貴 が、クリアリング機構から増担保等措置(クリアリング機構の業務方法)	第12条の2 貴 が、クリアリング機構から私の委託に基づく先物・オプション取引に關

書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。)を受けた場合(貴が非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴の指定清算参加者から受けた場合)であって、私の委託に基づく未決済約定が当該措置の事由と密接な関係を有しているときは、貴が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のこと。

(1)~(3)(略)

(貴に改善指示が行われた場合における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条の4 貴が、私に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて前条第1項の要請をしたにもかかわらず、私が正当な理由なく当該要請に応じなかった場合であって、貴が、他の方法により改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないとき(貴が非清算参加者である場合には、クリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づく要請に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該要請に適合できないとき)は、私が貴に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引につき、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻し等を合理的に必要と認められる範囲内で行うこと異議のこと。

して増担保等措置(クリアリング機構の業務方法書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。)を受けた場合(貴が非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴の指定清算参加者から受けた場合)において、貴が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のこと。

(1)~(3)(略)

(貴に改善指示が行われた場合における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条の4 貴が改善指示を受けた場合(貴が非清算参加者である場合には、貴の指定清算参加者からクリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づき要請を受けた場合)であって、前条のほか、貴が、他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないとき(貴が非清算参加者である場合には、クリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づく要請に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該要請に適合できないとき)は、私が貴に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引につき、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻し等を合理的に必要と認められる範囲内で行うこと異議のこと。

(削る)

2 前項の転売又は買戻し等を行った結果、私が損害を被った場合であっても、貴 及びクリアリング機構(貴 が非清算参加者である場合には、貴 、貴 の指定清算参加者及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴 、貴 の指定清算参加者及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(差引計算)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴 の定める利率によるものとし、先物・オプション取引に係る貴 に対する債務の遅延損害金の率については当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の定める率によるものとし、貴 に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴 の定める率によるものとする。

(遅延損害金の支払い)

2 貴 が、私に対して、あらかじめ、前項の転売又は買戻し等を自ら行うことを合理的な猶予期間を定めて要請したにもかかわらず、私がこれらを正当な理由なく行わなかつたときに限り、貴 は、同項の規定に基づき、同項の転売又は買戻し等を行うことができること。

3 第1項の転売又は買戻し等を行った結果、私が損害を被った場合であっても、貴 及びクリアリング機構(貴 が非清算参加者である場合には、貴 、貴 の指定清算参加者及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴 、貴 の指定清算参加者及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(差引計算)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴 の定める利率によるものとし、先物・オプション取引に係る貴 に対する債務の遅延損害金の率については東京証券取引所の定める率によるものとし、貴 に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴 の定める率によるものとする。

(遅延損害金の支払い)

第16条 私が先物・オプション取引に関し、貴に対する債務の履行を怠ったときは、貴の請求により、貴に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(支払不能による売買停止等の場合の措置)

第17条 次の各号のいずれかの事由により、金融商品取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴の先物・オプション取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止(以下「支払不能による売買停止等」という。)が行われ、当該金融商品取引所が貴の顧客の委託に基づく未決済約定(取引最終日までに転売又は買戻しを行わなかった未決済約定を除く。)について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。以下同じ。)を行わせることとした場合において、私が貴以外の当該金融商品取引所が指定する取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ(以下「支払不能による売買停止等時の建玉の移管」という。)を行おうとするときは、当該金融商品取引所の定めるところにより、私が当該取引参加者のうち一の者に当該支払不能による売買停止等時の建玉の移管について申し込み、当該金融商品取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならぬことに異議のないこと。

(1) ~ (4) (略)

2 前項の支払不能による売買停止等時の建

第16条 私が先物・オプション取引に関し、貴に対する債務の履行を怠ったときは、貴の請求により、貴に対し履行期日の翌日より履行の日まで、東京証券取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(支払不能による売買停止等の場合の措置)

第17条 次の各号のいずれかの事由により、東京証券取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴の有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止(以下「支払不能による売買停止等」という。)が行われ、東京証券取引所が貴の顧客の委託に基づく未決済約定(取引最終日までに転売又は買戻しを行わなかった未決済約定を除く。)について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使(これらの委託を含む。以下同じ。)を行わせることとした場合において、私が貴以外の東京証券取引所が指定する取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ(以下「支払不能時の建玉の移管」という。)を行おうとするときは、東京証券取引所の定めるところにより、私が当該取引参加者のうち一の者に当該支払不能時の建玉の移管について申し込み、東京証券取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(1) ~ (4) (略)

2 前項の支払不能時の建玉の移管を行う場

玉の移管を行う場合には、私が移管先の取引参加者（以下「移管先取引参加者」という。）に先物・オプション取引口座を設定しなければならないこと。	合には、私が移管先の取引参加者（以下「移管先取引参加者」という。）に先物・オプション取引口座を設定しなければならないこと。
3 第1項の場合において、私が私の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、 <u>同項に規定する金融商品取引所</u> の定めるところにより、 <u>当該金融商品取引所</u> が定める日時までに、貴に對しその旨を指示しなければならないことに異議のこと。	3 第1項の場合において、私が私の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、 <u>東京証券取引所</u> の定めるところにより、 <u>東京証券取引所</u> が定める日時までに、貴に對しその旨を指示しなければならないことに異議のこと。
4 第1項の場合において、 <u>同項に規定する金融商品取引所</u> が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかったときは、私の委託に基づく未決済約定は、 <u>当該金融商品取引所</u> の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のこと。	4 第1項の場合において、 <u>東京証券取引所</u> が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかったときは、私の委託に基づく未決済約定は、 <u>東京証券取引所</u> の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のこと。
5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、 <u>第1項に規定する金融商品取引所</u> の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のこと。	5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、 <u>東京証券取引所</u> の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のこと。
(1) (略) (2) 私が貴の子会社・親会社であり、かつ、 <u>当該金融商品取引所</u> により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。	(1) (略) (2) 私が貴の子会社・親会社であり、かつ、 <u>東京証券取引所</u> により支払不能時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

(建玉の移管に係る証拠金の取扱い)

第19条 第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のこと。

(1)～(3) (略)

(差換預託の場合の特則)

第20条 第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のこと。

(1)～(3) (略)

(支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかつた場合の証拠金の取扱い)

第21条 金融商品取引所により、貴について支払不能による売買停止等が行われ、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合(私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。)には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のこと。

(1)～(3) (略)

(建玉の移管に係る証拠金の取扱い)

第19条 第17条第1項の支払不能時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のこと。

(1)～(3) (略)

(差換預託の場合の特則)

第20条 第17条第1項の支払不能時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のこと。

(1)～(3) (略)

(支払不能時の建玉の移管が行われなかつた場合の証拠金の取扱い)

第21条 貴について支払不能による売買停止等が行われ、東京証券取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合(私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の支払不能時の建玉の移管が行われた場合を除く。)には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のこと。

(1)～(3) (略)

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

第22条 金融商品取引所により、貴 について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の当該金融商品取引所又はクリアリング機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構(貴 が非清算参加者である場合には、貴 の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴 の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(報告書等の作成及び提出)

第28条 私は、貴 が日本国の法令、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他を、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構(貴 が非清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴 の指定清算参加者)等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴 の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力すること。

2 (略)

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

第22条 貴 について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の東京証券取引所又はクリアリング機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、移管先取引参加者、東京証券取引所及びクリアリング機構(貴 が非清算参加者である場合には、貴 の指定清算参加者、移管先取引参加者、東京証券取引所及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。

(報告書等の作成及び提出)

第28条 私は、貴 が日本国の法令、東京証券取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他を、日本国の政府機関、東京証券取引所又はクリアリング機構(貴 が非清算参加者である場合は、日本国の政府機関、東京証券取引所又は貴 の指定清算参加者)等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴 の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力すること。

2 (略)

<p>(免責事項)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>金融商品取引所</u>における先物・オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴の取扱時間外であるために、貴に対して先物・オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴がその責めを負わうこと。</p> <p>5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴、<u>金融商品取引所</u>、クリアリング機構、<u>証拠金所要額の計算</u>に用いる数値の算出者及び提供者並びに証拠金計算方法の開発者及び提供者がその責めを負わうこと。</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>東京証券取引所</u>における先物・オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴の取扱時間外であるために、貴に対して先物・オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴がその責めを負わすこと。</p> <p>5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴、<u>東京証券取引所</u>及びクリアリング機構並びに証拠金計算方法の開発者及び提供者がその責めを負わすこと。</p>
<p>(通知の効力)</p> <p>第30条 私が貴に届け出た住所又は事務所にあて、貴、<u>金融商品取引所</u>又はクリアリング機構によりなされた先物・オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。</p>	<p>(通知の効力)</p> <p>第30条 私が貴に届け出た住所又は事務所にあて、貴、<u>東京証券取引所</u>又はクリアリング機構によりなされた先物・オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。</p>
<p>(取次者の遵守事項)</p> <p>第34条 私が取次者である場合は、私は申込者に対して<u>金融商品取引所</u>の諸規則を遵守させることとし、<u>当該金融商品取引所</u>から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴を通じて又は直接<u>当該金融商品取引所</u>に提出すること。</p>	<p>(取次者の遵守事項)</p> <p>第34条 私が取次者である場合は、私は申込者に対して<u>東京証券取引所</u>の諸規則を遵守させることとし、<u>東京証券取引所</u>から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴を通じて又は直接<u>東京証券取引所</u>に提出すること。</p>

2 ~ 4 (略)

2 ~ 4 (略)

(ギブアップを行う場合の取扱い)

第35条 私が貴にギブアップに係る先

物・オプション取引の委託を行うときは、次
の各号に掲げる取扱いに従うことと異議の
ないこと。

(1) 貴が注文執行取引参加者である場

合は、清算執行取引参加者に先物・オプシ
ョン取引口座を設定しなければならない。

ただし、私が取引取次者（注文執行取引参
加者に先物・オプション取引を委託した顧
客が、金融商品取引業者又は外国証券業者
である場合であって、当該委託が注文執行
取引参加者に対する先物・オプション取引

の委託の取次ぎによるものであるときの
当該顧客をいう。以下この項において同
じ。）である場合又はギブアップに係る先

物・オプション取引の決済の委託の取次ぎ
を決済取次者（清算執行取引参加者に先
物・オプション取引の決済を委託した顧客
が、金融商品取引業者又は外国証券業者で
ある場合であって、当該委託が清算執行取
引参加者に対する先物・オプション取引の
決済の委託の取次ぎによるものであると
きの当該顧客をいう。以下この項において
同じ。）に対して申し込んだ顧客である場
合は、この限りでない。

(2) 貴が清算執行取引参加者である場

合は、注文執行取引参加者に先物・オプシ
ョン取引口座を設定しなければならない。
ただし、私が決済取次者である場合又はギ
ブアップに係る先物・オプション取引の委

(新設)

託の取次ぎを取引取次者に対して申し込
んた顧客である場合は、この限りでない。

2 私が貴にギブアップに係る先物・オプシ
ョン取引の委託を行う場合において、貴が
注文執行取引参加者であるときは、次の各号
に掲げる取扱いが行われることに異議のな
いこと。

(1) 清算執行取引参加者がテイクアップ
申告を行ったことによってギブアップが
成立したときは、貴において当該ギブア
ップに係る先物・オプション取引が将来に
向かって消滅するとともに、当該消滅した
先物・オプション取引についての貴に対
する委託が終了し、当該清算執行取引参加
者において当該消滅した先物・オプション
取引と同一内容の先物・オプション取引が
新たに発生し、当該新たに発生した先物・
オプション取引の決済に係る委託が当該
テイクアップ申告を行った清算執行取引
参加者との間で成立すること。

(2) 清算執行取引参加者がテイクアップ
申告を行わなかった場合において、当該テ
イクアップ申告が行われなかった先物・オ
プション取引につき、私が処理方法を貴
との間で定めた所定の时限までに貴に
指示しなかった場合には、当該先物・オブ
ション取引を決済するために必要な転売
若しくは買戻し又は権利行使を、私の計算
において貴が任意に行うこと。

(3) 前号の転売若しくは買戻し又は権利
行使を行った結果、損失が生じた場合に
は、貴に対して、損失の額に相当する金
銭を直ちに支払うこと。

3 私が貴 にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴 が清算執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 貴 がテイクアップ申告を行ったことによってギブアップが成立したときは、注文執行取引参加者において当該ギブアップに係る先物・オプション取引が将来に向かって消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての当該注文執行取引参加者に対する委託が終了し、貴において当該消滅した先物・オプション取引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が貴 との間で成立すること。

(2) 貴 は、注文執行取引参加者との間であらかじめ定めた条件に合致しないことにより、ギブアップに係る先物・オプション取引の決済に係る委託を受けないことがあること。

(建玉の移管の取扱い)

第36条 私が既に先物・オプション取引口座(新設)を設定している他の取引参加者に建玉の移管を希望するときは、貴 及び当該他の取引参加者に当該建玉の移管について申し込み、所定の时限までにその承諾を受けなければならぬことに異議のないこと。

(注)次の各号に掲げる場合における当該各号に定める条項については、この約諾書から削除することができる。

(1) 顧客が取次者（取引参加者が非清算参加者である場合にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた者）でない場合

第34条

(2) 顧客がギブアップを行わない場合

第35条

(3) 顧客が建玉の移管を行わない場合

第36条

(注)第34条については、顧客が取次者（取引参加者が非清算参加者である場合にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた者）でない場合は、この約諾書から削除することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引の対象)	(取引の対象)
第3条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(6) (略) (7) 東証REIT指数（当取引所の上場不動産投資信託証券（有価証券上場規程第1201条第7号に規定する上場不動産投資信託証券をいう。）を対象とする時価総額方式の指数であって、当取引所が算出するものを行う。以下同じ。） (8) (略)	第3条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(6) (略) (7) 東証REIT指数（当取引所の上場不動産投資信託証券（有価証券上場規程第1001条第19号に規定する上場不動産投資信託証券をいう。）を対象とする時価総額方式の指数であって、当取引所が算出するものを行う。以下同じ。） (8) (略)
(ストラテジー取引)	(ストラテジー取引)
第4条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第5項に規定する指数先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次条第1項第1号a、同項第2号a及び同項第3号aに定める時間においては、指数先物取引において、一又は複数の指数先物取引間で複数の限月取引の売付け又は買付けを同時に成立させる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができるものとする。 2～4 (略)	第4条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指数先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次条第1項第1号a、同項第2号a及び同項第3号aに定める時間においては、指数先物取引において、一又は複数の指数先物取引間で複数の限月取引の売付け又は買付けを同時に成立させる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができるものとする。 2～4 (略)
(ギブアップ)	(ギブアップ)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 ギブアップとは、指数先物取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の指数先物取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取	2 ギブアップとは、指数先物取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の指数先物取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取

引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者(当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。)の名において)新たに発生させることをいう。

3～5 (略)

(業務規程の読み替え)

第46条 指数先物取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における毎取引日」と、同第76条及び第77条の2の規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第5項に規定する指数先物等取引参加者をいう。)」とする。

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者(当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。)の名において)新たに発生させることをいう。

3～5 (略)

(業務規程の読み替え)

第46条 指数先物取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における毎取引日」と、同第76条及び第77条の2の規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指数先物等取引参加者をいう。)」とする。

有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(対象有価証券の選定基準)	(対象有価証券の選定基準)
第5条 対象有価証券の選定基準は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	第5条 対象有価証券の選定基準は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 当取引所又は株式会社名古屋証券取引所(以下「 <u>2</u> 取引所」という。)に上場されている株券 次のa又はbに適合すること。 a 次の(a)から(c)までに適合すること。 (a) <u>2</u> 取引所のいずれかにおいて市場第一部銘柄に指定されていること。 (b)・(c) (略) b 次の(a)及び(b)に適合すること。 (a) <u>2</u> 取引所のいずれかにおいて市場第一部銘柄に指定されていること。 (b) (略)	(1) 当取引所、 <u>株式会社大阪証券取引所</u> 又は株式会社名古屋証券取引所(以下「 <u>3</u> 取引所」という。)に上場されている株券 次のa又はbに適合すること。 a 次の(a)から(c)までに適合すること。 (a) <u>3</u> 取引所のいずれかにおいて市場第一部銘柄に指定されていること。 (b)・(c) (略) b 次の(a)及び(b)に適合すること。 (a) <u>3</u> 取引所のいずれかにおいて市場第一部銘柄に指定されていること。 (b) (略)
(2) <u>2</u> 取引所以外の国内の金融商品取引所に上場されている株券(前号に掲げる有価証券を除く。) 次のa又はbに適合すること。 a・b (略)	(2) <u>3</u> 取引所以外の国内の金融商品取引所に上場されている株券(前号に掲げる有価証券を除く。) 次のa又はbに適合すること。 a・b (略)
(3) E T F(有価証券上場規程第1001条第1号に規定するE T Fをいう。以下同じ。)及び不動産投資信託証券(同規程 <u>第1201条第13号</u> に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。) 次のa又はbに適合すること。 a・b (略)	(3) E T F(有価証券上場規程第1001条第1号に規定するE T Fをいう。以下同じ。)及び不動産投資信託証券(同規程 <u>第1001条第35号</u> に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。) 次のa又はbに適合すること。 a・b (略)
2 (略)	2 (略)

(ストラテジー取引)	(ストラテジー取引)
第8条 総合取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を、有価証券オプション取引参加者（同第2条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。以下同じ。）は、第1号に掲げる取引を、それぞれ行うことができる。	第8条 総合取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を、有価証券オプション取引参加者（同第2条第5項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。以下同じ。）は、第1号に掲げる取引を、それぞれ行うことができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(ギブアップ)	(ギブアップ)
第34条 (略)	第34条 (略)
2 ギブアップとは、有価証券オプション取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の有価証券オプション取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。	2 ギブアップとは、有価証券オプション取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の有価証券オプション取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。
3~5 (略)	3~5 (略)
(業務規程の読み替え)	(業務規程の読み替え)
第58条 有価証券オプション取引に係る業務規程第76条及び第77条の2の規定の適用については、これらの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者をい	第58条 有価証券オプション取引に係る業務規程第76条及び第77条の2の規定の適用については、これらの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第5項に規定する有価証券オプション取引参加者をい

う。)」とする。

(信用取引・貸借取引規程の読み替え)

第60条 有価証券オプション取引に係る信用取引・貸借取引規程第3条、第5条から第7条まで及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。)」と、同第14条の規定中「この規程(第12条を除く。)」とあるのは「第3条、第5条から第7条までの規定」とする。

(顧客の権利行使に対する取引参加者の信用供与)

第75条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、顧客は、証拠金規則第30条第1項に定める受入証拠金が、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に定める顧客の証拠金所要額(当該権利行使に係る額を除く。)を超えている場合には、証拠金規則第32条第1項の規定にかかわらず、当該超過額(金銭の場合には、同条第1項第1号に定める現金超過額を限度とする。)を引き出し、当該顧客が受託契約準則第39条の規定に基づき差し入れるべき信用取引に係る委託保証金に充当することができる。

4 (略)

う。)」とする。

(信用取引・貸借取引規程の読み替え)

第60条 有価証券オプション取引に係る信用取引・貸借取引規程第3条、第5条から第7条まで及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第5項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。)」と、同第14条の規定中「この規程(第12条を除く。)」とあるのは「第3条、第5条から第7条までの規定」とする。

(顧客の権利行使に対する取引参加者の信用供与)

第75条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、顧客は、証拠金規則第30条第1項に定める受入証拠金が、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則に定める顧客の証拠金所要額(当該権利行使に係る額を除く。)を超えている場合には、証拠金規則第33条第1項の規定にかかわらず、当該超過額(金銭の場合には、同条第1項第1号に定める現金超過額を限度とする。)を引き出し、当該顧客が受託契約準則第39条の規定に基づき差し入れるべき信用取引に係る委託保証金に充当することができる。

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。



国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(ストラテジー取引) 第7条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同第2条第4項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができる。 (1)・(2)（略） 2～5（略）	(ストラテジー取引) 第7条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同第2条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができる。 (1)・(2)（略） 2～5（略）
(ギブアップ) 第33条（略） 2 ギブアップとは、国債証券先物オプション取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の国債証券先物オプション取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。 3～5（略）	(ギブアップ) 第33条（略） 2 ギブアップとは、国債証券先物オプション取引の売付け又は買付けを将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の国債証券先物オプション取引の売付け又は買付けを他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。 3～5（略）
(業務規程の読み替え) 第50条 国債証券先物オプション取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場	(業務規程の読み替え) 第50条 国債証券先物オプション取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場

における毎取引日」と、同第76条及び第77条の2中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する国債先物等取引参加者をいう。）」とする。

における毎取引日」と、同第76条及び第77条の2中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。）」とする。

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(ストラテジー取引) 第6条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同第2条第5項に規定する指数先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができる。 (1)・(2)（略） 2～5（略）	(ストラテジー取引) 第6条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同第2条第4項に規定する指数先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができる。 (1)・(2)（略） 2～5（略）
(ギブアップ) 第34条（略） 2 ギブアップとは、指数オプション取引の売付け又は買付けについて将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の指数オプション取引の売付け又は買付けについて他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。 3～5（略）	(ギブアップ) 第34条（略） 2 ギブアップとは、指数オプション取引の売付け又は買付けについて将来に向かって消滅させ、同時に、当該売付け又は買付けと同一内容の指数オプション取引の売付け又は買付けについて他の取引参加者の名において（当該他の取引参加者が非清算参加者（取引参加者規程第24条の2第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該他の取引参加者の計算により、その指定清算参加者（当該非清算参加者が取引参加者規程第24条の4第1項の規定に基づいて指定した指定清算参加者をいう。以下同じ。）の名において）新たに発生させることをいう。 3～5（略）
(業務規程の読み替え) 第55条 指数オプション取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における	(業務規程の読み替え) 第55条 指数オプション取引に係る業務規程第74条から第76条まで及び第77条の2の規定の適用については、同第74条及び第75条の規定中「よる当取引所の市場における毎日」とあるのは「より行う当取引所の市場における

「毎取引日」と、同第76条及び第77条の2の規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第5項に規定する指數先物等取引参加者をいう。）とする。

「毎取引日」と、同第76条及び第77条の2の規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指數先物等取引参加者をいう。）とする。

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第29条第5号の規定により売買が停止された時、ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定によりToSTNeT取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、<u>出資証券</u>、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券</p> <p>第22条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）</p> <p>b・c （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（配当落等の期日）</p>	<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第29条第5号の規定により売買が停止された時、ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定によりToSTNeT取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券</p> <p>第22条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）</p> <p>b・c （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（配当落等の期日）</p>

第18条 規程第25条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

次のaからdまでに掲げる有価証券の区分に従い、当該aからdまでに定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日
a 内国株券（出資証券を除く。）

配当若しくは新株予約権その他の権利を受ける者又は株主総会（優先出資者総会及び投資主総会を含む。）において株主（優先出資者及び投資主を含む。）として議決権を行使する者を確定するための基準日

b 出資証券

出資証券の名義書換停止期間の開始日の前日

c （略）

d （略）

(2) （略）

（取消しの可能性の周知が必要と認める場合）

第22条 規程第29条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券
上場株式数（出資証券の場合は上場出資口数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量

(2)・(3) （略）

2 （略）

第18条 規程第25条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

次のaからcまでに掲げる有価証券の区分に従い、当該aからcまでに定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日
a 内国株券

配当若しくは新株予約権その他の権利を受ける者又は株主総会（優先出資者総会及び投資主総会を含む。）において株主（優先出資者及び投資主を含む。）として議決権を行使する者を確定するための基準日（新設）

b （略）

c （略）

(2) （略）

（取消しの可能性の周知が必要と認める場合）

第22条 規程第29条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1) 内国株券及び内国商品信託受益証券
上場株式数（優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量

(2)・(3) （略）

2 （略）

(立会外分売の数量)

第28条 規程第42条第1項に規定する当取引所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の売買立会における最近6か月間(当取引所が立会外分売に係る届出を受理した日が月の1日から20日までの間は、その前々月以前6か月間とし、月の21日から末日までの間は、前月以前6か月間とする。)の一日平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の一日平均売買高に関し必要な事項は、当取引所がその都度定めるものとする。

(1) 内国株券(出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

a 売買単位が100株を超える銘柄

1日平均売買高	数量	
	市場第一部 銘柄	市場第二部 銘柄(マザーズ及びJASDAQ上場銘柄を含む。以下この号において同じ。)
5万株未満のもの	20万株	10万株
5万株以上10万株未満のもの	30万株	15万株
10万株 " 50万株 "	50万株	25万株
50万株 " 100万株 "	80万株	40万株
100万株 " 200万株 "	100万株	50万株
200万株 " 300万株 "	200万株	100万株
300万株以上のもの	300万株	150万株

b・c (略)

(2) (略)

(立会外分売の数量)

第28条 規程第42条第1項に規定する当取引所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の売買立会における最近6か月間(当取引所が立会外分売に係る届出を受理した日が月の1日から20日までの間は、その前々月以前6か月間とし、月の21日から末日までの間は、前月以前6か月間とする。)の一日平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の一日平均売買高に関し必要な事項は、当取引所がその都度定めるものとする。

(1) 内国株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

a 売買単位が100株を超える銘柄

1日平均売買高	数量	
	市場第一部 銘柄	市場第二部 銘柄(マザーズ上場銘柄を含む。以下この号において同じ。)
5万株未満のもの	20万株	10万株
5万株以上10万株未満のもの	30万株	15万株
10万株 " 50万株 "	50万株	25万株
50万株 " 100万株 "	80万株	40万株
100万株 " 200万株 "	100万株	50万株
200万株 " 300万株 "	200万株	100万株
300万株以上のもの	300万株	150万株

b・c (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 第1条の2の規定にかかわらず、業務規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に限り、日本証券金融株式会社及び大阪証券金融株式会社とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、取引参加者は、施行日において、当取引所の市場における売買の決済のために大阪証券金融株式会社から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受けることはできないものとする。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、<u>出資証券</u>、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。)及び内国商品信託受益証券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(同第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落ち等の期日(以下「配当落ち等の期日」という。)、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>2～4(略)</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。)及び内国商品信託受益証券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(同第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。)がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落ち等の期日(以下「配当落ち等の期日」という。)、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>2～4(略)</p>

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

別表 基準値段算出に関する表

1・2 (略)

3 出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券

第1項の規定は、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。

4 (略)

別表 基準値段算出に関する表

1・2 (略)

3 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券

第1項の規定は、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券について準用する。

4 (略)

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(報告事項)	(報告事項)
第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1) ~ (2 0) (略) (2 1) 当取引所が定める上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき(当該取引参加者が、総合取引参加者又は現物取引参加者である場合に限る。)。 (2 2) ~ (2 7) (略)	第11条 規程第18条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1) ~ (2 0) (略) (2 1) 当取引所が定める上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき(当該取引参加者が、総合取引参加者である場合に限る。)。 (2 2) ~ (2 7) (略)
(広告に関する規制)	(広告に関する規制)
第12条 (略) 2 前項の規定は、 <u>現物取引参加者が有価証券の売買に関する広告を行う場合、国債先物等取引参加者が国債証券先物取引若しくは国債証券先物オプション取引に関する広告を行う場合、指数先物等取引参加者が指数先物取引若しくは指数オプション取引に関する広告を行う場合又は有価証券オプション取引参加者が有価証券オプション取引に関する広告を行う場合について、それぞれ準用する。</u>	第12条 (略) 2 前項の規定は、 <u>国債先物等取引参加者が国債証券先物取引若しくは国債証券先物オプション取引に関する広告を行う場合、指数先物等取引参加者が指数先物取引若しくは指数オプション取引に関する広告を行う場合又は有価証券オプション取引参加者が有価証券オプション取引に関する広告を行う場合について、それぞれ準用する。</u>
付　　則	
この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加料金)	(取引参加料金)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 アクセス料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における次の各号に掲げる取引に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。	4 アクセス料の額は、各取引参加者の当取引所の市場における次の各号に掲げる取引に係る注文の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表第3に定めるとおりとする。
(1) 内国株券(出資証券、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。)、新株予約権証券、外国株券(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。)、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(以下「株券等」という。)の売買	(1) 内国株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。)、新株予約権証券、外国株券(外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。)、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(以下「株券等」という。)の売買
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
5~9 (略)	5~9 (略)
(取消料)	(取消料)
第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。	第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。
(1) 株券等(JASDAQ(有価証券上場規程第103条に規定するJASDAQをいう。以下同じ。)に上場する株券等(出資証券を除く。次号において同じ。)を除く。)	(1) 株券等の売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買 万分の0.29

の売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買 万分の0.29	(新設)
(1)の2 <u>JASDAQに上場する株券等の売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買 万分の1.92</u>	(2)～(13) (略)
2 (略)	2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)に現物取引資格の付与を受ける者の平成25年度における取引参加者保証金の額は、40万円に、次の各号に掲げる額を加算した額とする。
 - (1) 当該付与を受けた者が施行日において利用すると見込まれる売買システム施設の数に応じて、別表第4に基づき算出した売買システム施設利用料の月額の1か月分の額
 - (2) 平成24年度の株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という。)における現物取引資格及びジャスダック取引資格に係る取引についての平成25年7月16日改正前の大証の取引参加者料金等に関する規則第2条第3項に規定する取引手数料及び同条第4項に規定するアクセス料の平均月額の2か月分の合計額

別表第1

基本料の額

別表第1

基本料の額

1	基本料の額(月額)は、次のとおりとする。
(1)	総合取引参加者 90万円 ただし、各総合取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除し、次のcに掲げる場合には、当該cに定める額を加算した額とする。 a・b (略) c 前月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文を行なった場合 10万円
(2)	現物取引参加者 40万円 ただし、各現物取引参加者が、前号cに掲げる場合には、当該cに定める額を加算した額とする。
(3)	(略)
(4)	(略)
(5)	(略)

2 (略)

別表第2

取引料の算出の基準及び取引料率
取引料の額(月額)に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率
有価証券の売買(有価証券オプション取引における権利行使により成立する有価証券の売買を除く。)	株券等(内国株券(出資証券、優先出資証券)、投資信託の受益証券及び新株予約権証)	売買代金	売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買(それとの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買
新規取引による有価証券の売買	新規取引による有価証券の売買	売買代金	売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買(それとの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買
定期取引による有価証券の売買	定期取引による有価証券の売買	売買代金	売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買(それとの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買

1	基本料の額(月額)は、次のとおりとする。
(1)	総合取引参加者 90万円 ただし、各総合取引参加者が、次のa又はbに掲げる場合には、当該a又はbに定める額を控除した額とする。 a・b (略) (新設)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	(略)

2 (略)

別表第2

取引料の算出の基準及び取引料率
取引料の額(月額)に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率
有価証券の売買(有価証券オプション取引における権利行使により成立する有価証券の売買を除く。)	株券等(内国株券(出資証券、優先出資証券)、投資信託の受益証券及び新株予約権証)	売買代金	売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買(それとの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買
新規取引による有価証券の売買	新規取引による有価証券の売買	売買代金	売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買(それとの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買
定期取引による有価証券の売買	定期取引による有価証券の売買	売買代金	売買立会による売買(立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。)及び終値取引による売買(それとの売買に係る過誤訂正等のための売買及び復活のための売買

	券、外国株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。） <u>（ＪＡＳＤAQに上場する株券等（出資証券を除く。以下同じ。）を除く。）</u> （立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引	買を含む。）の市場内における月間の売付代金及び買付代金の合計額のうち (1) 200億円以下の金額につき 0 (2) 200億円を超える2,000億円以下の金額につき 標準料率に0.90を乗じて得た値 (3) 2,000億円を超える1兆円以下の金額につき 標準料率に1.00を乗じて得た値 (4) 1兆円を超える1兆5,000億円以下の金額につき 標準料率に0.80を乗じて得た値 (5) 1兆5,000億円を超える金額につき 標準料率に0.70を乗じて得た値 売買立会による売買		券（外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国株預託証券を含む。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。） （立会外分売、自己株式立会外買付取引及びストラテジー取引	買を含む。）の市場内における月間の売付代金及び買付代金の合計額のうち (1) 200億円以下の金額につき 0 (2) 200億円を超える2,000億円以下の金額につき 標準料率に0.90を乗じて得た値 (3) 2,000億円を超える1兆円以下の金額につき 標準料率に1.00を乗じて得た値 (4) 1兆円を超える1兆5,000億円以下の金額につき 標準料率に0.80を乗じて得た値 (5) 1兆5,000億円を超える金額につき 標準料率に0.70を乗じて得た値 売買立会による売買
--	---	---	--	--	---

		により成立する売買 を含む。) 及び終値取 引による売買(それぞ れの売買に係る過誤 訂正等のための売買 を含む。)以外の売買 の市場内における売 付代金及び買付代金 の合計額の <u>万分の0.06</u>		により成立する売買 を含む。) 及び終値取 引による売買(それぞ れの売買に係る過誤 訂正等のための売買 を含む。)以外の売買 の市場内における売 付代金及び買付代金 の合計額の <u>万分の0.06</u>
J A S D A Qに上場す る株券等	売買代金	売買立会による売買 (立会外分売、自己株 式立会外買付取引及 びストラテジー取引 により成立する売買 を含む。) 及び終値取 引による売買(それぞ れの売買に係る過誤 訂正等のための売買 及び復活のための売 買を含む。)の市場内 における月間の売付 代金及び買付代金の 合計額のうち (1) 5億円以下の 金額につき 0 (2) 5億円を超える 100億円以下の 金額につき 万分の1.72 8 (3) 100億円を超える1,000億円 以下の金額につき	(新設)	

		<p><u>万分の 1 . 9 2</u></p> <p><u>0</u></p> <p>(4) 1 , 0 0 0 億</p> <p><u>円を超える金額に</u></p> <p><u>つき</u></p> <p><u>万分の 1 . 5 3</u></p> <p><u>6</u></p> <p>(5) 1 , 5 0 0 億</p> <p><u>円を超える金額に</u></p> <p><u>つき</u></p> <p><u>万分の 1 . 3 4</u></p> <p><u>4</u></p> <p><u>売買立会による売買</u></p> <p><u>(立会外分売、自己株式買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。) 及び終値取引による売買(それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。) 以外の売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</u></p> <p><u>万分の 0 . 0 6</u></p>	
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(注) 1 . ~ 7 . (略)

8 . 標準料率は、当取引所の市場における株券等(J A S D A Q に上場する株券等を除く。)の売買立会による売買(立会外分売、自己株式買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。) 及び終値取引による売

(注) 1 . ~ 7 . (略)

8 . 標準料率は、当取引所の市場における株券等の売買立会による売買(立会外分売、自己株式買付取引及びストラテジー取引により成立する売買を含む。) 及び終値取引による売買(それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買

買(それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。)について、当月の売付代金及び買付代金の合計額(以下「総売買代金」という。)を基準にして、次に定める料率とする。

(1)・(2) (略)

9 . (略)

別表第3

アクセス料の額

アクセス料の額(月額)は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 株券等の売買

次の a から c までに掲げる売買の区分に従い、当該 a から c までに定める額とする。

a . 売買立会による売買(次 b . に掲げる売買を除く。)

各取引参加者の売買立会による売買に係る月間の注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)の件数について

注文の件数	金額
10万件以下の場合	40万円
10万件を超える20万件以下の場合	60万円
20万件を超える30万件以下の場合	90万円
30万件を超える50万件以下の場合	150万円
50万件を超える100万件以下の場合	250万円
100万件を超える200万件以下の場合	400万円
200万件を超える300万件以下の場合	520万円
300万件を超える400万件以下の場合	600万円
400万件を超える500万件以下の場合	660万円
500万件を超える1,000万件以下の場合	710万円
1,000万件を超える場合	760万円に 500万件を 超えるごとに

を含む。)について、当月の売付代金及び買付代金の合計額(以下「総売買代金」という。)を基準にして、次に定める料率とする。

(1)・(2) (略)

9 . (略)

別表第3

アクセス料の額

アクセス料の額(月額)は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 株券等の売買

次の a 及び b に掲げる売買の区分に従い、当該 a 及び b に定める額とする。

a . 売買立会による売買

各取引参加者の売買立会による売買に係る月間の注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)の件数について

注文の件数	金額
10万件以下の場合	40万円
10万件を超える20万件以下の場合	60万円
20万件を超える30万件以下の場合	90万円
30万件を超える50万件以下の場合	150万円
50万件を超える100万件以下の場合	250万円
100万件を超える200万件以下の場合	400万円
200万件を超える300万件以下の場合	520万円
300万件を超える400万件以下の場合	600万円
400万件を超える500万件以下の場合	660万円
500万件を超える1,000万件以下の場合	710万円
1,000万件を超える場合	760万円に 500万件を 超えるごとに

50万円を加
算して算出し
た額

50万円を加
算して算出し
た額

b . J A S D A Q に上場する株券等の売買立会による売買
各取引参加者の J A S D A Q に上場する株券等の売買立会による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>0 件の場合</u>	<u>0 円</u>
<u>0 件を超える 2 千件以下の場合</u>	<u>2 万円</u>
<u>2 千件を超える 5 千件以下の場合</u>	<u>6 万円</u>
<u>5 千件を超える 1 万件以下の場合</u>	<u>12 万円</u>
<u>1 万件を超える 2 万件以下の場合</u>	<u>25 万円</u>
<u>2 万件を超える 5 万件以下の場合</u>	<u>55 万円</u>
<u>5 万件を超える 10 万件以下の場合</u>	<u>100 万円</u>
<u>10 万件を超える 20 万件以下の場合</u>	<u>190 万円</u>
<u>20 万件を超える 30 万件以下の場合</u>	<u>270 万円</u>
<u>30 万件を超える 40 万件以下の場合</u>	<u>340 万円</u>
<u>40 万件を超える場合</u>	<u>400 万円</u>

c . 単一銘柄取引及びバスケット取引に係る売買

各取引参加者の単一銘柄取引及びバスケット取引による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>2 千件以下の場合</u>	<u>0 円</u>
<u>2 千件を超える 3 千件以下の場合</u>	<u>10 万円</u>
<u>3 千件を超える 5 千件以下の場合</u>	<u>20 万円</u>
<u>5 千件を超える 1 万件以下の場合</u>	<u>30 万円</u>
<u>1 万件を超える 2 万件以下の場合</u>	<u>40 万円</u>
<u>2 万件を超える 3 万件以下の場合</u>	<u>50 万円</u>
<u>3 万件を超える 5 万件以下の場合</u>	<u>60 万円</u>
<u>5 万件を超える 10 万件以下の場合</u>	<u>90 万円</u>

(新設)

b . 単一銘柄取引及びバスケット取引に係る売買

各取引参加者の単一銘柄取引及びバスケット取引による売買に係る月間の注文の件数について

<u>注文の件数</u>	<u>金額</u>
<u>2 千件以下の場合</u>	<u>0 円</u>
<u>2 千件を超える 3 千件以下の場合</u>	<u>10 万円</u>
<u>3 千件を超える 5 千件以下の場合</u>	<u>20 万円</u>
<u>5 千件を超える 1 万件以下の場合</u>	<u>30 万円</u>
<u>1 万件を超える 2 万件以下の場合</u>	<u>40 万円</u>
<u>2 万件を超える 3 万件以下の場合</u>	<u>50 万円</u>
<u>3 万件を超える 5 万件以下の場合</u>	<u>60 万円</u>
<u>5 万件を超える 10 万件以下の場合</u>	<u>90 万円</u>

10万件を超える場合	120万円	10万件を超える場合	120万円
20万件を超える場合	150万円	20万件を超える場合	150万円
30万件を超える場合	200万円	30万件を超える場合	200万円
50万件を超える場合	250万円	50万件を超える場合	250万円
100万件を超える場合	<u>280</u> 万円に 50万件を超 えるごとに3 0万円を加算 して算出した 額	100万件を超える場合	<u>250</u> 万円に 50万件を超 えるごとに3 0万円を加算 して算出した 額
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	

売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(指定の通知) 第3条 当取引所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者、 <u>同条第3項に規定する現物取引参加者</u> 又は <u>同条第6項に規定する有価証券オプション取引参加者</u> をいう。以下同じ。）に通知する。	(指定の通知) 第3条 当取引所は、売買監理銘柄への指定を行った場合には、その旨を取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は <u>同条第5項に規定する有価証券オプション取引参加者</u> をいう。以下同じ。）に通知する。
付 則 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	

取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場適格性調査の実施)	(上場適格性調査の実施)
第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。 (1)・(2)（略） <u>(2)の2 JASDAQへ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。）</u> <u>上場規程第216条の5第1項各号又は同第216条の8第1項各号に掲げる事項</u> (3)～(6)（略） <u>(7) ベンチャーファンド</u> <u>上場規程第1306条第1項各号に掲げる事項</u> <u>(8) カントリーファンド</u> <u>上場規程第1406条第1項各号に掲げる事項</u>	第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。 (1)・(2)（略） (新設) (3)～(6)（略） (新設) (新設)
付 則	
この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)	(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 現物非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定現物清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。 (1) 株主（出資者、優先出資者、受益者、投資主及び所有者を含む。）を確定するための基準日等の日 (2)～(6) (略)	2 現物非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定現物清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。 (1) 株主（優先出資者、受益者、投資主及び所有者を含む。）を確定するための基準日等の日 (2)～(6) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
付 則	
この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。	

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)	(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)
第2条 株券等(優先株等を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。	第2条 株券等(優先株等を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。
(1) <u>当取引所における上場後最初の約定値段が決定された銘柄であるとき。</u>	(1) <u>上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。</u>
(2) <u>その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(有価証券上場規程施行規則第601条第4項第1号に定める状態をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。</u>	(2) <u>流通株式の数が1万単位以上の銘柄であるとき。</u>
(削る)	(3) <u>株主数(当該銘柄を1単位以上所有する者の数をいう。以下同じ。)が、1,100人以上の銘柄であるとき。</u>
(削る)	(4) <u>各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。</u> a <u>当取引所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、第4項第3号、第7項第3号、次条第1項第4号a及び同条第7項第3号において同じ。)が100単位以上であり、かつ、値付日数(当該銘柄の売買が成立した日数をいう。この号、第4項第3号、第7項第3号、次条第1項第4号a及び同条第7項第3号において同じ。)が立会日数の80%以上であるとき。</u> b <u>当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等について、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均</u>

売買高が 100 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 %以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が 50 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 40 %以上であるとき。ただし、外国株券等の場合は、当取引所に上場されており、かつ、国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等について、当該国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等のいずれかにおける月平均売買高が 100 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 %以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が 50 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 40 %以上であるとき。

(削る)

(5) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。) に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。) 第 65 条第 4 項により記載される「当期純利益金額」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。) でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。) 第 95 条の 5 第 2 項により記載される「当期純利益金額」) をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者が IFRS 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第 95 条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計

算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額)をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(削る)

(6) その発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金(直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額)をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、次のa又はbに適合

するとき。

a 当該発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。

b 当該発行者の直前事業年度の末日における純資産の額(有価証券上場規程施行規則第212条第5項第4号に規定する純資産の額をいう。以下同じ。)が20億円以上である銘柄であるとき。

(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)

(削る)

(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号の規定は前項第2号に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号から第5号まで及び第8号並びに第310条第1項第5号の規定は前項第3号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は前項第4号に規定する売買高について、有価証券上場規程施行規則第212条第5項第5号の規定は前項第6号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を、外国株券等にあっては同第212条第1項第1号から第5号まで及び第8号の

(削る)

規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1号から第4号までのいずれか第215条第1号から第4号までのいずれか又は第216条の9第1号から第4号までのいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第210条第1項又は第2項の規定により上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄(以下「直接市場第一部上場銘柄」という。)又は上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第6項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、直接市場第一部上場銘柄については第1項第7号から第11号までの各号、優先出資証券については第1項第3号及び第7号から第11号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1号から第4号までのいずれか又は第215条第1号から第4号までのいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査においては、第1号及び第2号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第208条第1号から第4号までのいずれか又は第215条第1号から第4号までのいずれかの規定に定める行為の当事者の発行する株券等が制度信用銘柄である場合に限る。)。ただし、当該株券等が外国株券等であって、かつ、当該株券等の発行者が同第208条第1号若しくは第215条第1号に定める存続会社の親会社又は同第208条第3号若しくは第215条第3号に定める当該他の会社の親会社である場合には、当該株券等に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第9号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。

(削る)

(削る)

(2) 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(削る)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。なお、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は、この場合における売買高について準用する。この場合における読み替えは、別表第2のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第303条(同第826条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて上場される株券等に対する最初の選定審査においては、第1項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第303条(同第826条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて上場される株券等に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第303条に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)。

4 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券等に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券等に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(削る)

(1) 第1項第2号及び第7号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(削る)

(2) 株主数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄

5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等(以下「他市場上場銘柄」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときにこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等(以下「他市場上場銘柄」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6ヶ月を超えている銘柄であるとき。

(2) 次のaからdまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからdまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄(優先株等を除く。) 第1項第2号及び第7号から第11号までの各号

b 上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券 第1項第3号及び第7号から第11号までの各号

c マザーズに上場される又は上場された銘柄(優先株等を除く。) 第1項第2号、第3号及び第5号から第11号までの各号

d aから前cまでに掲げる銘柄以外の銘柄 第1項第2号、第3号及び第7号から第11号までの各号

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6ヶ月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。なお、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は、この場合における売買高について準用する。この場合における読み替えは、別表第2のとおりとする。

8 第1項の規定にかかわらず、株券等(直接市場

		<p><u>第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p>
6	(略)	<p><u>(1) 株主数が上場時点において 2,200 人以上である銘柄であるとき。</u></p>
		<p><u>(2) 第 1 項第 2 号及び第 5 号から第 11 号までの各号(市場第二部銘柄及び優先株等にあっては、第 5 号及び第 6 号を除く。)に適合する銘柄であるとき。</u></p>
9	(略)	<p><u>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</u></p>
		<p><u>第 2 条の 2 不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p>
		<p><u>(1) 当取引所における上場後最初の約定値段が決定された銘柄であるとき。</u></p>
		<p><u>(2) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額(算定においては、有価証券上場規程施行規則第 1206 条第 1 項の規定を準用する。以下同じ。)が負である銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p>
	(削る)	<p><u>(3) 受益者数(大口受益者(所有する受益権口数の多い順に 10 名の受益者をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)又は投資主数(大口投資主(所有する投資口口数の多い順に 10 名の投資主をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)が、1,100 人以上の銘柄であるとき。</u></p>
	(削る)	<p><u>(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月間における売買高等が次の a 又</u></p>

は b に適合する銘柄であるとき。

- a 当取引所の市場における月平均売買高が 100 口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 % 以上であるとき。
- b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券について、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が 100 口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 % 以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が 50 口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 40 % 以上であるとき。

(削る)

(5) その銘柄について作成された最近の損益及び剰余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年總理府令第 133 号) 第 51 条第 1 項により記載される「当期純利益金額」を、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則(平成 18 年内閣府令第 47 号) 第 53 条第 1 項により記載される「当期純利益金額」が計上されている銘柄であるとき。

(削る)

(6) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が 50 億円以上、純資産総額が 10 億円以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第 1206 条第 1 項の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(3) (略)

(7) (略)

(4) (略)

(8) (略)

(5) (略)

(9) (略)

(6) (略)

(10) (略)

(7) (略)

(11) (略)

(削る)

2 有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 4 号及び第 8 号並びに第 310 条第 1 項第 5 号の規定は前項第 3 号に規定する受益者数又は

		<p><u>投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第3のとおりとする。</u></p>
(削る)		<p>3 第1項の規定にかかわらず、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において最初の計算期間又は営業期間として定める期間が終了していない不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査(次項又は第7項の適用を受ける場合を除く。)においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号及び第7号から第11号に適合する銘柄であるとき。</p> <p>(2) 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において最初の計算期間又は営業期間として定める期間の末日を含む月から通常の計算期間又は営業期間の月数だけさかのぼった月の末日(以下「審査対象日」という。)を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が第1項第4号a及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>(3) 上場時における純資産総額が500億円以上であることが見込まれた銘柄であるとき。</p>
(削る)		<p>4 第1項の規定にかかわらず、上場受益権口数又は上場投資口口数が10万口以上あり、かつ、上場時の時価総額(当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から5営業日までの間ににおける最低価格に上場受益権口数又は上場投資口口数を乗じて得た額をいう。第3条の2第4項において同じ。)が500億円以上である不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査(第7項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第3号、第5号(当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、前項第3号)及び第7号から第11号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>
2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第5		第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程

1207条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、同項第2号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

3 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人(当取引所に上場している不動産投資信託証券の発行者である投資法人をいう。以下この項及び第3条の2第6項において同じ。)が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸收合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、第1項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

第1207条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第1207条において定める行為の当事者の発行する投資証券が制度信用銘柄である場合に限る。)。

(1) 第1項第2号及び第11号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資主数が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第5条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人(当取引所に上場している投資証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。)が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸收合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号及び第7号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資主数が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第5条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(削る)	(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。
(削る)	(2) 第1項第2号、第3号、第5号(当該銘柄について、損益及び剩余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第2項第3号)及び第7号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。
(削る)	(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間ににおける国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。
(削る)	8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券(国内の他の金融商品取引所に上場された銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益者数又は投資主数が上場時点において2,200人以上である銘柄であるとき。 (2) 第1項第2号、第5号(当該銘柄について、損益及び剩余金計算書又は損益計算書が作成されていない場合には、第3項第3号)及び第7号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。
5 (略)	9 (略)
(ETFに係る制度信用銘柄の選定基準)	(ETFに係る制度信用銘柄の選定基準)
第2条の3 ETFが第2条第1項第3号から第7号までの各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。	第2条の3 ETFが第2条第1項第7号から第11号までの各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。
2 (略)	2 (略)
(ETN信託受益証券に係る制度信用銘柄の選	(外国指標連動証券信託受益証券に係る制度信

<p>定基準)</p> <p>第2条の4 <u>E TN信託受益証券</u>が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号の各号に適合する銘柄であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、制度信用銘柄である<u>E TN信託受益証券</u>に係る新<u>E TN信託受益証券</u>が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当取引所は当該新<u>E TN信託受益証券</u>を制度信用銘柄に選定することができる。</p> <p><u>(ベンチャーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)</u></p> <p>第2条の5 <u>ベンチャーファンド</u>が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 当取引所における上場後最初の約定値段が決定された銘柄であるとき。</p> <p>(2) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(3) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(4) 有価証券上場規程施行規則第1329条第5項第1号に定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(6) その他制度信用銘柄として適当でないと</p>	<p>用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の4 <u>外国指標連動証券信託受益証券</u>が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第7号、第8号、第10号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、制度信用銘柄である<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>に係る新<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当取引所は当該新<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>を制度信用銘柄に選定することができる。</p> <p>(新設)</p>
---	---

- 認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第1307条の規定の適用を受けて上場されるベンチャーファンドに対する最初の選定審査においては、同項第6号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人(当取引所に上場しているベンチャーファンドの発行者である投資法人をいう。以下この項及び第3条の5第5項において同じ。)が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人のベンチャーファンドに対する合併後最初の選定審査においては、第1項第2号から第6号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されているベンチャーファンド(以下「他市場上場ベンチャーファンド」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第6号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄のベンチャーファンドの発行者が発行する新ベンチャーファンドが既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、当取引所は当該新ベンチャーファンドを制度信用銘柄に選定することができる。
- (カントリーファンドに係る制度信用銘柄の選定基準)
- 第2条の6 カントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するも
- (新設)

のとする。

(1) 当取引所における上場後最初の約定値段が決定された銘柄であるとき。

(2) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(3) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(4) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(5) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人(当取引所に上場しているカントリーファンドの発行者である投資法人をいう。以下この項及び第3条の6第4項において同じ。)が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸收合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人のカントリーファンドに対する合併後最初の選定審査においては、第1項第2号から第5号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されているカントリーファンド(以下「他市場上場カントリーファンド」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第5号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄のカントリーファンドの発行者が発行する新カントリーファンドが既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、当取引所は当該新カントリーファンドを制度信用銘柄に選定

することができる。

(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後 6 か月間を経過している銘柄であるとき。

(1)の 2 流通株式の数が 2 万単位以上の銘柄であるとき。ただし、外国株券等(重複上場の場合に限る。)の場合は、上場株券等の数が 4 万単位以上の銘柄であるとき。

(2) 株主数(当該銘柄を 1 単位以上所有する者の数(重複上場の外国株券等にあっては、有価証券上場規程施行規則第 214 条第 1 項第 1 号に規定する本邦内における株主数)をいう。以下同じ。)が 1 , 700 人以上の銘柄であるとき。

(3) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月間における売買高等が次の a 又は b に適合する銘柄であるとき。

a 当取引所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。以下同じ。)が 100 単位以上であり、かつ、値付日数(当該銘柄の売買が成立した日数をいう。以下同じ。)が立会日数の 80 %以上であるとき。

b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等について、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が 100 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 %以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が 5 0 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日

(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券等が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(新設)

(1) 流通株式の数が 2 万単位以上の銘柄であるとき。

(2) 株主数が 1 , 700 人以上の銘柄であるとき。

(3) 売買高等が第 2 条第 1 項第 4 号に適合する銘柄であるとき。

(新設)

(新設)

数の 40 %以上であるとき。ただし、外国株券等の場合は、当取引所に上場されており、かつ、国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等について、当該国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等のいずれかにおける月平均売買高が 100 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 %以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が 50 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 40 %以上であるとき。

(4) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。)に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)第 65 条第 4 項により記載される「当期純利益金額」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)第 95 条の 5 第 2 項により記載される「当期純利益金額」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者が IFRS 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第 95 条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期

(4) その発行者の当期純利益金額が第 2 条第 1 項第 5 号に適合する銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の当期純利益金額に相当する額が同号ただし書に適合する銘柄であるとき。

純利益金額に相当する額)をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(5) その発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金(直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額)をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、次のa又はbに適合するとき。

a 当該発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している

(5) その発行者の利益剰余金が第2条第1項第6号に適合する銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の利益剰余金に相当する額又は純資産の額が同号ただし書に適合する銘柄であるとき。

(新設)

場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。

b 当該発行者の直前事業年度の末日における純資産の額(有価証券上場規程施行規則第212条第5項第5号に規定する純資産の額をいう。以下同じ。)が20億円以上である銘柄であるとき。

(6)～(11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号の規定は前項第1号の2に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号から第5号まで及び第8号の規定は前項第2号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は前項第3号に規定する売買高について、有価証券上場規程施行規則第212条第5項第5号及び第6号の規定は前項第5号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第210条第1項又は第2項の規定により上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄(以下「直接市場第一部上場銘柄」という。)又は上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第6項の規定

(新設)

(6)～(11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号の規定は前項第1号に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号から第5号まで及び第8号並びに第310条第1項第5号の規定は前項第2号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は前項第3号に規定する売買高について、有価証券上場規程施行規則第212条第5項第5号の規定は前項第5号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を、外国株券等にあっては同第212条第1項第1号から第5号まで及び第8号の規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、直接市場第一部上場銘柄又は上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第7項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、直接市場第一部上場銘柄については第1項第6号から第11号までの各号、優先出資

の適用を受ける場合を除く。)においては、直接市場第一部上場銘柄については第1項第6号から第11号までの各号、優先出資証券については同項第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(削る)

証券については第1項第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第3項の規定により制度信用銘柄に選定された銘柄に対する当該選定後最初の貸借銘柄の選定(当該銘柄の上場日が属する年度に行うものに限る。)においては、直接市場第一部上場銘柄については第1項第6号から第11号までの各号、優先出資証券については第1項第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1項第1号から第4号までのいずれか_{又は}同第215条第1号から第4号までのいずれか_{又は}同第216条の9第1号から第4号までのいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査においては、第1号及び第2号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第208条第1項第1号から第4号までのいずれか_{又は}同第215条第1号から第4号までのいずれか_{又は}同第216条の9第1号から第4号までのいずれかの規定に定める行為の当事者の発行する株券等が貸借銘柄である場合に限る。)。ただし、当該株券等が外国株券等であって、かつ、当該株券等の発行者が有価証券上場規程第208条第1号_{又は}第215条第1号若しくは第216条の9第1号に定める存続会社の親会社又は同第208条第3号_{又は}第215条第3号若しくは第216条の9第3号に定める当該他の会社の親会社である場合には、当該株券等に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1項第1号から第4号までのいずれか_{又は}同第215条第1号から第4号までのいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査においては、第1号及び第2号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第208条第1項第1号から第4号までのいずれか_{又は}同第215条第1号から第4号までのいずれかの規定に定める行為の当事者の発行する株券等が貸借銘柄である場合に限る。)。ただし、当該株券等が外国株券等であって、かつ、当該株券等の発行者が有価証券上場規程第208条第1号若しくは第215条第1号に定める存続会社の親会社又は同第208条第3号若しくは第215条第3号に定める当該他の会社の親会社である場合には、当該株券等に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第2号並びに第1項第1号の2、第8号、第10号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は、売買高について準用する。この場合における読み替えは、別表第2のとおりとする。

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸收合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない上場会社の株券等に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第2号並びに第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場

(1) 第1項第1号、第8号、第10号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 第2条第4項第3号に適合する銘柄であるとき。

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸收合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない上場会社の株券等に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、他市場上場銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定める規定に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場と同時に市場第一部銘柄に指定され

の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄（優先株等を除く。）

第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号

b 上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券

第1項第2号及び第6号から第11号までの各号

c a及び前bに掲げる銘柄以外の銘柄

第1項第1号の2、第2号及び第4号から

第11号までの各号（市場第二部銘柄、ＪＡＳＤAQ銘柄（内訳区分がスタンダードである銘柄に限る。次項第2号において同じ。）及び優先株等にあっては、第4号及び第5号を除く。）

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第310条第3項第3号の規定は、売買高について準用する。この場合における読み替えは、別表第2のとおりとする。

8 第1項の規定にかかわらず、株券等（直接市場第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

る又は指定された銘柄（優先株等を除く。）

第1項第1号及び第6号から第11号までの各号

(2) 上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券

第1項第2号及び第6号から第11号までの各号

(3) 前2号に掲げる銘柄以外の銘柄

第1項第1号、第2号及び第6号から第11号までの各号

9 第1項の規定にかかわらず、株券等（直接市場第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2及び第4号から第11号までの各号(市場第二部銘柄、JASDAQ銘柄及び優先株等にあっては、第4号及び第5号を除く。)に適合する銘柄であるとき。

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(1)の2 (略)

(2) 受益者数(大口受益者(所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。)を除く。)又は投資主数(大口投資主(所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。)を除く。以下この条、第3条の5、第6条の2及び第6条の4において同じ。)が1,700人以上の銘柄であるとき。

(3) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 当取引所の市場における月平均売買高が100口以上あり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券について、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上あり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50口以上あり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。

(2) 第1項第1号及び第4号から第11号までの各号(市場第二部銘柄及び優先株等にあっては、第4号及び第5号を除く。)に適合する銘柄であるとき。

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(新設)

(1) (略)

(2) 受益者数又は投資主数が1,700人以上の銘柄であるとき。

(3) 売買高等が第2条の2第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(新設)

(新設)

(4) その銘柄について作成された最近の損益及び剩余金計算書又は損益計算書において、投資信託受益証券の場合には、投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)第51条第1項により記載される「当期純利益金額」を、投資証券の場合には、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第53条第1項により記載される「当期純利益金額」が計上されている銘柄であるとき。

(5) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における資産総額が50億円以上、純資産総額が10億円以上である銘柄であるとき。この場合において、有価証券上場規程施行規則第1206条第1項の規定は、資産総額及び純資産総額の算定について準用する。

(6)～(11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第4号及び第8号の規定は前項第2号に規定する受益者数又は投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第3のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において最初の計算期間又は営業期間として定める期間が終了していない不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査(次項又は第7項の適用を受ける場合を除く。)においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において最初の計算期間又は営業期間と

(4) 第2条の2第1項第5号に適合する銘柄であるとき。

(5) 資産総額及び純資産総額が第2条の2第1項第6号に適合する銘柄であるとき。

(6)～(11) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第4号及び第8号並びに第310条第1項第5号の規定は前項第2号に規定する受益者数又は投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第3のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において最初の計算期間又は営業期間として定める期間が終了していない不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査(次項又は第8項の適用を受ける場合を除く。)においては、第2条の2第3項第2号及び第3号並びに本条第1項第1号、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(新設)

(新設)

して定める期間の末日を含む月から通常の計算期間又は営業期間の月数だけさかのぼった月の末日（以下「審査対象日」という。）を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月間における売買高等が第 1 項第 3 号 a 又は b に適合する銘柄であるとき。

(3) 上場時における純資産総額が 500 億円以上であることが見込まれた銘柄であるとき。
この場合において、有価証券上場規程施行規則第 1206 条第 1 項の規定は、純資産総額の算定について準用する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、上場受益権口数又は上場投資口口数が 10 万口以上であり、かつ、上場時の時価総額（当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から 5 営業日までの間ににおける最低価格に上場受益権口数又は上場投資口口数を乗じて得た額をいう。）が 500 億円以上である不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査（第 7 項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、第 1 項第 2 号及び第 6 号から第 11 号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

（削る）

5 第 1 項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第 1207 条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする（有価証券上場規程第 1207 条において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。）。

（新設）

4 第 1 項の規定にかかわらず、上場受益権口数又は上場投資口口数が 10 万口以上であり、かつ、上場時の時価総額が 500 億円以上である不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査（第 8 項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、第 1 項第 2 号及び第 6 号から第 11 号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条の 2 第 4 項の規定により制度信用銘柄に選定された銘柄に対する当該選定後最初の貸借銘柄の選定（当該銘柄の上場日が属する計算期間又は営業期間に行うものに限る。）においては、第 1 項第 2 号及び第 6 号から第 11 号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6 第 1 項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第 1207 条の規定の適用を受けて上場される投資証券に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする（有価証券上場規程第 1207 条において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。）。

	(1) 第2条の2第1項第2号並びに第1項第1号の2、第10号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。	(1) 第1項第1号、第10号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。
	(2) (略)	(2) (略)
6	第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。	第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。
	(1) 第2条の2第1項第2号並びに第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。	(1) 第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。
	(2) (略)	(2) (略)
7	第1項の規定にかかわらず、他市場上場不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。	第1項の規定にかかわらず、他市場上場不動産投資信託証券に対する上場後最初の選定審査においては、第2条の2第7項第3号並びに本条第1項第1号、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。
	(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。	(新設)
	(2) 第1項第1号の2、第2号、第4号(当該銘柄について、損益及び剰余金計算書又は損益計算書の作成がなされていない場合には、第3項第3号)及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。	(新設)
	(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100口以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。	(新設)
8	第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信	第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信

託証券(国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(ETN信託受益証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の4 制度信用銘柄であるETN信託受益証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(ベンチャーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の5 制度信用銘柄であるベンチャーファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2) 上場投資口口数が2万単位以上の銘柄であるとき。

(3) 投資主数が1,700人以上の銘柄であるとき。

(4) 各銘柄の営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間ににおける売買高等が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 当取引所の市場における月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上であるとき。

b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所

託証券(国内の他の金融商品取引所に上場された銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(外国指標連動証券信託受益証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の4 制度信用銘柄である外国指標連動証券信託受益証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

に上場されているベンチャーファンドについて、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が50単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の40%以上であるとき。

(5) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(6) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7) 有価証券上場規程施行規則第1329条第5項第1号に定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) 貸ベンチャーファンド調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項第4号及び第8号の規定は前項第3号に規定する投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第4のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、上場投資口口数が10万単位以上であり、かつ、上場時の時価総額(当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から5営業日までの間における最低価格に上場投資口口数を乗じて得た額をいう。第3条の6第3項において同じ。)が500億円以上であるベンチャーファンドに対する上場後最初の選定審査(第6項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第3号及び第5号から

第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程

第1307条の規定の適用を受けて上場されるベンチャーファンドに対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第1307条において定める行為の当事者の発行するベンチャーファンドが貸借銘柄である場合に限る。)。

(1) 第1項第2号、第9号及び第10号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資主数が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の4第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者

でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人のベンチャーファンドに対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号及び第5号から第10号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資主数が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の4第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、他市場上場ベンチ

ヤーファンドに対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号、第3号及び第5号から第10号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間ににおける国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、上場ベンチャーファンド(国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 投資主数が上場時点において2,200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号及び第5号から第10号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(カントリーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の6 制度信用銘柄であるカントリーファンドが次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。(新設)

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2) 上場投資口口数が400万口以上の銘柄であるとき。

(3) 有価証券上場規程施行規則第1405条第2号に規定する本邦内における投資主の数(以下この条及び第6条の5において「投資主数」という。)が1,700人以上の銘柄であるとき。

(4) 各銘柄の営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間ににおける売買高等が次のa又はbに適合す

る銘柄であるとき。

- a 当取引所の市場における月平均売買高が 100 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 % 以上であるとき。
- b 当取引所及び国内の他の金融商品取引所に上場されているカントリーファンドについて、当該他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が 100 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 80 % 以上である場合は、当取引所の市場における月平均売買高が 50 単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の 40 % 以上であるとき。

(5) 第 4 条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(6) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(7) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) 貸カントリーファンド調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(9) その他貸借銘柄として適當でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 4 号の規定は前項第 3 号に規定する投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第 5 のとおりとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、上場投資口口数が 400 万口以上であり、かつ、上場時の時価総額が 500 億円以上であるカントリーファンドに対する上場後最初の選定審査(第 5 項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第 1 項第 3 号及び第 5 号から第 9 号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとす

る。

4 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人のカントリーファンドに対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号及び第5号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) 投資主数が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の5第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、他市場上場カントリーファンドに対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号、第3号及び第5号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間にかかる国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が100単位以上であり、かつ、値付日数が立会日数の80%以上である銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、上場カントリーファンド(国内の他の金融商品取引所に上場されたいた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 投資主数が上場時点において2,200人以上である銘柄であるとき。

<p>(2) 第1項第2号及び第5号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。</p>	
<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 第2条第1項、第2条の2第1項、第2条の5第1項及び第2条の6第1項の規定による制度信用銘柄の選定は、各銘柄の当取引所における上場後最初の約定値段が決定された日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に行う。</p>	<p>(選定の時期)</p> <p>(新設)</p>
<p>2 第3条、第3条の2、第3条の5及び第3条の6の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日(不動産投資信託証券、ベンチャーファンド及びカントリーファンド)にあっては、計算期間又は営業期間の末日若しくは第3条の2第3項第2号に定める審査対象日)を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。</p>	<p>第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日(不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日若しくは第2条の2第3項第2号に定める審査対象日)を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。</p> <p>(削る)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。</p>
<p>(1) 第2条第2項及び第3項、第2条の2第2項及び第2条の5第2項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第4項及び第5項、第3条の2第5項及び第3条の5第4項の規定による貸借銘柄の選定</p>	<p>(1) 第2条第3項及び第8項並びに第2条の2第4項及び第8項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第3項及び第9項並びに第3条の2第4項及び第9項の規定による貸借銘柄の選定</p> <p>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目(休業日を除外する。)の日</p>
<p>当該銘柄が上場された日</p>	<p>(2) 第2条第4項及び第5項並びに第2条の2第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第5項及び第6項並びに第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定</p> <p>当該銘柄が上場された日</p>

(2) 第2条第4項、第2条の2第3項、第2条の5第3項及び第2条の6第2項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第6項、第3条の2第6項、第3条の5第5項及び第3条の6第4項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドが上場された日

(削る)

(3) 第2条第6項及び第2条の2第6項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第7項及び第3条の2第7項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券等又は投資証券が上場された日

(4) 第2条第7項及び第2条の2第7項の規定による制度信用銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。)を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券(他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。)の選定を除く。)並びに第3条第8項及び第3条の2第8項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定を除く。)

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)

(5) 第2条第7項及び第2条の2第7項の規定による制度信用銘柄の選定(他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定に限る。)並びに第3条第8項及び第3条の2第8項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定に限る。)

(3) 第2条第5項、第2条の2第4項、第2条の5第4項及び第2条の6第3項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第7項、第3条の2第7項、第3条の5第6項及び第3条の6第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

当該銘柄が上場された日

<p>(4) 第2条第6項、第2条の2第5項、第2条の5第5項及び第2条の6第4項の規定による制度信用銘柄の選定</p>	<p>(6) 第2条第9項及び第2条の2第9項の規定による制度信用銘柄の選定</p>
<p>a 新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド又は新カントリーファンドが既に上場されている場合</p>	<p>a 新株券等又は新不動産投資信託証券が既に上場されている場合</p>
<p>当該新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド又は新カントリーファンドの発行者が発行する株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドを制度信用銘柄に選定した日</p>	<p>当該新株券等又は新不動産投資信託証券の発行者が発行する株券等又は不動産投資信託証券を制度信用銘柄に選定した日</p>
<p>b 新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド又は新カントリーファンドが新たに上場されることとなった場合</p>	<p>b 新株券等又は新不動産投資信託投資証券が新たに上場されることとなった場合</p>
<p>当該新株券等、新不動産投資信託証券、新ベンチャーファンド又は新カントリーファンドが上場された日</p>	<p>当該新株券等又は新不動産投資信託投資証券が上場された日</p>
<p>(5) 第3条第3項及び第8項、第3条の2第4項及び第8項、第3条の5第3項及び第7項並びに第3条の6第3項及び第6項の規定による貸借銘柄の選定</p>	<p>(新設)</p>
<p>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して11日目(休業日を除外する。)の日</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) 第1項及び第1号から第4号までに掲げる制度信用銘柄の選定審査の結果、選定が行われなかった場合におけるその後最初の制度信用銘柄の選定</p>	<p>(新設)</p>
<p>当取引所がその都度定める日</p>	<p>(新設)</p>
<p>(7) 次条第1号又は第5条の2第1号の規定により制度信用銘柄の選定を取り消された銘柄の取消し後最初の制度信用銘柄の選定</p>	<p>当取引所がその都度定める日</p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 第2項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目のほか、当該日の属する月から起算して7か月目</p>	<p>4 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目</p>

の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第3項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、同項第5号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

る月から起算して7か月目の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)まで、第2項第1号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)までの間に、第2項第4号及び第5号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄である株券等の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(削る)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

(制度信用銘柄である株券等の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 流通株式の数が5,000単位に満たない銘柄であるとき。ただし、外国株券等(重複上場の場合に限る。)の場合は、上場株券等の数が1万単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株主数が600人に達しない銘柄であるとき。

(3) 外国株券等の売買高が次のa又はbに該当する銘柄であるとき。

a 毎年12月末日以前1年間における月平均売買高が10単位未満であるとき。

b 毎月の末日からさかのぼって3か月間に売買が成立していないとき。

(4) (略)

(5) (略)

2 有価証券上場規程施行規則第212条第1項
第1号の規定は前項第1号に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号から第4号まで及び第311条第1項第1号eの規定は前項第2号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第

601条第2項第1号並びに第311条第3項第1号b及びcの規定は前項第3号aに規定する毎年12月末日以前1年間における月平均売買高について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第212条第1項第1号及び第2号の規定を、外国株券等にあっては同第212条第1項第1号から第4号まで並びに同第311条第1項第1号eの規定を除く。）。この場合における読み替えは、別表第4のとおりとする。

（削る）

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第9項の規定により制度信用銘柄に選定された新株券等が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。

（制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準）

第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

（1）その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。

（削る）

（制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準）

第5条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

（1）上場受益権口数又は上場投資口口数が1万口に満たない銘柄であるとき。

（2）受益者数又は投資主数が600人に達しない銘柄であるとき。

（3）（略）

（4）（略）

2 有価証券上場規程施行規則第1233条第2項の規定は前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、第311条第1項第1号eの規定は前項第2号に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表第5のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条の2第9項の規定により制度信用銘柄に選定された新不動

（2）（略）
（3）（略）

（削る）

（削る）

	<u>産投資信託証券が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。</u>
(制度信用銘柄であるE T F及びE T N信託受益証券の選定取消基準)	(制度信用銘柄であるE T F及び <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の選定取消基準)
第5条の3 制度信用銘柄であるE T F及びE T N信託受益証券が、第5条第2号又は第3号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。	第5条の3 制度信用銘柄であるE T F及び <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券が、第5条第1項第4号又は第5号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。
(制度信用銘柄であるベンチャーファンドの選定取消基準)	(新設)
第5条の4 制度信用銘柄であるベンチャーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。	
(1) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。	
(2) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。	
(制度信用銘柄であるカントリーファンドの選定取消基準)	(新設)
第5条の5 制度信用銘柄であるカントリーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。	
(1) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。	
(2) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。	
(貸借銘柄である株券等の選定取消基準)	(貸借銘柄である株券等の選定取消基準)
第6条 貸借銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。	第6条 貸借銘柄である株券等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。	(新設)

<p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 1 号の規定は前項第 1 号に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに同第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定は前項第 2 号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第 601 条第 2 項第 1 号並びに同第 311 条第 3 項第 1 号 b 及び c の規定は前項第 3 号 a に規定する毎年 12 月末日以前 1 年間における月平均売買高について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を、外国株券等にあっては同第 212 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに同第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定を除く。）。この場合における読み替えは、別表第 7 のとおりとする。</p> <p>（貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準）</p> <p>第 6 条の 2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p><u>（5）（略）</u></p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第 1233 条第 2 項の規定は前項第 1 号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、<u>同第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定は前項第 2 号に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する</u>。この場合における読み替えは、別表第 7 のとおりとする。</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 1 号の規定は前項第 1 号に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに同第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定は前項第 2 号に規定する株主数について、有価証券上場規程施行規則第 601 条第 2 項第 1 号並びに同第 311 条第 3 項第 1 号 b 及び c の規定は前項第 3 号 a に規定する毎年 12 月末日以前 1 年間における月平均売買高について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては有価証券上場規程施行規則第 212 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を、外国株券等にあっては同第 212 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに同第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定を除く。）。この場合における読み替えは、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>（貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準）</p> <p>第 6 条の 2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（3）（略）</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p>2 有価証券上場規程施行規則第 1233 条第 2 項の規定は前項第 1 号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、<u>第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定は前項第 2 号に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する</u>。この場合における読み替えは、別表第 5 のとおりと</p>
--	--

りとする。

(貸借銘柄である E T F 及び E T N 信託受益証券の選定取消基準)

第 6 条の 3 貸借銘柄である E T F 及び E T N 信託受益証券が、第 6 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(貸借銘柄であるベンチャーファンドの選定取消基準)

第 6 条の 4 貸借銘柄であるベンチャーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場投資口口数が 2 万単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 投資主数が 1,200 人に達しない銘柄であるとき。

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 有価証券上場規程施行規則第 1329 条第 6 項の規定は前項第 1 号に規定する上場投資口口数について、同第 311 条第 1 項第 1 号 e の規定は前項第 1 号に規定する投資主数について、それぞれ準用する。この場合における読み替えは、別表第 8 のとおりとする。

(貸借銘柄であるカントリーファンドの選定取消基準)

第 6 条の 5 貸借銘柄であるカントリーファンドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場投資口口数が 400 万口に満たない銘柄であるとき。

(2) 投資主数が 1,200 人に達しない銘柄

する。

(貸借銘柄である E T F 及び外国指標連動証券信託受益証券の選定取消基準)

第 6 条の 3 貸借銘柄である E T F 及び外国指標連動証券信託受益証券が、第 6 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(新設)

(新設)

であるとき。

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号eの規定は前項第1号に規定する投資主数について準用する。この場合における読み替えは、別表第9のとおりとする。

(貸借銘柄である内国株券等に係る選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、内国株券等又は優先株等の貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h、i及びjの規定は、第6条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する(優先出資証券にあっては、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号iの規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第10のとおりとする。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券に係る選定取消基準の特例)

第7条の2 第6条の2第1項の規定にかかわら

(内国株券等に係る選定取消基準の特例)

第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、内国株券等又は優先株等の制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第1号若しくは第2号又は第6条第1項第1号若しくは第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、h、i及びjの規定は、第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する(優先出資証券にあっては、同第311条第1項第1号iの規定を除く。)。この場合における読み替えは、別表第6のとおりとする。

(不動産投資信託証券に係る選定取消基準の特例)

第7条の2 第5条の2第1項及び第6条の2第

ず、不動産投資信託証券の貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した計算期間又は営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日(計算期間又は営業期間の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の計算期間又は営業期間の最終日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する計算期間又は営業期間)までの期間(以下この条、次条及び第7条の4において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の2第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第11のとおりとする。

(貸借銘柄であるベンチャーファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の3 第6条の4第1項の規定にかかるらず、ベンチャーファンドの貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として猶予期間を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g、h及びjの規定は、第6条の4第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第12のとおりとする。

(貸借銘柄であるカントリーファンドに係る選定取消基準の特例)

第7条の4 第6条の5第1項の規定にかかる

1項の規定にかかるらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当するときは、原則として該当した計算期間又は営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日(計算期間又は営業期間の変更により当該1か年目の日が上場不動産投資信託証券の計算期間又は営業期間の最終日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する計算期間又は営業期間)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、h及びjの規定は、第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第7のとおりとする。

(新設)

(新設)

ず、カントリーファンドの貸借銘柄が同項第1号又は第2号に該当するときは、原則として猶予期間を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号f、g及びhの規定は、第6条の5第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合における読み替えは、別表第13のとおりとする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1号若しくは第3号、第5条の2第1号若しくは第3号、第5条の4第2号、第5条の5第2号、第6条第1項第3号、第4号若しくは第6号、第6条の2第1項第3号若しくは第5号、第6条の4第1項第4号又は第6条の5第1項第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し(第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。)は、当取引所がその都度定める日に行う。

2 第7条から前条までに規定する猶予期間を通じて第6条第1項第1号若しくは第2号、第6条の2第1項第1号若しくは第2号、第6条の4第1項第1号若しくは第2号又は第6条の5第1項第1号若しくは第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項及び前条第2項において準用する有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号h並びに第7条第2項において準用する同第311条第1項第1号iに定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第1号、第3号若しくは第5号、第5条の2第1項第1号若しくは第4号、第6条第1項第1号、第3号若しくは第5号又は第6条の2第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し(第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。)は、当取引所がその都度定める日に行う。

2 第7条及び前条に規定する猶予期間を通じて第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、第7条第2項及び前条第2項において準用する有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号h並びに第7条第2項において準用する同第311条第1項第1号iに定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

所がその都度定める日とする。

3 第5条第2号、第5条の2第2号、第5条の4第1号、第5条の5第1号、第6条第1項第5号、第6条の2第1項第4号、第6条の4第1項第3号又は第6条の5第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消し(第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。)は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の6までの規定による選定及び第5条から第6条の5までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第2号及び第6項第2号、第3条の2第1項第2号及び第6項第2号、第3条の5第1項第3号及び第5項第2号、第3条の6第1項第3号及び第4項第2号、第6条第1項第2号、第6条の2第1項第2号、第6条の4第1項第2号並びに第6条の5第1項第2号

有価証券報告書等又は有価証券上場規程施行規則第423条第1項の規定により提出される株券等の分布状況表等、同第1230条第5項第3号の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等若しくは同第1327条第3項第3号の規定により提出される上場ベンチャーファンドの分布状況表等

(2) 第2条第1項第2号、第2条の2第1項第2号、第3条第1項第4号及び第5号並びに第3条の2第1項第4号及び第5号

3 第5条第1項第4号、第5条の2第1項第3号、第6条第1項第4号又は第6条の2第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消し(第5条の3又は第6条の3の規定によるものを含む。)は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の4までの規定による選定及び第5条から第6条の3までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第3号及び第6項第2号、第2条の2第1項第3号及び第6項第2号、第3条第1項第2号及び第7項第2号、第3条の2第1項第2号及び第7項第2号、第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は有価証券上場規程施行規則第423条第1項の規定により提出される株券等の分布状況表等若しくは同第1230条第5項第3号の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(2) 第2条第1項第5号及び第6号、第2条の2第1項第5号及び第6号並びに第3条第1項第4号及び第5号並びに第3条の2第1項第4号及び第5号

有価証券報告書等

(3) 第 3 条第 4 項第 2 号、第 3 条の 2 第 5 項第 2 号及び第 3 条の 5 第 4 項第 2 号

有価証券上場規程施行規則第 205 条第 1 号 a の (c) の規定により提出される「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」等同第 1202 条第 3 項第 1 号 b の規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」若しくは同第 1302 条第 4 項第 1 号 b の規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

(当取引所が定める上場の態様)

第 10 条 規程第 15 条第 1 項に規定する当取引所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券等、不動産投資信託証券又はベンチャーファンドが第 2 条第 2 項、第 2 条の 2 第 2 項又は第 2 条の 5 第 2 項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券、不動産投資信託証券又はベンチャーファンドが、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(3) 株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドが第 2 条第 4 項、第 2 条の 2 第 3 項、第 2 条の 5 第 3 項又は第 2 条の 6 第 2 項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド又はカントリーファンドが、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

有価証券報告書等

(3) 第 2 条第 4 項第 2 号、第 2 条の 2 第 5 項第 2 号、第 3 条第 5 項第 2 号及び第 3 条の 2 第 6 項第 2 号

有価証券上場規程施行規則第 205 条第 1 号 a の (c) の規定により提出される「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」等又は同第 1202 条第 3 項第 1 号 b の規定により提出される「新規上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

(当取引所が定める上場の態様)

第 10 条 規程第 15 条第 1 項に規定する当取引所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 株券等又は投資証券が第 2 条第 4 項又は第 2 条の 2 第 5 項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(3) 株券等又は投資証券が第 2 条第 6 項又は第 2 条の 2 第 6 項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券等又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

付 則

- 1 この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)の前日において株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という。)の市場に上場している銘柄(以下「大証上場銘柄」という。)のうち、当取引所の市場に上場していない銘柄(以下「大証単独上場銘柄」という。)であって、かつ、施行日において当取引所の市場に上場する、施行日の前日において大証の市場における制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定されている銘柄については、施行日において、当取引所の市場における制度信用銘柄又は貸借銘柄にそれぞれ選定するものとする。この場合において、当該当取引所の市場における制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定する銘柄は、大証の市場における選定期から、当取引所の市場において選定されていたものとみなす。
- 3 大証上場銘柄のうち当取引所の市場に上場している銘柄(以下「大証重複上場銘柄」という。)であって、かつ、施行日の前日において大証の市場における制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定されており、当取引所の市場における制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定されていない銘柄については、施行日において、当取引所の市場における制度信用銘柄又は貸借銘柄にそれぞれ選定するものとする。
- 4 前2項の規定の適用を受けて当取引所における貸借銘柄に選定された銘柄の選定期取消しについて、施行日から起算して1か年目の日後最初に到来する事業年度、計算期間又は営業期間の末日までの間は、改正後の第6条第1項第1号に定める流通株式数の基準(改正後の第7条に定める猶予期間を通じて該当したと認められる流通株式数の基準を含む。)については、施行日の前日に

おける大証の定める制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則（以下「大証選定規則」という。）第6条第1項第1号に定める基準、改正後の第6条第1項第2号に定める株主数の基準（改正後の第7条に定める猶予期間を通じて該当したと認められる株主数の基準を含む。）については大証選定規則第6条第1項第2号に定める基準、改正後の第6条の2第1項第1号に定める上場受益権口数又は上場投資口口数の基準については大証選定規則第6条の4に定める基準とし、改正後の第6条第1項第1号及び第2号並びに第6条の2第1項第1号及び第2号の適用は行わないものとする。

5 第2項及び第3項の規定の適用を受けて当取引所における貸借銘柄に選定された銘柄のうち、大証選定規則第7条第1項第3号に定める猶予期間にある銘柄については、同規則第6条第1項第1号又は第2号に該当していたものに限り、当該猶予期間の開始日を、改正後の第7条第1項に定める猶予期間の開始日とみなす。この場合において、猶予期間を通じて該当したと認める基準は、大証選定規則第6条第1項第1号又は第2号に定める数値とする。

6 前2項の場合において、大証選定規則第6条第1項第1号に定める浮動株式数は、流通株式数と読み替えるものとする。

7 第3項のほか、改正後の第2条から第2条の6まで及び第4条の規定にかかわらず、施行日の前日において当取引所の市場に上場している銘柄のうち、当取引所の市場における制度信用銘柄に選定されていない銘柄及び大証単独上場銘柄であって、施行日において当取引所の市場に上場する銘柄のうち、施行日の前日において大証の市場における制度信用銘柄に選定されていない銘柄については、第5条から第5条の5までの規定に該当しない場合に限り、施行日において、当取引

所の市場における制度信用銘柄に選定するものとする。

8 大証単独上場銘柄であって、施行日において当取引所の市場に上場する銘柄のうち、施行日の前日において大証の市場における貸借銘柄に選定されていない銘柄に対する施行日以降の貸借銘柄に係る選定審査は、改正後の第4条第2項に定める選定日が到来するものから行う。

新			旧		
別表第1（第3条第1項関係）			別表第1（第2条第1項、第3条第1項関係）		
読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第212条第1項第1号、第2号、第4号及び第8号並びに第5項第5号及び第6号	(略)	(略)	第212条第1項第1号、第2号、第4号及び第8号	(略)	(略)
第212条第1項第4号	当該基準日等	審査対象事業年度の末日		(新設)	
第212条第1項第4号及び第8号	直前の基準日等	審査対象事業年度の末日		(新設)	
第212条第1項第5号	基準日等	審査対象事業年度の末日		(新設)	
第212条第5項第5号	第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日 四半期連結財務諸表 四半期連結貸借対照表 結合四半期貸借対照表	審査対象事業年度の末日 連結財務諸表 連結貸借対照表 結合貸借対照表		(新設)	
第212条第5項第6号	新規上場申請日の直前四半期会計	審査対象事業年度の末日	第212条第5項第5号	新規上場申請日の直前事業年度の	審査対象事業年度の末日

期間の末日		
(削る)		
(略)	(略)	(略)

末日	
第310条第1項第5号	直前の基準日等
	市場第一部銘柄の指定を承認する日まで
	4条第1項及び第4項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで
当該基準日等	審査対象事業年度の末日
(略)	(略)

別表第2（第3条第4項第3号、同条第7項第3号関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

別表第3（第3条の2第1項関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第212条第1	(略)	(略)

別表第2（第2条第4項第3号、同条第7項第3号関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

別表第3（第2条の2第1項、第3条の2第1項関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第212条第1	(略)	(略)

<p>項第 4 号</p> <p>第 212 条第 1 項第 4 号及び第 8 号</p>		
	当該基準日等	最近の基準日
	株主数	受益者数又は投資主数
	流通株式の数	受益権口数又は投資口数
	直前の基準日等	最近の基準日
	株券等	不動産投資信託証券
(削る)	(略)	(略)
<p>第 212 条第 1 項第 8 号</p>	(削る)	
	(略)	(略)
(削る)		
<p>項第 4 号</p> <p>第 212 条第 1 項第 4 号及び第 8 号</p>	(新設)	
	(略)	(略)
<p>第 212 条第 1 項第 8 号並びに第 10 条第 1 項第 5 号</p>	株主数	受益者数又は投資主数
	流通株式の数	受益権口数又は投資口数
	株券等	不動産投資信託証券
	直前の基準日等	最近の基準日
	50 単位	50 口
	(略)	(略)
<p>第 310 条第 1 項第 5 号</p>	市場第一部	審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第 4 条第 1 項及び第 4 項(第 4 条第 1 項に係るものに限
	銘柄の指定を承認する	
	日まで	

--

る。)に定め る日の属す る月の前々 月の末日ま で
上場会社
当該基準日等
市場第一部 銘柄指定基 準に関する 株券等の分 布状況表
上場不動産 投資信託証 券の発行者
最近の基準 日
不動産投資 信託証券の 分布状況表

別表第4(第3条の5第1項関係)

(新設)

読み替える有価 証券上場規程施 行規則の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
第212条第1 項第4号	株主	投資主
	当該基準日等	最近の基準 日
第212条第1 項第4号及び第 8号	株主数	投資主数
	流通株式の 数	投資口口数
	直前の基準 日等	最近の基準 日
	株券等	ベンチャー ファン
	新規上場申 請者	上場ベンチ ヤーファン

		ドの発行者
第 212 条第 1 項第 8 号	株券等の分 布状況表	ベンチャー ファンドの 分布状況表

別表第 5 (第 3 条の 6 第 1 項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 212 条第 1 項第 4 号	株主数 流通株式の 数 直前の基準 日等 株主 株券等 新規上場申 請者 当該基準日 等	投資主数 投資口口数 最近の基準 日 投資主 カントリー ファン 上場カント リーファン ドの発行者 最近の基準 日

(新設)

別表第 6 (第 6 条第 1 項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(削る)		

別表第 4 (第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第 311 条第 3 項第 1 号 c	上場会社が について 変更を行っ てている	上場株券等 が行われ ていている

別表第 7 (第 6 条の 2 第 1 項関係)

別表第 5 (第 5 条の 2 第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

別表第 8 (第 6 条の 4 第 1 項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 1 1 条第 1 項第 1 号 e	株主数	投資主数
	株券等	ベンチャー ファンド
	上場会社	ベンチャー ファンドの 発行者
	株主	投資主

(新設)

別表第 9 (第 6 条の 5 第 1 項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 1 1 条第 1 項第 1 号 e	株主数	投資主数
	株券等	カントリー ファンド
	上場会社	カントリー ファンドの 発行者
	株主	投資主

(新設)

別表第 10 (第 7 条関係)

読み替える有価証券上場規程施	読み替えら れる字句	読み替える 字句
----------------	---------------	-------------

別表第 6 (第 7 条関係)

読み替える有価証券上場規程施	読み替えら れる字句	読み替える 字句
----------------	---------------	-------------

行規則の規定		
第311条第1項第1号f、h及びi	2,000人	1,200人

行規則		
第311条第1項第1号f、h及びi	2,000人	第5条第1項第2号に該当した場合は600人、第6条第1項第2号に該当した場合は1,200人

別表第11(第7条の2第1項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第311条第1項第1号f、g、h及びj	株券等	不動産投資 信託証券
第311条第1項第1号f、g及びj	上場会社	上場不動産 投資信託証券の発行者
第311条第1項第1号f及びh	2,000人	1,200人
第311条第1項	(略)	(略)

別表第7(第7条の2第1項関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)		
(新設)		
第311条第1項第1号f及びh	2,000人	第5条の2第1項第2号に該当した場合は600人、第6条の2第1項第2号に該当した場合は1,200人
第311条第1項	(略)	(略)

項第1号f、h 及びj	(削る)	
第311条第1	1万単位	2万口
項第1号g		
第311条第1	流通株式の	上場受益権
項第1号g及びj	数	口数又は上場投資口口数
	流通株式	受益権口又は投資口
(削る)		
第311条第1 項第1号h	株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行つてゐる場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)	受益権の分割又は投資口の分割
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第311条第1 項第1号j	(削る)	
	(略)	(略)

項第1号f、h及びj	株券等	不動産投資 信託証券
	(新設)	
	(新設)	
第311条第1 項第1号f及びj	上場会社	上場不動産 投資信託証券の発行者
第311条第1 項第1号h	株式分割	受益権の分割又は投資口の分割
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第311条第1 項第1号j	流通株式の 数	上場受益権 口数又は上場投資口口数
	(略)	(略)

別表第12（第7条の3第1項関係）

読み替える有価 証券上場規程施	読み替えら れる字句	読み替える 字句
--------------------	---------------	-------------

(新設)

行規則の規定		
第311条第1項第1号 f、g、h及びj	株券等	ベンチャー ファンド
第311条第1項第1号 f、g及びj	上場会社	上場ベンチ ヤーファン ドの発行者
第311条第1項第1号 f 及びh	2,000人	1,200人
第311条第1項第1号 f、h及びj	株主数	投資主数
第311条第1項第1号 g	1万単位	2万単位
第311条第1項第1号 g 及びj	流通株式の数	上場投資口 口数
	流通株式	投資口
第311条第1項第1号 h	株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)	投資口の分割
	1単位	1口
	株主	投資主
第311条第1項第1号 j	株券等の分 布状況表	ベンチャー ファンドの 分布状況表

別表第13（第7条の4第1項関係）

(新設)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第311条第1項第1号f及びg	上場会社	上場カントリーファンドの発行者
第311条第1項第1号f、g及びh	株券等	カントリーファンド
第311条第1項第1号f及びh	2,000人	1,200人
	株主数	投資主数
第311条第1項第1号g	流通株式の数	上場投資口口数
	1万単位	400万口
	流通株式	投資口
第311条第1項第1号h	株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)	投資口の分割
	1単位	1口

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(準用規定)</p> <p>第 11 条 第 2 条から前条までの規定は、取引参加者規程第 2 条<u>第 6 項</u>に規定する有価証券オプション取引参加者について準用する。この場合において、第 2 条から第 5 条までの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者、<u>同条第 3 項</u>に規定する現物取引参加者又は<u>同条第 6 項</u>に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第 11 条 第 2 条から前条までの規定は、取引参加者規程第 2 条<u>第 5 項</u>に規定する有価証券オプション取引参加者について準用する。この場合において、第 2 条から第 5 条までの規定中「取引参加者」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者又は<u>同条第 5 項</u>に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。</p>	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編 (略)	第1編 (略)
第2編 株券等	第2編 株券等
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 新規上場	第2章 新規上場
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
第3節の2 <u>JASDAQへの新規上場</u>	
第1款 提出書類等(第229条の2)	
<u>第229条の10)</u>	
第2款 スタンダードにおける形式要件	
<u>(第229条の11・第229条の12)</u>	
第3款 スタンダードにおける上場審査	
<u>(第229条の13)</u>	
第4款 グロースにおける形式要件(第229条の14)	
第5款 グロースにおける上場審査(第229条の15)	
第6款 テクニカル上場(第229条の16)	
第4節 (略)	第4節 (略)
第3章 株券等の上場及び市場区分の変更等	第3章 株券等の上場及び市場区分の変更等
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
第4節 市場変更	第4節 市場変更 <u>(第313条 第315条)</u>
第1款 本則市場への上場市場の変更	
<u>(第313条 第313条の3)</u>	
第2款 マザーズへの上場市場の変更	
<u>(第313条の4・第313条の5)</u>	
第3款 JASDAQへの上場市場の変更	
<u>更(第313条の6 第313条の8)</u>	

<u>第4款 吸収合併等の場合の上場市場の変更</u> （第314条・第315条）	(新設)
<u>第5款 内訳区分の変更</u> （第315条の2 第315条の5）	(新設)
第3編 (略)	第3編 (略)
第4編 債券等	第4編 債券等
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
第4章 <u>E TN</u> （第932条 第948条）	第4章 <u>指標連動証券</u> （第932条 第948条）
第5章 (略)	第5章 (略)
第5編 <u>E TF</u>	第5編 <u>受益証券及び投資証券</u>
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
(削る)	第3章 <u>不動産投資信託証券</u>
(削る)	第1節 <u>新規上場</u> （第1201条 第1206条）
(削る)	第2節 <u>上場前の公募等</u> （第1207条 第1224条）
(削る)	第3節 <u>追加上場等</u> （第1225条 第1228条）
(削る)	第4節 <u>適時開示等</u> （第1229条 第1231条）
(削る)	第5節 <u>上場廃止</u> （第1232条 第1236条）
(削る)	第6節 <u>上場に関する料金</u> （第1237条・第1238条）
第6編 ファンド	(新設)
第1章 <u>総則</u> （第1201条）	(新設)
第2章 <u>不動産投資信託証券</u> （第1201条の2 第1238条）	(新設)
第3章 <u>ベンチャーファンド</u> （第1301条 第1334条）	(新設)
第4章 <u>カントリーファンド</u> （第1401条 第1414条）	(新設)
付則	付則
別添 (別添1 別添8)	別添 (別添1 別添7)
別記様式 (別記第1 1号様式 第5 6号)	別記様式 (別記第1 1号様式 第4 11)

様式)

(定義)

第2条 この施行規則において「I F R S任意適用会社」、「E T N」、「E T N信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「四半期報告書」、「受益証券」、「出資証券」、「上場E T N信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場会社監査事務所」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場選択申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第

号様式)

(定義)

第2条 この施行規則において「I F R S任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国指標連動証券」、「外国指標連動証券信託受益証券」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「四半期報告書」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場外国指標連動証券信託受益証券」、「上場会社」、「上場会社監査事務所」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場選択申請者」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第

約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、ETN、ETN信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国指標連動証券、外国指標連動証券信託受益証券、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場外国指標連動証券信託受益証券、上場会社、上場会社監査事務所、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場選択申請者、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約

三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国指標連動証券、外国指標連動証券信託受益証券、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場外国指標連動証券信託受益証券、上場会社、上場会社監査事務所、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場選択申請者、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約

債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、受益証券、出資証券、上場E TN信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場会社監査事務所、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場市場選択申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資運用業、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資信託法施行規則、投資信託法施行令、投資法人、投資法人計算規則、投資法人債券、特定事業会社、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2・3 (略)

(日本語又は英語による書類の提出等の取扱い)

第9条 規程第5条第1項第2号に規定する施行規則で定める書類等とは、規程第2編第4章第2節、規程第806条、規程第907条、規程

権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2・3 (略)

(日本語又は英語による書類の提出等の取扱い)

第9条 規程第5条第1項第2号に規定する施行規則で定める書類等とは、規程第2編第4章第2節、規程第806条、規程第907条、規程

第930条、規程第947条、規程第1107条、規程第1213条、規程第1312条又は規程第1410条の規定に基づく会社情報等の開示に係る資料及び当取引所がその都度日本語によることを必要と認めた書類等をいうものとする。

2～4 (略)

(新規上場申請の取扱い)

第201条 (略)

2 規程第201条第2項に規定する施行規則で定めるものとは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第208条第1号、規程第215条第1号又は規程第216条の9第1号に該当する新設合併

(2) 規程第208条第3号、規程第215条第3号又は規程第216条の9第3号に該当する株式移転

(3) (略)

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(8) (略)

(9) 削除

第930条、規程第947条、規程第1107条又は規程第1213条の規定に基づく会社情報等の開示に係る資料及び当取引所がその都度日本語によることを必要と認めた書類等をいうものとする。

2～4 (略)

(新規上場申請の取扱い)

第201条 (略)

2 規程第201条第2項に規定する施行規則で定めるものとは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第208条第1号又は規程第215条第1号に該当する新設合併

(2) 規程第208条第3号又は規程第215条第3号に該当する株式移転

(3) (略)

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(8) (略)

(9) 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「新規上場申請のための四半期報告書」各2部

この場合において、当該「新規上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、規程第2

04条第6項及び第7項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに1年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

(10)～(17) (略)

(18) 新規上場申請者又はその子会社が最近2年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載又は添付されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）各2部

(19)～(21) (略)

(22) 削除

(23)～(31) (略)

2～4 (略)

（テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類）

第205条 規程第204条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書

(10)～(17) (略)

(18) 新規上場申請者又はその子会社が最近2年間に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載又は添付されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）各2部

(19)～(21) (略)

(22) 従業員持株会の規約及びその細則

(23)～(31) (略)

2～4 (略)

（テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類）

第205条 規程第204条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書

類とする。

(1) 規程第208条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 前条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第10号、第23号、第29号及び第31号に掲げる書類

(b) ~ (f) (略)

b (略)

(2) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合 次のaからcまでに掲げる書類の写し 各2部 (bに規定する書類については1部)

a～c (略)

(削る)

(4) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取

類とする。

(1) 規程第208条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 前条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第10号、第22号、第23号、第29号及び第31号に掲げる書類

(b) ~ (f) (略)

b (略)

(2) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合 次のaからdまでに掲げる書類の写し 各2部 (bに規定する書類については1部)

a～c (略)

d 届出目論見書及び届出仮目論見書

(4) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取

<p>下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合 次の a から <u>d</u> までに掲げる書類の写し 各 2 部 (b に規定する書類については 1 部)</p>	<p>下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合 次の a から <u>e</u> までに掲げる書類の写し 各 2 部 (b に規定する書類については 1 部)</p>
<p>a ~ c (略)</p>	<p>a ~ c (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>d</u> <u>発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書</u></p>
<p><u>d</u> (略)</p>	<p><u>e</u> (略)</p>
<p>(5) ~ (10) (略)</p>	<p>(5) ~ (10) (略)</p>
<p>(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)</p>	<p>(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)</p>
<p>第 210 条 (略)</p>	<p>第 210 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 規程第 204 条第 10 項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。</p>	<p>3 規程第 204 条第 10 項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。</p>
<p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p>
<p>(3) 第 206 条第 2 号及び第 9 号に規定する書類</p>	<p>(3) 第 206 条第 2 号から第 7 号まで及び第 9 号に規定する書類</p>
<p>(4) ~ (8) (略)</p>	<p>(4) ~ (8) (略)</p>
<p>(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)</p>	<p>(上場承認時の提出書類)</p>
<p>第 211 条 (略)</p>	<p>第 211 条 (略)</p>
<p>2 規程第 204 条第 11 項第 2 号に規定する施行規則で定める書類とは、第 204 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 3 号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(の部に限る。)並びに第 206 条第 9 号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。</p>	<p>2 規程第 204 条第 11 項第 2 号に規定する施行規則で定める書類とは、第 204 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 3 号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(の部に限る。)並びに第 204 条第 1 項第 9 号及び第 206 条第 9 号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。</p>
<p>3 ~ 4 (略)</p>	<p>3 ~ 4 (略)</p>
<p>(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)</p>	<p>(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)</p>
<p>第 220 条 規程第 211 条第 3 項に規定する施</p>	<p>第 220 条 規程第 211 条第 3 項に規定する施</p>

行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

- (1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者
- a 内国会社
- (a) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第10号、第23号、第29号及び第31号に掲げる書類
- (b) ~ (f) (略)
- b (略)
- (2) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第221条 規程第211条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、第206条各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類（同条第9号の2に掲げる書類を除く。）を提出するものとする。ただし、電子開示手続により当該各号に定める書類（同条第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第225条 (略)

2 (略)

3 規程第211条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第206条第2号及び第9号に規定する書類

行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

- (1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者
- a 内国会社
- (a) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第10号、第22号、第23号、第29号及び第31号に掲げる書類
- (b) ~ (f) (略)
- b (略)
- (2) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第221条 規程第211条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、第206条各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第225条 (略)

2 (略)

3 規程第211条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第206条第2号から第7号まで及び第9号に規定する書類

(4)～(8) (略)	(4)～(8) (略)
(テクニカル上場の取扱い) 第229条 (略)	(テクニカル上場の取扱い) 第229条 (略)
<u>第3節の2 JASDAQへの新規上場</u>	(新設)
<u>第1款 提出書類等</u>	(新設)
<u>(有価証券新規上場申請書の記載事項)</u>	
第229条の2 規程第216条の2第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。	(新設)
(1) 第203条第1項各号(第7号を除く。)に掲げる事項	
(2) JASDAQへの上場を申請する旨	
(3) 上場申請に係る有価証券の内訳区分	
2 前項第1号の規定に基づく事項のうち第203条第1項第2号に規定する発行数については、同条第2項各号に掲げる株券等の数を、それぞれ区分して注記するものとする。	
3 規程第216条の2第1項に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、内国会社にあっては別記第1 6号様式に、外国会社にあっては別記第1 7号様式にそれによるものとする。	
<u>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</u>	
第229条の3 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第216条の2第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	(新設)
(1) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで、第10号、第11号、第14号から第17号まで、第20号、	

第23号から第27号まで及び第29号から
第31号までに掲げる書類

(2) 新規上場申請者の属する企業集団及び
その経理の状況その他事業の内容に関する重
要な事項等を記載した「新規上場申請のため
の有価証券報告書」及び「JASDAQ上場
申請レポート」各2部

この場合において、「新規上場申請のため
の有価証券報告書」は の部のみをもって成
り、第204条第1項第4号aからbの2ま
で、d及びeに定めるところによるものとし、
「JASDAQ上場申請レポート」は、当取
引所が定める「JASDAQ上場申請レポー
ト記載要領」により作成するものとする。た
だし、新規上場申請者が最近1年間又は新規
上場申請日の属する事業年度の初日以後にお
いて次のa又はbに掲げる行為（aに掲げる
行為については、新規上場申請者の子会社が
行っている場合を含む。）を行っている場合
(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び
経営成績に重要な影響を与えない場合を除
く。)は、第204条第1項第4号a及びb
の規定により作成する「新規上場申請のため
の有価証券報告書（の部）」に次のa又は
bに定める財務計算に関する書類（当該「新
規上場申請のための有価証券報告書（の
部）」に記載されているもの及び当取引所が
添付を要しないものとして認めるものを除
く。)を添付するものとする。

a 合併（新規上場申請者とその子会社又は
新規上場申請者の子会社間の合併及び規程
第216条の9第1号又は第2号に該当す
る合併を除く。以下この号及び次号におい
て同じ。）

(a) 新規上場申請者が直前事業年度にお
いて合併を行う場合、合併当事会社（新規

上場申請者及びその子会社を除く。以下この（a）及び次（b）において同じ。）に係る当該合併の日の属する連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、合併当事会社に係る当該合併の日の属する事業年度の財務諸表とし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、合併当事会社に係る当該合併の日の属する事業年度における会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。以下この（a）において同じ。）ただし、合併当事会社に係る当該合併の日の属する連結会計年度の期間が6か月に満たないときは、合併当事会社に係る当該合併の日の属する連結会計年度及び当該合併の日の属する連結会計年度の直前の連結会計年度の財務諸表等

（b）新規上場申請者が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行う場合、合併当事会社の当該合併の日の属する連結会計年度及び当該連結会計年度の前連結会計年度の財務諸表等

b 子会社化又は非子会社化

（a）新規上場申請者が直前事業年度において子会社化又は非子会社化を行う場合、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る、当取引所が適当と認める期間までの財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、当該子会社に係る財務諸表とし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認

められる場合は、当該子会社に係る会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができます。以下この（a）及び次（b）において同じ。）ただし、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る、当取引所が適当と認める期間が6か月に満たないときは、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間及び当該期間の直前の連結会計年度等の財務諸表等

（b）新規上場申請者が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において子会社化又は非子会社化を行う場合、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間及び当該期間の直前の連結会計年度等に係る、当取引所が適当と認める期間までの財務諸表等

（3）新規上場申請者が、最近1年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次のaからdまでに掲げる行為（a、b及びdに掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）のいずれかを行っている場合（当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。）には、当該aからdまでに定める書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

a 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための被合併会社等の概要書」

b 会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）

（a）会社分割により承継される事業に

係る財務計算に関する書類（会社分割の日の属する事業年度に係るものに限る。
ただし、直前事業年度の末日の翌日以後において会社分割を行った場合及び会社分割を行った日の属する事業年度が6か月に満たない場合には、会社分割を行った日の属する事業年度の直前の事業年度に係るものも含む。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(b) 会社分割により承継される事業の概況及び会社分割の理由等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための会社分割概要書」

c 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための異動子会社に関する概要書」

d 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）

(a) 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度に係るものに限る。ただし、直前事業年度の末日の翌日以後において譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度が6か月に満たない場合には、譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度の直前の事業年度に係るものも含む。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財

務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(b) 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための事業の譲受け(又は譲渡)概要書」

(注) 当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

(4) 新規上場申請者が当該新規上場申請者の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を実質的に所有している会社(以下「過半数所有会社」という。)を有している場合(上場後最初に到来する事業年度の末日において過半数所有会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該過半数所有会社の事業年度若しくは中間会計期間(当該過半数所有会社が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該過半数所有会社が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次のa又はbに掲げる場合を除く。

- a 当該過半数所有会社が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合
- b 当該過半数所有会社が外国金融商品取引

所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者であり、かつ、当該過半数所有会社又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

(5) 新規上場申請者が過半数所有会社を有している場合は、過半数所有会社が次に掲げる事項を確約した書面

- a 過半数所有会社が新規上場申請者に対して当取引所が定める行為を計画及び検討している事実がないこと
- b 当取引所が必要と認める場合、過半数所有会社の資本政策及び過半数所有会社の企業グループ戦略等に係る資料の提出及び質問等に応じること

(6) 規程第216条の3第1号aただし書
(規程第216条の6第2号aによる場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、新規上場申請に係る株券の評価額に関する資料

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第216条の2第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第3号、第6号、第7号及び第30号に掲げる書類

(2) 第204条第2項第1号の2、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる書類。この場合において、同項第6号a中「規程第206条第1項第4号」とあるのは、「規程第216条の4第2号b又は規程第216条の7第5号による規程第206条第1項第4号」と読み替えるものとする。

(3) 前項第4号から第6号までに掲げる書類

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及び

その経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した直前事業年度に関する「新規上場申請のための有価証券報告書」及び「JASDAQ上場申請レポート」各2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は の部のみをもって成るものとし、第204条第2項第3号a、aの2及びcからeまでに定めるところによるものとし（規程第216条の4第1号a（規程第216条の7第2号による場合を含む。）に規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。）、「JASDAQ上場申請レポート」は、当取引所が定める「JASDAQ上場申請レポート記載要領」により作成するものとする。

(5) 第219条第2項第5号及び第6号に掲げる書類。この場合において、同号中「規程第213条第1項第1号の規定による規程第212条第3号」とあるのは「規程第216条の4第1号a（規程第216条の7第2号による場合を含む。）」と読み替えるものとする。

3 規程第216条の2第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項第1号又は前項第1号に規定する第204条第1項第7号に掲げる書類とする。

（テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類）

第229条の4 規程第216条の2第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 規程第216条の9第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

（新設）

a 内国会社

(a) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第10号、第23号、第29号及び第31号に掲げる書類

(b) 前条第1項第2号に掲げる書類

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、の部のみをもって成るものとし、前条第1項第2号の規定に準じて作成するものとする。

(c) 新規上場申請に係る株券等（優先出資証券を除く。）につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株券等の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」

(d) 上場会社が第417条各号及び第418条各号の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

(e) 新規上場申請者が規程第216条の9第5号の規定の適用を受ける場合は、上場会社の直前連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の直前事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(f) 規程第216条の9第1号又は第

3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条第1号に定める存続会社の親会社又は同条第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同条第1号又は同条第3号に規定する上場会社が規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号の規定による規程第601条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

b 外国会社

- (a) 第204条第1項第3号及び第6号に掲げる書類
- (b) 第204条第2項第2号、第4号から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる書類
- (c) 前aの(c)、(e)及び(f)に掲げる書類
- (d) 前条第2項第4号に掲げる書類
この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、の部のみ

をもって成るものとし、前条第2項第4号の規定に準じて作成するものとする。

(2) 規程第216条の9第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

- a 第204条第1項第3号及び第6号に掲げる書類
- b 第204条第2項第2号、第4号から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる書類
- c 第205条第2号aに掲げる書類
- d 第219条第2項第5号に掲げる書類

(新規上場申請に係る提出書類)

第229条の5 規程第216条の2第5項に規定する施行規則で定める場合とは、第206条各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類(第9号の2に掲げる書類を除く。)

を提出するものとする(電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類(同条第4号dに掲げる書類を除く。)については、提出を要しないものとする。)。この場合において、同条第9号の規定については、同号本文中「(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。)である場合には、この限りではない。)」とあるのは「(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。)及び「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に以下の各号に定める期間に係る直近の四半期財務諸表等を記載している場合には、この限りでない。)」と、同号a中「3か月を経過した後となる場合」とあるのは「3か月を経過し、6か月を経過していない場合」と、同号b中「6か月を経過した後となる場合」とあるのは「6か月を経過し、9か月を経過していない場合」と、それぞれ読み替えるものとする。

(新設)

(監査報告書等)

第229条の6 規程第216条の2第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類

とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第229条の3第1項第2号又は第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付する直前事業年度及びその前の事業年度（直前事業年度の前の事業年度が6か月に満たない場合は当該事業年度の前の事業年度を含む。）並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度（直前連結会計年度の前の事業年度が6か月に満たない場合は当該連結会計年度の前の連結会計年度を含む。）の財務諸表等（第229条の3第1項第2号の規定による第204条第2項第3号cにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社又は持株会社若しくは外国持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等及び新規上場申請者が民営化外国会社である場合であって、当該事業年度において作成していない財務書類があるときで、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。）

(2) 第229条の3第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は前条による第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

2 規程第216条の2第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告

（新設）

書は、同項に定める財務計算に関する書類が、
従前において法に基づいて提出された有価証券
届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含
まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期
財務諸表等と同一内容のものであって、既に法
第193条の2第1項の監査証明を受けている
場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又
は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間
監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで
足りるものとする。

3 規程第216条の2第6項ただし書に規定す
る施行規則で定める外国会社とは、次の各号に
該当する外国会社をいうものとし、当該外国会
社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書
を提出するものとする。この場合において、当
該監査報告書については、前項の規定を準用し
て、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第
229条の3第2項第4号による第204条
第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規
則第129条第1項又は第2項に定める作成
基準に準じて作成されていること。

(2) 第1項第1号に掲げる財務書類につい
て、公認会計士又は監査法人に相当する者に
より法第193条の2第1項の監査証明に相
当すると認められる証明を受けていること。

(監査概要書等)

第229条の7 規程第216条の2第7項に規
定する施行規則で定めるものとは、第229条
の5による第206条第9号に規定する「新規
上場申請のための四半期報告書」に係るものと
いう。

2 規程第216条の2第7項に規定する監査概
要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要
書については、次の各号のとおり取り扱うもの

(新設)

とする。

(1) 監査概要書は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) 「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載する新規上場申請者の新規上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期

レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(財務計算に関する書類)

第229条の8 規程第216条の2第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類

とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。

(1) 第229条の3第1項第2号a及びb

に規定する書類又は「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載される財務諸表等のうち同号の規定による第204条第1項第4号d（第229条の3第2項第4号の規定による第204条第2項第3号cにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社若しくは持株会社若しくは外国持株会社になった日の子会社のうち主體会社でないものに係るもの

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(2) 第229条の3第1項第1号に規定する第204条第1項第14号及び第229条の4第1項第1号aの（e）に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 第229条の3第1項第1号に規定す

（新設）

る第204条第1項第15号及び第17号に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 第229条の3第1項に規定する第204条第1項第16号又は第229条の3第1項第3号bの(a)若しくは同号dの(a)に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第229条の9 規程第216条の2第10項に規定する第2項から第8項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1) 定款(新規上場申請者が組織変更後の株式会社の内国株券の新規上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。)

(2) 「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」(規程第216条の2第6項若しくは第8項又は第229条の3第1項第2号による第204条第1項第4号bの2若しくは同号中に規定するa又はbの規定により添付される書類を含む。)

2 新規上場申請者(外国会社を除く。)による前項第1号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載された内容を記録した電磁的記録

(新設)

(法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録)の提出により行うものとする。

3 規程第216条の2第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1) 第1項に規定する書類
- (2) 第204条第2項第6号aに規定する書類
- (3) 第206条第2号及び第229条の5の規定により読み替えて適用する第206条第9号に規定する書類
- (4) 第204条第1項第14号から第17号までに規定する書類(前条の規定により添付される書類を含む。)
- (5) 第204条第1項第26号b及び第30号並びに第229条の3第1項第3号及び第4号に規定する書類
- (6) 第220条第1号aの(d)に規定する書類(第2編第4章第2節の規定により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。)
- (7) 第220条第1号aの(e)に規定する書類(規程第215条第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限る。)
- (8) 第206条第1号に規定する書類(第2編第4章第2節の規定により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。)

(上場承認時の提出書類)

第229条の10 規程第216条の2第11項 (新設)
第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。

2 規程第216条の2第11項第2号に規定す

る施行規則で定める書類とは、第229条の3第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」（の部に限る。）並びに第229条の5の規定による第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3 規程第216条の2第11項第2号に規定する理由の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4 規程第216条の2第12項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第5号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由

(3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。）

(5) 独立役員の確保の状況（次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。）

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員

として指定する理由

(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

(d) 当該会社の主要株主

(e) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (d) までに掲げる者
ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合その旨及びその概要

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。）

(6) その他当取引所が必要と認める事項

第2款 スタンダードにおける形式
要件

(新設)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第229条の11 第227条第3項の規定は、(新設)

規程第216条の3第1号aの場合について準用する。

2 第212条第1項の規定は、規程第216条の3第1号bの場合について準用する。

3 第227条第2項の規定は、規程第216条の3第2号に規定する流通株式時価総額について準用する。

4 第212条第5項(同項第3号に規定する要件を除く。)の規定は、規程第216条の3第3号に規定する純資産の額について準用する。

5 第212条第3項及び第6項の規定は、規程第216条の3第4号に規定する利益の額及び時価総額について準用するものとする。

(外国会社の形式要件の取扱い)

第229条の12 規程第216条の4第1号の(新設)

規定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第216条の4第1号aに規定する「1,000単位銘柄」、「500単位銘柄」、「100単位銘柄」、「50単位銘柄」、「10単位銘柄」及び「1単位銘柄」は、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請会社が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額を用いる

ものとする。

a 公開価格が500円未満の場合

1,000単位銘柄

b 公開価格が500円以上1,000円未満の場合

500単位銘柄

c 公開価格が1,000円以上5,000円未満の場合

100単位銘柄

d 公開価格が5,000円以上1万円未満の場合

50単位銘柄

e 公開価格が1万円以上5万円未満の場合

10単位銘柄

f 公開価格が5万円以上の場合

1単位銘柄

(2) 前号の規定にかかわらず、本国における法制度、実務慣行等から、同号によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める売買単位の銘柄とする。

(3) 規程第216条の4第1号aにおいて審査対象とする株券等の公募又は売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。

(4) 第227条第3項の規定は、規程第216条の4第1号aの場合について準用する。

(5) 第212条第1項の規定は、規程第216条の4第1項bの場合について準用する。

第3款 スタンダードにおける上場
審査

(新設)

(標準上場審査期間)

第229条の13 規程第216条の5第3項に <u>規定する施行規則で定める期間は、当取引所が スタンダードへの新規上場申請を受理してから 2か月とする。</u>	(新設)
第4款 グロースにおける形式要件 <u>(内国会社の形式要件の取扱い)</u>	(新設)
第229条の14 第212条第5項(同項第3号に規定する要件を除く。)の規定は、規程第216条の6第1号に規定する純資産の額について準用する。	(新設)
第5款 グロースにおける上場審査 <u>(標準上場審査期間)</u>	(新設)
第229条の15 規程第216条の8第3項に <u>規定する施行規則で定める期間は、当取引所が グロースへの新規上場申請を受理してから2か月とする。</u>	(新設)
第6款 テクニカル上場 <u>(テクニカル上場)</u>	(新設)
第229条の16 第216条第1項から第4項までの規定は、規程第216条の9の場合について準用する。	(新設)
(本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)	(本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)
第265条 (略) 2 規程第218条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。 (1)・(2) (略) (3) 規程第218条第1項第1号又は第2	第265条 (略) 2 規程第218条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。 (1)・(2) (略) (3) 規程第218条第1項第1号又は第2

号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第23号、第28号及び第30号（新規上場申請に係る株券等の発行者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3号に掲げる書類。

3～9（略）

（マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第266条（略）

2 規程第219条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

（1）・（2）（略）

（3） 規程第219条第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第23号、第28号及び第30号（新規上場申請に係る株券等の発行者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3号に掲げる書類。

3～5（略）

6 規程第219条第1項の規定の適用を受けてマザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第227条第1項の規定の適用については、同項中「第212条第1項」とあるのは「第265条第5項」の規定により読み替えて適用する第212条第1項とする。

7～9（略）

（JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場

号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第22号、第23号、第28号及び第30号（新規上場申請に係る株券等の発行者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3号に掲げる書類。

3～9（略）

（マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第266条（略）

2 規程第219条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

（1）・（2）（略）

（3） 規程第219条第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第22号、第23号、第28号及び第30号（新規上場申請に係る株券等の発行者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3号に掲げる書類。

3～5（略）

6 規程第219条第1項の規定の適用を受けてマザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第227条第1項の規定の適用については、同項中「第212条第1項」とあるのは「第265条第3項」の規定により読み替えて適用する第212条第1項とする。

7～9（略）

<p><u>申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例の取扱い)</u></p> <p><u>第267条 規程第220条第1項の規定に基づき新規上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券新規上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。このほか、新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。</u></p> <p><u>2 規程第220条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 規程第220条第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）</u></p> <p><u>(2) 次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに掲げる書類</u></p> <p><u>a 合併を予定している場合</u> <u>第417条第8号aからeまでに掲げる書類</u></p> <p><u>b 株式交換を予定している場合</u> <u>第417条第6号aからeまでに掲げる書類</u></p> <p><u>c 株式移転を予定している場合</u> <u>第417条第7号aからcまでに掲げる書類</u></p> <p><u>(3) 規程第220条第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第1</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

0号、第23号、第30号（新規上場申請に
係る株券等の発行者が外国会社である場合に
あっては、第2号、第3号、第5号及び第3
0号）、第206条第3号、第229条の3
第4号及び第5号に掲げる書類

3 規程第220条第1項の規定の適用を受けて
JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申
請者は、規程第216条の2第10項に規定す
る書類のほか、前項第3号に掲げる書類のうち、
第204条第1項第3号、第30号及び第22
9条の3第4号に掲げる書類を上場前及び上場
後において当取引所が公衆の縦覧に供すること
に同意するものとする。

4 規程第220条第1項の規定の適用を受けて
JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申
請者についての第229条の3第2項第5号の
規定による第219条第2項第5号の適用につ
いては、同号中「新規上場申請者」とあるのは
「新規上場申請に係る株券等の発行者」とする。

5 規程第220条第1項の規定の適用を受けて
JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申
請者についての第229条の10第4項の規定
の適用については、同項中「新規上場申請者」
とあるのは「新規上場申請に係る株券等の発行
者」とする。

6 規程第220条第1項の規定の適用を受けて
JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申
請者についての第229条の11第2項の規定
の適用については、同項中「第212条第1項」
とあるのは「第265条第5項の規定により読み
替えて適用する第212条第1項」とする。

7 規程第220条第1項の規定の適用を受けて
JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申
請者についての第229条の11第3項の規定
の適用については、同項中「第227条第2項」
とあるのは「第266条第7項の規定により読み

み替えて適用する第227条第2項」とする。

8 規程第220条第1項の規定の適用を受けて

JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第229条の11第1項の規定の適用については、同項中「第227条第3項」とあるのは「第266条第8項の規定により読み替えて適用する第227条第3項」とする。

9 規程第220条第1項の規定の適用を受けて

JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第229条の11第5項の規定の適用については、同項中「第212条第3項」とあるのは「第265条第7項の規定により読み替えて適用する第212条第3項」とする。

(新株券等の上場申請に係る有価証券上場申請書)

第301条 規程第301条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第601条第1項第18号（規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券等の上場を申請する場合には、当該株券等の内容に関する事項

(6) (略)

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券等の上場基準)

第305条 規程第303条に規定する施行規則

(新株券等の上場申請に係る有価証券上場申請書)

第301条 規程第301条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第601条第1項第18号（規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、規程第603条第1項第6号又は規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券等の上場を申請する場合には、当該株券等の内容に関する事項

(6) (略)

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券等の上場基準)

第305条 規程第303条に規定する施行規則

で定める基準とは、次の各号に定める基準をいう。

(1) 規程第601条第1項第18号（規程第603条第1項第6号、規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る内国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a・b（略）

(2) 規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号、規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号、規程第604条の3第2号又は規程第604条の5第2号の規定により適用される規程第601条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る外国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a・b（略）

第4節 市場変更

第1款 本則市場への上場市場の変更

（上場市場の変更申請の取扱い）

第313条（略）

（標準市場変更審査期間）

第313条の3（略）

第2款 マザーズへの上場市場の変更

（上場市場の変更申請の取扱い）

第313条の4 規程第313条の2第3項に規（新設）

で定める基準とは、次の各号に定める基準をいう。

(1) 規程第601条第1項第18号（規程第603条第1項第6号による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る内国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a・b（略）

(2) 規程第602条第1項第1号若しくは第2項第3号又は規程第604条第1項第2号若しくは第2項第1号の規定により適用される規程第601条第1項第18号に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る外国株券等については、次のa及びbに適合すること。

a・b（略）

第4節 市場変更

（新設）

（上場市場の変更申請の取扱い）

第313条（略）

（標準市場変更審査期間）

第313条の3（略）

（新設）

（新設）

定する「上場市場の変更申請に係る宣誓書」は、内国会社にあっては別記第1 14号様式に、外国会社にあっては別記第1 15号様式にそれぞれよるものとする。

2 規程第313条の2第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

- a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部
- b 第204条第1項第1号、第6号、第10号、第12号、第21号及び第27号に掲げる書類に準ずる書類
- c 第219条第1項第3号から第7号までに掲げる書類に準ずる書類

(2) 外国会社

次のaからcまでに掲げる書類

- a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部
- b 第204条第1項第6号、第7号、第12号及び第21号並びに同条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる書類に準ずる書類
- c 第206条第9号の2に定める書類（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。）

3 前項第1号a及び第2号aに掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。

(1) 「上場市場の変更申請のための有価証

券報告書」は、の部及び当取引所が上場市場の変更審査のため適當と認める書類から成るものとする。

(2) 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（の部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(3) 第204条第1項第4号bの2及び第207条第1項第3号の規定は、前号の「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（の部）」について準用する。この場合において、第204条第1項第4号bの2中「「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。」とあるのは「「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

4 規程第313条の2第5項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第2項第1号b又は第2号bの規定により添付する書類のうち第224条に規定する書類に準じる書類をいい、同条に定める書面を添付するものとする。

（標準市場変更審査期間）

第313条の5 規程第313条の4第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が上場市場の変更申請を受理してから2か月とする。

(新設)

第3款 JASDAQへの上場市場の変更

(新設)

(上場市場の変更申請の取扱い)

第313条の6 規程第313条の5第3項に規定する「上場市場の変更申請に係る宣誓書」は、

内国会社にあっては別記第1 14号様式に、

外国会社にあっては別記第1 15号様式にそ

れぞれよるものとする。

2 規程第313条の5第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部

b 第204条第1項第1号、第6号、第7号、第10号及び第27号に掲げる書類に準ずる書類

c 第229条の3第1項第3号から第6号までに掲げる書類に準ずる書類

d 第206条第9号の2に定める書類（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。）

(2) 外国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部

b 第204条第1項第1号第6号及び第7号並びに同条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる書類に準ずる書類。ただし、同条第1項第1号については、取締役会において新規上場申請を決議したことを証する書面。

(新設)

- c 第229条の3第2項第5号に掲げる書類
- d 第206条第9号の2に定める書類（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であつて、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。）
- 3 前項第1号a及び第2号aに掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」は、の部及び当取引所が上場市場の変更審査のため適當と認める書類から成るものとする。
- (2) 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（の部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。
- (3) 第229条の3第1項第2号及び同条第2項第4号の規定は、前号の「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（の部）」について準用する。この場合において、同条第11項第2号の規定による第204条第1項第4号bの2中「「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。」とあるのは「「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。
- 4 規程第313条の5第5項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第2項第1号b又は第2号bの規定により添付する書類のうち第229条の8各号に掲げる書類に準じる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。

(市場変更の形式要件の取扱い)

第313条の7 第212条第5項(同項第3号) (新設)

に規定する要件を除く。)の規定は、規程第3
13条の7第1項の規定において準用する規程
第216条の3第3号及び規程第216条の6
第1号に規定する純資産の額について準用す
る。この場合において、同項中「新規上場申請
日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請
者が「新規上場申請のための四半期報告書」又
は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、
「市場変更申請日の属する事業年度の初日(市
場変更申請日がその直前事業年度の末日から起
算して1か月以内である場合には、当該直前事
業年度の初日)以後に上場市場変更申請者が四
半期報告書を作成した場合」と、「新規上場
申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」と
あるのは「四半期報告書」と、「新規上場
申請のための有価証券報告書」とあるのは「直
近の有価証券報告書」と、それぞれ読み替える
ものとする。

2 第212条第6項の規定は、規程第313条
の7第1項の規定において準用する規程第21
6条の3第4号に規定する利益の額又は時価総
額について準用する。この場合において、同項
中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」
とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度
の初日(市場変更申請日がその直前事業年度の
末日から起算して1か月以内である場合には、
当該直前事業年度の初日)」と、「新規上場申
請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場
変更申請日の直前事業年度の末日(市場変更申
請日がその直前事業年度の末日から起算して1
か月以内である場合には、当該直前事業年度の
前事業年度の末日)」と、それぞれ読み替えるも
のとする。

<p><u>(標準市場変更審査期間)</u></p> <p><u>第313条の8 規程第313条の7第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が上場市場の変更申請を受理してから2か月とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第4款 吸収合併等の場合の上場市場の変更</u></p> <p>(吸収合併等の場合の上場市場の変更の取扱い)</p> <p>第314条 規程第314条第1項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「マザーズ以外の市場に上場している上場会社」と読み替える。</p> <p>2 規程第314条第2項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「本則市場以外の市場に上場している上場会社」と読み替える。</p> <p>3 規程第314条第1項から第3項までに規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、規程第601条第1項第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。</p> <p>4 規程第314条第1項から第4項までに規定する3年以内とは、上場会社がこれらの規定に掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」と</p>	<p>(新設)</p> <p>(吸収合併等の場合の上場市場の変更の取扱い)</p> <p>第314条 規程第314条第1項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「本則市場の上場会社」と読み替える。</p> <p>2 規程第314条第2項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「マザーズの上場会社」と読み替える。</p> <p>3 規程第314条第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、規程第601条第1項第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。</p> <p>4 規程第314条第2項又は第3項に規定する3年以内とは、上場会社がこれらの規定に掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」と</p>

間」という。)をいうものとする。

- 5 規程第314条第1項から第4項までに規定する施行規則で定める基準とは、同条第1項については規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項に準じた基準、規程第314条第2項及び第4項については規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項に準じた基準、規程第314条第3項については規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

6 (略)

第5款 内訳区分の変更

(内訳区分の変更申請の取扱い)

- 第315条の2 規程第315条の2第3項に規定する「内訳区分の変更申請に係る宣誓書」は、内国会社にあっては別記第116号様式に、外国会社にあっては別記第117号様式にそれぞれによるものとする。

- 2 規程第315条の2第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからdまでに掲げる書類

- a 内訳区分変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書」2部
- b 第204条第1項第1号、第6号、第7号、第10号及び第27号に掲げる書類に準ずる書類
- c 第229条の3第1項第3号から第6号までに掲げる書類に準ずる書類

いう。)をいうものとする。

- 5 規程第314条第2項及び第3項に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項に準じた基準をいうものとする。

6 (略)

(新設)

(新設)

d 第206条第9号の2に定める書類（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。）

(2) 外国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a 内訳区分変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書」 2部

b 第204条第1項第1号第6号及び第7号並びに同条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる書類に準ずる書類。ただし、第204条第1項第1号については、取締役会において新規上場申請を決議したことを証する書面。

c 第229条の3第2項第5号に掲げる書類

d 第206条第9号の2に定める書類（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であって、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。）

3 前項第1号a及び第2号aに掲げる「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。

(1) 「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書」は、 の部及び当取引所が内訳区分の変更審査のため適當と認める書類から成るものとする。

(2) 「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書（ の部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(3) 第229条の3第1項第2号及び同条第2項第4号の規定は、前号の「内訳区分の変更申請のための有価証券報告書（ の部）」について準用する。この場合において、同条

第1項第2号の規定による第204条第1項
第4号bの2中「「最近」の計算は、新規上
場申請日の直前事業年度の末日を起算日とし
てさかのぼる。以下この章において同じ。」
とあるのは「「最近」の計算は、内訳区分の
変更申請日の直前事業年度の末日（内訳区分
の変更申請日がその直前事業年度の末日から
起算して1か月以内である場合には、当該直
前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を
起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

（内訳区分の変更の形式要件の取扱い）

第315条の3 第212条第5項（同項第3号） (新設)

に規定する要件を除く。）の規定は、規程第3
15条の4及び規程第315条の5の規定にお
いて準用する規程第216条の3第3号及び規
程第216条の6第1号に規定する純資産の額
について準用する。この場合において、同項中
「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後
に新規上場申請者が「新規上場申請のための四
半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」
とあるのは、「内訳区分変更申請日の属する事
業年度の初日（内訳区分変更申請日がその直前
事業年度の末日から起算して1か月以内である
場合には、当該直前事業年度の初日）以後に内
訳区分変更申請者が四半期報告書を作成した場
合」と、「「新規上場申請のための四半期報告
書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報
告書」と、「「新規上場申請のための有価証券
報告書」」とあるのは「直近の有価証券報告書」
と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第212条第6項の規定は、規程第315条
の4の規定において準用する規程第216条の
3第4号に規定する利益の額又は時価総額につ
いて準用する。この場合において、同項中「新
規上場申請日の属する事業年度の初日」とある

のは「内訳区分変更申請日の属する事業年度の初日（内訳区分変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合に
は、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「内訳区分変更申請日の直前事業年度の末日（内訳区分変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（標準内訳区分変更審査期間）

第315条の4 規程第315条の4第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が内訳区分の変更申請を受理してから2か月とする。

（新設）

（吸収合併等の場合の内訳区分の変更の取扱い）

第315条の5 規程第315条の6第1項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「グロース上場会社」と読み替える。

（新設）

2 規程第315条の6第2項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「スタンダード上場会社」と読み替える。

3 規程第315条の6第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、規程第601条第1項第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。

4 規程第315条の6第1項及び第2項に規定する3年以内とは、上場会社がこれらの規定に

掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）をいうものとする。

5 規程第315条の6第1項に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項に準じた基準をいうものとする。

6 規程第315条の6第2項に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

7 上場会社が規程第315条の7第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日とする。

（市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社が一部指定日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第318条（略）

2 規程第318条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

（1）（略）

（2）規程第318条第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第23号、第28号及び第30号（市場第一部銘柄への指定を申請する者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3号に掲げる書類。

（市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社が一部指定日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第318条（略）

2 規程第318条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

（1）（略）

（2）規程第318条第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第22号、第23号、第28号及び第30号（市場第一部銘柄への指定を申請する者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3号に掲げる書類。

3 ~ 6 (略)

(本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第319条 規程第319条第1項の規定に基づき本則市場への上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては本則市場への上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

2 規程第319条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 規程第319条第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第23号、第28号及び第30号(本則市場への上場市場の変更申請を行う者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号)並びに第206条第3号に掲げる書類。

3 規程第319条第1項の規定の適用を受けて本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社は、前項第2号に定める書類のうち、第204条第1項第3号、第28号及び第30号に掲げる書類を本則市場への上場市場の変更前及び変更後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前3項のほか、第1項に規定する場合における

3 ~ 6 (略)

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第319条 規程第319条第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

2 規程第319条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 規程第319条第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第22号、第23号、第28号及び第30号(上場市場の変更申請を行う者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号)並びに第206条第3号に掲げる書類。

3 規程第319条第1項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前項第2号に定める書類のうち、第204条第1項第3号、第28号及び第30号に掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前各項のほか、第1項に規定する場合における

る本則市場への上場市場の変更申請の手続、本則市場への上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(マザーズへの上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第320条 規程第319条の2第1項の規定に

基づきマザーズへの上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

2 規程第319条の2第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第319条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）

(2) 規程第319条の2第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第12号、第23号、第28号及び第30号（マザーズへの上場市場の変更申請を行う者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号、第12号、第28号及び第30号）並びに第206条第3

る上場市場の変更申請の手続、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(新設)

号に掲げる書類

3 規程第319条の2第1項の規定を受けてマザーズへの上場市場の変更申請を行う上場会社は、前項第2号に定める書類のうち、第204条第1項第3号、第28号及び第30号に掲げる書類をマザーズへの上場市場の変更前及び変更後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前3項のほか、第1項に規定する場合におけるマザーズへの上場市場の変更申請の手続、マザーズへの上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(JASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第321条 規程第319条の3第1項の規定に (新設)

基づき JASDAQへの上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

2 規程第319条の3第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第319条の3第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当する

ことを証する書面を含む。)

(2) 規程第319条の3第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第23号、第30号(ＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請を行う者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号及び第30号)、第206条第3号、第229条の3第4号及び第5号に掲げる書類

3 規程第319条の3第1項の規定の適用を受けてＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請を行う上場会社は、前項第2号に定める書類のうち、第204条第1項第3号、第30号及び第229条の3第4号に掲げる書類をＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更前及び変更後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前3項のほか、第1項に規定する場合におけるＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更申請の手続、ＪＡＳＤAQへの上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(内訳区分の変更申請を行う上場会社が内訳区分変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第322条 規程第320条第1項の規定に基づきＪＡＳＤAQにおける内訳区分の変更申請を行う場合には、原則として、「内訳区分の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、内訳区分の変更審査に対する協力、内訳区分の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては内訳区分の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式

(新設)

移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

2 規程第320条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第320条第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）

(2) 規程第320条第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第204条第1項第2号、第3号、第5号、第8号、第10号、第23号、第30号（JASDAQにおける内訳区分の変更申請を行う者が外国会社である場合にあっては、第2号、第3号、第5号及び第30号）、第206条第3号、第229条の3第4号及び第5号に掲げる書類

3 規程第320条第1項の規定の適用を受けてJASDAQにおける内訳区分の変更申請を行う上場会社は、前項第2号に定める書類のうち、第204条第1項第3号、第30号及び第229条の3第4号に掲げる書類をJASDAQにおける内訳区分の変更前及び変更後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前3項のほか、第1項に規定する場合におけるJASDAQにおける内訳区分の変更申請の手続、JASDAQにおける内訳区分の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

（分布状況表の提出）

第423条（略）

2 上場外国会社（本則市場及びマザーズの上場

（分布状況表の提出）

第423条（略）

2 上場外国会社（重複上場の場合を除く。）は、

会社である場合には重複上場の場合を除き、ＪASDAQの上場会社である場合にはその発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。）は、各事業年度の末日現在における当取引所の定める様式による「株券等の分布状況表」を、事業年度経過後 6 か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。

この場合において、外国に住所又は居所を有する株主について、次の各号に定めるところにより記載するものとする。

（1）～（3）（略）

（グロース上場会社による中期経営計画の提出期限）

第427条の2 規程第421条の3第2項に規定する施行規則で定める日とは、規程第404条の規定に基づき事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示した日から起算して2週間が経過する日をいう。

（投資者向け説明等の取扱い）

第427条の3 規程第421条の4に規定する投資者とは、個人投資家、機関投資家（法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家又はこれに相当する者をいう。）、証券アナリスト（証券分析業務に従事する者をいう。）又は株主をいう。

2 規程第421条の4に規定する投資者向け説明会の開催とは、投資者の全部又はいずれか（いずれかの場合にあっては、複数の場合を含む。）を対象として、上場株券等の投資に関する説明会を開催することをいう。

3 規程第421条の4に規定する投資者向け説明会の開催に相当する活動とは、中期経営計画又は中期経営計画の内容の説明資料に係るファ

各事業年度の末日現在における当取引所の定める様式による「株券等の分布状況表」を、事業年度経過後 6 か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所に提出するものとする。

この場合において、外国に住所又は居所を有する株主について、次の各号に定めるところにより記載するものとする。

（1）～（3）（略）

（新設）

（新設）

イルを、不特定多数の者が閲覧することができ
るよう、当該グロース上場会社が開設するホー
ムページに継続的に掲載することをいう。この
場合において、規程第421条の3第3項に係
る変更があった場合には、当該変更内容につい
ても掲載するものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除の取扱
い)

第501条 規程第501条第2項に規定する施
行規則で定める書面とは、第204条第1項第
4号に規定する新規上場申請のための「有価証
券報告書（の部）」（JASDAQの上場会
社である場合には第229条の3第2号に規定
する「JASDAQ上場申請レポート」）に準
じた書面をいう。

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2~6 (略)

7 規程第601条第1項第8号に規定する事業活
動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによ
る。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第8号に規定す
るこれに準ずる状態になった場合とは、次の
aからcまでに掲げる場合その他上場会社が
事業活動を停止した場合に準ずる状態になっ
た場合と当取引所が認めた場合をいうものと
し、当該aからcまでに掲げる場合には当該
aからcまでに掲げる日に同号に該当するも
のとして取り扱う。

a 上場会社が、合併により解散する場合の
うち、合併に際して上場会社の株主に対し
てその株券等に代わる財産の全部又は一部
として次の(a)又は(b)に該当する株

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除の取扱
い)

第501条 規程第501条第2項に規定する施
行規則で定める書面とは、第204条第1項第
4号に規定する新規上場申請のための「有価証
券報告書（の部）」に準じた書面をいう。

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2~6 (略)

7 規程第601条第1項第8号に規定する事業活
動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによ
る。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第8号に規定す
るこれに準ずる状態になった場合とは、次の
aからcまでに掲げる場合その他上場会社が
事業活動を停止した場合に準ずる状態になっ
た場合と当取引所が認めた場合をいうものと
し、当該aからcまでに掲げる場合には当該
aからcまでに掲げる日に同号に該当するも
のとして取り扱う。

a 上場会社が、合併により解散する場合の
うち、合併に際して上場会社の株主に対し
てその株券等に代わる財産の全部又は一部
として次の(a)又は(b)に該当する株

	<p>券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 規程第208条第1号（マザーズの上場会社である場合には規程第215条第1号、<u>JASDAQの上場会社である場合には規程第216条の9第1号</u>）の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある株券等</p>	<p>券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 規程第208条第1号（マザーズの上場会社である場合には、規程第215条第1号）の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある株券等</p>
8	<p>規程第601条第1項第9号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 規程第601条第1項第9号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項（マザーズの上場会社である場合には規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項、<u>JASDAQの上場会社である場合には、規程第216条の3、規程第216条の4、規程第216条の5第1項、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項</u>）に準じた基準をいうものとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>b · c (略)</p> <p>規程第601条第1項第9号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 規程第601条第1項第9号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項（マザーズの上場会社である場合には、規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項）に準じた基準をいうものとする。</p> <p>(7) (略)</p>
9 ~ 11	<p>規程第601条第1項第15号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の a 又は b に該当する株券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p>	<p>規程第601条第1項第15号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の a 又は b に該当する株券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日</p>
12		

a (略)	a (略)
b 規程第208条第3号(マザーズの上場会社である場合には規程第215条第3号、 <u>JASDAQの上場会社である場合には規程第216条の9第3号</u>)の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある株券等	会社である場合には、規程第215条第3号)の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある株券等
(2) (略)	(2) (略)
13~15 (略)	13~15 (略)
(マザーズの上場廃止基準の取扱い) 第603条 (略)	(マザーズの上場廃止基準の取扱い) 第603条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 規程第603条第1項第5号の2に規定する株価の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第603条第1項第5号の2に規定する株価が上場後3年を経過するまでに新規上場の際の公募の価格の1割未満となった場合とは、上場日の属する月の末日の翌日から起算して3年を経過する日までに、次のa又はbに掲げる価格が新規上場の際の公募(規程第408条第6号に規定する新規上場の際の公募をいう。以下同じ。)の価格の1割未満となった場合をいう。 a 月間平均株価(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格(当取引所が適当と認める場合には、日々の最終価格に、株式分割、株式無償割当て、株式併合その他の行為の影響を勘案して修正した価格)の一暦月における平均をいう。以下のこの項において同じ。) b (略) (2)~(5) (略)	6 規程第603条第1項第5号の2に規定する株価の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1) 規程第603条第1項第5号の2に規定する株価が上場後3年を経過するまでに新規上場の際の公募の価格の1割未満となった場合とは、上場日の属する月の末日の翌日から起算して3年を経過する日までに、次のa又はbに掲げる価格が新規上場の際の公募(規程第408条第6号に規定する新規上場の際の公募をいう。以下同じ。)の価格の1割未満となった場合をいう。 a 月間平均株価(当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格(当取引所が適当と認める場合には、日々の最終価格に、株式分割、株式無償割当て、株式併合その他の行為の影響を勘案して修正した価格)の平均をいう。以下のこの項において同じ。) b (略) (2)~(5) (略)
(スタンダード上場内国会社の上場廃止基準の	

取扱い)

第603条の2 規程第604条の2第1項第1号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第604条の2第1項第1号に規定する株価が10円未満となった場合とは、月末終値（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券等の最終価格（呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下この号において同じ。）をいう。ただし、最終価格がない場合は、当取引所がその都度定める価格をいう。以下この項において同じ。）又は月間終値平均（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格（当取引所が適当と認める場合には、日々の最終価格に、株式分割、株式無償割当て、株式併合その他の行為の影響を勘案して修正した価格）の一暦月における平均をいう。以下この項において同じ。）が10円未満となった場合をいう。

(2) 規程第604条の2第1項第1号に規定する3か月以内に10円以上とならないときは、前号に該当した月の翌月から起算して3か月が経過するまでの期間に、月末終値及び当該月の月間終値平均が10円以上とならないときをいう。

2 規程第604条の2第1項第2号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第604条の2第1項第2号に規定する最近4連結会計年度とは、直前連結会計年度の末日からさかのぼって4連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、直前事業年度の末日からさかのぼって4事業年度）をいう。

(新設)

(2) 規程第604条の2第1項第2号に規定する営業利益とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）

（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。）。以下この項において同じ。）

に掲記される営業利益をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書等上の営業利益に相当する額をいう。

(3) 規程第604条の2第1項第2号に規定する営業活動によるキャッシュ・フローとは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）

に掲記される営業活動によるキャッシュ・フローをいう。ただし、上場会社が連結財務諸表規則第93条又は第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいう。

(4) 1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなるときは、最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負となった連結会計年度の末日の翌日から起算して1年目の日（事業年度の末日の変更により当該1年目の日が上場株券等の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でならないときをいう。

3 規程第604条の2第1項第3号による規程

第601条第1項第2号bの規定の適用については、第601条第1項第10号において準用する第311条第2項第1号の規定中「最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）」とあるのは「最終価格（呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。）」と読み替えるものとする。

（グロース上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）

第603条の3 前条第2項第2号の規定は、規程第604条の4第1項第3号に規定する営業利益について準用する。

2 前条第3項の規定は、規程第604条の4第1項第2号による規程第601条第1項第2号bの規定の適用について準用する。

3 規程第604条の4第1項第3号に規定する上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合は、新規上場申請日の属する連結会計年度の翌連結会計年度から起算して9連結会計年度の間、一度も営業利益（連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この条において同じ。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。）。以下この条において同じ。）に掲記される営業利益をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書等上の営業利益に相当する額をいう。）が負でなくならない場合をいう。

4 規程第604条の4第1項第3号に規定する1年以内に当該上場会社の属する企業集団の営業利益の額が負でなくならないときとは、新規上場申請日の属する連結会計年度の翌連結会計

（新設）

年度から起算して 9 連結会計年度の末日の翌日
から起算して 1 年目の日（事業年度の末日の変
更により当該 1 年目の日が上場株券等の発行者
の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1
年目の日の後最初に到来する連結会計年度の末
日。）までの期間において営業利益が負の状態
でなくならない場合をいう。

（上場廃止日の取扱い）

第 604 条 規程第 609 条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）（略）

（2） 規程第 601 条第 1 項第 7 号（規程第 602 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 603 条第 1 項第 6 号、規程第 604 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 604 条の 3 第 2 号、規程第 604 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 604 条の 5 第 2 号による場合を含む。）に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）する上場株券等又は規程第 601 条第 1 項第 8 号（規程第 602 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 603 条第 1 項第 6 号、規程第 604 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、規程第 604 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 604 条の 3 第 2 号、規程第 604 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 604 条の 5 第 2 号による場合を含む。）のうち第 601 条第 7 項第 2 号 c の規定に該当する上場株券等（解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月以内である場合に限る。）

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 10 日間（休業

（上場廃止日の取扱い）

第 604 条 規程第 609 条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）（略）

（2） 規程第 601 条第 1 項第 7 号（規程第 602 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 603 条第 1 項第 6 号、規程第 604 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号による場合を含む。）に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）する上場株券等又は規程第 601 条第 1 項第 8 号（規程第 602 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 603 条第 1 項第 6 号、規程第 604 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号による場合を含む。）のうち第 601 条第 7 項第 2 号 c の規定に該当する上場株券等（解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月以内である場合に限る。）

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 10 日間（休業

日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

(3) 規程第601条第1項第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)のうち、第601条第7項第2号a又はbに規定する合併による解散の場合に該当する上場株券等

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(4) 規程第601条第1項第12号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)のうち、規程第208条第5号、規程第215条第5号又は規程第216条の9第5号に規定する場合に該当する上場株券等

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(5) 規程第601条第1項第15号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2

日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

(3) 規程第601条第1項第8号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のうち、第601条第7項第2号a又はbに規定する合併による解散の場合に該当する上場株券等

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(4) 規程第601条第1項第12号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)のうち、規程第208条第5号又は規程第215条第5号に規定する場合に該当する上場株券等

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(5) 規程第601条第1項第15号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する上場株券等

号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当する上場株券等

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(6) 規程第601条第1項第18号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当する上場株券等

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(7) 規程第601条第1項第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合に限る。)のうち、上場会社が株券等の不正発行を行った場合に該当する上場株券等

上場廃止の決定後遅滞なく

(8) 規程第601条第1項第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当する上場株券等(前号に該当する場合を除く。)

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(6) 規程第601条第1項第18号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する上場株券等

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(7) 規程第601条第1項第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合に限る。)のうち、上場会社が株券等の不正発行を行った場合に該当する上場株券等

上場廃止の決定後遅滞なく

(8) 規程第601条第1項第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する上場株券等(前号に該当する場合を除く。)

当取引所が当該上場株券等の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

(8) の 2 規程第 6 0 1 条第 2 項、規程第 6 0 3 条第 2 項、規程第 6 0 4 条の 2 第 2 項又は規程第 6 0 4 条の 4 第 2 項に該当する無議決権株式

当該無議決権株式の発行者の発行する上場議決権付株式の上場廃止日と同日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(9) 規程第 6 0 2 条第 1 項第 4 号（同条第 2 項第 4 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 2 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 3 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 3 号による場合を含む。）に該当する上場株券等

規程第 2 0 6 条第 1 項第 4 号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の 4 日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の 5 日前（休業日を除外する。）の日）

(10) （略）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第 6 0 5 条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第 6 1 0 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 1 2 号の 2、第 1 2 号の 3、第 1 4 号、第 1 5 号、第 2 1 号の 2 又は第 2 2 号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 号に定める期間の最終日までに、株主数が 4 0 0 人以上（規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号の規定により読み替えて適用する場合にあっては 1 5 0 人以上、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号の規定により読み替えて適

(8) の 2 規程第 6 0 1 条第 2 項又は規程第 6 0 3 条第 2 項に該当する無議決権株式

当該無議決権株式の発行者の発行する上場議決権付株式の上場廃止日と同日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(9) 規程第 6 0 2 条第 1 項第 4 号（同条第 2 項第 4 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項第 2 号による場合を含む。）に該当する上場株券等

規程第 2 0 6 条第 1 項第 4 号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の 4 日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の 5 日前（休業日を除外する。）の日）

(10) （略）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第 6 0 4 条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第 6 1 0 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 1 2 号の 2、第 1 2 号の 3、第 1 4 号、第 1 5 号、第 2 1 号の 2 又は第 2 2 号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 号に定める期間の最終日までに、株主数が 4 0 0 人以上となることが確認できないとき（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号による場合を含む。）又は規程第 6 0 3 条第 1 項第 1 号に定める期間の最終日までに、株主数が 4 0 0 人以上（上場後 1 0 年間においては、1 5 0 人以上）とな

用する場合にあっては本邦内における株主数が150人以上)となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第1号に定める期間の最終日までに、株主数が400人以上(上場後10年間においては、150人以上)となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(2) 規程第601条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が2,000単位以上(規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号の規定により読み替えて適用する場合にあっては500単位以上、規程第604条の3第2号又は規程第604条の5第2号の規定により読み替えて適用する場合にあっては、1,000単位銘柄については50万株以上、500単位銘柄については25万株以上、100単位銘柄については5万株以上、50単位銘柄については2万5,000株以上、10単位銘柄については5,000株以上)となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が2,000単位以上(上場後10年間においては、1,000単位以上)となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

ることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(2) 規程第601条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が2,000単位以上となることが確認できないとき(規程第602条第1項第1号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、流通株式の数が2,000単位以上(上場後10年間においては、1,000単位以上)となることが確認できないとき(規程第604条第1項第1号による場合を含む。)

(3) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 2 号 b に定める期間の最終日までに、流通株式の時価総額が 5 億円以上（規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号の規定により読み替えて適用する場合にあっては 2 億 5 , 0 0 0 万円以上）となることが確認できないとき（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号による場合を含む。）又は規程第 6 0 3 条第 1 項第 2 号 b に定める期間の最終日までに、流通株式の時価総額が 5 億円以上（上場後 10 年間においては、2 億 5 , 0 0 0 万円以上）となることが確認できないとき（規程第 6 0 4 条第 1 項第 1 号による場合を含む。）

(4) ~ (6) （略）

(7) 上場会社が規程第 6 0 1 条第 1 項第 5 号（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号による場合を含む。）又は規程第 6 0 3 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号（規程第 6 0 4 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 4 号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

(8) 上場会社が行った決議又は決定の内容が規程第 6 0 1 条第 1 項第 7 号（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3

（ 3 ） 規程第 6 0 1 条第 1 項第 2 号 b に定める期間の最終日までに、流通株式の時価総額が 5 億円以上となることが確認できないとき（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号による場合を含む。）又は規程第 6 0 3 条第 1 項第 2 号 b に定める期間の最終日までに、流通株式の時価総額が 5 億円以上（上場後 10 年間においては、2 億 5 , 0 0 0 万円以上）となることが確認できないとき（規程第 6 0 4 条第 1 項第 1 号による場合を含む。）

(4) ~ (6) （略）

(7) 上場会社が規程第 6 0 1 条第 1 項第 5 号（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 3 号による場合を含む。）又は規程第 6 0 3 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号（規程第 6 0 4 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 4 号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

(8) 上場会社が行った決議又は決定の内容が規程第 6 0 1 条第 1 項第 7 号（規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引

第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。以下この号において同じ。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(規程第601条第1項第7号に規定する開示を行った場合を除く。)

(9) 規程第601条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(10) 規程第601条第1項第8号前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 上場会社が第601条第7項第2号bに規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(第601条第6項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において規

所が認める場合(規程第601条第1項第7号に規定する開示を行った場合を除く。)

(9) 規程第601条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(10) 規程第601条第1項第8号前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 上場会社が第601条第7項第2号bに規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(第601条第6項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において規

程第601条第1項第8号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

（12）・（12）の2（略）

（12）の3 規程第601条第1項第9号の2（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（13）（略）

（14）上場会社が規程第601条第1項第11号a前段又は同号b前段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。）。ただし、規程第601条第1項第11号a後段又は同号b後段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

程第601条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

（12）・（12）の2（略）

（12）の3 規程第601条第1項第9号の2（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（13）（略）

（14）上場会社が規程第601条第1項第11号a前段又は同号b前段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。）。ただし、規程第601条第1項第11号a後段又は同号b後段（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、又は同条第2項第1号による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

4条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(15) 規程第601条第1項第12号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(第604条第4号に該当する場合を除く。)

(16) (略)

(17) 上場会社が規程第601条第1項第14号(規程第603条第1項第6号、規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号による場合を含む。)又は規程第602条第1項第3号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号又は同条第2項第2号、規程第604条の3第3号又は規程第604条の5第3号による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合

(18) (略)

(19) 規程第601条第1項第16号(規程第603条第1項第6号、規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(20) 規程第601条第1項第17号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に規定する株主の権利内

(15) 規程第601条第1項第12号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(第604条第4号に該当する場合を除く。)

(16) (略)

(17) 上場会社が規程第601条第1項第14号(規程第603条第1項第6号による場合を含む。)又は規程第602条第1項第3号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合

(18) (略)

(19) 規程第601条第1項第16号(規程第603条第1項第6号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(20) 規程第601条第1項第17号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に規定する株主の権利内

4条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(21) (略)

(21)の2 規程第601条第1項第19号前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当する場合。ただし、規程第601条第1項第19号後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(22) 規程第601条第1項第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)(株券等の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(23) 規程第602条第2項第1号本文(規程第604条第2項第3号、規程第604条

容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(21) (略)

(21)の2 規程第601条第1項第19号前段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当する場合。ただし、規程第601条第1項第19号後段(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(22) 規程第601条第1項第20号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号又は同条第2項第1号による場合を含む。)(株券等の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(23) 規程第602条第2項第1号本文(規程第604条第2項第3号による場合を含

の3第3号又は規程第604条の5第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号又は規程第215条第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(24) 規程第602条第1項第2号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号、同条第2項第2号、規程第604条の3第3号又は規程第604条の5第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(25) 規程第602条第1項第4号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号、同条第2項第2号、規程第604条の3第3号又は規程第604条の5第3号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(25)の2 第603条の2第1項第2号に定める期間の最終月の最終日からさかのぼって5営業日以後、当該月の当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格(当取引所が適当と認める場合には、日々の最終価格に、株式分割、株式無償割当て、株式併合その他の行為の影響を勘案して修正した価格)の平均が10円未満となった場合

(25)の3 JASDAQの上場会社が、規程第604条の2第1項第2号(規程第604条の3第1号、規程第604条の4第1項第1号又は規程第604条の5第1号による場合を含む。以下この号において同じ。)に該当するおそれがある旨の発表を行った場合であって、当取引所が、規程第604条の2第1項第2号に該当するかどうかを確認できないとき

む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号又は規程第215条第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(24) 規程第602条第1項第2号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(25) 規程第602条第1項第4号(同条第2項第4号、規程第604条第1項第3号又は同条第2項第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(新設)

(新設)

(25)の4 JASDAQの上場会社が、規

程第604条の4第1項第3号（規程第60
4条の5第1号による場合を含む。以下この
号において同じ。）に該当するおそれがある
旨の発表を行った場合であって、当取引所が、
規程第604条の4第1項第3号に該当する
かどうかを確認できないとき

(26) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間
は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に
定める日から当取引所が当該上場株券等を上場
廃止するかどうかを認定した日までとする。た
だし、第1項第22号の場合において、第5号
に定める日から1年を超えることとなるとき
は、当該日から1年を経過した日以降の日でそ
の都度当取引所が定める日までとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第1項第4号、第5号、第7号、第10
号、第12号の2、第12号の3、第14号から
第16号まで及び第19号から第25号の4ま
での場合

当取引所が必要と認めた日

(5)の2・(6) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第606条 当取引所は、上場株券等の上場廃止
が決定された場合には、規程第611条の規定
に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を
決定した日から上場廃止日の前日までの間、当
該株券等を整理銘柄に指定することができる。
ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、
規程第215条第2号若しくは第4号、規程第
216条の9第2号若しくは第4号、第601
条第7項第2号a、第12項第1号若しくは第
14項第1号又は第604条第4号若しくは第
605条第2号a、第12項第1号若しくは第
14項第1号又は第604条第4号若しくは第
605条第2号a

(新設)

(26) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間
は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に
定める日から当取引所が当該上場株券等を上場
廃止するかどうかを認定した日までとする。た
だし、第1項第22号の場合において、第5号
に定める日から1年を超えることとなるとき
は、当該日から1年を経過した日以降の日でそ
の都度当取引所が定める日までとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第1項第4号、第5号、第7号、第10
号、第12号の2、第12号の3、第14号から
第16号まで及び第19号から第25号までの
場合

当取引所が必要と認めた日

(5)の2・(6) (略)

4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第606条 当取引所は、上場株券等の上場廃止
が決定された場合には、規程第611条の規定
に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を
決定した日から上場廃止日の前日までの間、当
該株券等を整理銘柄に指定することができる。
ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、
規程第215条第2号若しくは第4号、規程第
216条の9第2号若しくは第4号、第601
条第7項第2号a、第12項第1号若しくは第
14項第1号又は第604条第4号若しくは第
605条第2号a、第12項第1号若しくは第
14項第1号又は第604条第4号若しくは第
605条第2号a

14項第1号又は第604条第4号若しくは第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(上場審査料等)

第702条 株券等の新規上場申請者は、上場審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券等について、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日の属する事業年度に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

(1) 新規上場申請者がマザーズ又はJASDAQへの新規上場申請者である場合 20

0万円(新規上場申請に係る銘柄が複数ある場合は、300万円)

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

(東日本大震災に伴う上場審査料金等の特例)

第703条の2 (略)

2 新規上場申請者が、規程第707条の2第1項又は第2項の規定に該当する場合は、上場審査料又は予備審査料については、その支払いを要しないものとする。

(上場市場の変更審査料等)

第705条 上場市場変更申請者(本則市場への上場市場変更申請者、マザーズへの上場市場変更申請者及びJASDAQへの上場市場変更申請者をいう。以下この条及び第713条において同じ。)又は内訳区分変更申請者は、上場市場の変更審査料又は内訳区分の変更審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該

第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(上場審査料等)

第702条 株券等の新規上場申請者は、上場審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券等について、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日の属する事業年度に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

(1) 新規上場申請者がマザーズへの新規上場申請者である場合 200万円(新規上場申請に係る銘柄が複数ある場合は、300万円)

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

(東日本大震災に伴う上場審査料金等の特例)

第703条の2 (略)

(新設)

(上場市場の変更審査料等)

第705条 上場市場変更申請者は、上場市場の変更審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第312条の2の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った上場株券等について、上場市場の変更予備申請

各号に定める金額を、上場市場の変更申請日又は内訳区分の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第312条の2、規程第315条の3、規程第315条の8又は規程第315条の13の規定に基づき上場市場の変更予備申請又は内訳区分の変更予備申請を行った上場株券等について、上場市場の変更予備申請書又は内訳区分の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行おうとする日の属する事業年度（上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料又は内訳区分の変更審査料を支払うことを要しない。

(1) 上場市場変更申請者がマザーズへの上場市場変更申請者である場合 200万円

(2) 上場市場変更申請者がＪＡＳＤＡＱへの上場市場変更申請者である場合又は内訳区分変更申請者である場合 100万円

(3) 上場市場変更申請者が外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする者(前号に規定する者を除く。)に限る。)である場合 200万円

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 40
0円

2 上場市場変更申請者及び内訳区分変更申請者は、前項に規定する上場市場の変更審査料又は内訳区分の変更審査料のほか、当取引所が特に必要があると認める場合には、上場市場の変更審査又は内訳区分の変更審査に係る実地調査その他の当取引所が上場市場の変更審査又は内訳区分の変更審査のために特に必要と認める調査に係る費用を、当取引所の定める日までに支払

書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日の属する事業年度（上場市場の変更申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。

(新設)

(新設)

(1) 上場市場変更申請者が外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする者に限る。)である場合 200万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 400
万円

2 上場市場変更申請者は、前項に規定する上場市場の変更審査料のほか、当取引所が特に必要があると認める場合には、上場市場の変更審査に係る実地調査その他の当取引所が上場市場の変更審査のために特に必要と認める調査に係る費用を、当取引所の定める日までに支払うものとする。

うものとする。

- 3 前項の金額は、当該調査のために当取引所が実際に支出した金額を基礎として上場市場変更申請者又は内訳区分変更申請者ごとに当取引所が定めるものとする。

(上場市場の変更予備審査料等)

第705条の2 上場市場の変更予備申請又は内訳区分の変更予備申請を行う者は、上場市場の変更予備審査料又は内訳区分の変更予備審査料を、上場市場の変更予備申請の日又は内訳区分の変更予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

- 2 前条第1項の規定は、前項に規定する上場市場の変更予備審査料又は内訳区分の変更予備審査料の金額について準用する。

(吸收合併等の場合の上場市場の変更等に係る審査料)

第705条の3 上場会社は、規程第314条の2第1項又は規程第315条の7第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) 規程第314条第3項に規定する基準に係る規程第314条の2第1項又は規程第315条の7第1項に規定する審査である場合 100万円

(2) 上場会社が外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする者に限る。)である場合(前号に掲げる場合を除く。) 200万円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 400万円

- 3 前項の金額は、当該調査のために当取引所が実際に支出した金額を基礎として上場市場変更申請者ごとに当取引所が定めるものとする。

(上場市場の変更予備審査料等)

第705条の2 上場市場の変更予備申請を行う者は、上場市場の変更予備審査料を、上場市場の変更予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

- 2 前条第1項の規定は、前項に規定する上場市場の変更予備審査料の金額について準用する。

(吸收合併等の場合の上場市場の変更に係る審査料)

第705条の3 上場会社は、規程第314条の2第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(新設)

(1) 上場会社が外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする者に限る。)である場合 200万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 400万円

(上場廃止に係る審査料)

第706条 上場会社は、規程第605条第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として、100万円(JASDAQの上場会社からの申請に基づく審査の場合は50万円)を当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

2 上場会社は、規程第605条第2項に規定する審査を申請するときは、審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) (略)

(2) 上場会社がJASDAQの上場会社である場合 100万円

(3) 上場会社が外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする者に限る。)である場合(前号に掲げる場合を除く。) 200万円

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 400万円

(新規上場料)

第707条 株券等の新規上場申請者は、上場が承認された銘柄ごとに、新規上場料として、次の各号に掲げる新規上場の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る株券等の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) 内国株券等及び当取引所を主たる市場とする外国株券等の新規上場(次号、第3号及び第4号に掲げる新規上場を除く。) 1,200万円

(2)・(3) (略)

(4) JASDAQへの新規上場 600万円

(上場廃止に係る審査料)

第706条 上場会社は、規程第605条第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として、100万円を当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

2 上場会社は、規程第605条第2項に規定する審査を申請するときは、審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 上場会社が外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする者に限る。)である場合 200万円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 400万円

(新規上場料)

第707条 株券等の新規上場申請者は、上場が承認された銘柄ごとに、新規上場料として、次の各号に掲げる新規上場の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る株券等の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) 内国株券等及び当取引所を主たる市場とする外国株券等の新規上場(次号及び第3号に掲げる新規上場を除く。) 1,200万円

(2)・(3) (略)

(新設)

(5) 当取引所以外を主たる市場とする外国株券等の新規上場(前2号に掲げる新規上場を除く。) 250万円に次の定率料金を加算した額

定率料金は、上場外国株券等の数に2銭2厘5毛を乗じて得た金額に、次のaからcまでに定める本邦内に住所又は居所を有する法人及び個人の所有に係る外国株券等の数の上場外国株券等の数に対する比率の区分に応じ、当該aからcまでに定める数値を乗じて得た金額とする。

a～c (略)

2～6 (略)

7 前各項の規定にかかわらず、上場廃止された株券等が上場廃止後6か月以内にJASDAQに再上場される場合又は規程第216条の9第5号の規定の適用を受けて当該他の会社として再上場されるとみなされる場合の新規上場料は、上場廃止された株券等の発行者が上場廃止前に支払った新規上場料の額を限度として、当該株券等の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、上場廃止前に支払った新規上場料の額は、再上場に係る新規上場料の支払期日に現に効力を有する規定に基づき算出される額をいうものとする。

8 前項の規定は、上場廃止された株券等が合併などの事由により株券等としてJASDAQに再上場されるとみなされる場合の新規上場料について準用する。

(新規上場申請に係る公募又は売出しに係る料金)

第708条 株券等の新規上場申請者(JASDAQへの新規上場申請者及び当取引所以外を主たる市場とする外国株券等の発行者を除く。)は、上場承認の日以後上場日までに行う新規上場申請に係る株券等の公募又は売出し

(4) 当取引所以外を主たる市場とする外国株券等の新規上場(前号に掲げる新規上場を除く。) 250万円に次の定率料金を加算した額

定率料金は、上場外国株券等の数に2銭2厘5毛を乗じて得た金額に、次のaからcまでに定める本邦内に住所又は居所を有する法人及び個人の所有に係る外国株券等の数の上場外国株券等の数に対する比率の区分に応じ、当該aからcまでに定める数値を乗じて得た金額とする。

a～c (略)

2～6 (略)

(新設)

(新設)

(新規上場申請に係る公募又は売出しに係る料金)

第708条 株券等の新規上場申請者(当取引所以外を主たる市場とする外国株券等の発行者を除く。)は、上場承認の日以後上場日までに行う新規上場申請に係る株券等の公募又は売出し

場申請に係る株券等の公募又は売出しに係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) · (2) (略)

(年間上場料)

第709条 上場内国会社（JASDAQの上場会社を除く。）は、第3項に定める年間上場料の半額を、4月から9月までの期間に対応する年間上場料として8月末日までに、10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料として同年2月末日までに、それぞれ支払うものとする。

2 上場外国会社（JASDAQの上場会社を除く。）は、次項に定める年間上場料の半額を、当該上場外国会社の事業年度の末日の属する月の翌月から起算して6か月間に對応する年間上場料として当該翌月から起算して5か月目の月の末日までに、当該翌月から起算して7か月目の月から起算して6か月間に對応する年間上場料として当該翌月から起算して11か月目の月の末日までに、それぞれ支払うものとする。

3 (略)

4 新規上場、市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定、マザーズから本則市場への上場市場の変更、JASDAQから本則市場への上場市場への変更、JASDAQからマザーズへの上場市場の変更又は外国株券等の主たる市場の当取引所以外から当取引所への変更の際の年間上場料については、上場会社は、前項及び次条第2項に定める年間上場料を月割計算した額を第1項又は第2項に規定する支払期日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、当該行為はその行われた日の属する月の翌月の初日に行われたものとみなす。

に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) · (2) (略)

(年間上場料)

第709条 上場内国会社は、第3項に定める年間上場料の半額を、4月から9月までの期間に対応する年間上場料として8月末日までに、10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料として同年2月末日までに、それぞれ支払うものとする。

2 上場外国会社は、次項に定める年間上場料の半額を、当該上場外国会社の事業年度の末日の属する月の翌月から起算して6か月間に對応する年間上場料として当該翌月から起算して5か月目の月の末日までに、当該翌月から起算して7か月目の月から起算して6か月間に對応する年間上場料として当該翌月から起算して11か月目の月の末日までに、それぞれ支払うものとする。

3 (略)

4 新規上場、市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定、マザーズから本則市場への上場市場の変更又は外国株券等の主たる市場の当取引所以外から当取引所への変更の際の年間上場料については、上場会社は、前項に定める年間上場料を月割計算した額を第1項又は第2項に規定する支払期日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、当該行為はその行われた日の属する月の翌月の初日に行われたものとみなす。

5 (略)

6 第4項の場合において、市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定の日、マザーズから本則市場への上場市場の変更の日、JASDAQから本則市場への上場市場の変更の日、JASDAQからマザーズへの上場市場の変更の日又は外国株券等の主たる市場の当取引所以外から当取引所への変更の日が、第1項又は第2項に規定する支払期日が属する月に属するときは、第4項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。ただし、第4項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額が負になるときは、当取引所は、当該額の絶対値の額を、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日に請求すべき金額から控除するものとする。

7～9 (略)

(削る)

10 (略)

(JASDAQの年間上場料)

第709条の2 JASDAQの上場会社は、次項に定める年間上場料の半額を、4月から9月までの期間に対応する年間上場料として8月末日までに、10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料として同年2月末日までに、

5 (略)

6 第4項の場合において、市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定の日、マザーズから本則市場への上場市場の変更の日又は外国株券等の主たる市場の当取引所以外から当取引所への変更の日が、第1項又は第2項に規定する支払期日が属する月に属するときは、第4項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。

7～9 (略)

10 第3項本文の規定にかかわらず、新規上場、市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え、マザーズから本則市場への上場市場の変更、上場廃止又は外国株券等の主たる市場の当取引所から当取引所以外への若しくは当取引所以外から当取引所への変更が続けてあった場合の年間上場料は、当取引所が定めるところによる。

11 (略)

(新設)

それぞれ支払うものとする。

2 JASDAQの上場会社が支払う年間上場料は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額の合計額にT丁net利用料として8万5,000円を加算した金額とする。

<u>上場時価総額</u>	<u>金額</u>
<u>1,000億円以下</u>	<u>100万円</u>
<u>1,000億円を超えるもの</u>	<u>120万円</u>

注．上場時価総額は、支払期日の直前に到来する12月の売買立会の最終日における最終価格（当取引所が市場情勢の推移等により当該最終価格を用いることが適当でないと認める場合又は当該最終価格がない場合は、当取引所がその都度定める価格）と毎年12月末日の上場株券等の数を用いて計算する。ただし、上場後最初に到来する12月の売買立会の最終日より前に到来する支払期日に係る年間上場料については、上場日における上場時価総額を用いて計算するものとする。なお、株式分割、株式無償割当て又は株式併合がある場合の調整は、当取引所が定めるところによる。

3 新規上場、本則市場からJASDAQへの上場市場の変更又はマザーズからJASDAQへの上場市場の変更の際の年間上場料については、上場会社は、前条第3項及び前項に定める年間上場料を月割計算した額を第1項に規定する支払期日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、当該行為はその行われた日の属する月の翌月の初日に行われたものとみなす。

4 前項の場合において、新規上場日が第1項に規定する支払期日が属する月に属するときは、前項に規定する額の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。

5 第3項の場合において、本則市場からＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更の日又はマザーズからＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更の日が、第1項に規定する支払期日が属する月に属するときは、第3項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。ただし、同項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額が負になるときは、当取引所は、当該額の絶対値の額を、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日に請求すべき金額から控除するものとする。

6 上場廃止の際の年間上場料については、ＪＡＳＤＡＱの上場会社は、第2項に定める年間上場料を月割計算した額を上場廃止の日の前日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、上場廃止の決定日の属する月の初日に上場廃止されたものとみなす。

7 前項の場合において、年間上場料の超過支払いが発生したときは、当取引所は当該超過支払金額を遅滞なく返還するものとする。

8 規程第303条の規定の適用を受けて上場された株券等については、当該株券等と引換えに上場廃止となった株券等と同一のものとみなして前各項の規定を適用する。

(年間上場料のその他の取扱い)

第709条の3 第709条第3項本文及び前条 (新設)

第2項本文の規定にかかわらず、新規上場、市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え、上場市場の変更、上場廃止又は外国株券等の主たる市場の当取引所から当取引所以外への若しくは当取引所以外から当取引所への変更が

続けてあった場合の年間上場料は、当取引所が定めるところによる。

(新株券等の発行等に係る料金)

第710条 上場会社 (JASDAQの上場会社及び当取引所以外を主たる市場とする本則市場及びマザーズの上場外国会社を除く。以下この条において同じ。) は、新株券等の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあっては、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。

(1) ~ (3) (略)

2 ~ 4 (略)

(新株券等の上場に係る料金)

第711条 上場会社 (その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする本則市場及びマザーズの上場外国会社を除く。) は、新たに発行する株券等の上場に係る料金として、1株券等当たりの発行価格(上場株券等を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券等の発行にあっては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券等の最終価格(当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格))に新たに発行する株券等(規程第303条の規定の適用を受けて上場する株券等を除く。以下この条において同じ。)の数 (JASDAQの上場外国会社である場合において、当該JASDAQの上場外国会社の発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株券等の)

(新株券等の発行等に係る料金)

第710条 上場会社 (当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。以下この条において同じ。) は、新株券等の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあっては、当該新株券等の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。

(1) ~ (3) (略)

2 ~ 4 (略)

(新株券等の上場に係る料金)

第711条 上場会社 (その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。) は、新たに発行する株券等の上場に係る料金として、1株券等当たりの発行価格(上場株券等を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券等の発行にあっては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券等の最終価格(当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格))に新たに発行する株券等(規程第303条の規定の適用を受けて上場する株券等を除く。以下この条において同じ。)の数を乗じて得た金額の万分の8に相当する金額を、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあっては、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。

数のうち本邦内における募集に伴い上場する株券等の数をいう。)を乗じて得た金額の万分の8(ＪＡＳＤＡＱの上場会社が、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により新たに発行された株券等を上場する場合、新株予約権の権利行使により新たに発行された株券等を上場する場合又は取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い新たに発行された株券等を上場する場合にあっては万分の1)に相当する金額を、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌月末日まで(上場外国会社にあっては、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。この場合において、ＪＡＳＤＡＱの上場会社が新たに発行する株券等の上場に係る料金は、6,000万円を上限とする。

- 2 上場外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする本則市場及びマザーズの上場外国会社に限る。)は、新たに発行する株券等の上場に係る料金として、1株券等当たりの発行価格に新たに上場する株券等の数のうち本邦内における募集に伴い上場する株券等の数(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権若しくは株式買取証書の買取権の行使等により、上場する株券等の数を含む。)を乗じて得た金額(当該上場外国株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合には、1株券等当たりの発行価格に新たに上場する株券等の数を乗じて得た金額)の万分の0.18に相当する金額を、原則として、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日までに支払うものとする。

3・4 (略)

- 5 本則市場若しくはマザーズからＪＡＳＤＡＱへの上場市場の変更又はＪＡＳＤＡＱから本則

- 2 上場外国会社(その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社に限る。)は、新たに発行する株券等の上場に係る料金として、1株券等当たりの発行価格に新たに上場する株券等の数のうち本邦内における募集に伴い上場する株券等の数(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権若しくは株式買取証書の買取権の行使等により、上場する株券等の数を含む。)を乗じて得た金額(当該上場外国株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合には、1株券等当たりの発行価格に新たに上場する株券等の数を乗じて得た金額)の万分の0.18に相当する金額を、原則として、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日までに支払うものとする。

3・4 (略)

(新設)

市場若しくはマザーズへの上場市場の変更の際
の新株券等の上場に係る料金については、上場会
社は、第1項及び第2項に定める料金（前項に
定める場合に支払うべき料金に限る。）を月割
計算した額を前項に定める支払期日までに支払
うものとし、当該計算にあたっては、当該行為
はその行われた日の属する月の翌月の初日に行
われたものとみなす。

6 第709条第6項及び第709条の2第5項
の規定は、前項の場合について準用する。

7 (略)
8 (略)
9 (略)

(新設)

5 (略)
6 (略)
7 (略)

(合併等に係る料金)

第712条 上場会社（JASDAQの上場会社
及びその発行する上場外国株券等が当取引所以
外を主たる市場とする上場外国会社を除く。）
は、吸收合併等（吸收合併、吸收分割又は株式
交換をいう。以下この条において同じ。）に係
る料金として、当該吸收合併等に際して発行す
る株券等の数と交付する自己株式の株券等の数
との合計数に、当該吸收合併等の効力発生日の
売買立会における当該株券等の最終価格（当該
効力発生日の売買立会において売買が成立しな
い場合には、当該効力発生日後最初に売買立会
において売買が成立した日の最終価格）を乗じ
て得た金額の万分の2に相当する金額を、当該
効力発生日の属する月の翌月末日まで（上場外
国会社にあっては、当該効力発生日の属する月
の翌々月の末日まで）に支払うものとする。

2 JASDAQの上場会社は、吸收合併等に係
る料金として、1株券等当たりの資本組入れ額
に新たに発行する株券等の数を乗じて得た金額
の万分の8に相当する金額を、当該新たに發行
する株券等の上場日の属する月の翌月末日まで

(合併等に係る料金)

第712条 上場会社（その発行する上場外国株
券等が当取引所以外を主たる市場とする上場外
国会社を除く。）は、吸收合併等（吸收合併、
吸收分割又は株式交換をいう。以下この条にお
いて同じ。）に係る料金として、当該吸收合併
等に際して発行する株券等の数と交付する自己
株式の株券等の数との合計数に、当該吸收合併
等の効力発生日の売買立会における当該株券等
の最終価格（当該効力発生日の売買立会におい
て売買が成立しない場合には、当該効力発生日
後最初に売買立会において売買が成立した日の
最終価格）を乗じて得た金額の万分の2に相当
する金額を、当該効力発生日の属する月の翌月
末日まで（上場外国会社にあっては、当該効力
発生日の属する月の翌々月の末日まで）に支払
うものとする。

(新設)

(上場外国会社にあっては、当該新たに発行する株券等の上場日の属する月の翌々月の末日まで)に支払うものとする。ただし、当該料金は、1,000万円を上限とする。

(上場市場変更料)

第713条 上場市場変更申請者は、上場市場変更料として、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場市場の変更日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) 内国株券及び当取引所を主たる市場とする外国株券等

次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める金額

a マザーズから本則市場への上場市場の変更の場合

第707条第1項第1号又は第2号に規定する額から上場市場変更申請者が既に支払った同項第3号に規定する額及び第708条に規定する額との合計額を控除した金額

b JASDAQから本則市場への上場市場の変更の場合

第707条第1項第1号又は第2号に規定する額から600万円を控除した額

c マザーズからJASDAQへの上場市場の変更の場合

第707条第1項第4号に規定する額から上場市場変更申請者が既に支払った同項第3号に規定する額及び第708条に規定する額との合計額を控除した金額

(2) 当取引所以外を主たる市場とする外国株券等

次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める金額

(上場市場変更料)

第713条 上場市場変更申請者は、上場市場変更料として、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場市場の変更日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(1) 内国株券及び当取引所を主たる市場とする外国株券等

第707条第1項第1号又は第2号に規定する額から変更上場申請者が既に支払った同項第3号に規定する額及び第708条に規定する額との合計額を控除した金額

(2) 当取引所以外を主たる市場とする外国株券等

第707条第1項第4号に規定する額から変更上場申請者が既に支払った同項第3号に

a マザーズから本則市場への上場市場の変更の場合

第707条第1項第5号に規定する額から上場市場変更申請者が既に支払った同項第3号に規定する額を控除した金額

b JASDAQから本則市場への上場市場の変更の場合

第707条第1項第5号に規定する額から600万円を控除した金額

c マザーズからJASDAQへの上場市場の変更の場合

第707条第1項第4号に規定する額から上場市場変更申請者が既に支払った同項第3号に規定する額を控除した金額

(新株予約権証券の新規上場料)

第714条 新規上場申請に係る新株予約権証券の発行者は、新規上場料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る新株予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、当該新規上場申請者が本則市場又はマザーズの上場会社である場合にあっては、第710条第1項第2号により得た金額及び第711条第1項により得た金額の合計額又は第711条第2項により得た金額の半額を限度とするものとし、当該新規上場申請者がJASDAQの上場会社である場合であって、第711条第1項本文により得た金額の半額が17万円未満のときは、その金額を新株予約権証券に係る新規上場料とする。

(1) 新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が50億円以下の場合

17万円(本則市場又はマザーズの外国会社が発行する新株予約権証券である場合に

規定する額を控除した金額

(新株予約権証券の新規上場料)

第714条 新規上場申請に係る新株予約権証券の発行者は、新規上場料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る新株予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、第710条第1項第2号により得た金額及び第711条第1項により得た金額の合計額又は第711条第2項により得た金額の半額を限度とする。

(1) 新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が50億円以下の場合

17万円(外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、1万7千円)

は、1万7千円）

（2）新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が50億円を超える場合

34万円（本則市場又はマザーズの外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、3万4千円）

（JASDAQの上場会社が再建計画を開示する場合の年間上場料等の免除）

第715条の2 JASDAQの上場会社が、規

程第605条第1項（規程第604条の2第1項第3号、同第604条の3第2号、同第604条の4第1項第2号又は同第604条の5第2号による場合に限る。）に規定する施行規則で定める再建計画であるかどうか及び時価総額の審査を申請する際に、再建計画（規程第601条第1項第7号に規定する施行規則で定める再建計画をいう。以下この条において同じ。）の期間等を記載した当取引所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、当取引所は、第706条第1項に規定する上場廃止に係る審査料並びに再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する支払期における第709条の2第1項に定める年間上場料、第711条第1項に定める新たに発行する株券等の上場に係る料金及び第712条第2項に定める料金を免除するものとする。

（上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い）

第716条 次の各号に掲げる内国株券等の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

（1）（略）

（2）新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が50億円を超える場合

34万円（外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、3万4千円）

（新設）

（上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い）

第716条 次の各号に掲げる内国株券等の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

（1）（略）

(2) 規程第208条第1号、規程第215条第1号又は規程第216条の9第1号の規定の適用を受けて上場される内国株券等

吸收合併又は新設合併がその効力を生ずる日

(3) (略)

(4) 上場内国会社が株式交換により他の内国会社の完全子会社となる場合において規程第208条第3号、規程第215条第3号又は規程第216条の9第3号の規定の適用を受けて上場される当該他の内国会社の内国株券等

前号に定める日

(5) 上場内国会社が株式移転により他の内国会社の完全子会社となる場合において規程第208条第3号、規程第215条第3号又は規程第216条の9第3号の規定の適用を受けて上場される当該他の内国会社の内国株券等

株式移転がその効力を生ずる日

(6) (略)

(7) 上場内国会社が人的分割である新設分割により内国会社を設立する場合又は人的分割である吸收分割により他の内国会社に事業を承継させる場合においてその人的分割前の新規上場申請又は規程第208条第5号、規程第215条第5号若しくは規程第216条の9第5号の規定の適用を受けて上場される当該設立された内国会社又は事業を承継した内国会社の内国株券等

新設分割又は吸收分割がその効力を生ずる日

(退職給付会計基準の適用等の取扱い)

第717条 規程第705条に規定する新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下こ

(2) 規程第208条第1号又は規程第215条第1号の規定の適用を受けて上場される内国株券等

吸收合併又は新設合併がその効力を生ずる日

(3) (略)

(4) 上場内国会社が株式交換により他の内国会社の完全子会社となる場合において規程第208条第3号又は規程第215条第3号の規定の適用を受けて上場される当該他の内国会社の内国株券等

前号に定める日

(5) 上場内国会社が株式移転により他の内国会社の完全子会社となる場合において規程第208条第3号又は規程第215条第3号の規定の適用を受けて上場される当該他の内国会社の内国株券等

株式移転がその効力を生ずる日

(6) (略)

(7) 上場内国会社が人的分割である新設分割により内国会社を設立する場合又は人的分割である吸收分割により他の内国会社に事業を承継させる場合においてその人的分割前の新規上場申請又は規程第208条第5号若しくは規程第215条第5号の規定の適用を受けて上場される当該設立された内国会社又は事業を承継した内国会社の内国株券等

新設分割又は吸收分割がその効力を生ずる日

(退職給付会計基準の適用等の取扱い)

第717条 規程第705条に規定する新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下こ

の条において同じ。)が平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準(以下「退職給付会計基準」という。)の適用を受ける場合等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱い

- a (略)
- b 退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する規程第205条第5号及び第6号a、規程第308条第5号及び第6号a、規程第216条の3第3号及び第4号又は規程第216条の6第1号の規定の適用に当たっては、第212条第5項第2号に規定する四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同項第3号及び第4号に規定する四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前四半期会計期間以前において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、第212条第6項第1号に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同項第2号に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算する(第212条第5項第13号により読み替えて準用する場合にあっては、同項第2号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同項第3号及び第4号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理

の条において同じ。)が平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準(以下「退職給付会計基準」という。)の適用を受ける場合等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱い

- a (略)
- b 退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する規程第205条第5号及び第6号a又は規程第308条第5号及び第6号aの規定の適用に当たっては、第212条第5項第2号に規定する四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同項第3号及び第4号に規定する四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前四半期会計期間以前において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、第212条第6項第1号に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同項第2号に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算する(第212条第5項第13号により読み替えて準用する場合にあっては、同項第2号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同項第3号及び第4号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理

される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算する。）ことができるものとする。

（2）退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱い

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する規程第205条第6号a、規程第308条第6号a、規程第216条の3第3号及び第4号又は規程第216条の6第1号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、第212条第6項第1号に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同項第2号に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

（テクニカル上場時の引継ぎの取扱い）

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）～（3）（略）

（4）規程第408条第5号及び第6号

額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算する。）ことができるものとする。

（2）退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱い

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する規程第205条第6号a又は規程第308条第6号aの規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、第212条第6項第1号に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同項第2号に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

（テクニカル上場時の引継ぎの取扱い）

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）～（3）（略）

（4）規程第408条第5号

(5) (略)

(6) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 9 号 a 又は b
(規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号による場合を含む。)

(7) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 9 号の 2 (規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号による場合を含む。)

(8) 第 6 0 1 条第 10 項第 1 号から第 4 号まで (規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 1 号、規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 3 号、規程第 6 0 4 条の 3 第 2 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 2 号又は規程第 6 0 4 条の 5 第 2 号による場合を含む。)

(9) · (10) (略)

(11) 規程第 6 0 4 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号 (規程第 6 0 4 条の 3 第 1 号、規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 1 号及び規程第 6 0 4 条の 5 第 1 号による場合を含む。)

(12) 規程第 6 0 4 条の 4 第 1 項第 3 号 (規程第 6 0 4 条の 5 第 1 号による場合を含む。)

(本則市場又はマザーズの上場会社が発行する優先株等の上場に関する料金の取扱い)

第 8 1 0 条 規程第 8 1 2 条の規定に基づく上場

(5) (略)

(6) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 9 号 a 又は b
(規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号による場合を含む。)

(7) 規程第 6 0 1 条第 1 項第 9 号の 2 (規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号による場合を含む。)

(8) 第 6 0 1 条第 10 項第 1 号から第 4 号まで (規程第 6 0 2 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 3 号、規程第 6 0 3 条第 1 項第 6 号、規程第 6 0 4 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 1 号による場合を含む。)

(9) · (10) (略)

(新設)

(新設)

(上場に関する料金の取扱い)

第 8 1 0 条 規程第 8 1 2 条の規定に基づく上場

審査料、新規上場料、追加上場料、年間上場料
その他の上場に関する料金（優先株等の発行者
である上場会社が、本則市場又はマザーズの上
場会社である場合に限る。）については、次の各
号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定
めるとおりとする。

（1）上場審査料

非参加型優先株を新規上場申請する発行者
(当該発行者が、本則市場又はマザーズの上
場会社である場合に限る。)は、上場審査料
として200万円(マザーズへの新規上場申
請の場合にあっては100万円)を、新規上
場申請日が属する月の翌月末日までに支払う
ものとする。

（2）新規上場料

優先株等を新規上場申請する発行者(当該
発行者が、本則市場又はマザーズの上場会社
である場合に限る。)は、新規上場料として、
1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて
得た金額の万分の4.5を、当該銘柄の上場
日の属する月の翌月末日までに(規程第80
1条第2項の規定に基づき新規上場申請した
場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに)
支払うものとする。

（3）追加上場料

a 上場優先株等の発行者(当該発行者が、
本則市場又はマザーズの上場会社である場
合に限る。以下この条において同じ。)は、
新たに発行する優先株等の上場に係る料金
として、1株当たりの発行価格に新たに發
行する優先株等の数を乗じて得た金額の万
分の4.5を、当該新たに発行する優先株
等の上場日の属する月の翌月末日までに支
払うものとする。

b (略)

（4）年間上場料

審査料、新規上場料、追加上場料、年間上場料
その他の上場に関する料金については、次の各
号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定め
るとおりとする。

（1）上場審査料

非参加型優先株を新規上場申請する発行者
は、上場審査料として200万円(マザーズ
への新規上場申請の場合にあっては100万
円)を、新規上場申請日が属する月の翌月末
日までに支払うものとする。

（2）新規上場料

優先株等を新規上場申請する発行者は、新
規上場料として、1株当たりの発行価格に上
場株式数を乗じて得た金額の万分の4.5を、
当該銘柄の上場日の属する月の翌月末日まで
に(規程第801条第2項の規定に基づき新
規上場申請した場合には、同日以後の日で会
社設立後直ちに)支払うものとする。

（3）追加上場料

a 上場優先株等の発行者は、新たに発行す
る優先株等の上場に係る料金として、1株
当たりの発行価格に新たに発行する優先株
等の数を乗じて得た金額の万分の4.5を、
当該新たに発行する優先株等の上場日の属
する月の翌月末日までに支払うものとす
る。

b (略)

（4）年間上場料

a (略)	a (略)
b 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第3項の規定は、上場時価総額の算定について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。	b 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第3項の規定は、上場時価総額の算定について、同条第4項から第10項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。
2 (略)	2 (略)
<u>(J A S D A Q の上場会社が発行する優先株等の上場に関する料金の取扱い)</u>	
<u>第810条の2 規程第812条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金（優先株等の発行者である上場会社が、J A S D A Q の上場会社である場合に限る。）については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</u>	(新設)
<u>(1) 上場審査料</u>	
<u>優先株等を新規上場申請する発行者（当該発行者が、J A S D A Q の上場会社である場合に限る。次号において同じ。）は、上場審査料として200万円を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。</u>	
<u>(2) 新規上場料</u>	
<u>優先株等を新規上場申請する発行者は、新規上場料として、200万円を、当該銘柄の上場日の属する日の翌月末日までに支払うものとする。</u>	
<u>(3) 年間上場料</u>	
<u>次のaからcまでに掲げるところによる。</u>	
<u>a 上場優先株等の発行者（当該発行者が、J A S D A Q の上場会社である場合に限る。）は、4月から翌年3月までの1年間に係る年間上場料として、次の（a）から（f）までに掲げる場合の区分に従い、当</u>	

該（a）から（f）までに定める額を支払うものとする。

- （a）上場株券等の数が1万単元未満の場合 72万円
- （b）上場株券等の数が1万単元以上3万単元未満の場合 84万円
- （c）上場株券等の数が3万単元以上5万単元未満の場合 96万円
- （d）上場株券等の数が5万単元以上7万単元未満の場合 108万円
- （e）上場株券等の数が7万単元以上9万単元未満の場合 120万円
- （f）上場株券等の数が9万単元以上の場合 132万円

b 年間上場料の計算における上場株券等の数は、毎年12月末日の上場株券等の数を用いる。

c 第709条の2第1項の規定は、支払期日について、同条第3項から第7項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について準用する。

2 第715条の規定は、前項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。

（上場に関する料金の取扱い）

第821条 規程第825条の規定に基づく新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

（1）（略）

（2）年間上場料

a （略）

b 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第3項の規定は、上場時価総額の算定について、同条第4項から第9項

（上場に関する料金の取扱い）

第821条 規程第825条の規定に基づく新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

（1）（略）

（2）年間上場料

a （略）

b 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第3項の規定は、上場時価総額の算定について、同条第4項から第10

	<p>まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。</p>	<p>項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。</p>
2	(略)	(略)
	(上場に関する料金の取扱い)	(上場に関する料金の取扱い)
第912条	規程第916条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	規程第916条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2)	(略)	(略)
(3)	年間上場料	年間上場料
	次のaからfまでに掲げるところによる。	次のaからfまでに掲げるところによる。
a～c	(略)	(略)
d	第709条第1項の規定は、支払期日(国債証券の年間上場料の支払期日を除く。)について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料(国債証券の年間上場料を除く。)について、それぞれ準用する。この場合において、第709条第8項中「上場廃止日の前日までに」とあるのは「上場廃止日の前日までに」と読み替える。	第709条第1項の規定は、支払期日(国債証券の年間上場料の支払期日を除く。)について、同条第4項から第10項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料(国債証券の年間上場料を除く。)について、それぞれ準用する。この場合において、同条第8項中「上場廃止日の前日までに」とあるのは「上場廃止日の前日までに」と読み替える。
e・f	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	(本則市場又はマザーズの上場会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場に関する料金の取扱い)	(上場に関する料金の取扱い)
第920条	規程第925条の規定に基づく新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	規程第925条の規定に基づく新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1)	(略)	(略)

(2) 年間上場料	(2) 年間上場料
次の a から c までに掲げるところによる。	次の a から c までに掲げるところによる。
a・b (略)	a・b (略)
c 第 709 条第 1 項の規定は、支払期日について、同条第 4 項から第 9 項まで及び第 709 条の 3 の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。	c 第 709 条第 1 項の規定は、支払期日について、同条第 4 項から第 10 項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。
2 (略)	2 (略)
(JASDAQ の上場会社が発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場に関する料金の取扱い)	
第 920 条の 2 規程第 925 条の規定に基づく上場審査料、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金（転換社債型新株予約権付社債券の発行者である上場会社が、JASDAQ の上場会社である場合に限る。）については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	(新設)
(1) 新規上場料	
次の a から d までに掲げるところによる。	
a 上場額面総額の 万分の 2.5	
b 新規上場料の計算は、各銘柄ごとにその上場日現在における額面総額を基準とする。	
c 新規上場料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。	
d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止後 6 か月以内に上場される場合の新規上場料は、既に支払われた額を限度として免除することができる。	
(2) 年間上場料	
次の a から c までに掲げるところによる。	
a 上場額面総額のうち	

- (a) 5億円以下の金額につき 20万円
 (b) 5億円を超える20億円以下の金額につき 1億円以下を増すごとに 1万8千5百円
 (c) 20億円を超える60億円以下の金額につき 2億円以下を増すごとに 1万8千5百円
 (d) 60億円を超える100億円以下の金額につき 5億円以下を増すごとに 1万8千5百円
 (e) 100億円を超える500億円以下の金額につき 50億円以下を増すごとに 1万8千5百円
 (f) 500億円を超える1,000億円以下の金額につき 100億円以下を増すごとに 1万8千5百円
 (g) 1,000億円を超える金額につき 200億円以下を増すごとに 1万8千5百円

- b 年間上場料の計算は、各銘柄ごとに、前年の12月末日現在における上場額面総額を基準とする。
 c 第709条の2第1項は、支払期日について、同条第3項から第7項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について準用する。
 2 第715条の規定は、前項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。

(上場に関する料金の取扱い)

第931条 規程第940条の規定に基づく新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第931条 規程第940条の規定に基づく新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金については、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 年間上場料	(2) 年間上場料
次の a から c までに掲げるところによる。	次の a から c までに掲げるところによる。
a・b (略)	a・b (略)
c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から <u>第9項まで及び第709条の3</u> の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。	c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から <u>第10項までの規定</u> は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。
2 (略)	2 (略)
第4章 <u>E TN</u>	第4章 <u>指標連動証券</u>
(E TN上場契約書の様式)	(上場契約書の様式)
第932条 規程第942条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「 <u>E TN信託受益証券上場契約書</u> 」は、別記第3 13号様式によるものとする。	第932条 規程第942条第1項に規定する施行規則で定める当取引所所定の「 <u>外国指標連動証券信託受益証券上場契約書</u> 」は、別記第3 13号様式によるものとする。
(有価証券新規上場申請書の記載事項等)	(有価証券新規上場申請書の記載事項等)
第933条 規程第944条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。	第933条 規程第944条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である <u>E TN</u> の発行者（以下この章において「新規上場申請に係る <u>E TN信託受益証券の発行者</u> 」という。）の商号又は名称	(1) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の発行者（以下この章において「新規上場申請に係る <u>外国指標連動証券信託受益証券の発行者</u> 」という。）の商号又は名称
(2) 新規上場申請銘柄及び新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である <u>E TN</u> の名称	(2) 新規上場申請銘柄及び新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の名称
(3) (略)	(3) (略)
(4) 新規上場申請銘柄の発行可能限度額及び発行可能総受益権口数並びに新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である <u>E TN</u> の発行可能限度額及び発行可能な総証券数	(4) 新規上場申請銘柄の発行可能限度額及び発行可能総受益権口数並びに新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の発行可能限度額及び発行可能な総証券数

2 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第934条 規程第944条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類

a～c (略)

d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場E T N信託受益証券又は上場E T Fに係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。

(2) (略)

(3) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類及び新規上場申請銘柄に係る信託契約その他当取引所が必要と認める書類の写し

(4) 次のaからdまでに掲げる書類

a (略)

b 規程第950条に基づき新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面

c 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nが発行された国又は地域の法令に基づき、当該新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

d (略)

2 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第934条 規程第944条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類

a～c (略)

d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場外国指標連動証券信託受益証券又は上場E T Fに係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。

(2) (略)

(3) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類及び新規上場申請銘柄に係る信託契約その他当取引所が必要と認める書類の写し

(4) 次のaからdまでに掲げる書類

a (略)

b 規程第950条に基づき新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の発行者の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面

c 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国指標連動証券が発行された国又は地域の法令に基づき、当該新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し

d (略)

(5) (略)

(保証等の取扱い)

第 935 条 規程第 944 条第 3 項に規定する施行規則で定める適切な保証とは、次の各号に掲げる保証をいう。

(1) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である E TN の所有者が新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の保証者に対して有する債務の支払等の権利についての保証

(2) (略)

2 規程第 944 条第 3 項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 当取引所から新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者に対して、正当な理由に基づく照会、請求等があった場合には、当該新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者が遅滞なく、当該照会事項等について正確に報告し、又はその請求する書類の提出等の対応をするために当該新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者に協力する旨保証者が確約する書類

(2) 保証者に関する継続的な企業内容の開示について、新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者に協力する旨保証者が確約する書類

(3) · (4) (略)

(5) その他投資者保護上必要かつ適當と認められるものについて、新規上場申請に係る E TN 信託受益証券の発行者に協力する旨保証者が確約する書類

(有価証券新規上場申請書の添付書類の例外)

第 936 条 規程第 944 条第 4 項に規定する施

(5) (略)

(保証等の取扱い)

第 935 条 規程第 944 条第 3 項に規定する施行規則で定める適切な保証とは、次の各号に掲げる保証をいう。

(1) 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 の所有者が新規上場申請に係る 外国指標連動証券信託受益証券 の保証者に対して有する債務の支払等の権利についての保証

(2) (略)

2 規程第 944 条第 3 項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 当取引所から新規上場申請に係る 外国指標連動証券信託受益証券 の発行者に対して、正当な理由に基づく照会、請求等があった場合には、当該新規上場申請に係る 外国指標連動証券信託受益証券 の発行者が遅滞なく、当該照会事項等について正確に報告し、又はその請求する書類の提出等の対応をするために当該新規上場申請に係る 外国指標連動証券信託受益証券 の発行者に協力する旨保証者が確約する書類

(2) 保証者に関する継続的な企業内容の開示について、新規上場申請に係る 外国指標連動証券信託受益証券 の発行者に協力する旨保証者が確約する書類

(3) · (4) (略)

(5) その他投資者保護上必要かつ適當と認められるものについて、新規上場申請に係る 外国指標連動証券信託受益証券 の発行者に協力する旨保証者が確約する書類

(有価証券新規上場申請書の添付書類の例外)

第 936 条 規程第 944 条第 4 項に規定する施

<p>行規則で定める書類は、第934条第3号に掲げる書類とする。</p>	<p>行規則で定める書類は、第934条第1項第3号に掲げる書類とする。</p>
<p>(新規上場申請に係る提出書類)</p>	<p>(新規上場申請に係る提出書類)</p>
<p>第937条 規程第944条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。</p>	<p>第937条 規程第944条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 新規上場申請銘柄の権利の内容等を記載した<u>E TN</u>信託受益証券の概要を作成した場合</p>	<p>(4) 新規上場申請銘柄の権利の内容等を記載した<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の概要を作成した場合</p>
<p>「当該<u>E TN</u>信託受益証券概要書」</p>	<p>「当該<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券概要書」</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(上場審査基準の取扱い)</p>	<p>(上場審査基準の取扱い)</p>
<p>第939条 (略)</p>	<p>第939条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 規程第945条第1項第3号jに規定する新規上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該信託契約その他の契約が当該<u>E TN</u>信託受益証券に係る受託者及び当該<u>E TN</u>信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該<u>E TN</u>信託受益証券に係る委託者が当該受託者との間において当取引所が適當と認める契約を締結していることをいう。</p>	<p>7 規程第945条第1項第3号jに規定する新規上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該信託契約その他の契約が当該<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託者及び当該<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る委託者が当該受託者との間において当取引所が適當と認める契約を締結していることをいう。</p>
<p>(情報の開示の取扱い)</p>	<p>(情報の開示の取扱い)</p>
<p>第940条 規程第947条第2項第1号及び第2号に規定する上場<u>E TN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額は、上場<u>E TN</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E TN</u>の</p>	<p>第940条 規程第947条第2項第1号及び第2号に規定する上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額は、上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に</p>

発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場E T N信託受益証券に係る信託契約に定めるところにより算出するものとする。

- 2 規程第947条第2項第2号に規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。

算式

$$((A \div B) - (C \div D)) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 同項第1号に規定する上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券あたりの償還価額

B Aを算出した日の前営業日の上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券あたりの償還価額

C 特定の指標の終値

D Cを算出した日の前営業日の特定の指標の終値

3・4 (略)

- 5 規程第947条第3項第4号に規定する施行規則で定める信用状況等に関する情報とは、次の各号に掲げる内容をいう。

(1) 上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの発行者（以下この章において「上場E T N信託受益証券の発行者」という。）（保証者が存在する場合は、保証者。以下この項において同じ。）に係る信用格付及び当該上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nに係る信用格付（当該上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nに係る信用格付を取得している場合に限る。）

係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場外国指標連動証券信託受益証券に係る信託契約に定めるところにより算出するものとする。

- 2 規程第947条第2項第2号に規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。

算式

$$((A \div B) - (C \div D)) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 同項第1号に規定する上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額

B Aを算出した日の前営業日の上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額

C 特定の指標の終値

D Cを算出した日の前営業日の特定の指標の終値

3・4 (略)

- 5 規程第947条第3項第4号に規定する施行規則で定める信用状況等に関する情報とは、次の各号に掲げる内容をいう。

(1) 上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行者（以下この章において「上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者」という。）（保証者が存在する場合は、保証者。以下この項において同じ。）に係る信用格付及び当該上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券に係る信用格付（当該上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券に係る信用格付（当該上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券に係る信用格付を取得している場合に限る。）

	限る。)
(2) 次の a から d までに掲げる上場 <u>E T N</u> 信託受益証券の発行者の区分に従い、当該 a から d までに定める内容 a ~ d (略)	(2) 次の a から d までに掲げる上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者の区分に従い、当該 a から d までに定める内容 a ~ d (略)
(3) 上場 <u>E T N</u> 信託受益証券の発行者が発行する <u>E T N</u> (国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この項において同じ。) の残存償還価額総額 (他社の発行する <u>E T N</u> の償還を保証する額を含む。) 及び当該残存償還価額総額の当該上場 <u>E T N</u> 信託受益証券の発行者の純資産の額に対する比率	(3) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者が発行する <u>外国指標連動証券</u> (国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この項において同じ。) の残存償還価額総額 (他社の発行する <u>外国指標連動証券</u> の償還を保証する額を含む。) 及び当該残存償還価額総額の当該上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者の純資産の額に対する比率
6 (略)	6 (略)
(書類の提出等の取扱い)	(書類の提出等の取扱い)
第 941 条 規程第 948 条第 1 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 947 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場 <u>E T N</u> 信託受益証券の発行者は、第 1 号 b に規定する書類 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。) 並びに第 2 号、第 3 号 a 及び第 4 号 b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	第 941 条 規程第 948 条第 1 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第 947 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適當と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者は、第 1 号 b に規定する書類 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。) 並びに第 2 号、第 3 号 a 及び第 4 号 b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 規程第 947 条第 3 項第 1 号 b に掲げ	(2) 規程第 947 条第 3 項第 1 号 b に掲げ

る事項を決定した場合

上場ETN信託受益証券の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) (略)

(4) 規程第947条第3項第1号p及び第7号に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a (略)

b 変更後の上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場ETN信託受益証券に係る信託契約について、変更確定後直ちに

(5) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、社債権者集会の招集その他の上場ETN信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

(6) 事業年度末日の当該上場ETN信託受益証券の所有者数が確定した場合

所有者数を記載した書面について、確定後直ちに

(7) 12月末日現在の上場ETN信託受益証券の上場受益権口数及び上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券あたりの償還価額を把握した場合

12月末日現在の上場ETN信託受益証券の上場受益権口数及び上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券

る事項を決定した場合

上場外国指標連動証券信託受益証券の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) (略)

(4) 規程第947条第3項第1号p及び第7号に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a (略)

b 変更後の上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場外国指標連動証券信託受益証券に係る信託契約について、変更確定後直ちに

(5) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、社債権者集会の招集その他の上場外国指標連動証券信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

(6) 事業年度末日の当該上場外国指標連動証券信託受益証券の所有者数が確定した場合

所有者数を記載した書面について、確定後直ちに

(7) 12月末日現在の上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数及び上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額を把握した場合

12月末日現在の上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数及び上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券

<p>あたりの償還価額を記載した書面について、把握後直ちに</p> <p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い)</p> <p>第942条 規程第949条に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。</p> <p>2 規程第949条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第944条 (略)</p> <p>2 規程第951条第1項第1号cに規定する停止されたことが確実となった場合とは、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。次項において同じ。）が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者から銀行取引停止が確実となつた旨の報告を書面で受けた場合をいう。</p> <p>3 規程第951条第1項第1号dに規定する破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合とは、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の開始原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 規程第951条第1項第2号aに規定する3年以内とは、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者</p>	<p>である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額を記載した書面について、把握後直ちに</p> <p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い)</p> <p>第942条 規程第949条に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。</p> <p>2 規程第949条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第944条 (略)</p> <p>2 規程第951条第1項第1号cに規定する停止されたことが確実となった場合とは、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。次項において同じ。）が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者から銀行取引停止が確実となつた旨の報告を書面で受けた場合をいう。</p> <p>3 規程第951条第1項第1号dに規定する破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合とは、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の開始原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 規程第951条第1項第2号aに規定する3年以内とは、上場<u>ETN</u>信託受益証券の発行者</p>
---	---

が同 a 前段に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

6 規程第 951 条第 1 項第 2 号 b に規定する 3 年以内とは、上場 E T N 信託受益証券の発行者が同 b に定める場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

7 規程第 951 条第 1 項第 2 号 c に規定する 3 年以内とは、上場 E T N 信託受益証券の発行者が同 c 前段に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

8 規程第 951 条第 1 項第 3 号 b に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第 951 条第 1 項第 3 号 b に規定する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額と特定の指標の相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

券の発行者が同 a 前段に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が当該上場 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

6 規程第 951 条第 1 項第 2 号 b に規定する 3 年以内とは、上場 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者が同 b に定める場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が当該上場 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

7 規程第 951 条第 1 項第 2 号 c に規定する 3 年以内とは、上場 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者が同 c 前段に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日（当該 3 年を経過する日が当該上場 外国指標連動証券 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

8 規程第 951 条第 1 項第 3 号 b に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第 951 条第 1 項第 3 号 b に規定する上場 外国指標連動証券 信託受益証券に係る受託有価証券である 外国指標連動証券 の一証券あたりの償還価額と特定の指標の相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

<p>算式の符号</p> <p>A 上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額の前月比と特定の指標の前月比の共分散</p> <p>B 上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額の前月比の標準偏差</p> <p>C 特定の指標の前月比の標準偏差</p> <p>(2) 前号に規定する上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。この場合における上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額は、規程第947条第2項第1号の規定により開示されたものによるものとする。</p>	<p>算式の符号</p> <p>A 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額の前月比と特定の指標の前月比の共分散</p> <p>B 上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額の前月比の標準偏差</p> <p>C 特定の指標の前月比の標準偏差</p> <p>(2) 前号に規定する上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。この場合における上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額は、規程第947条第2項第1号の規定により開示されたものによるものとする。</p>
<p>算式</p> $(D \div E) - 1$ <p>算式の符号</p> <p>D 当月末日における上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額</p> <p>E 前月末日における上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額</p> <p>(3) 前号に規定する当月末日における上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>E T N</u>の一証券あたりの償還価額及び前月末日における上場<u>E T N</u>信託受益証券に係る</p>	<p>算式</p> $(D \div E) - 1$ <p>算式の符号</p> <p>D 当月末日における上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額</p> <p>E 前月末日における上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額</p> <p>(3) 前号に規定する当月末日における上場<u>外国指標連動証券</u>信託受益証券に係る受託有価証券である<u>外国指標連動証券</u>の一証券あたりの償還価額及び前月末日における上場<u>外国</u></p>

受託有価証券であるE TNの一証券あたりの償還価額については、当該当月末日及び当該前月末日における分配金等を勘案するものとする。

(4) 第2号の規定にかかわらず、上場E TN信託受益証券の発行者が上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの併合又は分割を行った場合において、当取引所が適當と認めるときは、当該併合又は分割による影響を考慮して第1号に規定する上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの一証券あたりの償還価額の前月比を算出するものとする。

(5)～(8) (略)

9 規程第951条第1項第3号cに規定する3年以内とは、上場E TN信託受益証券の発行者が同c前段に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場E TN信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

10 規程第951条第1項第3号dの(a)に規定する最終償還期限が到来する場合には、上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該上場E TN信託受益証券の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに同(a)に該当するものとして取り扱う。

指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額については、当該当日末日及び当該前月末日における分配金等を勘案するものとする。

(4) 第2号の規定にかかわらず、上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者が上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の併合又は分割を行った場合において、当取引所が適當と認めるときは、当該併合又は分割による影響を考慮して第1号に規定する上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額の前月比を算出するものとする。

(5)～(8) (略)

9 規程第951条第1項第3号cに規定する3年以内とは、上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者が同c前段に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

10 規程第951条第1項第3号dの(a)に規定する最終償還期限が到来する場合には、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに同(a)に

	該当するものとして取り扱う。
11 (略)	11 (略)
(上場廃止日の取扱い)	(上場廃止日の取扱い)
第945条 規程第953条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	第945条 規程第953条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>ETN</u> の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより規程第951条第1項第3号dの(a)に該当することとなった銘柄	(4) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより規程第951条第1項第3号dの(a)に該当することとなった銘柄
繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して4日前（休業日を除外する。）の日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。	繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して4日前（休業日を除外する。）の日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)
(監理銘柄の指定の取扱い)	(監理銘柄の指定の取扱い)
第946条 当取引所は、上場 <u>ETN</u> 信託受益証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場 <u>ETN</u> 信託受益証券を規程第954条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第4号、第15号又は第20号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。	第946条 当取引所は、上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券を規程第954条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第4号、第15号又は第20号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。）が行った決議又は決定の内容が規程第951条第1項第1号dに該当するおそれがあると当取引所が認める場合	(3) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者。）が行った決議又は決定の内容が規程第951条第1項第1号dに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(4) ~ (8) (略)

(9) 上場E T N信託受益証券の発行者が規程第951条第1項第3号aに該当することとなる上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場E T N信託受益証券に係る信託契約の変更に関する決定を行った場合

(10) 上場E T N信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号bに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 規程第951条第1項第3号cに定める期間の最終日までに、上場E T N信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が発行するE T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この号において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行するE T Nの償還を保証する額を含む。）が、純資産の額の25%以下となることが確認できないとき

(12) 規程第951条第1項第3号dの（a）（上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(13) (略)

(14) 上場E T N信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号dの（c）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（上場E T N信託受益証券が規程第941条第2項の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(4) ~ (8) (略)

(9) 上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者が規程第951条第1項第3号aに該当することとなる上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場外国指標連動証券信託受益証券に係る信託契約の変更に関する決定を行った場合

(10) 上場外国指標連動証券信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号bに該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 規程第951条第1項第3号cに定める期間の最終日までに、上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）が発行する外国指標連動証券（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この号において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する外国指標連動証券の償還を保証する額を含む。）が、純資産の額の25%以下となることが確認できないとき

(12) 規程第951条第1項第3号dの（a）（上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(13) (略)

(14) 上場外国指標連動証券信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号dの（c）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（上場外国指標連動証券信託受益証券が規程第941条第2項の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

	(15) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号eに該当するおそれがあると当取引所が認める場合	(15) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号eに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
	(16)・(17) (略)	(16)・(17) (略)
	(18) 規程第951条第1項第3号hに該当することとなる上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>ETN</u> の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類の変更に関する決定を行った場合	(18) 規程第951条第1項第3号hに該当することとなる上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る受託有価証券である <u>外国指標連動証券</u> の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類の変更に関する決定を行った場合
	(19) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号iに該当するおそれがあると当取引所が認める場合	(19) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号iに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
	(20) 上場 <u>ETN</u> 信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号jに該当するおそれがあると当取引所が認める場合	(20) 上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券の銘柄が規程第951条第1項第3号jに該当するおそれがあると当取引所が認める場合
2	当取引所は、規程第957条第1項において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われた上場 <u>ETN</u> 信託受益証券を、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）に指定する。	2 当取引所は、規程第957条第1項において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われた上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券を、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）に指定する。
3	前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場 <u>ETN</u> 信託受益証券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。 (1) 第1項第1号、第3号、第9号及び第18号の場合 当取引所が上場 <u>ETN</u> 信託受益証券に係る発行者から書面による報告を受けた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下この項において同じ。） (2)～(9) (略)	3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。 (1) 第1項第1号、第3号、第9号及び第18号の場合 当取引所が上場 <u>外国指標連動証券</u> 信託受益証券に係る発行者から書面による報告を受けた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下この項において同じ。） (2)～(9) (略)
4	(略)	4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第947条 当取引所は、上場ETN信託受益証券が次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第955条の規定に基づき、当取引所が当該上場ETN信託受益証券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ETN信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第951条第1項第1号、第2号又は第3号aからcまで、dの(a)(上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、dの(c)若しくはeからjまでのいずれかに該当する場合

(2) (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第948条 規程第956条に規定する上場審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場審査料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a 新規上場申請に係るETN信託受益証券(保証者が存在する場合を除く。)の上場審査料の額は、次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。

(a) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者が上場ETN信託受益証券(上場が承認されたETN信託受益証券を含む。以下この号において同

(整理銘柄の指定の取扱い)

第947条 当取引所は、上場外国指標連動証券信託受益証券が次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第955条の規定に基づき、当取引所が当該上場外国指標連動証券信託受益証券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場外国指標連動証券信託受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第951条第1項第1号、第2号又は第3号aからcまで、dの(a)(上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、dの(c)若しくはeからjまでのいずれかに該当する場合

(2) (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第948条 規程第956条に規定する上場審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場審査料

次のaからdまでに掲げるところによる。

a 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券(保証者が存在する場合を除く。)の上場審査料の額は、次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。

(a) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の発行者が上場外国指標連動証券信託受益証券(上場が承認された外国指標連動証券信託受益証券

じ。)の発行者又は上場審査中のE T N信託受益証券の発行者である場合
0円

□ (略)

(b) 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の銘柄数に1万円を乗じた額

b 新規上場申請に係るE T N信託受益証券(保証者が存在する場合に限る。)の上場審査料の額は、次の(a)から(c)までに定める額を合計した額とする。

(a) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者が上場E T N信託受益証券の発行者又は上場審査中のE T N信託受益証券の発行者である場合 0円

□ (略)

(b) 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の銘柄数に1万円を乗じた額

(c) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の保証者が上場E T N信託受益証券の保証者又は上場審査中のE T N信託受益証券の保証者である場合 0円

□ (略)

c (略)

d 第702条第3項及び第4項の規定は、E T N信託受益証券の上場審査のための調査に係る費用について準用する。

を含む。以下この号において同じ。)の発行者又は上場審査中の外国指標連動証券信託受益証券の発行者である場合 0円

□ (略)

(b) 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の銘柄数に1万円を乗じた額

b 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券(保証者が存在する場合に限る。)の上場審査料の額は、次の(a)から(c)までに定める額を合計した額とする。

(a) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の発行者が上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者又は上場審査中の外国指標連動証券信託受益証券の発行者である場合 0円

□ (略)

(b) 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の銘柄数に1万円を乗じた額

(c) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額

イ 新規上場申請に係る外国指標連動証券信託受益証券の保証者が上場外国指標連動証券信託受益証券の保証者又は上場審査中の外国指標連動証券信託受益証券の保証者である場合 0円

□ (略)

c (略)

d 第702条第3項及び第4項の規定は、外国指標連動証券信託受益証券の上場審査のための調査に係る費用について準用す

(2) 新規上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

- a 上場E TN信託受益証券の上場受益権口数に係る償還価額総額（上場E TN信託受益証券の上場受益権口数に、上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの一証券あたりの償還価額を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の 万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

- b 新規上場料の計算は、各上場E TN信託受益証券ごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。この場合において、上場E TN信託受益証券に係る受託有価証券であるE TNの一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

- c 新規上場料は、上場E TN信託受益証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 追加発行時の追加上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

- a 上場E TN信託受益証券の上場受益権口数に係る追加発行総額の 万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円

る。

(2) 新規上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

- a 上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数に係る償還価額総額（上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数に、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の 万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

- b 新規上場料の計算は、各上場外国指標連動証券信託受益証券ごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。この場合において、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

- c 新規上場料は、上場外国指標連動証券信託受益証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 追加発行時の追加上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

- a 上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数に係る追加発行総額の 万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円

とし、300万円を超える場合には300万円とする。

b 追加発行時の追加上場料の計算は、毎年の12月末日現在における上場E T N信託受益証券の上場受益権口数に係る追加発行総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る償還価額総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る償還価額総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加発行総額とみなして計算するものとする。この場合において、上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

c (略)

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。

(a) 上場E T N信託受益証券の上場受益権口数に係る償還価額総額の 万分の 0 . 75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

(b) (略)

b 年間上場料の計算は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 各上場E T N信託受益証券ごとに、

とし、300万円を超える場合には300万円とする。

b 追加発行時の追加上場料の計算は、毎年の12月末日現在における上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数に係る追加発行総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る償還価額総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る償還価額総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加発行総額とみなして計算するものとする。この場合において、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

c (略)

(4) 年間上場料

次のaからcまでに掲げるところによる。

a 年間上場料は、次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。

(a) 上場外国指標連動証券信託受益証券の上場受益権口数に係る償還価額総額の 万分の 0 . 75

ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とする。

(b) (略)

b 年間上場料の計算は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 各上場外国指標連動証券信託受益

前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。この場合において、上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(b) TDnet利用料は、各上場ETN信託受益証券の発行者ごとに計算するものとする。

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。この場合において、第709条第1項中「8月末日」とあるのは「9月末日」と、「2月末日」とあるのは「3月末日」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

第5編 ETF

(第5編における定義)

第1001条 この編において「ETF」、「外国ETF」、「外国ETF信託受益証券」、「外国商品現物型ETF」、「外国商品現物型ETF信託受益証券」、「外国商品市場」、「カウンター・パーティー」、「管理会社」、「組入債権」、「組入有価証券」、「指定参加者」、「上場ETF」、「上場外国ETF」、「上場外国ETF信託受益証券」、「上場外国商品現

証券ごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。この場合において、上場外国指標連動証券信託受益証券に係る受託有価証券である外国指標連動証券の一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする。

(b) TDnet利用料は、各上場外国指標連動証券信託受益証券の発行者ごとに計算するものとする。

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第10項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「8月末日」とあるのは「9月末日」と、「2月末日」とあるのは「3月末日」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

第5編 受益証券及び投資証券

(第5編における定義)

第1001条 この編において「ETF」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「運用資産等」、「外国ETF」、「外国ETF信託受益証券」、「外国商品現物型ETF」、「外国商品現物型ETF信託受益証券」、「外国商品市場」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「カウンター・パーティー」、「管理会社」、「組入債権」、「組入有価証券」、「指定参加者」、

物型 E T F 信託受益証券」、「上場内国商品現物型 E T F」、「商品市場」、「信託受託者」、「適格機関投資家」、「投資信託財産等」、「内国 E T F」及び「内国商品現物型 E T F」とは、それぞれ規程第 1001 条に規定する E T F、外国 E T F、外国 E T F 信託受益証券、外國商品現物型 E T F、外国商品現物型 E T F 信託受益証券、外国商品市場、カウンター・パートナー、管理会社、組入債権、組入有価証券、指定参加者、上場 E T F、上場外国 E T F、上場外国 E T F 信託受益証券、上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券、上場内国商品現物型 E T F、商品市場、信託受託者、適格機関投資家、投資信託財産等、内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F をいう。

2 第 2 条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

(1) · (2) (略)

(削る)

「資産運用会社」、「指定参加者」、「受益証券」、「上場 E T F」、「上場外国 E T F」、「上場外国 E T F 信託受益証券」、「上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券」、「上場内国商品現物型 E T F」、「上場不動産投資信託証券」、「商品市場」、「信託会社等」、「信託受託者」、「適格機関投資家」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託財産等」、「投資信託法」、「投資法人」、「投資法人債券」、「内国 E T F」、「内国商品現物型 E T F」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第 1001 条に規定する E T F、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、運用資産等、外国 E T F、外国 E T F 信託受益証券、外国商品現物型 E T F、外国商品市場、外国投資信託、外国投資法人、カウンター・パートナー、管理会社、組入債権、組入有価証券、資産運用会社、指定参加者、受益証券、上場 E T F、上場外国 E T F、上場外国 E T F 信託受益証券、上場内国商品現物型 E T F、上場不動産投資信託証券、商品市場、信託会社等、信託受託者、適格機関投資家、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託財産等、投資信託法、投資法人、投資法人債券、内国 E T F、内国商品現物型 E T F、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券及び流動資産等をいう。

2 第 2 条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

(1) · (2) (略)

(3) 公募 規程第 1208 条に規定する公募をいう。

<p>3 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>3 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(1) <u>上場前の公募等</u> 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券の公募又は売出し（上場審査について規程第1207条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の新規上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募をいう。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(2) <u>ブック・ビルディング</u> この編第3章第2節の規定に定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査をいう。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(3) <u>公開価格</u> 上場前の公募等の価格をいう。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(4) <u>元引受取引参加者</u> 上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者をいう。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(ETF上場契約書の様式)</p>	<p>(上場契約書の様式)</p>
<p>第1101条 (略)</p>	<p>第1101条 (略)</p>
<p>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</p>	<p>(有価証券新規上場申請書の添付書類)</p>
<p>第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p>	<p>第1103条 規程第1103条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p>
<p>(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類</p>	<p>(1) 新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所でない場合には、次のaからdまでに掲げる書類</p>
<p>a～c (略)</p>	<p>a～c (略)</p>

<p>d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場 <u>E T N</u> 信託受益証券又は上場 E T F に係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。</p>	<p>d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類。ただし、当該算出主体が上場外國指標連動証券信託受益証券又は上場 E T F に係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。</p>
<p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>(2) ~ (5) (略)</p>
<p>(上場廃止基準の取扱い)</p>	<p>(上場廃止基準の取扱い)</p>
<p>第 1113 条 上場 E T F に係る管理会社が規程第 1112 条第 1 項第 1 号 A から D まで、同条第 2 項第 1 号本文又は同条第 3 項第 4 号本文のいずれかに該当する場合において、上場 E T F に係る管理会社から同条第 1 項第 1 号ただし書、同条第 2 項第 1 号ただし書又は同条第 3 項第 4 号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号又は同条第 3 項第 4 号に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>第 1113 条 上場 E T F に係る管理会社が規程第 1112 条第 1 項第 1 号 A から D まで、同条第 2 項第 1 号本文又は同条第 3 項第 4 号本文のいずれかに該当する場合において、上場 E T F に係る管理会社から同条第 1 項第 1 号ただし書、同条第 2 項第 1 号ただし書又は同条第 3 項第 4 号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号又は同条第 3 項第 4 号に該当するものとして取り扱う。</p>
<p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>2 ~ 4 (略)</p>
<p>5 規程第 1112 条第 1 項第 2 号の 3 に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第 1106 条第 5 項に規定する法人をいう。</p>	<p>5 規程第 1112 条第 1 項第 2 号の 3 に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第 1106 条第 6 項に規定する法人をいう。</p>
<p>6 ~ 15 (略)</p>	<p>6 ~ 15 (略)</p>
<p>(上場に関する料金の取扱い)</p>	<p>(上場に関する料金の取扱い)</p>
<p>第 1117 条 規程第 1117 条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。</p>	<p>第 1117 条 規程第 1117 条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 年間上場料 次の a から c までに掲げるところによる。</p>	<p>(4) 年間上場料 次の a から c までに掲げるところによる。</p>

a・b (略)

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。この場合において、第709条第1項中「8月末日」とあるのは「8月末日（外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては9月末日）」と、「2月末日」とあるのは「2月末日（外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては3月末日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(削る)

第6編 ファンド

第1章 総則（第1201条）

（第6編における定義）

第1201条 この編において、「運用資産等」、「カントリーファンド」、「上場カントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定する運用資産等、カントリーファンド、上場カントリーファンド、上場後5年以内

a・b (略)

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第10項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。この場合において、第709条第1項中「8月末日」とあるのは「8月末日（外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては9月末日）」と、「2月末日」とあるのは「2月末日（外国ETF、外国ETF信託受益証券、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては3月末日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

第3章 不動産投資信託証券

(新設)

(新設)

(新設)

の株券等、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。

2 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有価証券報告書 規程第1104条第1項第2号eの(a)に規定する有価証券報告書をいう。

(2) 半期報告書 規程第1104条第1項第2号eの(a)に規定する半期報告書をいう。

(3) 公募 規程第1208条又は規程第1308条に規定する公募をいう。

3 第2条の規定にかかわらず、この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 上場前の公募等 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券又はベンチャーファンドの公募又は売出し（上場審査について規程第1207条又は第1307条の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券又はベンチャーファンドの公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券及びベンチャーファンドの新規上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募をいう。

(2) ブック・ビルディング この編第2章及び第3章の規定に定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査をいう。

(3) 公開価格 上場前の公募等の価格をい

う。
(4) 元引受取引参加者 上場前の公募等に
関し元引受契約を締結する金融商品取引業者
等である当取引所の取引参加者をいう。

第2章 不動産投資信託証券

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1236条 当取引所は、上場不動産投資信託証券が次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1222条の規定に基づき、当取引所が当該不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 規程第1225条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

(削る)

(上場に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場

(新設)

第1節 新規上場

第2節 上場前の公募等

第3節 追加上場等

第4節 適時開示等

第5節 上場廃止

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1236条 当取引所は、上場不動産投資信託証券が次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1222条の規定に基づき、当取引所が当該不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 規程第1224条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

第6節 上場に関する料金

(上場に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場

審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第4項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(4) (略)

(5) 年間上場料

a・b (略)

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。

2 (略)

第3章 ベンチャーファンド

(ベンチャーファンド上場契約書の様式)

第1301条 規程第1303条第1項に規定する
施行規則で定める当取引所所定の「ベンチャーファンド上場契約書」は、別記第5-3号様式によるものとする。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1302条 規程第1304条第1項に規定する
施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第5-4号様式によるものとする。

2 規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 当取引所所定の「ベンチャーファンドの分布状況表」

審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第4項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(4) (略)

(5) 年間上場料

a・b (略)

c 第709条第1項の規定は、支払期日について、同条第4項から第10項までの規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- (2) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (3) 幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」
- (4) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約 2部
- (5) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が投資信託法第187条の登録を受けていることを証する書面の写し
- (6) 規程第1305条第2号hに規定する投資主名簿等管理人と投資主名簿等に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面
- (7) 運用資産等の状況を記載した書面 2部
- (8) 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務を未公開株等評価機関に委託していることを証する書面
- (9) 当取引所所定の未公開株等評価機関に関する概要書
- 3 前項第7号に規定する「運用資産等の状況を記載した書面」は、別添8「運用資産等に係る書面の記載要領」に基づき、作成するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、規程第1307条第1項の規定の適用を受けるベンチャーファンドにあっては、規程第1304条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。
- (1) 規程第1307条第1項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合
- 次のa及びbに掲げる書類
- a 第2項第2号から第9号までに掲げる書類
- b 上場後最初に終了する営業期間の末日ま

での間における投資口の分布状況の見込み
を記載した当取引所所定の「新規上場申請
日以後における投資口の分布状況に関する
予定書」

(2) 規程第1307条第1項第2号の規定
の適用を受ける場合

次の a 及び b に掲げる書類

- a 第2項第2号から第6号まで、第8号及
び第9号に掲げる書類
- b 前号 b に掲げる書類

(新規上場申請に係る提出書類)

第1303条 規程第1304条第4項に規定す (新設)

る施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げ
る場合をいい、同項に規定する施行規則で定め
る書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) 新規上場申請日の直前営業期間の末日
の1年前の日以後上場することとなる日まで
に内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集
又は売出しに関する届出又は通知書の提出を
行った場合 次の a から d までに掲げる書類
の写し 各2部 (b に掲げる書類の写しにつ
いては1部)

- a 有価証券届出書
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出自論見書及び届出仮目論見書

(2) 新規上場申請日の直前営業期間の末日
の1年前の日以後上場することとなる日まで
に内閣総理大臣等に次の a から c までに掲げ
る書類を提出した場合 その写し 各2部

- a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）
及びその添付書類
- b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
- c 臨時報告書（訂正報告書を含む。）

(3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを

	<u>行った場合 当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」</u>
2	<u>前項第3号に掲げる場合における同号に定める書類の提出は、上場の時までに行えば足りるものとする。</u>
<u>(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)</u>	
第1304条	<u>規程第1304条第6項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</u>
<p><u>(1) 第1302条第2項第4号(同条第4項第1号a又は第2号aによる場合を含む。)に掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 第1302条第2項第7号(同条第4項第1号aによる場合を含む。)に掲げる書類</u></p> <p><u>(3) 次条第4項第2号aに掲げる書類</u></p> <p><u>(4) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる書類</u></p>	
<u>(上場審査の形式要件の取扱い)</u>	
第1305条	<u>規程第1305条第2号に規定する未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等の合計額、運用資産等の総額並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間の末日における貸借対照表(比較情報を除く。)に計上した額(ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額)によるものとする。</u>
2	<u>規程第1305条第2号aに規定する施行規則で定める金額とは、未公開株等及び上場後5年以内の株券等(以下この項において「未公開株等関連証券」という。)の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当す</u>

る部分の額の合計額(以下「未公開株等投資額」という。)とし、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$A \times (B \div C)$$

算式の符号

A 未公開株等関連資産の額

B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等関連証券の額

C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

3 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等への投資額は、未公開株等の額及び未公開株等関連資産のうち未公開株等に相当する部分の額の合計額とし、未公開株等関連資産のうち未公開株等に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$D \times (E \div F)$$

算式の符号

D 未公開株等関連資産の額

E 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等の額

F 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

4 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等投資額の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上となる見込みのあることは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。

(1) 上場申請時において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上であり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上であること。

- (2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上になり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上となる見込みのあること。
- a 運用資産の組入計画を記載した書面
- b 上場後6か月以内に前aの組入計画を達成する旨の確約を証する書面
- 5 規程第1305条第2号eの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- (1) 監査報告書(最近1年間に終了する営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であつて、当該記載の理由が天災地変等、新規ベンチャーファンド上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。
- (2) その他当取引所が適当と認める場合
- 6 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。
- 7 規程第1305条第2号hに規定する施行規則で定めるものとは、第212条第8項各号に掲げるものをいう。
- 8 規程第1307条第1項第3号の規定の適用を受ける場合は、非上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る最

近 2 年間に終了する営業期間（当該非上場ベンチャーファンド発行投資法人の設立後の期間に限る。以下この項において同じ。）の財務諸表等（監査報告書を添付しているものに限る。）及び最近 1 年間に終了する営業期間における中間財務諸表等（中間監査報告書を添付しているものに限る。）を提出するものとする。

（上場前の公募又は売出し等に関する取扱い）

第 1306 条 規程第 1308 条に規定するベンチャーファンドの新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募又は売出し及び投資法人の設立の際に行われる公募並びに上場前に行われるベンチャーファンドの発行については、この条から第 1323 条まで（以下この章において「ベンチャーファンド上場前公募等取扱い」という。）に定めるところによる。

（投資法人の設立の際に行う公募に関する通知）

第 1307 条 投資法人の設立（設立後速やかにその発行するベンチャーファンドの新規上場申請を行う場合に限る。）の際に公募を行おうとする場合は、当該投資法人の設立企画人及び元引受取引参加者は、あらかじめ、当取引所にその旨を通知するものとする。

（公募又は売出しの予定を記載した書面の提出）

第 1308 条 上場前の公募等については、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人（投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、設立企画人をいう。以下同じ。）及び当該上場前の公募等に関する元引受取引参加者は、新規上場申請後（投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、前条の規定による通知

後) 遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてベンチャーファンド上場前公募等取扱いを適用する。

2 当取引所が「公募又は売出しの予定を記載した書面」を検討し、当該書面の内容を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。

(上場前の公募等の手続)

第1309条 上場前の公募等については、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングの手続を行うものとする。(新設)

(公開価格の決定)

第1310条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格を決定するものとする。(新設)

2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行

投資法人及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに当取引所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(上場前の公募等に係る配分)

第1311条 元引受取引参加者は、上場前の公

(新設)

募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。

2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認められる方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当取引所が必要と認める場合には、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。

(公募又は売出実施通知書等の提出)

第1312条 元引受取引参加者は、上場前の公

(新設)

募等の申込期間終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を当取引所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に通知するものとする。

2 前項に規定する遅滞なくとは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目(休業日を除外する。)の日までをいう。

3 第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して当取引所に提出することができるものとする。

4 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込

期間終了の日から 5 年間、当該上場前の公募等に係るベンチャーファンドの取得者の住所、氏名及び投資口口数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならぬ。

5 第 1 項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び前項の規定により当取引所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第 1313 条 上場前の公募等について非取引参

(新設)

加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該非取引参加者金融商品取引業者等とベンチャーファンド上場前公募等取扱いの趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該契約の締結について非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第 1314 条 当取引所は、第 1312 条第 1 項

(新設)

に規定する書類又は同条第 4 項若しくは第 1318 条第 3 項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人又は元引受取引参加者がこのベンチャーファンド上場前公募等取扱いに基づき当取引所に提出する書類の内容及び

上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

2 前項に規定する必要な措置には、第1311条第1項に規定する指針によらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含む。

(ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定)

第1315条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。

2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。

(公開価格に係る仮条件の決定等)

第1316条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定するものとする。

2 元引受取引参加者は、前項の規定により公開

(新設)

(新設)

価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当取引所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(需要状況の調査に含めてはならない需要)

第1317条 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。(新設)

ルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

(1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要

(2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

(需要状況の調査の記録の保存等)

第1318条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。(新設)

2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保存するものとする。

3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

4 前項の規定により当取引所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(ベンチャーファンドの発行に関する規制)

第1319条 新規上場申請に係るベンチャーフ (新設)

アンド発行投資法人が、新規上場申請日の6か月前の日以後においてベンチャーファンドを発行している場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該ベンチャーファンドの割当てを受けた者（投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。）との間で、書面により当該ベンチャーファンドの継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を、新規上場申請日前にベンチャーファンドの発行を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後にベンチャーファンドの発行を行っている場合は当該ベンチャーファンドの発行後遅滞なく（当取引所が上場を承認する日の前日までに）、提出するものとする。

2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行
投資法人が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

3 第1項に規定するベンチャーファンドを発行しているかどうかの認定は、払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

4 第1項に規定する当該ベンチャーファンドの継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

（1） 割当てを受けた者は、割当てを受けたベンチャーファンド（以下「割当ベンチャーファンド」という。）を、原則として、前項

に規定する日から上場日以後 6 か月間を経過する日（当該日において第 1 項に規定する日以後 1 年間を経過していない場合には、同項に規定する日以後 1 年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当ベンチャーファンドについて投資口の分割が行われたときには、当該投資口の分割により取得した投資口（以下「取得ベンチャーファンド投資口」という。）についても同日まで所有すること。

(2) 割当てを受けた者は、割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、割当てを受けた者が割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、投資口口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4) 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の所有状況に關し当取引所が必要と認めて照会を行つた場合には、必要に応じて割当てを受けた者に対し割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の所有状況に係る確認を行つた上で、遅滞なく割当ベンチャーフア

ンド又は取得ベンチャーファンド投資口の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 割当てを受けた者は、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人から前号に規定する割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に報告すること。

(6) 割当てを受けた者は、第1項に規定する書面に記載する第1号から前号まで及び次号に掲げる内容並びに割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他当取引所が必要と認める事項

(所有に関する規制)

第1320条 割当てを受けた者が、前条第1項(新設)

に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(1) 割当てを受けた者がその経営の著しい不振により割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該ベンチャーファンドの譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供

することに同意するものとする。この場合において、当該書面は、当該割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行
投資法人は、割当てを受けた者の当該ベンチャーファンドの所有状況について当取引所から照会を受けた場合には、当該ベンチャーファンドの所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

4 前項の報告は、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当ベンチャーファンド又は取得ベンチャーファンド投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

5 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行
投資法人は、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人となった後においても、確約に定める期間内にあっては、第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(ベンチャーファンドの発行の状況に関する記載)

第1321条 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は、新規上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間においてベンチャーファンドを発行している場合には、当該発行の状況を記載した書面を、新規上場申請日前にベンチャーファンドの発行を行っている場合は新規上場申請日に、新規上場申請日以後にベンチャーファンドの発行を行っている場

(新設)

合は当該ベンチャーファンドの発行後遅滞なく
(当取引所が上場を承認する日の前日までに)、
提出するものとする。

(ベンチャーファンドの発行の状況に関する記
録の保存等)

第1322条 新規上場申請に係るベンチャーフ (新設)

アンド発行投資法人は、上場日から5年間、前
条の規定に基づき当取引所に提出した書面の記
載内容についての記録を保存するものとする。

この場合において、幹事取引参加者は、新規上
場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人
が当該記録を把握し、かつ、保存することが可
能な状況にあることを確認するものとする。

2 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行
投資法人は、前項の記録につき、当取引所が必
要に応じて行う提出請求に応じなければならな
い。

3 当取引所は、新規上場申請に係るベンチャ
ーファンド発行投資法人が前項の提出請求に応じ
ない場合は、当該新規上場申請に係るベンチャ
ーファンド発行投資法人の名称及び当該提出請
求に応じない状況にある旨を公表するこ
とができる。

4 当取引所は、第2項の規定により提出された
記録を検討した結果、前条の規定に基づくベン
チャーファンドの発行の状況に係る記載内容が
明らかに正確でなかったと認められる場合に
は、当該新規上場申請に係るベンチャーファン
ド発行投資法人及び幹事取引参加者の名称並び
に当該記載内容が正確でなかったと認められる
旨を公表することができる。

5 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行
投資法人は、上場した後においても、上場日か
ら5年間は、前各項の規定の適用を受けるもの
とする。

<p><u>(上場前の公募等に関する解釈等)</u></p> <p>第1323条 第1319条から前条までの規定 は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に 帰属する者について適用する。</p>	(新設)
<p><u>(上場ベンチャーファンドと権利関係を異にするベンチャーファンドの上場基準)</u></p> <p>第1324条 規程第1310条第1号に規定す る施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げ る基準をいう。</p> <p>(1) 投資口口数が2,000単位以上であ ること。</p> <p>(2) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認 められないこと。</p> <p>(3) 上場ベンチャーファンドと権利関係が 同一となると見込まれること。</p>	(新設)
<p><u>(吸收合併により発行するベンチャーファンド の上場日)</u></p> <p>第1325条 上場ベンチャーファンドに係るベ ンチャーファンド発行投資法人が他の上場ベン チャーファンドに係るベンチャーファンド発行 投資法人を吸收合併することにより発行するベ ンチャーファンドの上場日は、規程第1310 条第2号の規定にかかわらず、吸收合併がその 効力を生ずる日とする。ただし、上場申請の時 期等により当該日に上場することが不可能又は 困難であるときは、この限りでない。</p>	(新設)
<p><u>(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示 の取扱い)</u></p> <p>第1326条 規程第1312条第2項及び第3 項に規定する施行規則で定める基準とは、次の 各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定 める基準をいう。</p>	(新設)

(1) 規程第1312条第2項第1号dに掲げる事項

規約の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

- a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b 本店所在地の変更
- c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

(2) 規程第1312条第2項第3号hに掲げる事項

法に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が適当と認めるもの

(3) 規程第1312条第3項第1号aに掲げる事項

資産の譲渡価額又は取得価額が譲渡日又は取得日における純資産総額の5%未満であること。

(4) 規程第1312条第3項第2号cに規定するこれに準ずる状態として施行規則で定める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいうものとする。

- a 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者が債務超過若しくは支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで法律に基づかない整理を行う場合

- b 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者が債務超過若しくは支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを決議した場合

2 第402条の2第1項の規定は、規程第1312条第2項及び第3項の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

3 規程第1312条第4項に規定する施行規則

で定める情報とは、運用資産等の価格に関する情報をいう。この場合において、当該情報は、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」における「投資状況」、「投資有価証券の主要銘柄」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

4 規程第1312条第5項に規定する1口当たり純資産額及び同条第6項各号に規定する事項は、別添8「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成した書面により開示するものとする。

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 規程第1313条第1項に規定する書類の提出等については、この条に定めるところによる。

(新設)

る書類の提出等については、この条に定めるところによる。

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンド発行者等は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号b並びに第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものと

する。

(1) 規程第1312条第2項第1号aに掲げる事項について決定を行った場合

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(2) 規程第1312条第2項第1号bに掲げる事項について決定を行った場合

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 追加発行又は売出しの日程表について、確定後直ちに

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c 目論見書及び届出仮目論見書について、作成後直ちに

d 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

e 第417条第1号gに掲げる書面に準じた書面について、作成後直ちに

(3) 規程第1312条第2項第1号cに掲げる事項について決定を行った場合

次のaからdまでに掲げるところにより行う。

a 合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに

b 投資信託法第149条第1項、第149条の6第1項又は第149条の11第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写しについて、これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

c 合併日程表について、確定後直ちに

- d 投資信託法第149条の10第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、合併の効力発生日以後速やかに
- (4) 規程第1312条第2項第1号dに掲げる事項について決定を行った場合
次のa及びbに掲げるところにより行う。
- a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに
- b 変更後の規約について、変更後直ちに
- (5) 基準日の設定について決定を行った場合
次のa及びbに掲げるところにより行う。
- a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに
- b 基準日に関する日程表について、当該期日の2週間前に
- (6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場ベンチャーファンドに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合
決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）
- (7) 施行令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定について決定を行った場合
次のa及びbに定めるところにより行うものとする。
- a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに
- b 氏名、住所及び発行者との関係を記載した「安定操作取引委託者通知書」について、

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日までに

(8) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格について決定を行った場合

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定めるところにより行うものとする。

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号を記載した「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」について、施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格又は売出価格が決定された場合

発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格(売出価格)通知書」について、発行価格又は売出価格の決定後直ちに

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次のイ及びロに定めるところにより行

うものとする。

イ 算式表示による発行価格又は売出価

格及び発行価額又は売出価額の総額の見込みを記載した「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」について、算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 発行価格又は売出価格の確定値及び

発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格（売出価格）の確定通知書」について、発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

(9) 規程第 1307 条の規定の適用を受け

て上場した投資法人である場合

次の a 及び b に定めるところにより行うものとする。

a 投資信託法第 149 条の 10 第 1 項又は

第 149 条の 16 第 1 項に規定する書面（法定事後開示書類）の写しについて、上場後速やかに

b 登記事項証明書について、上場後速やかに

(10) 規程第 1312 条第 2 項第 2 号 (e)

及び g を除く。) 及び第 4 号並びに同条第 3 項第 2 号 d のいずれかが発生した場合

発生に係る通知書について、発生後直ちに

(11) 規程第 1312 条第 2 項第 2 号 g に

規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しについて、受理後遅滞なく

3 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各

号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場ベンチャーファンド発行者等は、第 2 号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 当取引所所定の「資産の運用状況表」

各営業期間経過後 3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく

(2) 運用報告書

投資主に対する発送日前

(3) 各営業期間の末日現在における当取引所所定の「上場ベンチャーファンドの分布状況表」

各営業期間経過後 3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い)

第1328条 規程第1314条に規定する書面 (新設)

には、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の代表者による署名を要するものとする。

2 規程第1314条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書の作成に関して上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準)

第1329条 規程第1318条第1項第1号a (新設)

については、次の各号に掲げる日に同aに該当するものとして取り扱う。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のa又はbに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

a 他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に吸収合併される場合

b 規程第1307条第1項の規定の適用を受け、存続投資法人又は新設投資法人が発行者であるベンチャーファンドが速やかに上場される見込みのある場合

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、前号に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、前2号に規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

2 規程第1318条第1項第1号bに規定する法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合とは、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、法律に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

3 規程第1318条第1項第1号cに規定する基準については、次のa及びbに定めるところにより取り扱うものとする。

a 未公開株等及び未公開株等関連資産の評価に係る業務の未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合において、直ちに当取引所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができなかったときには、基準に該当するものとする。

b 前aに規定する「当取引所が適当と認められる他の未公開株等評価機関」とは、上場審

査等に関するガイドラインに適合する未公開株等評価機関をいうものとする。

4 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が規程第1318条第1項第2号aからcまでのいずれかに該当する場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

5 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないときは、猶予期間内において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないときをいうものとする。

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が第1305条第4項第2号の規定の適用を受けて上場された投資法人であり、かつ、上場後6ヶ月を経過していない場合

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%未満又は未公開株等投資額に占める未公開株等への

投資額の比率が 50 %未満となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めた場合。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(3) 規程第 1318 条第 2 項第 1 号に該当するかどうかの審査において、営業期間の末日の変更により猶予期間の末日が営業期間の最終日に当たらない上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該猶予期間経過後 3 か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、当取引所所定の「資産の運用状況表」を当取引所に提出するものとする。

(4) 規程第 1318 条第 2 項第 1 号に規定する基準の審査は、第 1327 条第 3 項第 1 号又は前号の規定により提出される「資産の運用状況表」に記載された資産の運用状況によるものとする。

(5) 前号の規定にかかわらず、第 2 号の規定の適用を受けた上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、上場後 6 か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る当取引所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載された資産の運用状況に基づき、規程第 1318 条第 2 項第 1 号に規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、規程第 1318 条第 2 項第 1 号に規定する 1 年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が 70 % 以上、かつ、未公開株等投資額

に占める未公開株等への投資額の比率が 5
0 %以上とならないときは、当該中間営業
期間の末日以後、最初に到来する営業期間の
末日までに運用資産等の総額に占める未公開
株等投資額の比率が 70 %以上、かつ、未公
開株等投資額に占める未公開株等への投資額
の比率が 50 %以上とならないときをいうも
のとする。

6 規程第 1318 条第 2 項第 2 号に規定する上
場投資口口数が 2,000 単位未満となる場合
において上場ベンチャーファンドに係るベンチ
ヤーファンド発行投資法人から上場投資口口数
の減少に関する投資主総会決議についての書面
による報告を受けたときは、規程第 1318 条
第 2 項第 2 号に該当するものとして取り扱う。

7 規程第 1318 条第 2 項第 3 号に掲げる基準
については、次の各号に掲げるとおり取り扱う
こととする。

(1) 規程第 1318 条第 2 項第 3 号の規定
は、上場日から起算して 1 年を経過する日よ
り前の上場ベンチャーファンドについては、
適用しない。

(2) 規程第 1318 条第 2 項第 3 号に規定
する毎年の 12 月末日以前 1 年間の売買高と
は、毎年の 12 月末日以前 1 年間ににおける当
該銘柄の市場内売買の売買高合計をいう。

8 規程第 1318 条第 2 項第 5 号 b に規定する
施行規則で定める場合とは、天災地変等、上場
ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド
発行投資法人の責めに帰すべからざる事由によ
るものである場合をいう。

9 第 601 条第 10 項の規定は、規程第 131
8 条第 2 項第 6 号に規定する施行規則で定める
場合について準用する。

10 規程第 1318 条第 2 項第 7 号に規定する
上場ベンチャーファンドに係るベンチャーフア

ンド発行投資法人の規約の変更を行う場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

1 1 規程第 1 3 1 8 条第 2 項第 7 号 b に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後 5 年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

1 2 第 4 3 6 条の 4 の規定は、規程 1 3 1 8 条第 2 項第 1 0 号に規定する上場ベンチャーファンド発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

1 3 第 1 3 0 5 条第 1 項の規定は、規程第 1 3 1 8 条第 2 項に規定する未公開株等投資額及び運用資産等の総額の算定において使用する各資産の額について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第 1 3 3 0 条 規程第 1 3 2 0 条に規定する上場(新設)
廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 規程第 1 3 1 8 条第 1 項第 1 号 a のう

ち、他の投資法人と合併し解散する場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(2) 規程第1318条第1項第1号aのうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄

規約で定めた存続期間の満了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

(3) 規程第1318条第1項第1号a又はbに該当することとなった銘柄（上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場ベンチャーファンドの上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

(4) 規程第1318条第2項第3号に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日

(5) 規程第1318条第2項第11号に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日ま

での範囲内で、その都度決定する日

(6) 前各号のいずれにも該当しない銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した

日の翌日から起算して1か月を経過した日。

ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべき

であると認めた場合は、この限りでない。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンド(新設)

ンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、
当該上場ベンチャーファンドを規程第1321
条に規定する監理銘柄に指定することができ
る。この場合において、第8号、第9号、第1
3号又は第14号のいずれかに該当する場合は
監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合
は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ
ヤーファンド発行投資法人が第1329条第
1項第2号に規定する合併に関する役員会決
議を行った場合、又は上場ベンチャーファン
ドに係るベンチャーファンド発行投資法人が
合併以外の事由により解散する場合のうち投
資主総会の決議により解散する場合において
当該解散に関する役員会決議を行った場合若
しくは投資主総会の決議によらずに解散する
場合において規程第1318条第1項第1号
aに該当するおそれがあると当取引所が認め
る場合

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ
ヤーファンド発行投資法人が行った決議又は
決定の内容が規程第1318条第1項第1号
bに該当するおそれがあると当取引所が認め
る場合

(3) 規程第1318条第1項第1号cに該
当するおそれがあると当取引所が認める場合

(4) 規程第1318条第1項第2号本文に

規定する場合に該当した場合

(5) 猶予期間の最終日までに、規程第 13

18 条第 2 項第 1 号に該当しなくなつたこと
が確認できない場合

(6) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ

ャーファンド発行投資法人が規程第 1318
条第 2 項第 2 号に該当することとなる投資口
口数の減少に関する役員会決議を行つた場合

(7) 2 人以上の公認会計士又は監査法人に

による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書
又は中間監査報告書を添付した有価証券報告
書又は半期報告書について、次の a 又は b に
該当した場合

a 法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1

項に定める期間の最終日までに内閣総理大
臣等に提出できる見込みのない旨の開示
を、当該最終日までに行つているとき。

b 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出

しなかつたとき。

(8) 上場ベンチャーファンドに係るベンチ

ャーファンド発行投資法人が、規程第 131
8 条第 2 項第 5 号 a 前段又は同号 b 前段に該
当する場合又はこれらに該当すると認められ
る相当の事由があると当取引所が認める場
合。ただし、規程第 1318 条第 2 項第 5 号
a 後段又は同号 b 後段に該当しないことが明
らかであるときは、この限りでない。

(9) 規程第 1318 条第 2 項第 6 号に該当

するおそれがあると当取引所が認める場合

(10) 上場ベンチャーファンドに係るベン

チャーファンド発行投資法人が規程第 131
8 条第 2 項第 7 号に該当することとなる規約
の変更に関する役員会決議を行つた場合

(11) 規程第 1318 条第 2 項第 8 号に該

当するおそれがあると当取引所が認める場合

(12) 上場ベンチャーファンドに係るベン

チャーファンド発行投資法人が投資主名簿に
関する事務の委託契約の解除の通知を受領し
た旨の開示を行った場合その他上場ベンチャ
ーファンドに係るベンチャーファンド発行投
資法人が投資主名簿に関する事務を当取引所
の承認する機関に委託しないこととなるおそ
れがあると当取引所が認める場合

(13) 規程第1318条第2項第10号前
段に該当する場合。ただし、同号後段に該当
しないことが明らかであるときは、この限り
でない。

(14) 規程第1318条第2項第11号に
該当するおそれがあると当取引所が認める場
合

2 当取引所は、規程第1325条において準用
する規程第608条の規定により上場廃止申請
が行われた上場ベンチャーファンドを、監理銘
柄へ指定することができる。この場合において
は、監理銘柄（確認中）に指定する。

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間
は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該
各号に定める時から当取引所が当該上場ベンチ
ャーファンドを上場廃止するかどうかを認定し
た日までとする。

(1) 第1項第1号から第4号まで、第6号
及び第10号のいずれかに該当した場合
当取引所が上場ベンチャーファンドに係る
ベンチャーファンド発行投資法人又はベンチ
ャーファンド資産運用会社から書面による報
告を受けた日の翌日

(2) 第1項第5号に該当した場合
猶予期間の最終日の翌日

(3) 第1項第7号に該当した場合
第1項第7号aに該当した場合は、当該開
示を行った日の当取引所がその都度定める時
とし、同号bに該当した場合は、当該最終日

の翌日

(4) 第1項第8号、第9号及び第11号から第14号までのいずれかに該当した場合
当取引所が必要と認めた日

(5) 前項に規定する上場廃止申請が行われた場合

上場廃止申請が行われた日

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるとときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる場合

当該書面による報告を受けた日の当取引所がその都度定める時

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる場合

当取引所がその都度定める時

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1332条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1322条の規定に基づき、当取引所が当該ベンチャーファンドの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該ベンチャーファンドを整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第1318条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合(第1329条第1項第1号又は第1330条第2号に該当する場合を除く。)

(2) 規程第1325条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行

われ上場廃止が決定した場合

(上場に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく (新設)

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場審査料等

a 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人は上場審査料として100万円を新規上場申請日が属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、次号の規定に基づき予備申請を行ったベンチャーファンドについて、有価証券新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

b 第702条第3項及び第4項の規定は、ベンチャーファンドの上場審査のための調査に係る費用について準用する。

(2) 予備審査料

予備申請を行う者のうちベンチャーファンド発行投資法人は、予備審査料として100万円を予備申請の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 新規上場料及び追加発行時の追加上場料

a 1売買単位につき 30円

b 前aの規定にかかわらず、新規上場料は、同aの金額に500万円を加算した金額とする。

c 新規上場料は、当該ベンチャーファンド

の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

d 追加発行時の追加上場料は、新たに発行するベンチャーファンドの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(4) 年間上場料

a 上場投資口口数のうち

(a) 1万単位以下の口数につき 30万円

(b) 1万単位を超え4万単位以下の口数につき 2,000単位以下を増すごとに 2万4千円

(c) 4万単位を超え12万単位以下の口数につき 4,000単位以下を増すごとに 2万4千円

(d) 12万単位を超え20万単位以下の口数につき 1万単位以下を増すごとに 2万4千円

(e) 20万単位を超え100万単位以下の口数につき 10万単位以下を増すごとに 2万4千円

(f) 100万単位を超え200万単位以下の口数につき 20万単位以下を増すごとに 2万4千円

(g) 200万単位を超える口数につき 40万単位以下を増すごとに 2万4千円

b 年間上場料の計算は、前年の12月末日現在における上場投資口口数を基準とする。ただし、新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人に係る年間上場料の計算は、当該新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の投資証券の上場日における上場投資口口数を基準とする。

c 第709条第1項の規定は、支払期日に

について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。

2 第715条の規定は、前項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1334条 規程第1324条に規定する施行

(新設)

規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第1317条の規定において準用する規程第502条から第504条まで及び規程第506条

(2) 第1329条第9項の規定において準用する第601条第10項第1号から第4号まで

第4章 カントリーファンド

(新設)

(カントリーファンド上場契約書)

第1401条 規程第1403条第1項に規定す

(新設)

る施行規則で定める当取引所所定の「カントリーファンド上場契約書」は、別記第5-5号様式によるものとする。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1402条 規程第1404条第1項に規定す

(新設)

る施行規則で定める当取引所所定の「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第5-6号様式によるものとする。

2 規程第1404条第2項に規定する施行規則

で定める書類は、次の各号に定める書類とする。

(1) 役員会において上場申請を決議したことを証する書面

(2) 規約又はこれに相当する書類

- (3) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (4) 幹事取引参加者が作成した当取引所所定の推薦書
- (5) カントリーファンドのための有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- (6) カントリーファンドのための有価証券新規上場申請書に記載された代表者が、当該カントリーファンドの上場に関し、正当な権限を有する者であることについて、役員会において決議したことを証する書面。ただし、規約又はこれに相当する書類に正当な権限を有する者についての定めがある場合は当該規約等の写しで足りるものとする。
- (7) 次の a 及び b に掲げる書類
- a 当取引所所定の「投資主数状況表」
この場合における投資主とは、実質的に投資口を所有している者をいう。
- b 規程第1421条により準用する規程第426条に規定するカントリーファンド発行投資法人の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受諾する旨の内諾を得ていることを証する書面
- (8) 当該外国金融商品取引所等における上場申請に係るカントリーファンドの流通の状況に関する書面
この場合において、当該外国金融商品取引所等における上場申請に係るカントリーファンドの流通の状況に関する書面は、次の a 及び b に定めるところによるものとする。
- a 上場申請日前6か月間の売買の成立の状況を記載するものとする。ただし、外国金

融商品取引所等において上場又は継続的に取引されることとされた日から上場申請日までの期間が当該期間に満たない場合には、上場又は継続的に取引されることとされた日から上場申請日までの期間の売買の成立の状況を記載すれば足りるものとする。

b 前aに規定する外国金融商品取引所等が2以上ある場合には、当該上場申請に係るカントリーファンドの当該外国金融商品取引所等における各々の売買の成立の状況を勘案し、その一を当取引所が指定する。

(9) 新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人が、その資産の運用、保管その他の業務を委託する場合において、当該委託を受ける者との間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

(10) 新規上場申請に係るカントリーファンド資産運用会社が、外国の法令に基づきカントリーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務に必要な免許、認可又は登録等を受けている旨を証する書面の写し

(新規上場申請に係る提出書類)

第1403条 規程第1404条第3項に規定する

(新設)

施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) 新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに役員会又は投資主総会を開催した場合

その議事録の写し

この場合において、役員会又は投資主総会の決議に係る事項が第1407条第2項に規定する事項である場合には、カントリーファ

ンドの新規上場を申請する者は、当該議事録の写しに、同項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(2) 新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合(規程第1410条第2項第2号、第5号(新規カントリーファンド上場申請者が決定した場合を除く。)及び第7号に規定する場合をいうものとする。)その報告書

(3) 新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合

次のaからeまでに掲げる書類の写し 各1部

- a 有価証券届出書(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)
- d 届出目論見書及び届出仮目論見書
- e 払込完了を証明する書類

(4) 新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次のaからeまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合

その写し 各1部
ただし、新規カントリーファンド上場申請者が継続開示会社である場合には、aからeまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

- a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
- c 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）
- d 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
- e 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらとの訂正報告書

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第1404条 規程第1404条第6項に規定する
施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる
書類とする。

- (1) 規約又はこれに相当する書類
- (2) 前条第2号から第4号までに規定する
書類
- (3) 前条第1号に規定する書類（第140
7条第2項の規定により公衆の縦覧に供する
こととされている書類と同種の書類に限る。）

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1405条 規程第1405条各号の規定は、
次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第1405条第2号aに規定する
上場投資口口数とは、原則として払込済投資
口口数と同数であることを要するものとす
る。ただし、本国等の上場制度等において当
該上場申請に係る投資口の一部に上場が認め
られていない投資口がある場合には、当該上
場が認められていない投資口を除く払込済投
資口口数を上場申請に係る投資口口数とする
ことができるものとする。

(2) 規程第1405条第2号dに規定する
本邦内における投資主とは、新規上場申請に

(新設)

(新設)

係る投資口のうち 1 単位以上の投資口を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者をいう。

(3) 規程第 1405 条第 2 号 に規定する上場申請に係るカントリーファンドの流通の状況が円滑であるかどうかの認定は、次の a から c までに掲げる事項を勘案して行う。

a 上場申請に係るカントリーファンドの外國金融商品取引所等における売買単位以上の投資口を所有する投資主数及び所有される投資口口数

b 上場申請に係るカントリーファンドの外國金融商品取引所等における売買の成立状況

c 上場申請に係るカントリーファンドの上場申請後上場することとなる日までの期間の外国における公募又は売出しの内容

(4) 第 212 条第 1 項第 6 号 a 及び c の規定（外国証券業者に係る部分を除く。）は、カントリーファンドの新規上場を申請する者が新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行う新規上場申請に係るカントリーファンドの公募又は売出しの取扱いについて準用する。

(5) 規程第 1405 条第 2 号 b の規定については、次の a から c までのとおり取り扱うものとする。

a 規程第 1405 条第 2 号 b に規定する「純資産総額」の算定において使用する額は、直前営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額（カントリーファンドの発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、当取引所が適当と認める額）によるものとする。

b 純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した額とする。

c 規程第1405条第2号bに規定する純資産総額の本邦通貨への換算は、原則として、新規上場申請日の直前営業期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は新規上場申請日の直前営業期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 規程第1405条第2号cの規定については、次のaからcまでのとおり取り扱うものとする。

- a 規程第1405条第2号cに規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいう。
- b 規程第1405条第2号cに規定する「剰余金」とは、前号bに基づいて算定される純資産総額から財務諸表等における資本金に相当する額並びに資本準備金に相当する額及び利益準備金に相当する額を減じて得た額をいうものとする。
- c 規程第1405条第2号cにおいて、利益の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。

(上場カントリーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1406条 規程第1410条第2項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) 規程第1410条第2項第1号bに掲げる事項

(新設)

発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれることをいうものとする。
ただし、上場カントリーファンドが追加発行される投資口の引受権を投資主に割り当てる場合を除く。

(2) 規程第1410条第2項第1号gに掲げる事項

規約の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

- a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b 本店所在地の変更
- c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

2 第402条の2第1項の規定は、規程第1410条第2項の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

(書類の提出等の取扱い)

第1407条 規程第1411条第1項に規定する書類の提出等については、この条に定めるところによる。(新設)

2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第3号b及び第9号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第1410条第2項第1号aに掲げる事項について決定を行った場合

次の a 及び b に定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(2) 規程第1410条第2項第1号bに掲げる事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（決定の内容を記載した有価証券上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。）

(3) 規程第1410条第2項第1号fに掲げる事項について決定を行った場合

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに

c 合併日程表について、確定後直ちに

(4) 投資口の種類の変更について決定を行った場合

次の a 及び b に定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 投資口の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書について、確定後直ちに

(5) 施行令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定について決定を行った場合

次の a 及び b に定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 氏名、住所及び発行者との関係を記載した「安定操作取引委託者通知書」について、施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日までに

(6) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格について決定を行った場合

次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定めるところにより行うものとする。

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号を記載した「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」について、施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格若しくは売出価格が決定された場合

発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格(売出価格)通知書」について、発行価格又は売出価格の決定後直ちに

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商

品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次のイ及びロに定めるところにより行うものとする。

イ 算式表示による発行価格又は売出価格及び発行価額又は売出価額の総額の見込額を記載した「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」について、算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 発行価格又は売出価格の確定値及び発行価額又は売出価額の総額を記載した「発行価格（売出価格）の確定通知書」について、発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

(7) 前各号に掲げる事項以外の上場カントリーファンドに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに

(8) 投資主に対して次の a 及び b その他の書類を発送する場合（投資口事務取扱機関等に据え置く場合を含む。）

次の a 及び b に定めるところにより行うものとする。

a 投資主総会招集通知書及びその添付書類について、その発送日（投資口事務取扱機関等に据え置く日を含む。）までに

b 投資主総会決議通知書（投資主総会決議の内容が当取引所に提出する他の書類に記載されている場合を除く。）について、その発送日（投資口事務取扱機関等に据え置く日を含む。）までに

(9) 本国等の主務官庁等へ次の a 及び b に掲げる書類を提出した場合

次の a 及び b に定めるところにより行うものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、当該書類の訳文を付すことを要しないものとする。

- a 募集又は売出しに係る登録届出書の写し
(訂正届出書の写しを含む。)について、
提出後遅滞なく

b 年次報告書、半期報告書、四半期報告書
及び臨時報告書の写し (これらの訂正報告書の写しを含む。)について、提出後遅滞なく

(10) 上場カントリーファンドに係るカン
トリーファンド発行投資法人が発行者である
カントリーファンドの外国金融商品取引所等
における上場又は上場廃止

外国金融商品取引所等における上場又は上場廃止に関する報告書について、遅滞なく

3 規程第1410条第2項第2号fに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合には、当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しについて、受理後遅滞なく提出するものとする。

4 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、当該上場カントリーファンドの一口当たり純資産額を原則として毎週1回、当取引所に通知するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い)

第1408条 規程第1412条に規定する書面(新設)
には、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の代表者による署名を要するものとする。

2 規程第1412条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成について上場カントリーファンドに係るカン

トリー ファンド発行投資法人の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(上場廃止基準の取扱い)

第1409条 規程第1415条第1項第1号a (新設)

については、次の各号に掲げる日に同aに該当するものとして取り扱う。

(1) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が、合併により解散する場合のうち、他の上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人に吸收合併される場合は、吸收合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(2) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が、前号に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日

(3) 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が、前2号に規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

2 規程第1415条第1項第1号bに規定する法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合とは、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が、法律に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

3 上場カントリーファンドに係るカントリーフ

	<p><u>アンド資産運用会社が規程第1415条第1項</u> <u>第2号a又はbに該当する場合において、上場</u> <u>カントリーファンドに係るカントリーファンド</u> <u>発行投資法人から同号ただし書に規定する業務</u> <u>の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない</u> <u>旨の報告を書面で受けたときは、同号に該当す</u> <u>るものとして取り扱う。</u></p>
4	<p><u>第601条第10項の規定は、規程第141</u> <u>5条第2項第3号に規定する施行規則で定める</u> <u>場合について準用する。</u></p>
5	<p><u>当該上場カントリーファンドに係るカントリ</u> <u>ーファンド発行投資法人から投資口の譲渡制限</u> <u>に関する投資主総会決議についての書面による</u> <u>報告を受けたときは、規程第1415条第2項</u> <u>第5号に該当するものとして取り扱う。</u></p>
6	<p><u>規程第1415条第2項第8号に規定する</u> <u>「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認</u> <u>定については、次の各号に掲げる事項を勘案し</u> <u>て行う。</u></p> <p>(1) <u>上場カントリーファンドの外国金融商</u> <u>品取引所等における売買単位以上のカントリ</u> <u>ーファンドを所有する者の数及び当該者によ</u> <u>り所有されるカントリーファンドの数</u></p> <p>(2) <u>上場カントリーファンドの外国金融商</u> <u>品取引所等における売買成立の状況</u></p> <p>(3) <u>上場カントリーファンドの外国におけ</u> <u>る公募又は売出しの内容</u></p>
7	<p><u>第436条の4の規定は、規程第1415条</u> <u>第2項第9号に規定する上場カントリーファン</u> <u>ド発行者等が反社会的勢力の関与を受けている</u> <u>ものとして施行規則で定める関係について準用</u> <u>する。</u></p> <p><u>(上場廃止日の取扱い)</u></p> <p><u>第1410条 規程第1417条に規定する上場</u> (新設) <u>廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄</u></p>

の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第1415条第1項第1号aのうち、他の外国投資法人と合併し解散する場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(2) 規程第1415条第1項第1号a又はbに該当することとなった銘柄（上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、当取引所が当該上場カントリーファンドの上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

(3) 規程第1415条第2項第10号に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(4) 前3号のいずれにも該当しない銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（監理銘柄の指定の取扱い）

第1411条 当取引所は、上場カントリーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場カントリーファンドを規程第1418

条に規定する監理銘柄に指定することができ
る。この場合において、第5号、第6号、第1
2号又は第13号のいずれかに該当する場合は
監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合
は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) 上場カントリーファンドに係るカント
リーファンド発行投資法人が第1409条第
1項第2号に規定する合併に関する役員会決
議を行った場合、又は上場カントリーファン
ドに係るカントリーファンド発行投資法人が
合併以外の事由により解散する場合のうち投
資主総会の決議により解散する場合において
当該解散に関する役員会決議を行ったとき若
しくは投資主総会の決議によらずに解散する
場合において規程第1415条第1項第1号
aに該当するおそれがあると当取引所が認め
る場合

(2) 上場カントリーファンドに係るカント
リーファンド発行投資法人が行った決議又は
決定の内容が規程第1415条第1項第1号
bに該当するおそれがあると当取引所が認め
る場合

(3) 規程第1415条第1項第2号本文に
規定する場合に該当した場合

(4) 2人以上の公認会計士又は監査法人に
による監査証明府令第3条第1項の監査報告書
又は中間監査報告書を添付した有価証券報告
書又は半期報告書について、次のa又はbに
該当した場合

a 法第24条第1項又は第24条の5第1
項に定める期間の最終日までに内閣総理大
臣等に提出できる見込みのない旨の開示
を、当該最終日までに行っているとき。

b 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出
しなかったとき。

(5) 上場カントリーファンドに係るカント

リーファンド発行投資法人が、規程第141
5条第2項第2号a前段若しくは同号b前段
に該当する場合又はこれらに該当すると認め
られる相当の事由があると当取引所が認める
場合。ただし、同号a後段又は同号b後段に
該当しないことが明らかであるときは、この
限りでない。

(6) 規程第1415条第2項第3号に該当
するおそれがあると当取引所が認める場合

(7) 規程第1415条第2項第4号に規定
する規約の変更に関する役員会決議を行った
場合

(8) 規程第1415条第2項第5号に該当
する投資口の譲渡制限に関する役員会決議を
行った場合

(9) 規程第1415条第2項第6号に該当
するおそれがあると当取引所が認める場合

(10) 規程第1415条第2項第7号に該
当するおそれがあると当取引所が認める場合

(11) 規程第1415条第2項第8号に該
当するおそれがあると当取引所が認める場合

(12) 規程第1415条第2項第9号前段
に該当する場合。ただし、同号後段に該当し
ないことが明らかであるときは、この限りで
ない。

(13) 規程第1415条第2項第10号に
該当するおそれがあると当取引所が認める場
合

2 当取引所は、規程第1421条において準用
する規程第608条の規定により上場廃止申請
が行われた上場カントリーファンドを、監理銘
柄へ指定することができる。この場合において
は、監理銘柄（確認中）に指定する。

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間
は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該
各号に定める時から当取引所が当該上場カント

リーファンドを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) 第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号のいずれかに該当した場合

当取引所が上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人から書面による報告を受けた日の翌日

(2) 第1項第4号に該当した場合

同号aに該当した場合は、当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時とし、同号bに該当した場合は、当該最終日の翌日

(3) 第1項第5号、第6号及び第9号から第13号までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(4) 前項に規定する上場廃止申請が行われた場合

上場廃止申請が行われた日

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるとときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) 前項第1号に掲げる場合

当該書面による報告を受けた日の当取引所がその都度定める時

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる場合

当取引所がその都度定める時

(整理銘柄の指定の取扱い)

第1412条 当取引所は、上場カントリーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第1419条の規定に基づき、当取引所は、(新設)

所が当該カントリーファンドの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該カントリーファンドを整理銘柄に指定することができる。

(1) 規程第1415条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合(第1409条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(2) 規程第1421条において準用する規程第608条の規定により上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した場合

(上場に関する料金の取扱い)

第1413条 規程第1420条の規定に基づく(新設)

新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人及び上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場審査料等

a 新規上場申請に係るカントリーファンド発行投資法人は、上場審査料として100万円を新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、次号の規定に基づき予備申請を行ったカントリーファンドについて、有価証券新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

b 第702条第3項及び第4項の規定は、カントリーファンドの上場審査のための調査に係る費用について準用する。

(2) 予備審査料

予備申請を行う者のうちカントリーファン

ドの発行者である者は、予備審査料として 1
00 万円を、予備申請の日が属する月の翌月
末日までに支払うものとする。

(3) 新規上場料

- a 250 万円に次の定率料金を加算した額
定率料金は、上場投資口口数のうち、本邦内に住所又は居所を有する法人及び個人の所有に係る投資口口数について 1 口につき 7 厘 5 毛を乗じて得た金額とする。
- b 新規上場料は、当該カントリーファンドの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- c カントリーファンドの 1 口当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。

(4) 追加発行時の追加上場料

- a 1 口当たりの発行価格に追加上場する投資口口数のうち本邦内における募集に伴い上場する投資口口数を乗じて得た金額の万円の 1.5
- b 追加発行時の追加上場料は、新たに発行するカントリーファンドの上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- c 発行済投資口のうち上場に適さない投資口として上場されていなかった投資口が上場されることとなった場合の上場手数料については、前号 a に定める定率料金の算出方法を準用するものとする。
- d 合併に際して新たに発行する投資口に係る上場手数料は、1 口当たり資本組入額を 1 口当たりの発行価格とみなして計算する。
- e カントリーファンド発行投資法人の投資口分配、投資主割当若しくは分配再投資等

又は募集等により積み立てられた資本準備
金の資本組入れに伴い追加発行したカント
リーファンドの上場手数料は、当該カント
リーファンドの額面金額（当該カントリー
ファンドが無額面投資口の場合には1口当
たりの資本組入額）を1口当たりの発行価
格とみなして計算する。

(5) 年間上場料

a 上場投資口口数のうち

(a) 1,000万口以下の投資口口数
につき

7万5千円

(b) 1,000万口を超える4,000
万口以下の投資口口数につき

200万口以下を増すごとに 6千円

(c) 4,000万口を超える1億2,0
00万口以下の投資口口数につき

400万口以下を増すごとに 6千円

(d) 1億2,000万口を超える2億口
以下の投資口口数につき

1,000万口以下を増すごとに 6千円

(e) 2億口を超える10億口以下の投
資口口数につき

1億口以下を増すごとに 6千円

(f) 10億口を超える20億口以下の投
資口口数につき

2億口以下を増すごとに 6千円

(g) 20億口を超える投資口口数につ
き

4億口以下を増すごとに 6千円

b 年間上場料は、直前営業期間の末日現在に
おける上場投資口口数を用いて計算する。ただ
し、上場後最初に到来する営業期間の末日より
前に到来する支払期日に係る年間上場料の計
算については上場日における上場投資口口数
を基準とする。

- c 第709条第2項の規定は、支払期日について、同条第4項から第9項まで及び第709条の3の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。
- 2 第715条の規定は、前項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。

(準用規定の取扱い)

第1414条 第433条の規定は、規程第14(新設)

21条において準用する規程第425条に規定する施行規則で定める事務について、第434条の規定は、規程第1421条において準用する規程第426条に規定する施行規則で定めるところについて、第435条の規定は、規程第1421条において準用する規程第430条第1項に規定する施行規則で定める一定の期間又は期日及び同項ただし書に規定する施行規則で定める場合について、それぞれ準用する。

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

(新設)

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

運用資産の状況

1. 上場後5年以内の株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2. 未公開株等及び未公開株等関連資産

(1) 未公開株等及び未公開株等関連資産

に関する事項

銘柄名、取得日、所有する数量、取得価額、記載日の直前の営業期間の末日における貸借対照表計上額及び規程第1312条第3項第2号a又はcに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者(以下「未公開企業」という。)

に関する事項

a 記載日の前月末における未公開企業の商号、設立年月日、本店所在地、代表者の役職氏名、事業の内容、資本金及び発行済株式総数を記載するものとする。

b 直前連結会計年度(当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間(四半期決算を行っている場合は四半期連結会計期間、第1四半期又は第3四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。)がある場合には、当該中間連結会計期間を含む。)に係る売上高、経常利益、当期利益、配当総額及び当該直前連結会計年度の末日における総資産の額、総負債の額及び株主資本(純資産)の額を前年同期と比較して記載することとし、公認会計士等による監査の有無について注記するものとする。この場合において、未公開企業が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と、「四半期連結会計期間」とあるのは「四半期会計期間」と、それぞれ読み替えるものとする。

3.直近の運用状況及び短期的な運用方針

前月の運用資産の譲渡又は取得の状況（第
1305条第4項第2号aに規定する組入計
画を提出している場合における当該組入計画
の進捗状況及び市場の動向を含む。）及び短
期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等
関連資産及び上場後5年以内の株券等のそれ
ぞれについて記載するものとする。

1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の（1）
から（7）までに掲げる事項を直前に開示した
数値とともに記載するものとする。なお、（6）
及び（7）に掲げるものについては、上場ベン
チャーファンドに係るベンチャーファンド発行
投資法人が未公開株等の評価に係る業務を委託
する未公開株等評価機関による算定数値（以下
「評価額」という。）であり、参考情報として
開示する旨を注記するものとする。

（1）未公開株等及び未公開株等関連資産
への投資額（貸借対照表計上額）

（2）上場後5年以内の株券等への投資額

（3）その他の資産の合計

（4）上場投資口口数

（5）1口当たり純資産額（（1）から（3）
までの合計を（4）で除した額）

（6）未公開株等及び未公開株等関連資産
への投資額（評価額）

（7）1口当たり純資産額（（2）、（3）
及び（6）の合計を（4）で除した額）

（注）及びにおいて、「上場後5年以内の株
券等」とあるのは、当分の間、「上場後10年以
内の株券等」とする。

別記様式

1 第2編関係

第1 16号様式 内訳区分の変更申請に係る宣
誓書（内国会社） (新設)

内訳区分の変更申請に係る宣誓書

平成 年 月 曜日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名 印

代表者の

役職氏名 印

は、株式会社
東京証券取引所（以下「取引所」という。）への
内訳区分の変更申請に關し、次のとおり宣誓しま
す。

1. 内訳区分の変更申請及び当該変更に係る審査

において取引所に提出する書類に關し、必要と
なる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載
した内容はすべて真実であります。

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上場

規程その他の規則及びこれらの取扱いに關する
規定について、違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

第1 17号様式 内訳区分の変更申請に係る宣誓書（新設）
(外国会社)

内訳区分の変更申請に係る宣誓書

平成 年 月 曜日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名 印

代表者の

役職署名 印

は、株式会社

東京証券取引所（以下「取引所」という。）への
内訳区分の変更申請に関し、次のとおり宣誓しま
す。

1. 内訳区分の変更申請及び当該変更に係る審査

において取引所に提出する書類に関し、必要と
なる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載
した内容はすべて真実であります。

2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上場

規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する
規定について、違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

3 第4編関係

第3 13号様式 E TN信託受益証券上場契約書

E TN信託受益証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名

代表者の

第3 13号様式 外国指標連動証券信託受益証券上場契約書

外国指標連動証券信託受益証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会 社 名

代表者の

<u>役職署名</u> <p>(以下「会社」とい う。)は、その発行する<u>E TN信託受益証券</u>を上場するについて、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社が上場申請し、上場される<u>E TN信託受益証券</u>(以下「上場<u>E TN信託受益証券</u>」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>E TN信託受益証券</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p> <p>3. 本契約から生じる又は上場<u>E TN信託受益証券</u>に関する会社と取引所との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。</p>	<u>役職署名</u> <p>(以下「会社」とい う。)は、その発行する<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>を上場するについて、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社が上場申請し、上場される<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>(以下「上場<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p> <p>3. 本契約から生じる又は上場<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>に関する会社と取引所との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。</p>
<p>第3 14号様式 新規上場申請に係る宣誓書 (<u>E TN信託受益証券</u>)</p> <p>新規上場申請に係る宣誓書(<u>E TN信託受益証券</u>)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p>本店所在地</p>	<p>第3 14号様式 新規上場申請に係る宣誓書 (<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>)</p> <p>新規上場申請に係る宣誓書 (<u>外国指標連動証券信託受益証券</u>)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p>本店所在地</p>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">会社名</td><td style="width: 50%;">会社名</td></tr> <tr> <td>代表者の 役職署名</td><td>代表者の 役職署名</td></tr> </table> <p>_____は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）へのE.T.N.信託受益証券の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1. 新規上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。</p> <p>2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p><u>5 第6編関係</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5-1号様式（略）</td><td style="width: 50%;">第4-10号様式（略）</td></tr> <tr> <td>第5-2号様式（略）</td><td>第4-11号様式（略）</td></tr> <tr> <td>第5-3号様式 <u>ベンチャーファンド上場契約書</u></td><td>（新設）</td></tr> </table> <p><u>ベンチャーファンド上場契約書</u></p> <p>平成 年 月 旦</p> <p>株式会社東京証券取引所</p> <p>代表取締役社長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本店所在地</td><td style="width: 50%;">投資法人名</td></tr> </table>	会社名	会社名	代表者の 役職署名	代表者の 役職署名	第5-1号様式（略）	第4-10号様式（略）	第5-2号様式（略）	第4-11号様式（略）	第5-3号様式 <u>ベンチャーファンド上場契約書</u>	（新設）	本店所在地	投資法人名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">会社名</td><td style="width: 50%;">会社名</td></tr> <tr> <td>代表者の 役職署名</td><td>代表者の 役職署名</td></tr> </table> <p>_____は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）への外国指標連動証券信託受益証券の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1. 新規上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。</p> <p>2. 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p>（新設）</p> <p>第4-10号様式（略）</p> <p>第4-11号様式（略）</p> <p>（新設）</p>	会社名	会社名	代表者の 役職署名	代表者の 役職署名
会社名	会社名																
代表者の 役職署名	代表者の 役職署名																
第5-1号様式（略）	第4-10号様式（略）																
第5-2号様式（略）	第4-11号様式（略）																
第5-3号様式 <u>ベンチャーファンド上場契約書</u>	（新設）																
本店所在地	投資法人名																
会社名	会社名																
代表者の 役職署名	代表者の 役職署名																

<u>代表者の</u>	
<u>役職氏名</u>	
<u>本店所在地</u>	
<u>資産運用会社名</u>	
<u>代表者の</u>	
<u>役職氏名</u>	
<u>(投資法人名)</u>	
及び	<u>(資産運用会</u>
社名) は、	<u>を上場</u>
するについて、株式会社東京証券取引所(以下「取 引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。	
1 . 取引所が現に制定している及び将来制定又は <u>改正することのある業務規程、有価証券上場規 程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する 規定(以下「諸規則等」という。)のうち、当 投資法人及び当社が上場申請し、上場されるベ ンチャーファンド(以下「上場ベンチャーファ ンド」という。)に適用のあるすべての規定を 遵守すること。</u>	
2 . 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場ベン チャーファンドに対する上場廃止、売買停止そ の他の措置に従うこと。	
第 5 4 号様式 新規上場申請に係る宣誓書(ベ ンチャーファンド) (新設)	
新規上場申請に係る宣誓書(ベンチャーファンド)	
平成 年 月 旦	
株式会社東京証券取引所	
代表取締役社長	殿

本店所在地

投資法人名

代表者の

役職氏名

本店所在地

資産運用会社名

代表者の

役職氏名

(投資法人名)

及び (資産運用会
社名) は、株式会社東京証券取引所 (以下「取引
所」という。) への
の新規上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

1 . 新規上場申請及び上場審査において取引所に
提出する書類に関し、必要となる内容を漏れな
く記載してあり、かつ、記載した内容はすべて
真実であります。

2 . 前項その他適用のある取引所の有価証券上場
規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する
規定について、違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

第 5 - 5 号様式 カントリーファンド上場契約書 (新設)

カントリーファンド上場契約書

平成 年 月 旦

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

外国投資法人名

代表者の

役職署名

(外国投資法人

名) は、その発行するカントリーファンドを上場するについて、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。) が定めた次の事項を承諾します。

1 . 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。) のうち、外国投資法人が上場申請し、上場されるカントリーファンド(以下「上場カントリーファンド」) という。) に適用のあるすべての規定を遵守すること。

2 . 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場カントリーファンドに対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

3 . 本契約から生じる又は上場カントリーファンドに関する外国投資法人と取引所との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

第 5 6 号様式 新規上場申請に係る宣誓書(力 (新設)
ントリーファンド)

新規上場申請に係る宣誓書(カントリーファンド)

平成 年 月 旦

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

外国投資法人名

代表者の

役職署名

(外国投資法人

名) は、 株式会社東京証券取引所 (以下「 取引所 」
といふ。) へのカントリーファンドの新規上場申
請に關し、 次のとおり宣誓します。

1 . 新規上場申請及び上場審査において取引所に
提出する書類に關し、 必要となる内容を漏れな
く記載してあり、 かつ、 記載した内容はすべて
真実であります。

2 . 前項その他適用のある取引所の有価証券上場
規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する
規定について、 違反事実が判明した場合には、
それに関して取引所が行う一切の措置に異議を
申し立てません。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>の 2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕</u></p> <p><u>(スタンダードへの新規上場申請に係る上場審査)</u></p> <p><u>1. 規程第 216 条の 5 第 1 項に定める J A S D A Q への新規上場申請が行われた株券等（内訳区分としてスタンダードが選択された株券等に限る。）に対する上場審査は、この の 2 に定めるところにより行う。この場合において、当該新規上場申請者が外国会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行う。</u></p> <p><u>（企業の存続性）</u></p> <p><u>2. 規程第 216 条の 5 第 1 項第 1 号に定める事項についての上場審査は、次の（1）及び（2）に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</u></p> <p><u>（1） 新規上場申請者の企業グループの損益及び財政状態の見通しが今後の企業の存続に支障を来す状況ないこと。この場合において、次の a 又は b に該当するときは、当該損益及び財政状態の見通しが企業の存続に支障を来す状況にないものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>a 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び財政状態の水準を維持することができる合理的な見込みのあるとき。</u></p> <p><u>b 新規上場申請者の企業グループの損益又は財政状態が悪化している場合又は良好でない場合において、当該企業グループの損</u></p>	(新設)
	(新設)

益及び財政状態の水準の今後における回復
又は改善が客観的な事実に基づき見込まれ
るなど当該状況の改善が認められるとき。

(2) 新規上場申請者の企業グループの経営活動が、次のaからdまでに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。

b 新規上場申請者の企業グループの設備投資及び事業投資等の投資活動が、投資状況の推移及び今後の見通し等の状況に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

c 新規上場申請者の企業グループの資金調達等の財務活動が、財務状況の推移及び今後の見通し等に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

d 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 規程第216条の5第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項

から、相応に整備され、適切に運用されてい
る状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の
職務の執行に対する有効な牽制及び監査が
実施できる機関設計及び役員構成であるこ
と。この場合における上場審査は、規程第
436条の2から第439条までの規定に
定める事項の遵守状況を勘案して行うもの
とする。

b 新規上場申請者の企業グループにおい
て、効率的な経営の為に役員の職務の執行
に対する牽制及び監査が実施され、有効に
機能していること。

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族関
係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役
職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請
者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務
の執行又は有効な監査の実施を損なう状況で
ないと認められること。この場合において、
新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行
役その他これらに準ずるものとの配偶者並びに
二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員
その他これらに準ずるものに就任していると
きは、有効な監査の実施を損なう状況にある
とみなすものとする。

(3) 新規上場申請者の企業グループがその
実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、
必要な会計組織が、適切に整備、運用されて
いる状況にあると認められること。

(4) 新規上場申請者の企業グループにおい
て、その経営活動その他の事項に関する法令
等を遵守するための有効な体制が、適切に整
備、運用されている状況にあると認められる
こと。

(5) 新規上場申請者及びその企業グループ
が経営活動を有効に行うため、その内部管理

体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

(6) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(企業行動の信頼性)

4 . 規程第 216 条の 5 第 1 項第 3 号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(7)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。

b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況がない

(新設)

こと。

(2) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次の a から c までに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

- a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。
- b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常の取引の条件と著しく異なる条件での取引等、親会社等又は新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。
- c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受け入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(3) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が金融商品市場に上場する責任及び意義に関する識見を有していること。

(4) 次の a から c までに該当しないこと。

- a 新規上場申請日以降、同日の直前事業年度の末日から 3 年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び規程第 208 条第 1 号又は第 2 号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除

く。)、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。)を行う予定のある場合(合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。)であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を新規上場申請日の直前事業年度の末日から3年以内に行う予定のある場合(上場日以前に行う予定のある場合を除く。)

c 新規上場申請者の大株主、経営者、従業員その他特定者が行う株式の全部取得その他の方法による上場廃止を上場申請日の直前事業年度の末日から3年以内に行う予定のある場合

(5) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(6) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(7) 新規上場申請者の企業グループにおいて、最近において重大な法令違反又は公益に反する行為を犯しておらず、今後においても重大な法令違反又は公益に反することとなるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)

5. 規程第216条の5第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

a 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用な事項

b 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者から

(新設)

の事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項

c 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(a)から(d)までに掲げる事項

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(b) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(c) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(3) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(4) 新規上場申請者が当該新規上場申請者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している会社（以下「過半数所有会社」という。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに過半数所有会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該過半数所有会社の開示が有

効であるものとして、次の a 又は b のいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該過半数所有会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該過半数所有会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

a 新規上場申請者の過半数所有会社（過半数所有会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下この a 及び b において同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該過半数所有会社が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該過半数所有会社又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える過半数所有会社（前 a に適合する過半数所有会社を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができることにあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該過半数所有会社が同意することについて書面により確約すること。

(5) 新規上場申請者が外国会社である場合には、新規上場申請者が採用する会計制度が

投資者保護の観点から適当と認められること。

(6) 新規上場申請が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみに新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に、次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の（a）及び（b）に掲げる事項

（a）株主割当て以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況

（b）特別利害関係者等（開示府令第2条第1項第31号イ及びロに規定する者をいう。）が所有する株式等の変動の状況

b 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間における当該有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

（公益又は投資者保護の観点）

6. 規程第216条の5第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されないこと。

(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(3) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからfまでのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消できる見込みのこと

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の(a)から(c)までに掲げる者との取引(同(a)から(c)までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同(a)から(c)までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。)を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができると見込まれること。

(a) 親会社

(b) 支配株主(親会社を除く。)及びその近親者

(c) 前(b)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される

旨が定められていること。

e 当該新規上場申請に係る内国株券等が剩余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剩余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

f その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる状況にないこと。

(4) その他公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

(上場会社の人的分割により設立される会社に対する上場審査)

7. 新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該会社分割前に新規上場申請が行われた場合の上場審査は、2.から前6.までの規定にかかわらず、会社分割により承継する事業及び会社分割の計画等について、2.から前6.までに定めるところにより行う。

の3 株券等の新規上場審査〔グロース〕

(新設)

(グロースへの新規上場申請に係る上場審査)

1. 規程第216条の8第1項に定めるJASDAQへの新規上場申請が行われた株券等(内訳区分としてグロースが選択された株券等に限る。)に対する上場審査は、このの3に定めるところにより行う。この場合において、当該新規上場申請者が外国会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法

制度及び実務慣行等を勘案して行う。

(企業の成長可能性)

2. 規程第216条の8第1項第1号に定める事 (新設)

項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの損益

又は財政状態の見通しが向上する見込みであること。この場合において、次のa又はbに該当するときは、当該損益及び財政状態の見通しが向上する見込みがあるものとして取り扱うものとする。

a 経営計画において、申請事業年度以降、持続的成長を達成することができる合理的な見込みがあるとき。

b 将来において持続的成長が見込まれる先行投資型企業の場合にあっては、経営計画において、申請事業年度から起算して5年以内に当期純利益が計上できる見込みがあるとき。

(2) 経営計画の基礎となっている競争優位性及び事業環境について、合理的な根拠を有すること。

(3) 経営計画の実現に向けた社内の人員体制及び設備の構築について、現状及び計画の根拠に疑義を抱かせるものでないこと。

(4) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 規程第216条の8第1項第2号に定める事 (新設)

項についての上場審査は、次の(1)から(6)

までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制
が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第436条の2から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b 新規上場申請者の企業グループにおいて、効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族關係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(4) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令

等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(5) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

(6) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(企業行動の信頼性)

4. 規程第216条の8第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(7)

(新設)

までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格

を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。

b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況ないこと。

(2) 新規上場申請者が親会社等を有する場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次の a から c までに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常の取引の条件と著しく異なる条件での取引等、親会社等又は新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものないと認められること。

(3) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が金融商品市場に上場する責任及び意義に関する識見を有していること。

(4) 次の a から c までに該当しないこと。

- a 新規上場申請日以降、同日の直前事業年度の末日から 3 年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び規程第 208 条第 1 号又は第 2 号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。
- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を新規上場申請日の直前事業年度の末日から 3 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）
- c 新規上場申請者の大株主、経営者、従業員その他特定者が行う株式の全部取得その他の方法による上場廃止を上場申請日の直前事業年度の末日から 3 年以内に行う予定のある場合
- （5）新規上場申請者が買収防衛策を導入し

ている場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(6) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(7) 新規上場申請者の企業グループにおいて、最近において重大な法令違反又は公益に反する行為を犯しておらず、今後においても重大な法令違反又は公益に反することとなるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること

(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)

5. 規程第216条の8第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(7)

(新設)

までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

a 新規上場申請者及びその企業グループの成長可能性のある技術又はビジネスモデルの特徴、事業環境、本格的な事業展開まで

の行程及び進捗状況、財政状態・経営成績・
資金収支の状況に係る分析及び説明、関係
会社の状況、研究開発活動の状況、大株主
の状況、役員・従業員の状況、配当政策、
公募増資の資金使途等の投資者の投資判断
上有用な事項

- b 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積
欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役
員への経営の依存、他社との事業の競合状
況、市場や技術の不確実性、特定の者から
の事業運営上の支援の状況等の投資者の投
資判断に際して新規上場申請者のリスク要
因として考慮されるべき事項
- c 新規上場申請者の企業グループの主要な
事業活動の前提となる事項に係る次の(a)
から(d)までに掲げる事項
- (a) 新規上場申請者の企業グループの
主要な事業活動の前提となる事項の内容
- (b) 許認可等の有効期間その他の期限
が法令又は契約等により定められている
場合には、当該期限
- (c) 許認可等の取消し、解約その他の
事由が法令又は契約等により定められて
いる場合には、当該事由
- (d) 新規上場申請者の企業グループの
主要な事業活動の前提となる事項につい
て、その継続に支障を来す要因が発生し
ていない旨及び当該要因が発生した場合
に事業活動に重大な影響を及ぼす旨
- (3) 新規上場申請者が、中期経営計画を適
切に策定し、投資者への説明会等を行える状
況にあること。
- (4) 新規上場申請者の企業グループが、そ
の関連当事者その他の特定の者との間の取引
行為又は株式の所有割合の調整等により、新
規上場申請者の企業グループの実態の開示を

企めていないこと。

(5) 新規上場申請者が過半数所有会社を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに過半数所有会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該過半数所有会社の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該過半数所有会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該過半数所有会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

a 新規上場申請者の過半数所有会社（過半数所有会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このa及びbにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該過半数所有会社が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該過半数所有会社又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える過半数所有会社（前aに適合する過半数所有会社を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切

に開示することに当該過半数所有会社が同意することについて書面により確約すること。

(6) 新規上場申請者が外国会社である場合には、新規上場申請者が採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

(7) 新規上場申請が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみに新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に、次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の（a）及び（b）に掲げる事項

（a）株主割当て以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況

（b）特別利害関係者等（開示府令第2条第1項第31号イ及びロに規定する者をいう。）が所有する株式等の変動の状況

b 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間ににおいて、上場後の一定期間における当該有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

（公益又は投資者保護の観点）

6. 規程第216条の8第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（4）

までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(3) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式又は議決権の少ない株式である場合は、次の a から f までのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消できる見込みのこと

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとができる見込みがあると認められること。

（a）親会社

（b）支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

（c）前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している

会社等及び当該会社等の子会社

- d 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定められていること。
- e 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後 2 年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。
- f その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる状況ないこと。

(4) その他公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

(上場会社の人的分割により設立される会社に対する上場審査)

7. 新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該会社分割前に新規上場申請が行われた場合の上場審査は、2. から前 6. までの規定にかかわらず、会社分割により承継する事業及び会社分割の計画等について、2. から前 6. までに定めるところにより行う。

の 4 (略)

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第 302 条の 2 第 1 項に定める公益又は投

(新設)

の 2 (略)

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第 302 条の 2 第 1 項に定める公益又は投

資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)から(3)までに定めるところにより行う。

(1)・(2) (略)

(3) JASDAQの上場会社 の26

(5)又は の3 6.(5)に定めるところにより行う。

(上場市場の変更審査等)

2. 上場市場の変更審査及び内訳区分の変更審査については、次の(1)から(5)までに定めるところにより行う。

(1) 規程第313条第1項に定める本則市場への上場市場の変更審査は、に準じて行う。この場合において、当取引所は、マザーズ又はJASDAQへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に行うことができるものとする。

(2) 規程第313条の4第1項に定めるマザーズへの上場市場の変更審査は、に準じて行う。この場合において、当取引所は、JASDAQへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、事業計画の合理性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に行うことができるものとする。

(3) 規程第313条の7第1項に定めるJASDAQへの上場市場の変更審査は、の2又はの3に準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場又はマザーズへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレ

資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)及び(2)に定めるところにより行う。

(1)・(2) (略)

(新設)

(上場市場の変更審査)

2. 規程第313条第1項に定める上場株券等の上場市場の変更に係る審査は、に準じて行う。この場合において、当取引所は、マザーズへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に行うことができるものとする。

トガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、スタンダードへの上場市場の変更申請の場合には企業の存続性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に、グロースへの上場市場の変更申請の場合には企業の成長可能性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(4) 規程第315条の4第1項に定めるスタンダードへの内訳区分の変更審査は、の2に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、グロースへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、企業の存続性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(5) 規程第315条の5第1項に定めるグロースへの内訳区分の変更審査は、の3に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、スタンダードへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、企業の成長可能性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

ベンチャーファンドの新規上場審査

(新設)

(ベンチャーファンドの新規上場申請に係る上場審査)

1. 規程第1306条第1項に定めるベンチャーファンドの上場審査は、このに定めるところにより行う。

(未公開株等の評価の適正性)

2. 規程第1306条第1項第1号に定める事項 (新設)

についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を未公開株等評価機関に委託していること。

(2) 前号に規定する未公開株等評価機関について、資本関係、人的関係、取引関係その他の関係を総合的に勘案し、新規ベンチャーファンド上場申請者からの独立性が確保されている状況にあると認められること。

(3) 第1号に規定する未公開株等評価機関について、次のaからcまでに掲げる事項から、適正な評価を行うことができる社内体制が整備されている状況にあると認められること。

a 原則として、評価機関として設立された後、新規上場申請日の直前営業期間の末日までに3か年以上を経過していること、かつ、相応の財務基盤及び安定した収益実績を有すること。

b 評価に係る業務の遂行に必要な人員が確保されていること。

c 評価機関としての実績を有していること。

(開示の適正性)

3. 規程第1306条第1項第2号に定める事項 (新設)

についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請書類のうちベンチャーファンドに関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が適切に記載されていること。

(2) ベンチャーファンドの新規上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。

(公益又は投資者保護の観点)

4. 規程第1306条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) ベンチャーファンドの新規上場を申請した者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

(2) その他公益又は投資者保護の観点から適當と認められること。

カントリーファンドの新規上場審査

(新設)

(カントリーファンドの新規上場申請に係る上場審査)

1. 規程第1406条第1項に定めるカントリーファンドの上場審査は、このに定めるところにより行う。

(開示の適正性)

2. 規程第1406条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請書類のうち投資内容の開示に係るもののが法令等に準じて作成されており、かつ、本国等の法制度、新規カントリーファンド上場申請者の財政状態及び経営成

(新設)

(新設)

(新設)

績、役員・大口の投資主等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。

(2) 新規カントリーファンド上場申請者の会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること。

(3) 新規カントリーファンド上場申請者が、経営に重大な影響を与える事実等の法人情報を管理し、当該法人情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。

(公益又は投資者保護の観点)

3. 規程第1406条第1項第2号に定める事項 (新設)

についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規カントリーファンド上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(2) 投資主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(3) 新規カントリーファンド上場申請者が、資産運用の基本方針等に基づき運用することが見込まれること。

(4) 新規上場申請に係るカントリーファンド資産運用会社が、原則として、資産運用会社として設立された後、新規上場申請日の直前営業期間の末日までに3か年以上を経過しており、かつ、外国の有価証券に係る投資運用の実績を有していること。この場合において、設立後3か年以上を経過していない場合であっても、当該運用会社の親会社がその状況にあれば適合しているものとする。

(5) 新規上場申請に係るカントリーファン

ド発行投資法人の事務管理の委託を受ける者
が、原則として、事務管理の委託を受ける者
として設立された後、新規上場申請日の直前
営業期間の末日までに 3 か年以上を経過して
おり、かつ、外国投資法人等に係る事務管理
の委託を受ける者としての実績を有している
こと。この場合において、設立後 3 か年以
上を経過していない場合であっても、当該事務
管理の委託を受ける者の親会社がその状況に
あれば適合しているものとする。

(6) その他公益又は投資者保護の観点から

適當と認められること。

付 則

この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
実効性の確保に係る審査 (特設注意市場銘柄の指定等) 1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次の(1)及び(2)に掲げる場合においては、当該(1)及び(2)に定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。 (1) 規程第501条第1項第1号に掲げる場合 当取引所が規程第601条第1項第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号(第602条から <u>第604条の5</u> までによる場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状 (2) (略)	実効性の確保に係る審査 (特設注意市場銘柄の指定等) 1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次の(1)及び(2)に掲げる場合においては、当該(1)及び(2)に定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。 (1) 規程第501条第1項第1号に掲げる場合 当取引所が規程第601条第1項第9号の2、第11号、第12号、第19号又は第20号(第602条から <u>第604条まで</u> による場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状 (2) (略)
備考 (準用規定) このガイドラインは、上場優先株等、上場優先証券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場交換社債券、上場ETN、上場ETF、 <u>上場不動産投資信託証券</u> 、 <u>上場ベンチャーファンド</u> 及び <u>上場カントリーファンド</u> に係る情報の開示の適正性に係る審査、実効性の確保に係る審査及び上場廃止に係る審査について準用する。	備考 (準用規定) このガイドラインは、上場優先株等、上場優先証券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場交換社債券、上場外国指標連動証券信託受益証券、上場ETF及び上場不動産投資信託証券に係る情報の開示の適正性に係る審査、実効性の確保に係る審査及び上場廃止に係る審査について準用する。
付　　則	

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

To ST NeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(To ST NeT 取引に係る売買の取消し) 第13条 To ST NeT 特例第18条第1項の規定により行う To ST NeT 取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。 (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a から c までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第29条第5号の規定により売買立会による売買が停止された時、To ST NeT 特例第19条第5号の規定により To ST NeT 取引に係る売買が停止された時又は業務規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。 a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、 <u>出資証券、優先出資証券</u> 、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券 第16条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量） b・c （略） 2 （略） (取消しの可能性の周知が必要と認める場合)	(To ST NeT 取引に係る売買の取消し) 第13条 To ST NeT 特例第18条第1項の規定により行う To ST NeT 取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。 (1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a から c までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第29条第5号の規定により売買立会による売買が停止された時、To ST NeT 特例第19条第5号の規定により To ST NeT 取引に係る売買が停止された時又は業務規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。 a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券 第16条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量） b・c （略） 2 （略） (取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第16条　To STN e T特例第19条第5号に掲げる場合のTo STN e T取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

- (1) 内国株券及び内国商品信託受益証券
上場株式数（出資証券の場合は上場出資口数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量
- (2)・(3) （略）

付 則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

第16条　To STN e T特例第19条第5号に掲げる場合のTo STN e T取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

- (1) 内国株券及び内国商品信託受益証券
上場株式数（優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量
- (2)・(3) （略）

当取引所が指定する市場デリバティブ取引を廃止する規則

当取引所が指定する市場デリバティブ取引を廃止する。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。